笑顔あふれる　人にやさしいまち・高松

を目指して

2000-2011

ーたかまつ・21世紀プランー

新・高松市総合計画

平成１２年２月

高　松　市

基本構想

目　次

Ⅰ　目指すべき都市像---------- ①
Ⅱ　目標年次---------- ①
Ⅲ　主要指標---------- ①
Ⅳ　都市づくりの考え方---------- ②
Ⅴ　都市づくりの目標---------- ②
Ⅵ　施策の大綱---------- ②
　1　環境共生型まちづくりへの転換　②
　2　少子・高齢社会にふさわしい福祉のまちづくり　③
　3　心豊かな生活のための場と人づくり　④
　4　豊かで活力あふれる産業の振興　④
　5　広域・交流拠点性の強化　⑤
　6　地域みずからのまちづくり　⑥
Ⅶ　土地利用---------- ⑥

Ⅰ　目指すべき都市像

笑顔あふれる　人にやさしいまち･高松

都市は、市民が安心して生活のできるところであり、いつまでも住み続けることのできる安住の地であることが理想です。言いかえれば、都市は、そこに住む市民にとって、「住みやすいまち」「気持ちよく働けるまち」であり、市民だけでなく、だれもが「訪れてみたい魅力のあるまち」「夢の持てる活力を感じるまち」であると言えます。

この都市づくり、まちづくりの原点をしっかりと見据えながら、将来のあるべき都市像を掲げ、その実現に向けて、市民と共に、一歩一歩着実に前進させていかなければなりません。

その向かうべき方向は、環境への負荷を少なくし、高齢者や障害者、未来を担う子どもたち、事業を営む者など、都市に生きる様々な立場の「人」にとって、“ やさしいまち ”づくりであると考えます。

そのためには、環瀬戸内海圏の中核都市として、にぎわいと活力のある都市づくりを進めるとともに、親切と思いやりを基本に、人と人とのふれあい、心と心のふれあいを大切にすることが重要であり、本市は、これから迎える２１世紀において、心が和み、自然に笑みが浮かぶような“ まち（都市）”でありたいと考えます。

このような考え方のもと、新世紀において目指すべき都市像を『**笑顔あふれる　人にやさしいまち･高松**』とします。

Ⅱ　目標年次

平成２３(2011)年度を目標とします。

Ⅲ　主要指標

本市の平成２３(2011)年における主要指標は、次のとおりとします。

区　　分	単位	平成７年（実績）(1995)		平成２３年（想定）(2011)		伸び
		A	構成比	B	構成比	B／A
総　人　口	人	331,004	100.0%	350,000	100.0%	1.06
０～１４歳	人	53,877	16.3%	49,700	14.2%	0.92
１５～６４歳	人	227,303	68.7%	218,000	62.3%	0.96
６５歳以上	人	49,780	15.0%	82,300	23.5%	1.65
世　帯　数	世帯	123,457	－	140,600	－	1.14
昼 間 人 口	人	374,117	－	394,700	－	1.06
都市圏人口	人	614,310	－	648,500	－	1.06
就 業 者 数	人	167,610	－	174,300	－	1.04

(注)　1　平成７(1995)年の数値は、国勢調査によります。
　　2　平成７(1995)年の年齢別人口の合計は、年齢不詳を除くため、総人口に一致しません。
　　3　昼間人口は、常住地による人口（夜間人口）に通勤・通学による流出入人口を加減したものです。
　　4　都市圏人口は、本市への通勤者の流入率（国勢調査における市町ごとの就業者数に対する、高松市への就業者数の割合）が１０%以上の圏域（本市を含め２市１６町）の人口です。

Ⅳ　都市づくりの考え方

１　基本的考え方

まちづくりの主人公は市民であり、まちづくりは、市民と行政が協働して取り組むパートナーシ

ップによる共同作業です。２１世紀のまちづくりは、地域みずからが自己決定と自己責任の考え方により主体的に進めることが重要であり、地域の課題と対応方策について、行政と市民が共に考え、共に行動することが強く求められています。

このため、「市政への市民参画の拡大」を市政推進に当たっての特に重要な基本的考え方とします。

２　基本的考え方を踏まえ、配慮した４つの視点

⑴ 自助･共助･公助の視点に立ったまちづくり

まちづくりにおいては、市民の自助努力の自覚を出発点として、社会性、公益性に基づく役割分担を考えていくことが重要であり、市民がみずからの責任ですべきこと（自助）、地域社会が共同してすべきこと（共助）、そして「公」がすべきこと（公助）の「自助・共助・公助」の視点に立ったまちづくりを進めます。

⑵ 情報公開と情報提供の推進

市政への積極的な市民参画と自助・共助・公助の視点に立ったまちづくりを進めるためには、情報の共有が重要であり、アカウンタビリティ（説明責任）を念頭に置いた情報公開と適切な情報提供を進めます。

⑶ 共生の視点に立ったまちづくり

地球環境との共生をはじめ、地域社会における共生、ノーマライゼーション、外国人との共生、男性と女性の共生など、互いに共同して生活を営む上において、自覚すべき「共生」の視点を市民と行政が深く認識し、まちづくりを進めます。

⑷ 市民感覚に根ざしたまちづくり

まちづくりは、行政だけで行う時代から、市民と共に、市民と共感しながら進める時代へと移行しており、従来にも増して、市民本位の視点に立ち、市民感覚に根ざしたまちづくりを進めます。

Ⅴ　都市づくりの目標

「笑顔あふれる　人にやさしいまち・高松」を目指し、次の６つを都市づくりの目標とします。

１　環境共生型まちづくりへの転換
２　少子・高齢社会にふさわしい福祉のまちづくり
３　心豊かな生活のための場と人づくり
４　豊かで活力あふれる産業の振興
５　広域・交流拠点性の強化
６　地域みずからのまちづくり

Ⅵ　施策の大綱

都市づくりの６つの目標に向けて、施策を展開していくための考え方を「施策の大綱」として、次のとおり定めます。

１　環境共生型まちづくりへの転換

環境への負荷を少なくし、恵み豊かな環境を将来にわたり良好な状態で保全するため、身近な自然を守り育てながら、かけがえのない地球環境との共生を進めるとともに、資源の循環的な利用を基調とした、環境にやさしいリサイクル型社会の形成を図ります。

また、安全で快適な住みよい環境を確保するため、うるおいとゆとりのある都市アメニティの向

上を図るとともに、安全で安心できる生活環境の整備を推進するほか、水は限りある資源という視点に立ち、水を大切にするまちづくりを進めます。

⑴ かけがえのない地球環境との共生

現在および将来の市民が環境の恵みを享受できるよう、自然環境の保全や環境汚染の防止を図るなど、良好な地域環境の保全と創造に取り組むとともに、行政が率先し、市民、事業者と相互に協力、連携しながら、環境に配慮した行動を展開することにより、すべての人の参加による環境の保全を推進します。

⑵ 環境にやさしいリサイクル型社会の形成

ごみの発生抑制や減量化、リサイクルなど、「ごみゼロ」に向けての取り組みを進めるとともに、ごみの収集・処理体制の充実やダイオキシン類等の排出削減、し尿の処理など、一般廃棄物の適正処理を推進するほか、排出事業者の自己処理責任の原則に基づき、産業廃棄物の適正処理を促進します。

⑶ うるおいとゆとりのある都市アメニティの向上

うるおいとゆとりのある快適な都市環境を確保するため、公園の整備や緑化を進めるなど、みどりのまちづくりを推進するとともに、自然、歴史、文化の調和のとれた個性豊かな都市景観の向上を図ります。また、汚水の適正処理や浸水対策などを図るため、下水道の整備を進めます。

⑷ 安全で安心できる生活環境の整備

すべての市民が安全で安心して暮らすことができるよう、良好な居住環境をはじめ、生活道路や河川、港湾の整備を進めます。また、市民の生命と財産を守るため、防災対策や消防力の充実を図るとともに、犯罪のないまちづくりに努めます。

さらに、清潔で健康な暮らしの基礎となる生活衛生の向上に努めるとともに、交通弱者の保護を基本とした交通安全対策の充実を図るほか、快適な自転車利用の環境づくりを進めます。

⑸ 水を大切にするまちづくり

水を大切に使う循環型都市の実現に向け、全市をあげて水の循環利用と節水を推進するとともに、安定給水の確保を図りながら、安全で良質な水道水の供給を行います。

2　少子・高齢社会にふさわしい福祉のまちづくり

少子・高齢社会に対応し、市民が生涯にわたり、健康で安定した幸せな生活を送ることのできる福祉のまちづくりを進めるため、子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりに取り組むとともに、保健、医療、福祉の連携により、ライフステージに応じた健康づくりや多様なニーズに対応した福祉の充実を図ります。

また、高齢者や障害者が社会の一員として自立し活動できるよう、高齢者や障害者にやさしいまちづくりを進めるとともに、社会参加を推進します。

⑴ 子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり

子どもが心身ともに健やかに生まれ育つよう、家庭、地域、行政が連携を図りながら、子育てを支援するとともに、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりを進め、子育てと仕事の両立を支援するほか、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進します。

⑵ 健康づくりと福祉の充実

だれもが住み慣れた家庭や地域において健康で安心して暮らすことができるよう、保健、医療、福祉の連携を図りながら、地域保健や医療体制を充実するとともに、ノーマライゼーションの理念のもと、地域福祉の向上に努めます。また、在宅生活の支援や施設福祉の拡充など、高齢者福

祉や障害者福祉の充実を図るとともに、介護保険事業などの社会保障制度の適切な運営に努めます。

⑶ 高齢者や障害者にやさしいまちづくりの推進

高齢者や障害者が地域社会の一員として、共に生活し、活動の場を広げられるよう、ユニバーサルデザインの視点に立って、住宅や公共空間のバリアフリー化を図り、高齢者や障害者が安心して暮らすことのできる生活空間づくりを進めます。

⑷ 高齢者や障害者の社会参加の推進

高齢者や障害者が、その能力を発揮し、社会参加を進められるよう、生きがいづくりや就業を促進し、高齢者や障害者が活動できる場と機会の確保を図ります。

3　心豊かな生活のための場と人づくり

市民一人一人が生きがいのある豊かで充実した人生を築くことができるよう、基本的人権を尊重する社会の確立を目指すとともに、次代を担う人づくりをはじめ、生涯にわたる学習活動やスポーツ・レクリエーション活動を推進し、生きる力を身につけ心を育てる生涯学習社会の形成を図ります。

また、市民の主体的な文化活動を促進し、地域に根ざした個性ある芸術・文化の創造と振興を図るとともに、自立し行動する賢い消費者づくりを進めます。

⑴ 基本的人権を尊重する社会の確立

すべての市民がお互いの人権と平和を大切にする社会づくりを進めるとともに、同和問題の早期解決に向け、同和対策を推進します。

また、あらゆる分野への女性の参画を促進し、男女が共同して様々な課題に取り組むことのできる男女共同参画の社会づくりを進めます。

⑵ 生きる力を身につけ心を育てる生涯学習社会の形成

次代を担う子どもたちが心豊かにたくましく育つよう、一人一人の個性を尊重し、豊かな人間性を育てる学校教育を推進するとともに、家庭、地域、学校の連携により、市民総ぐるみで青少年の健全育成を図ります。

また、市民が生涯にわたって様々な学習活動が続けられるよう、学習の場と機会を充実し、生涯学習を推進するとともに、人材の育成と学術研究の振興を図るため、高等教育の充実に努めます。

さらに、生涯にわたる健康の増進と体力づくりのため、市民が気軽に親しむことのできるスポーツ・レクリエーションの振興を図ります。

⑶ 地域に根ざした個性ある芸術･文化の創造と振興

地域文化の担い手である市民の自主的な芸術・文化活動を促進するとともに、芸術・文化に親しむことのできる場と機会の充実を図るほか、文化財の保護に努め、市民芸術・文化の創造と振興を図ります。

⑷ 賢い消費者づくり

みずからが自覚と責任を持って行動できる消費者づくりを進めるため、消費者の自立を促進するとともに、消費者利益の擁護に努めます。

4　豊かで活力あふれる産業の振興

産業構造の変化や交通環境の変革に適切に対応しながら、新しい時代をリードし、地域を支える産業の活性化を促進するため、商業業務機能の強化と工業、農林水産業などの振興を図ります。

また、観光資源を活用し、訪れる人々にとって魅力のある観光とコンベンションの振興を図ります。

さらに、勤労者がみずからの能力を生かし、生き生きと働くことのできる就業環境づくりを進めます。

(1) 新時代をリードし、地域を支える産業の振興

経済・金融システムの改革や技術革新、高度情報化の進展による産業構造の変化、高速交通網の整備による経済圏の拡大に対応し、本市の特性を生かしながら、活力ある産業活動を展開するため、中心市街地の活性化に取り組むとともに、高付加価値型産業の育成・振興や中小企業等の経営基盤の強化などに努め、商業業務機能の強化と工業の振興を図ります。

また、農林水産物の生産の振興、生産体制の強化、生産基盤の整備により、農林水産業を振興するとともに、地場産業としての伝統的工芸・特産品の振興を図ります。

(2) 魅力のある観光・コンベンションの振興

観光客に温かい「おもてなし」ができるよう、受入態勢の充実を図るとともに、自然的、歴史的、都市的観光資源を生かしながら、魅力のある観光地づくりや観光客の誘致を進め、観光の振興を図ります。また、国際会議観光都市にふさわしい施設・機能の充実に努め、コンベンションの振興を図ります。

(3) 生き生きと働くことのできる就業環境づくり

勤労者の能力を生かすことのできる就業機会の拡大や時代のニーズに対応できる人材の育成など、就業の支援を行うとともに、勤労者福祉の充実を図り、就業環境の向上に努めます。

5　広域・交流拠点性の強化

瀬戸内海三橋時代に対応し、にぎわいと活力のある広域・交流拠点としての都市基盤整備や高次の都市機能の集積を図るため、高速交通網の整備や公共交通機関の強化など、総合的な視点に立った都市交通網の形成を推進するとともに、環瀬戸内海圏の中核都市にふさわしい広域都心や計画的な市街地の形成を進めるほか、情報通信社会に対応できる拠点機能の強化に努めます。

また、人や文化などの幅広い交流を進めるため、国際化への対応を図るとともに、都市交流を推進します。

(1) 総合的な視点に立った都市交通網の形成

多様な交通手段が有機的に連携した総合交通体系の確立を目指し、陸・海・空の高速交通ネットワークを形成する広域交流基盤や幹線道路網の整備を進めるとともに、公共交通機関の強化や主要な駅等における交通結節機能の強化を図るほか、交通渋滞の緩和に向けた交通需要管理施策を推進します。

(2) 環瀬戸内海圏の中核都市にふさわしい広域都心の形成

高速交通網の整備や都市化の進展に伴う交流圏、都市圏の拡大に対応し、環瀬戸内海圏の中核都市にふさわしい都心機能の充実強化を図るため、サンポート高松や市街地再開発などの都心再生プロジェクトを推進するとともに、快適な生活空間の形成による都心居住を促進します。

(3) 計画的な市街地の形成

既成市街地や市街化進行地域などにおいて、都市型生活にふさわしい質の高いまちを形成するため、土地区画整理事業の推進などによる健全な市街地の整備を進めるとともに、総合的な視点から適正な土地利用を推進します。

(4) 情報通信社会に対応できる拠点機能の強化

高度情報通信社会における情報受発信機能を強化するため、情報通信網の整備や幅広い交流を可能にする情報交流拠点の整備を推進するなど、情報通信機能・基盤の整備を進めます。

⑸ 国際化への対応と都市交流の推進

世界に開かれた都市を目指し、姉妹・友好都市との交流を進めるとともに、市民の豊かな国際感覚の涵養や外国人にとって住みやすい環境づくりを行うなど、国際交流を推進します。また、国内諸都市との幅広い分野での交流を推進します。

6　地域みずからのまちづくり

住みよい魅力あるまちづくりを進めるため、身近な活動を支える心ふれあうコミュニティづくりを推進します。

また、地域の主体性を発揮しながら、個性的な地域づくりができるよう、市民と行政が協働して取り組むパートナーシップのまちづくりを進めるとともに、行政改革を推進する中で、中核市にふさわしい行財政システムの確立を図るほか、合併問題への対応も含めた広域連携を推進するなど、地域主権の時代を拓くまちづくりを進めます。

さらに、市制施行の周年など、節目をとらえた周年記念事業を実施します。

⑴ 心ふれあうコミュニティづくり

自立と連帯に根ざした心ふれあう地域社会が形成できるよう、自主的なコミュニティ活動を促進するとともに、気軽に交流できる活動の拠点づくりを進め、コミュニティの活性化を図ります。

⑵ 地域主権の時代を拓くまちづくり

まちづくりへの市民の参画意識の高揚を図りながら、市政への市民参画とボランティア活動などの市民活動を促進するとともに、広聴・広報活動や情報公開を推進し、市民と行政が協働して取り組むパートナーシップのまちづくりを進めます。

また、行政改革をより一層推進するとともに、効果的、効率的な行財政運営や新たな政策課題への適切な対応を行うなど、中核市にふさわしい行財政システムの確立を図ります。

さらに、交流と連携を基調に、広域都市圏「サンネット高松」における連携や合併問題への対応検討、広域的な都市連携を進めるほか、都市イメージの再構築を図ります。

⑶ 周年記念事業の実施

市制施行の周年をはじめ、施設の開館、都市提携の周年など、記念すべき節目をとらえ、効果的な記念事業を実施します。

Ⅶ　土地利用

土地は、市民生活や産業活動の基盤であり、まちづくりや地域の発展に深く関わっています。

このため、将来の望ましい都市構造のあり方を展望する中で、公共の福祉を優先しながら、自然環境の保全を図りつつ、本市の自然的、社会的、経済的、文化的諸条件や各地域における土地利用の歴史等に配慮した上、健康で文化的な生活環境の確保と地域産業の振興等が図れるよう、都市的土地利用と自然的土地利用を明確にし、総合的、計画的な土地利用を進めます。

また、都市計画区域における都市整備に係る基本的方針として策定した本市の「都市計画マスタープラン」の考え方を踏まえ、基本計画において、市域全体の地域区分と、それぞれのまちづくりの方向を示します。

基本計画

目　次

総論

Ⅰ　策定の考え方 ---------- 1
　1　策定の趣旨　1
　2　計画の構成　1
Ⅱ　計画の期間 ---------- 1
Ⅲ　主要指標 ---------- 1
Ⅳ　土地利用の考え方 ---------- 2
　1　将来都市構造の考え方　2
　2　土地利用の基本的考え方　3
Ⅴ　重点プロジェクト ---------- 7
　1　資源循環型社会づくりプロジェクト　8
　2　少子社会対策推進プロジェクト　9
　3　活力ある高齢社会づくりプロジェクト　10
　4　男女が共に生き合える社会づくりプロジェクト　12
　5　文化の香りあふれるまちづくりプロジェクト　13
　6　都心機能と中心市街地の活性化プロジェクト　14
　7　交流するまち・高松プロジェクト　15
　8　総合的な都市交通網整備プロジェクト　16
　9　情報化推進プロジェクト　18
　10　市民参画のまちづくりプロジェクト　19
Ⅵ　計画の推進に当たって ---------- 20

各論

第１章　環境共生型まちづくりへの転換---------- 23
　動向と課題 ---------- 24
　この章における代表的な政策目標---------- 27
　Ⅰ　かけがえのない地球環境との共生---------- 29
　　1　良好な地域環境の保全と創造　29
　　2　すべての人の参加による環境の保全　32
　Ⅱ　環境にやさしいリサイクル型社会の形成---------- 34
　　1　「ごみゼロ」に向けての取組み　34
　　2　一般廃棄物の適正処理の推進　36
　　3　産業廃棄物の適正処理の促進　41
　Ⅲ　うるおいとゆとりのある都市アメニティの向上 ----- 42
　　1　みどりのまちづくり　42
　　2　都市景観の向上　46
　　3　下水道の整備　49
　Ⅳ　安全で安心できる生活環境の整備---------- 51
　　1　住宅・居住環境の整備　51
　　2　生活道路の整備　53
　　3　河川・港湾の整備　54
　　4　防災・消防の充実　55
　　5　犯罪のないまちづくり　58
　　6　生活衛生の向上　59
　　7　交通安全対策の充実　61
　　8　快適な自転車利用の環境づくり　62
　Ⅴ　水を大切にするまちづくり ---------- 64
　　1　水の循環利用と節水の推進　64
　　2　安全で良質な水道水の供給　68
第２章　少子・高齢社会にふさわしい福祉のまちづくり --- 71
　動向と課題---------- 72
　この章における代表的な政策目標 ---------- 74
　Ⅰ　子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり ---------- 75
　　1　総合的な子育て支援　76
　　2　子育てと仕事の両立支援　78
　　3　ひとり親家庭等の生活の安定と自立の支援　79
　Ⅱ　健康づくりと福祉の充実 ---------- 80
　　1　地域保健の充実　80
　　2　医療体制の充実　85
　　3　地域福祉の向上　87
　　4　高齢者福祉の充実　89
　　5　障害者福祉の充実　92
　　6　社会保障制度の適切な運営　95
　Ⅲ　高齢者や障害者にやさしいまちづくりの推進 ------- 97
　　1　高齢者や障害者が安心して暮らすことのできる生活空間づくり　97
　Ⅳ　高齢者や障害者の社会参加の推進 ---------- 98
　　1　高齢者や障害者が活動できる場と機会の確保　98
第３章　心豊かな生活のための場と人づくり ---------- 101
　動向と課題---------- 102
　この章における代表的な政策目標 ---------- 104
　Ⅰ　基本的人権を尊重する社会の確立 ---------- 105
　　1　人権と平和を大切にする社会づくり　105
　　2　同和対策の推進　106
　　3　男女共同参画の社会づくり　107
　Ⅱ　生きる力を身につけ心を育てる生涯学習社会の形成　109
　　1　豊かな人間性を育てる教育の推進　110
　　2　青少年の健全育成　112
　　3　生涯学習の推進　113
　　4　高等教育の充実　118
　　5　スポーツ・レクリエーションの振興　119
　Ⅲ　地域に根ざした個性ある芸術・文化の創造と振興 -- 121
　　1　市民芸術・文化の創造と振興　121
　Ⅳ　賢い消費者づくり---------- 126

1　消費者の自立促進と保護 126
第４章　豊かで活力あふれる産業の振興 129
動向と課題 130
この章における代表的な政策目標 131
Ⅰ　新時代をリードし、地域を支える産業の振興 132
1　商業業務機能の強化と工業の振興 132
2　農林水産業の振興 137
3　工芸・特産品の振興 140
Ⅱ　魅力のある観光・コンベンションの振興 142
1　観光の振興 142
2　コンベンションの振興 145
Ⅲ　生き生きと働くことのできる就業環境づくり 147
1　就業環境の向上 147
第５章 広域・交流拠点性の強化 149
動向と課題 150
この章における代表的な政策目標 152
Ⅰ　総合的な視点に立った都市交通網の形成 153
1　広域交流基盤の整備 153
2　幹線道路網の整備 157
3　公共交通機関の強化 159
4　交通結節機能の強化 162
5　交通需要管理施策の推進 164
Ⅱ　環瀬戸内海圏の中核都市にふさわしい広域都心の形成 167
1　都心再生プロジェクトの推進 167
2　都心居住の促進 171
Ⅲ　計画的な市街地の形成 172
1　健全な市街地の整備 172
2　適正な土地利用の推進 174
Ⅳ　情報通信社会に対応できる拠点機能の強化 176
1　情報通信機能・基盤の整備 176
Ⅴ　国際化への対応と都市交流の推進 178
1　国際交流の推進 178
2　国内交流の推進 181
第６章　地域みずからのまちづくり 183
動向と課題 184
この章における代表的な政策目標 186
Ⅰ　心ふれあうコミュニティづくり 187
1　コミュニティの活性化 187
Ⅱ　地域主権の時代を拓くまちづくり 189
1　市民と行政が協働して取り組むパートナーシップのまちづくり 189
2　中核市にふさわしい行財政システムの確立 193
3　広域連携の推進 196
4　都市イメージの再構築 198
Ⅲ　周年記念事業の実施 199
1　周年記念事業の実施 199

地域別まちづくり

Ⅰ　地域区分の目的と考え方 203
Ⅱ　地域別まちづくりの考え方 203
■中央地域【本庁、木太（北部）、太田（一部）】 203
■東部地域【屋島、古高松、川添、前田】 204
■南東部地域【山田】 205
■南部地域【太田（一部）、林、多肥、仏生山、三谷、木太（南部）】 206
■南西部地域【鶴尾、一宮、檀紙、川岡、円座】 207
■西部地域【香西、下笠居、弦打、鬼無】 208
■離島地域【女木、男木】 209

付属資料

・新・高松市総合計画策定経過 211
・新・高松市総合計画（基本構想）案に関する諮問 213
・新・高松市総合計画（基本構想）案に関する答申 213
・高松市総合計画審議会委員 220
・２１世紀の高松・まちづくりビジョン（提言）［抜粋］ 221
・２１世紀のたかまつを考える市民懇話会委員 227
・用語解説 228

総　　論

Ⅰ　策定の考え方

１ 策定の趣旨

新・高松市総合計画基本構想に掲げる本市の目指すべき都市像の実現に向け、長期的な施策の大綱を具体化し、その目標を達成するため、中期的に必要な基本的施策を総合的かつ計画的に示すことを目的として、基本計画を策定するものです。

２ 計画の構成

基本計画は、「総論」「各論」「地域別まちづくり」で構成します。

総論は、将来の人口や土地利用など、本市の基本的な枠組みを想定するとともに、基本計画で取り組む重点プロジェクトを明らかにするものです。

各論は、基本構想に定めた施策の大綱を具体化する施策を体系的に明らかにするものです。

地域別まちづくりは、市域を７ブロックに分け、それぞれの特性を生かしたまちづくりの方向を示すものです。

Ⅱ　計画の期間

平成１２(2000)年度から１７(2005)年度までの６年間を計画の期間とします。

Ⅲ　主要指標

本市の平成１７(2005)年における主要指標は、次のとおりとします。

区　　分	単位	平成７年（実績）(1995)		平成１７年（推計）(2005)		伸　び
		A	構成比	B	構成比	B／A
総　人　口	人	331,004	100.0%	343,000	100.0%	1.04
０～１４歳	人	53,877	16.3%	50,400	14.7%	0.94
１５～６４歳	人	227,303	68.7%	223,600	65.2%	0.98
６５歳以上	人	49,780	15.0%	69,000	20.1%	1.39
世　帯　数	世帯	123,457	－	135,200	－	1.10
平均世帯人員	人	2.68	－	2.54	－	0.95
昼 間 人 口	人	374,117	－	386,900	－	1.03
都 市 圏 人 口	人	614,310	－	636,400	－	1.04
就 業 者 数	人	167,610	100.0%	172,000	100.0%	1.03
第１次産業	人	6,762	4.0%	6,700	3.9%	0.99
第２次産業	人	37,680	22.5%	38,900	22.6%	1.03
第３次産業	人	123,168	73.5%	126,400	73.5%	1.03

(注)　１　平成７(1995)年の数値は、国勢調査によります。
２　平成７(1995)年の年齢別人口の合計は、年齢不詳を除くため、総人口に一致しません。
３　昼間人口は、常住地による人口（夜間人口）に通勤・通学による流出入人口を加減したものです。
４　都市圏人口は、本市への通勤者の流入率（国勢調査における市町ごとの就業者数に対する、高松市への就業者数の割合）が１０%以上の圏域（本市を含め２市１６町）の人口です。
５　平成７(1995)年の第３次産業就業者数には分類不能を含みます。

本市の人口については、全国的な少子・高齢化の傾向と同様、年少人口（０～１４歳人口）の減少と老年人口（６５歳以上人口）の増加が続く中で、総人口についてはゆるやかな増加傾向が、ま

た、世帯数については、核家族化の進行等により一貫して増加傾向が続くものと見込まれます。さらに、昼間人口と都市圏人口についても、引き続き微増傾向が続くものと見込まれます。

就業者については、第１次産業の就業者が減少する中、第２次産業と第３次産業就業者が増加するものと見込まれます。

人口・世帯数の推移

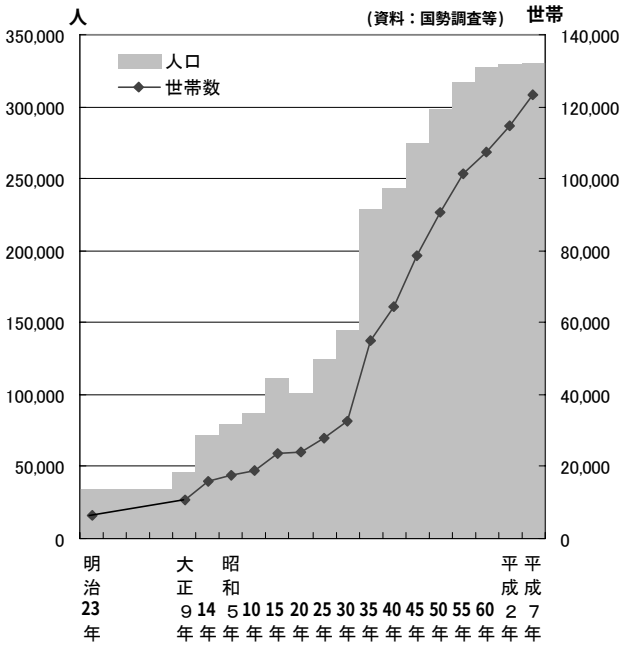

人口ピラミッド

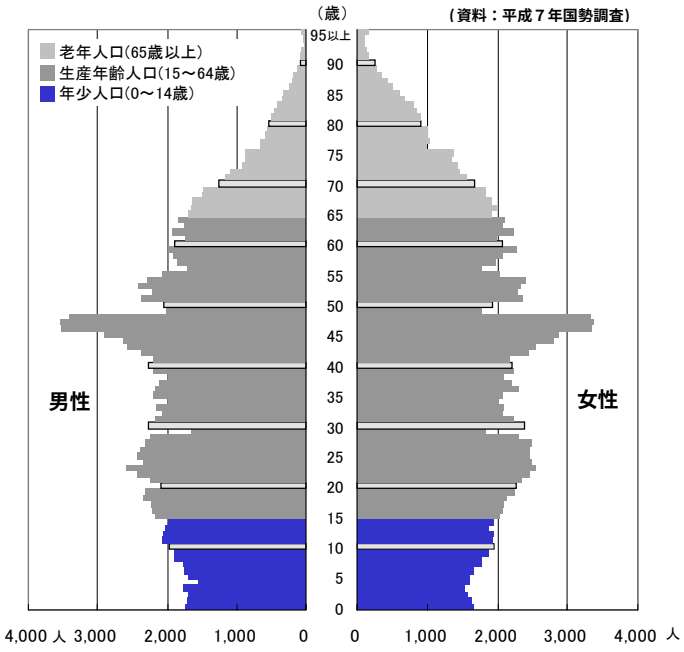

IV　土地利用の考え方

１　将来都市構造の考え方

現在、本市の都市構造は、都心を中心に放射型構造となっています。

土地利用面では、商業・業務地が市街地中心部に集積し、臨海部を中心に工業地が配置されるとともに、都心を取り巻く内陸部と東部の屋島周辺に住宅地が集中しています。

一方、モータリゼーションの進展などにより、中心市街地からの都市機能の流出やまとまりのない市街地の形成が進み、都心の空洞化と居住環境の悪化が懸念されます。

このため、市全域の都市構造を、市民の行動形態を踏まえた「拠点」、「軸」、「ゾーン」という要素で再評価することにより、市街地構造にメリハリをつけるとともに、都市機能の集積形成と機能更新を促進し、都市活力の維持・増大を目指します。

(1) 都市構造の基本方針

将来の都市構造は、「拠点」、「軸」、「ゾーン」の３つの要素を機軸とし、２１世紀における都市づくりの方向を明らかにするものです。

①　拠 点

駅、港、インターチェンジ等の交通結節点や商業・業務・文化施設などの市民が集散・滞留するポイントを「拠点」として位置づけ、都市機能の集積と高度化を図ります。

・交通拠点の機能強化

ＪＲ・琴電の各駅、高松港、四国横断自動車道のインターチェンジ

・商業・業務・交流拠点の機能強化
　サンポート高松、香川インテリジェントパーク、市街地中心部など
・地域生活拠点の機能強化
　太田第２土地区画整理事業中心地区、仏生山地区、古高松・川添地区、円座地区、香西地区
・歴史・文化・自然拠点の機能強化
　玉藻公園、栗林公園、屋島など
・スポーツ・レクリエーション拠点の機能強化
　東部運動公園（仮称）、県運動公園、川部地区

② 軸

市民行動の動線となる鉄道、道路を都市の「軸」として位置付け、都市・地域内外の拠点間の連携を図り、人・もの・情報などの交流を高めるとともに、各拠点の持つ都市機能の強化を図ります。

・東西をはしご状に結ぶ広域行動軸や空港と都心を結ぶ広域行動軸の機能強化
・市域外縁部における環状行動軸（地域高規格道路）の新設
・地域に密着した公共交通機関の積極的活用
・史跡や景勝地などをポイントとするＴ字型の「高松探訪Ｔ軸」の観光軸としての機能強化
・港頭地区（サンポート高松）を含めた海岸線の結節機能を強化する「海への展開軸」の新設
・地域資源を生かした個性的なまちづくりを行う地区が連なるＵ字型の「ふれあいＵ軸」としての機能強化

③ ゾーン

次に示す同心状の３層構造から成る構造を基本とし、市街地の郊外への無秩序な拡大のない、引き締まった都市構造を目指します。

・高度な都市環境を持つコンパクトな都心形成ゾーン
・豊かな生活環境を持つ市街地形成ゾーン
・水と緑に囲まれた居住環境を持つ緑住タウンゾーン

2 土地利用の基本的考え方

土地は、現在および将来における市民のための限られた資源であるとともに、市民生活や産業活動の基盤であり、まちづくりや地域の発展に深く関わっています。

このため、公共の福祉を優先しながら、本市の自然的、社会的、経済的、文化的条件や各地域における土地利用の歴史等に配慮するとともに、自然環境の保全、豊かで住みよい生活環境の確保、地域産業の振興等が図れるよう、都市的土地利用と自然的土地利用を明確にし、用途区分に応じた適切な土地利用や各種法令に基づいた適正な規制、誘導等に努め、秩序ある整備、開発、保全を進めます。

(1) 都市的土地利用

① 市街地整備の基本方針

ア 既成市街地の整備と多機能都心の形成

旧市内を主とする既成市街地については、市街地再開発事業や計画的な土地利用の誘導により、商業業務機能の充実と住環境の改善を図ります。

中心市街地においては、商業などの都市活動と居住の調和した快適な都心居住の実現に努めます。

イ　住宅市街地の整備と良好な住宅宅地の供給

市街化進行地域や新しい市街地については、土地区画整理事業や民間開発の誘導により、良好な宅地の供給を図るとともに、市街化区域内の農地や低・未利用地の宅地化を促進します。

■高松市の将来都市構造図

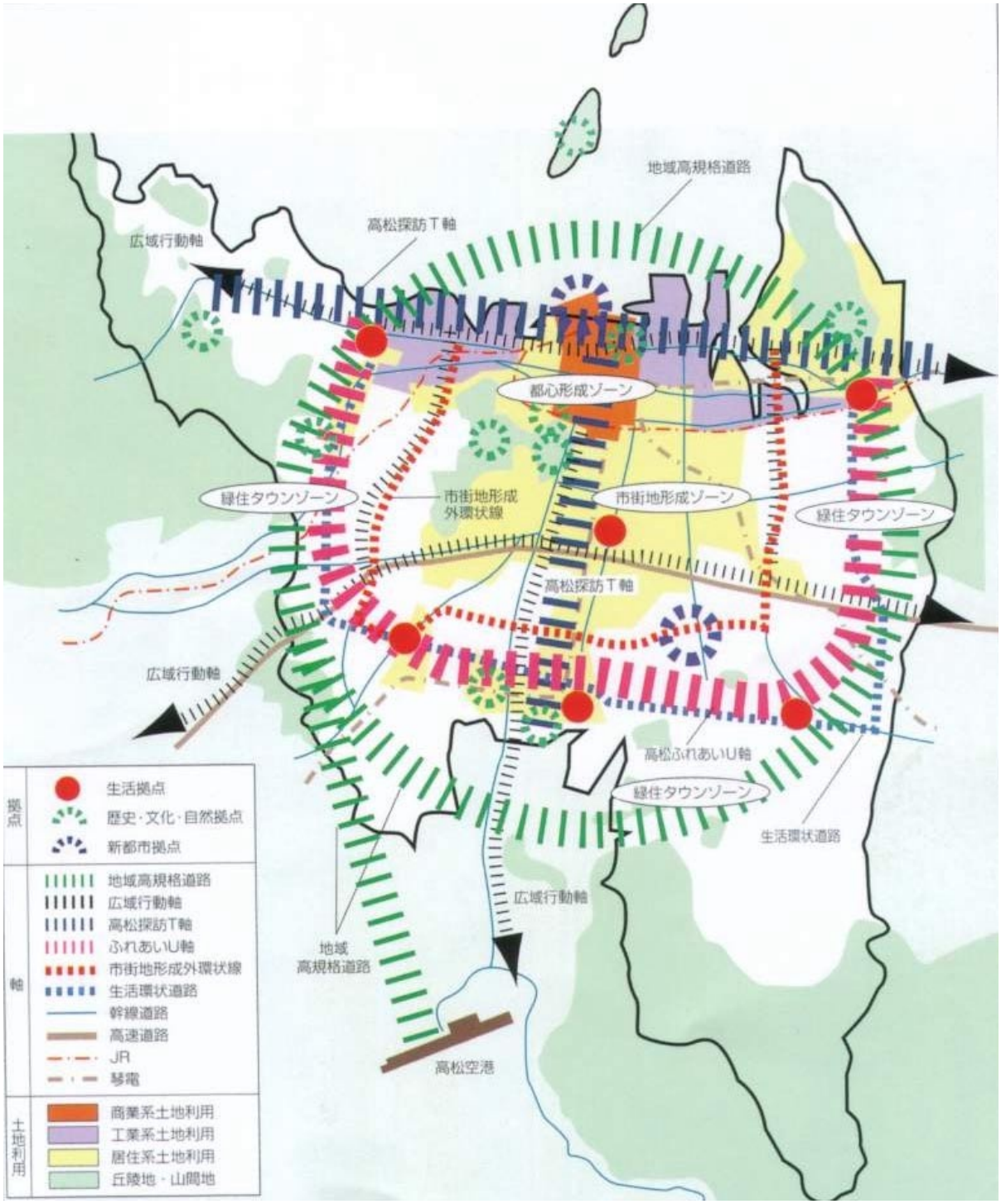

ウ　地区計画の積極的推進

多様な地区計画制度の活用により、用途地域などの地域地区との調整を図りながら、地区の特性を生かしたまちづくりを推進し、都市型生活にふさわしい地区の形成に努めます。

②　将来の土地利用の方向

拠点や軸による地域骨格をベースとし、地域のまとまりある土地利用を促進するため、１２の地区を設定し、面的な整備・誘導を図ります。

・都心商業・業務地区

環瀬戸内海圏の中核都市にふさわしい広域都心として、高度な都市機能と商業・業務・交流機能の集積を高めていく地区で、市街地再開発事業や地区計画などを推進し、都市機能の高度化と都市景観の向上を図ります。

・都心居住地区

都心商業・業務地区を取り巻く地区で、利便性の高度化とともに、生活面における様々なアメニティ環境の整備により、都心部における定住人口の増加を図ります。

・住宅・商業複合地区

地域の生活拠点地区において、生活サービスを提供する商業集積と都市型住宅の複合化を促進します。

・低層住宅地区

低層住宅地を中心とする良好な住宅地環境の形成を図ります。

・中層住宅地区

中層住宅地を中心とする良好な住宅地環境の形成を図ります。

・一般住宅地区

住環境を確保するとともに、一定規模の商業施設など、にぎわい施設との混在を許容する地区で、土地区画整理事業や地区計画などを活用し、活力ある生活環境の形成を図ります。

・幹線道路沿道地区

主要幹線道路の沿道地区で、一定規模の商業集積を形成するとともに、都市型住宅との複合化を図ります。

・沿道地区

補助幹線道路の沿道地区で、住宅との複合化を図ります。

・住宅工業共生地区

工場の集約化や生活環境の向上を促進するなど､生産環境と居住環境の調和を図ります。

・工業地区

大規模な工場の再編や更新など、機能の高度化を進めるとともに、良好な生産環境の維持・形成を図ります。

・都市内緑地・アメニティ地区

都心地域において貴重な公園、緑地の保全と新たなアメニティの創出を図ります。

・住宅・研究開発地区

研究開発施設などを中心に学術研究、技術交流を促進するとともに、居住環境との調和を図ります。

(2) 自然的土地利用

① 農用地

本市の農用地は、市街化区域を囲む形で存在しており、農業生産の場として重要な役割を持っています。近年、都市化の進展に伴い、農業地域を取り巻く環境は悪化しつつあることから、適切な保全と整備を図る必要があります。

農用地は、食糧供給の基盤であることから、効率的な利用と生産性の向上に努めるとともに、食糧の長期的な需給動向を考慮し、農用地の流動化・高度利用、農業生産基盤の整備を進め、必要な農用地を確保します。

また、保水機能など、農用地の持つ多面的機能の維持に努めるとともに、自然環境を維持する生産緑地としての役割の強化を目指します。

② 森林地域

本市の森林は、主に周辺部に位置しており、約４１㎢の面積を有していますが、近年、林地開発などにより、森林面積は減少傾向にあります。

地球環境問題の高まりなどを踏まえ、木材生産等の経済的機能と災害の防止、水源の涵養（かんよう）、保健休養、自然環境の保全などの公益的機能との調和が図れるよう、必要な森林の確保と適正な管理・整備に努めます。

③ 自然公園・自然保全地域

本市の自然公園地域は、瀬戸内海国立公園の一角をなす屋島、五色台、女木島、男木島などの地域が指定されています。地域内の自然や景観の維持保全に努めるとともに、観光・レクリエーションなどへの効果的な活用を図ります。

また、本市の自然保全地域は、南部の森林地域において、自然環境を保全する地域として指定されています。市民生活にうるおいをもたらす貴重な自然資源として、適正な保全に努めるとともに、利用の増進を図ります。

Ⅴ　重点プロジェクト

基本構想では、「笑顔あふれる　人にやさしいまち・高松」を目指し、“６つの都市づくりの目標”と、その目標に向けて施策を展開していくための“施策の大綱”を定めています。

この“施策の大綱”を具体化する施策･事業については、「各論」において、６つの章により市政の全分野を総合的、体系的に網羅し示していますが、ここでは、各種の施策を横断的かつ有機的に連携させながら、“６つの都市づくりの目標”を実現するために、特に先導的かつ重点的に実施していくべき施策を「重点プロジェクト」と位置づけ、積極的に推進するものです。

重点プロジェクトとして次の１０プロジェクトを設定します。

「環境共生型まちづくりへの転換」のために

１　資源循環型社会づくりプロジェクト

「少子・高齢社会にふさわしい福祉のまちづくり」のために

２　少子社会対策推進プロジェクト

３　活力ある高齢社会づくりプロジェクト

「心豊かな生活のための場と人づくり」のために

４　男女が共に生き合える社会づくりプロジェクト

５　文化の香りあふれるまちづくりプロジェクト

「豊かで活力あふれる産業の振興」のために

６　都心機能と中心市街地の活性化プロジェクト

７　交流するまち・高松プロジェクト

「広域・交流拠点性の強化」のために

８　総合的な都市交通網整備プロジェクト

９　情報化推進プロジェクト

「地域みずからのまちづくり」のために

10　市民参画のまちづくりプロジェクト

「環境共生型まちづくりへの転換」のために

1　資源循環型社会づくりプロジェクト

今日、社会経済活動によって大量に消費される資源やエネルギーによる環境への負荷の集積は、地域の環境にとどまらず、地球環境にも大きな影響を及ぼすようになっています。

将来の世代に快適な生活環境を残すためには、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型のライフスタイルを見直し、資源・エネルギーの有効利用や循環利用を図ることなどにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の実現を目指す必要があります。

このため、市民、事業者、行政が一体となって、「ごみゼロ」に向けたごみの減量・再資源化をはじめ、健全な水循環の確保や資源・エネルギーの有効活用を推進するなど、資源循環型社会づくりを進めます。

○ごみの減量・再資源化を推進します

・ごみ分別排出の推進
（家庭系ごみ新収集システムの構築、リサイクル推進員制度・ステーション協力員制度の活用、事業系ごみ分別排出の徹底指導など）

・減量化・リサイクルの推進
（生ごみ堆肥化容器・生ごみ処理機購入に対する助成、学校・公共施設における生ごみ処理の推進、地球にやさしいオフィス登録の拡大、事業者に対する啓発など）

・ごみの発生抑制
（地球にやさしい店登録の拡大、家庭系ごみの定期収集有料化に向けての検討など）

・廃棄物循環型処理施設等の整備
（ごみ処理施設・リサイクル施設の整備、ごみ収集施設の整備など）

○健全な水循環の確保を図ります

・総合的な水利用施策の展開
（水循環システムの調査研究、水問題対策に関する基本指針の見直し、大規模建築物に係る節水・循環型水利用の義務づけなど）

・節水と雑用水利用（雨水利用、再生水利用等）の推進
（節水新聞“みずいのちのいずみ”の発行、節水ウィークの実施、簡易ポンプ等の節水型機器の利用促進、雨水貯留施設・排水再利用施設の整備に対する助成、下水処理水の再利用の推進、公共施設における雑用水利用の推進など）

・水循環の保全
（透水性舗装・雨水浸透ます・透水性水路の整備、雨水浸透施設等の整備促進、ビオトープの整備、ため池の再編整備、水源の涵養（かんよう）など）

・水質の保全
（合併処理浄化槽の設置促進、下水道の整備、水質改善推進モデル地区の指定など）

○資源・エネルギーの有効活用を進めます

・省資源・省エネルギー活動の推進

（省資源・省エネルギー型ライフスタイルへの誘導、環境家計簿の普及、省資源教育の推進など）

・新エネルギー、未利用エネルギー等の利用推進

（太陽光発電・太陽熱利用の普及促進、ごみ焼却熱の有効利用、下水や海水の熱の有効利用など）

○環境に配慮した行動を展開します

・環境教育・学習の推進

（環境副読本の発行、こどもエコクラブの設立促進、エコマイスターの養成、公民館講座での環境問題学習、クリーン環境パラダイスの開催、リサイクルプラザの活用など）

・消費者意識の啓発

（環境にやさしい商品・リサイクル商品の購入促進、買物袋持参運動の推奨、暮らしをみなおす市民のつどいの開催など）

・環境行動の促進と実践

（環境行動率先実行計画の実践、ＩＳＯ１４００１の認証取得、グリーン購入の推進など）

[各論の関連施策]　第１章－Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅴ　　第３章－Ⅱ・Ⅳ　　第４章－Ⅰ

「少子・高齢社会にふさわしい福祉のまちづくり」のために

２　少子社会対策推進プロジェクト

女性の社会進出の増大や価値観の多様化などを背景とした出生率の低下による少子化の進行は、大きな社会問題となっています。

また、都市化の進展や核家族世帯の増加、地域における連帯意識の希薄化などから、社会全体の子育て機能の低下や子どもの成長に関わる諸問題が指摘されており、家庭をはじめ、学校や保育所、地域、企業などがそれぞれの役割を担いながら、安心して子どもを産み育てることができ、子どもが健やかに育つ環境づくりを進めることが重要となっています。

このため、保育サービスの充実や子育てに伴う負担の軽減など、家庭・地域等における子育て支援を進めるとともに、子育てや子どもの成長に配慮した生活環境等の整備や健全な子どもの育成を図り、少子社会対策を推進します。

○家庭･地域等における子育て支援を推進します

・子育て支援の啓発・相談等の充実

（すこやか子育て支援計画の改定、子育て支援意識の啓発、育児相談等の実施、情報提供等の充実など）

・多様な保育サービスの充実

（乳児・延長・障害児保育等の実施、保育所の施設整備）

・放課後児童対策の充実
（学童保育の拡充、留守家庭児童会の拡充）
・育児と仕事の両立のための雇用環境の整備促進
（女性の就業機会の拡大と雇用の促進、企業や被雇用者への啓発など）
・母子保健の充実
（妊婦・乳児一般健康診査、１歳６か月児・３歳児健康診査、母子の健康相談・保健指導など）
・子育てに伴う経済的負担の軽減
（第３子以降の保育料等の軽減、乳幼児医療費の助成、幼稚園就園の奨励など）

○子育てや子どもの成長に配慮した生活環境等を整備します

・身近な遊び場の整備
（公園・ちびっこ広場の整備、わんぱく広場の創造、自然とふれあう場の整備など）
・安全な生活環境の充実
（交通安全対策の充実、公共空間のバリアフリー化の推進など）
・ゆとりある住環境の整備
（市営住宅の建替え・居住環境の改善、持ち家の建築促進など）

○心豊かで健全な子どもを育成します

・豊かな人間性と健やかな心身を育む学校教育の推進
（基礎的・基本的内容を重視した教育の充実、体験学習や野外学習の推進、心の教育の推進、健康・体力づくりの推進など）
・学校外活動の充実
（子どもセンターの開設、子ども会の育成、ボランティア活動の促進、子ども放送局の開設、子どもたちのための生涯学習拠点施設としての市民文化センターの整備推進など）
・健全育成活動の推進
（家庭教育学級等の開設、少年相談活動など）

[各論の関連施策]　第２章－Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ　　第１章－Ⅰ・Ⅲ・Ⅳ　　第３章－Ⅰ・Ⅱ

「少子・高齢社会にふさわしい福祉のまちづくり」のために

３　活力ある高齢社会づくりプロジェクト

平均寿命の伸びや本格的な高齢社会の到来に伴い、市民のライフスタイルが大きく変化する中で、市民一人一人が生涯を通して、いつも健康で安心して生活ができ、生きがいや安らぎなどの心の豊かさを実感することができる地域社会の実現が求められています。

また、高齢者の増加に伴い、地域における保健福祉サービスの充実がますます必要となっています。

このため、長い人生を心身ともに健やかに過ごすための生涯を通じた健康づくりやライフステージに応じた生涯にわたる学習活動を推進するとともに、高齢者や障害者をはじめ、市民だれもが生き生きと暮らすことができ、温かいふれあいのある、人にやさしい福祉のまちづくりを進めることにより、活力ある高齢社会づくりを目指します。

○生涯を通じた健康づくりを推進します

・健康づくりの推進
（健康教育・相談の実施、健康診査の実施、保健大学等健康づくり事業の推進、６８・６９歳老人医療費の助成、心身障害者医療費の助成など）

・保健・医療の充実
（新保健所施設の整備、市民病院施設の整備、救急医療体制の確保、介護予防対策の推進、結核・感染症予防対策の推進、精神障害者社会復帰の支援など）

・スポーツ・レクリエーション活動の推進
（体力つくり教室等の開催、市民スポーツフェスティバルの開催、全国スポーツ・レクリエーション祭の開催、スポーツ情報の提供、スポーツ施設の整備、市民農園の増設など）

○生涯にわたる学習活動を推進します

・学習活動の拡充
（公民館講座の開設、老人大学の開講、サンネットふれあい大学の開講、生涯学習指導者等の養成など）

・学習施設・機能の充実
（生涯学習中核施設の整備充実、生涯学習情報システムの整備、公民館の日曜・祝日開館の拡大、図書館ネットワークの整備など）

○人にやさしい福祉のまちづくりを進めます

・高齢者・障害者施策の計画的推進
（高齢者保健福祉計画（平成１２(2000)年３月策定）の推進、障害者施策に関する新長期行動計画（平成１２(2000)年３月策定）の推進）

・在宅生活の支援
（介護保険による在宅サービスの提供、高齢者・障害者に対する在宅福祉サービスの提供、地域ケア体制の構築、痴呆性老人グループホーム施設の整備促進、老人介護支援センターの整備促進、障害者生活支援事業の実施など）

・施設福祉の充実
（介護保険による施設サービスの提供、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）・介護老人保健施設・軽費老人ホーム等の整備促進、障害者活動センターの整備検討など）

・安全で快適な環境の整備推進
（高齢者・身体障害者住宅改造に対する助成、シルバーハウジング・プロジェクト事業の推進、公園、スポーツ施設、文化施設、駅前広場などにおける高齢者や障

害者の利用に配慮した施設整備、バリアフリー歩行空間ネットワークの整備、交通安全対策の充実など）

・生きがい活動や就業の促進

（ふれあい福祉センター勝賀の管理運営、老人クラブ活動に対する助成、要約筆記奉仕員の派遣、いきがい対応型デイサービスの実施、障害者リフト付福祉バスの運行、シルバー人材センターの運営支援、高年齢者職業相談室の活用など）

[各論の関連施策]　第２章－Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ　第１章－Ⅰ・Ⅳ　第３章－Ⅱ

「心豊かな生活のための場と人づくり」のために

４　男女が共に生き合える社会づくりプロジェクト

女性の社会進出が一段と進む中、少子・高齢化の進展や経済活動の成熟化など、社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、お互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画の社会の実現が求められています。

このため、女性センターを拠点として、男女共同社会参画意識の啓発を図るとともに、女性が能力や個性を十分に発揮できるよう、あらゆる分野への女性の参画を促進し、男女が共に生き合える社会づくりを進めます。

○男女共同社会参画意識の啓発を図ります

・意識啓発の推進

（「男女共同参画社会基本法」の浸透・啓発、「男女共同参画推進プラン」の策定と推進、人権啓発活動の推進など）

・女性センターの機能充実

（市民団体による管理運営、情報提供・相談機能の充実など）

・学習の推進

（講演会・フォーラムの開催、女性教室の開設、女性問題全国都市会議の開催など）

○あらゆる分野への女性参画を促進します

・各種活動の促進

（各種グループ活動のネットワーク化、女性団体等の活動に対する支援と指導者の養成など）

・公的分野への女性参画の拡充

（各種審議会・委員会などへの女性参画の推進）

・女性が働きやすい環境づくり

（女性の就業機会の拡大と雇用の促進、女性の職業能力開発の促進、子育てと仕事の両立支援など女性が働き続けられる環境の整備促進）

[各論の関連施策]　第３章－Ⅰ　第２章―Ⅰ

「心豊かな生活のための場と人づくり」のために

5　文化の香りあふれるまちづくりプロジェクト

市民の価値観や生活意識は多様化し、物の豊かさだけでなく、精神的、文化的な豊かさが重視されるようになっており、郷土の歴史や風土、伝統を伝承しながら、魅力ある地域文化の創造を目指した市民の幅広い文化活動が展開できる環境づくりが必要となっています。

また、都市づくりにおいても、美しい町並みや豊かな緑など、自然、歴史、文化と調和した質の高い都市環境の形成が求められています。

このため、市民の自主的な芸術・文化活動による市民文化の創造をはじめ、高松の歴史や伝統の継承、ゆとりとうるおいのある都市空間の形成を図ることにより、高松らしさを発揮した文化の香りあふれるまちづくりを進めます。

○高松らしい市民文化の創造を図ります

・自主的活動の促進

（市民主体による芸術文化事業推進組織の設立・運営の支援、芸術・文化団体に対する助成、市民文化祭、地区文化祭の開催支援など）

・芸術・文化事業の推進

（文化施設における芸術・文化事業の実施、デリバリー（出前）アーツの実施、公共施設利用総合情報システム（タカマツ・シティ・ネット）の文化施設への拡大など）

・活動・創造拠点の整備と機能充実

（新市民会館の整備、文化施設における資料の収集と展示、美術作品解説ボランティアの充実など）

○歴史や伝統の継承を図ります

・文化遺産等の保存整備

（史跡の保存整備、市指定文化財の保存整備、埋蔵文化財の発掘調査など）

・学習機会や活動の充実

（ふるさと探訪・親子文化財教室等の開催、文化財保護団体の育成・支援など）

・伝統文化の継承

（伝統工芸継承のための人材の育成、伝統工芸品の普及・振興、無形文化財・民俗文化財の適正な保存と活用など）

○ゆとりとうるおいのある都市空間の形成を進めます

・緑と水の空間の整備

（緑の基本計画の策定、街路の緑化、生け垣設置・環境保全緑化に対する助成、花いっぱい運動の推進、都市公園の整備、人工海浜の整備、ハーバープロムナード・

シーフロントプロムナードの整備など）

・都市景観づくりの推進

（電線類の地中化、カラー舗装化、コミュニティ道路の整備、夜間景観の向上、都市景観形成地区の指定、屋外広告物条例に基づく規制･誘導など）

・都市環境美化の推進

（環境美化運動の推進、クリーン高松の推進、環境美化推進員制度の活用、環境美化条例に基づくポイ捨て禁止等の周知・啓発など）

[各論の関連施策]　第３章―Ⅲ　　第１章－Ⅰ・Ⅲ　　第４章－Ⅰ

「豊かで活力あふれる産業の振興」のために

６　都心機能と中心市街地の活性化プロジェクト

都心部においては、市街地居住環境の低下や郊外への大規模商業施設の立地などから、居住人口の減少や商業活動の低迷が見られ、空洞化の進行が強く懸念されています。

このようなことから、環瀬戸内海圏の中核都市の顔でもある都心部の再生、再構築により、商業・業務機能、文化機能等の高次都市機能の集積を促進し、活力と魅力あふれる中心市街地を形成することが課題となっています。

このため、中心市街地活性化基本計画を踏まえ、サンポート高松などの都心再生プロジェクトや都心交通体系の整備を進めるとともに、商店街の再開発など、商業機能等の活性化を図るほか、都市型住宅の整備等による都心的居住を促進し、都心機能と中心市街地の活性化を図ります。

○都心再生プロジェクトを推進します

・サンポート高松の整備推進

（サンポート高松（高松港頭地区）の整備推進、玉藻公園（高松城内外）の整備など）

・都市再開発の推進

（片原町駅周辺地区の再開発促進（駅西第３街区等）、瓦町駅周辺地区の再開発促進など）

○都心交通体系の整備を進めます

・鉄道・バスの機能充実

（高松琴平電鉄連続立体交差事業の推進、コミュニティ・バスの導入など）

・駅前広場の整備

（高松駅前広場の整備推進、瓦町駅東地区駅前広場の整備推進など）

・駐車場・駐輪場の整備等

（高松駅前広場地下駐車場・駐輪場の整備、民間駐車場・駐輪場の整備促進、自転車走行空間の確保、放置自転車対策の推進など）

○商業機能等の活性化を図ります

・商店街市街地再開発の推進

（高松丸亀町商店街の再開発促進（A・G街区)、高松丸亀町まちづくり（株）に対する支援など）

・中心商店街の活性化

（中心市街地活性化基本計画の推進、商店街活性化事業（商店街活性化計画の策定、アーケード・カラー舗装・シースルーシャッター等の整備、空き店舗の活用、情報対応型事業、賑わい力の向上等）に対する助成、ショッピングバスモデル事業の支援など）

○都心的居住を促進します

・都心居住の支援

（特定優良賃貸住宅の供給促進、優良建築物等の整備促進など）

・都市型住宅の形成

（商業複合型住宅の建設促進、用途別容積型地区計画の活用、総合設計制度の活用促進）

・快適な居住環境の整備

（道路空間の景観整備、街区公園の整備、ちびっこ広場・ポケットパークの整備など）

・中心市街地近接部における都心的居住環境の整備

（太田第２土地区画整理事業の推進）

[各論の関連施策]　第４章－Ⅰ　　第１章―Ⅲ・Ⅳ　　第５章―Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ

「豊かで活力あふれる産業の振興」のために

7　交流するまち・高松プロジェクト

多くの人々が本市を訪れ、交流が増大することは、産業の振興や都市の活性化をもたらし、高松のイメージアップにつながることから、本格的な瀬戸内海三橋時代の到来を踏まえ、特色ある観光都市高松として、広く国内外に情報発信していくことが必要となっています。

また、経済活動や日常行動の広域化、国際化が進んでおり、行政の枠組みを越えた都市間の交流・連携や国際交流を推進していくこともますます重要になっています。

このため、観光やコンベンションの振興などにより、高松を訪れる人々にとって魅力あるまちづくりを進めるとともに、国内外の都市との多様で幅広い交流や近隣自治体との広域連携を推進することにより、交流するまち・高松を目指します。

○訪れる人々にとって魅力あるまちづくりを進めます

・心温まる交流都市づくりの推進

（新観光案内所（高松駅前インフォメーションプラザ（仮称))・新「ｉ」案内所の

整備、観光利便施設の整備、宿泊施設の整備促進、観光ボランティアガイドの育成、新市民会館におけるコンベンション機能の整備、(財)高松コンベンション・ビューローの事業活動の促進、環境美化の推進、都市景観づくりの推進など）

・魅力ある観光地づくりの推進

（モデル観光コースの設定、グルメ観光・洋上観光の推進、歴史・文化道の整備促進、サンポート高松など魅力のある観光地の創造、中心商店街の活性化など）

・情報の発信機能の充実

（四季を彩るまつりの振興、各種イベントの開催促進、全国大会の開催、国際・観光情報センターの整備促進と情報発信、観光宣伝の充実、新広域周遊ルートの設定など）

○多様で幅広い交流を推進します

・国内諸都市との交流の推進

（姉妹城都市彦根市、親善都市水戸市、友好都市秋田県矢島町、松江市、石川県高松町との交流の推進、備讃瀬戸広域都市圏（岡山市など）における交流の推進など）

・国際交流活動の推進

（姉妹都市セント・ピーターズバーグ市、姉妹都市トゥール市、友好都市南昌市との交流の推進、(財)高松市国際交流協会を中心とした民間国際交流団体の活動に対する支援、ホームステイ・ホームビジットの促進など）

・国際化への対応

（小学校への外国語指導助手（ＡＬＴ）の配置、国際理解教育の推進、外国語講座等の開催、案内板等の外国語併記、ボランティアガイド・通訳の養成促進、外国人向け情報の提供、国際会議場の整備促進など）

○広域連携を推進します

・広域都市圏の形成

（高松地区広域市町村圏振興事務組合における共同処理事務の円滑かつ適切な運営、広域市町村圏振興計画の策定、サンネット高松の連携推進、高松広域交流センターの整備、合併等将来の行政体制のあり方についての研究など）

・都市連携の充実

（西日本中央連携軸における連携事業の推進、香川中央地方拠点都市地域の整備推進、環境保全・観光・都市基盤整備等における広域的連携など）

[各論の関連施策]　第４章－Ⅰ・Ⅱ　第１章－Ⅰ・Ⅲ　第３章－Ⅱ・Ⅲ
第５章－Ⅱ・Ⅴ　第６章－Ⅱ

「広域・交流拠点性の強化」のために

８　総合的な都市交通網整備プロジェクト

瀬戸内海三橋時代の到来により、高速交通体系の整備に対する期待がますます高まっています。

一方、都市内では、道路交通や軌道系交通が放射状に配置されていることから、通過交通の流入などにより、国道をはじめとした幹線道路では著しい渋滞が発生し、都市活動等に大きな影響を与えています。

また、環境問題や高齢社会への配慮から、自動車交通依存形態の見直しが課題となっています。

このため、高速道路などの広域交流基盤の整備をはじめ、交通の円滑化を図るための体系的な幹線道路網の整備や公共交通機関の強化、自動車利用から公共交通機関利用への転換を促す交通需要管理施策の推進により、総合的な都市交通網の整備を進めます。

○広域交流基盤の整備を進めます

・広域幹線道路の整備促進
（高規格幹線道路の整備促進（四国横断自動車道、国道１１号高松東道路）、高松空港連絡道路・高松環状道路の整備促進など）

・広域輸送交通機関の整備促進
（新幹線・フリーゲージトレイン（軌間可変電車）導入の促進、長距離バス路線網の整備促進など）

・高松空港の機能強化
（航空路線網等の拡大促進など）

○幹線道路網の整備を進めます

・環状線の形成
（市街地形成外環状道路（主要な６本の都市計画道路）の整備促進、都心環状線の形成）

・都市内幹線道路の整備等
（都市内幹線道路の整備、国道１１号上天神交差点の立体化の促進）

○公共交通機関の強化を図ります

・鉄道の機能強化
（高松琴平電鉄連続立体交差事業の推進、国道１１号高松東道路関連整備事業の促進、ＪＲ宇野線茶屋町・岡山間の複線化の促進、ＪＲ高徳線の複線電化の促進）

・バス輸送機能の充実
（コミュニティ・バスの導入、ショッピングバスモデル事業の支援、バス停の近代化（バス停屋根・待合所の設置など）、車輌の更新（低床式バスなど）、バス路線網の再検討、生活バス路線の補助など）

○交通需要管理施策を推進します

・総合都市交通計画の推進
（総合都市交通計画の策定、総合都市交通計画による各種施策の推進）

・適切な交通手段への誘導等

（パーク・アンド・ライド方式、サイクル・アンド・ライド方式の導入検討、バス専用・優先レーンの導入充実、時差出勤・フレックスタイム制の導入検討、自転車利用の促進など）

・既存道路の有効利用

（新交通管理システム（ＵＴＭＳ）の整備促進、違法駐車防止対策の推進、荷さばき・客待ち駐車対策の推進など）

[各論の関連施策]　第５章－Ⅰ　　第１章－Ⅳ　　第４章－Ⅰ

「広域・交流拠点性の強化」のために

９　情報化推進プロジェクト

情報・通信技術の著しい進歩や情報・通信ネットワークの整備により、あらゆる分野で高度情報化が急速に進んでおり、経済活動はもとより、市民生活の全般にわたって大きな影響をもたらしています。

こうした情報化が、中枢管理都市としての機能強化をはじめ、地域産業の活性化や市民生活の向上に果たす役割は大きく、情報ニーズに対応した地域の情報化を進めることが重要な課題となっています。

このため、情報通信拠点やネットワークなどの情報通信機能・基盤の整備を進めるとともに、様々な分野における情報サービスの提供ができる情報通信システムを整備するほか、行政事務の高度化・効率化を図ることにより、情報化を推進します。

○情報通信機能・基盤の整備を進めます

・情報交流拠点の整備

（高度情報交流センター（サンポート高松）における情報発信交流機能の整備、香川インテリジェントパークの機能活用による交流促進など）

・情報通信網の整備

（ＣＡＴＶ網のエリア拡大促進、地域衛星通信ネットワークの活用など）

・高度情報処理産業と人材の育成

（高度情報処理産業の立地促進と育成、先端技術工場等の立地促進、人材養成セミナーの開催、研修会･講演会の開催、情報教育の推進など）

○情報通信システムの整備を進めます

・市民サービスの充実

（ＣＡＴＶ網での市政情報専用チャンネルの設置、戸籍事務総合管理システムの整備、行政情報サービスセンター（仮称）設置の検討など）

・生活関連情報システムの整備

（消防緊急通信指令施設の整備、防災行政無線の活用、市民病院院内医療情報システムの構築、駐車場案内システムの活用、新交通管理システム（ＵＴＭＳ）の整

備促進、配水コントロールシステムの更新など）

・学習・文化・スポーツ情報等の提供

（公共施設利用総合情報システム（タカマツ・シティ・ネット）の拡充、教育情報ネットワークの整備、ボランティア活動等情報システムの整備など）

○行政事務の高度化・効率化を図ります

・ネットワークシステムの整備

（ＯＡ総合情報ネットワークシステムの整備、市民ニーズに即応できる事務処理体制の整備など）

・データベースによる情報の共有化

（地図情報管理システムの整備、新たな文書管理システムの構築など）

・推進体制の整備

（行政情報化計画の進行管理、個人情報保護条例の適正な運用など）

[各論の関連施策] 第５章－Ⅰ・Ⅳ　第１章―Ⅳ・Ⅴ　第２章－Ⅱ
第３章－Ⅱ・Ⅲ　第６章－Ⅱ

「地域みずからのまちづくり」のために

10　市民参画のまちづくりプロジェクト

まちづくりは、市民と行政が協働して取り組むパートナーシップによる共同作業であり、地域の課題と対応方策について、市民と行政が共に考え、共に行動することが求められています。

このようなことから、市民が自発的、主体的にまちづくりに参加できる環境づくりを進めるとともに、まちづくりに関わる市民の自主的な活動の育成や支援を図ることが必要となっています。

このため、情報提供の充実や市民が計画段階から市政に参画できる機会の拡充などにより、市政への市民参画を促進するとともに、ボランティア活動をはじめとする市民活動の促進や住みよいまちづくりを進めるためのコミュニティの活性化を図り、市民参画のまちづくりを進めます。

○市政への市民参画を促進します

・まちづくり参画意識の高揚と機会の充実

（市政出前ふれあいトークの実施、まちづくりゼミナール“がんばれ高松”の開設、審議会・委員会の委員就任・委員公募などによる市政参画機会の拡充、まちづくりワークショップのモデル的開催など）

・広聴活動の実施

（市長への提言（手紙、電話、ファックス、電子メール）、市民相談の充実、市政モニター制度の活用など）

・情報公開と情報提供の推進

（ＣＡＴＶ網での市政情報専用チャンネルの設置、広報たかまつの充実、インターネットホームページを利用した広報活動の推進、情報公開制度の整備･充実など

○ボランティア活動等市民活動を促進します

・体制づくりの推進

（ボランティア活動等市民活動の拠点センターの設置、市民・市民活動団体・企業・行政の協働システムの検討など）

・活動の促進

（生涯学習・環境・災害時・福祉・国際交流などにおけるボランティア活動等市民活動の促進、公園愛護会の活動支援、ボランティア活動等市民活動に関する情報システムの整備など）

○コミュニティの活性化を図ります

・コミュニティ活動の促進

（地域ふれあい交流活動の支援、自治会加入・結成の促進、衛生・交通安全・保健・福祉・防災・消防・防犯等に関する市民団体の育成と活動支援など）

・コミュニティ活動の拠点づくり

（自治会集会所の整備に対する助成、学校の余裕教室・地区公民館等の利用促進など）

[各論の関連施策]　第６章－Ⅰ・Ⅱ　　第１章－Ⅰ・Ⅲ・Ⅳ　　第２章－Ⅰ・Ⅱ・Ⅳ
第３章－Ⅱ　　第５章－Ⅴ

Ⅵ　計画の推進に当たって

[基本的考え方]
・健全財政の堅持
・徹底した行政改革の推進

景気の低迷が続く中、国・地方ともに大幅な財源不足が生じるとともに、公債依存度が高くなっており、財政状況はますます硬直化しています。

一方、新・高松市総合計画は、市政推進の根幹的指針として、２１世紀の本市の都市づくりにおいて、必要かつ重要な施策・事業を位置づけたものであり、その積極的、効果的な推進が強く求められています。

このようなことから、今後の財政運営に当たっては、中・長期的な展望のもと、将来の財政収支見通しに十分配慮しながら進めることが重要であり、今後においても、行政改革計画と連係しながら、財政運営指針の適切な運用管理を行う中で、特定財源の効果的な活用を図るとともに、市税などの自主財源を基本とした財政構造の確立を進め、施策・事業の厳しい選択や限られた財源の計画的、重点的な配分に徹するなど、健全財政を堅持することとします。

また、財政の健全化と施策・事業の効果的・効率的な実施にとって“行政改革”は不可欠であり、

「市民参画による開かれた市政の推進」、「市民ニーズに即応できる業務処理体制の整備」、「施策の選択と重点化による事務事業の抜本的見直し」、「経営感覚に立脚した行財政システムの確立」、「職員の主体的な創意工夫を重視した士気の高揚」を目標に、行財政全般の改革を行い、限られた財源と人員を有効に活用するため、徹底した“行政改革”を推進することとします。

各　　論

（見方）

【施策体系】

（大分類）	（中分類）	（小分類）
かけがえのない地球環境との共生	良好な地域環境の保全と創造	自然環境の保全
		環境美化の推進
		環境汚染防止の推進
		資源・エネルギーの有効利用
	すべての人の参加による環境の保全	環境に配慮した行動の展開
		推進体制の整備

Ⅰ　かけがえのない地球環境との共生

1　良好な地域環境の保全と創造

（小分類）	（施策項目）	（主な事業）
環境汚染防止の推進	生活排水対策の推進 河川などの水質汚濁を防止するため、生活排水対策を推進します。	★合併処理浄化槽の設置促進 ・家庭排水浄化の意識啓発 ・洗剤の適正使用の推進 ・水質改善推進モデル地区の指定［新規］ ・浄化槽の適正管理の促進（参照） ・水路の整備（再掲） ・汚水対策の推進（参照）

★～　（主要事業：別枠にて概要を説明している事業
・～［新規］（この計画期間内における新規対応事業）
・～（再掲）（主体としては、別項において対応するが、この施策にも関係がある事業。同一表現で表記）
・～（参照）（関連する施策・事業の項目。同一表現で表記）
・＿＿＿　（脚注：欄外に用語の説明があります）

第１章　環境共生型まちづくりへの転換

【施策体系】

かけがえのない地球環境との共生	良好な地域環境の保全と創造	自然環境の保全
		環境美化の推進
		環境汚染防止の推進
		資源・エネルギーの有効利用
	すべての人の参加による環境の保全	環境に配慮した行動の展開
		推進体制の整備
環境にやさしいリサイクル型社会の形成	「ごみゼロ」に向けての取組み	市民意識の高揚
		ごみの発生抑制
		減量化・リサイクルの推進
	一般廃棄物の適正処理の推進	ごみの適正処理の推進
		し尿の適正処理の推進
	産業廃棄物の適正処理の促進	適正処理の促進
うるおいとゆとりのある都市アメニティの向上	みどりのまちづくり	緑地の保全・都市緑化の推進
		公園の整備
	都市景観の向上	都市景観づくりの推進
		海・水辺を生かしたまちづくり
	下水道の整備	汚水対策の推進
		雨水対策の推進
		下水道資源の有効利用
安全で安心できる生活環境の整備	住宅・居住環境の整備	良質な住宅の供給
		良好な居住環境の形成
	生活道路の整備	生活道路の整備・充実
	河川・港湾の整備	河川・水路機能の保全
		港湾の整備
	防災・消防の充実	防災体制の充実・強化
		消防体制の充実・強化
	犯罪のないまちづくり	防犯活動の推進
		防犯組織・環境の整備
	生活衛生の向上	食品衛生対策の推進
		毒物・劇物衛生対策の推進
		環境衛生対策の推進
	交通安全対策の充実	交通安全意識の高揚
		交通環境の整備
		交通事故被害者の救済
	快適な自転車利用の環境づくり	乗用環境の整備
		放置自転車対策の推進
水を大切にするまちづくり	水の循環利用と節水の推進	水の循環利用の推進
		節水行動の定着化
	安全で良質な水道水の供給	安定給水の確保
		安全な水の供給
		水道事業経営の効率化とサービスの向上

【動向と課題】

■今日、環境問題は、河川の水質悪化やごみ問題などの身近なところから地球温暖化やオゾン層の破壊といった地球規模にまで大きく広がり、人々の関心も高まっています。また、人々の生活意識は、生活の利便性を確保しながら自然とのふれあいを大切にする方向に変化するとともに、うるおいとゆとりのある快適な都市環境や安全で清潔な生活環境のもと、安心できる生活を求めるようになっています。
このようなことから、将来の世代に良好な地球環境を引き継ぐとともに、市民が安心して日々の生活を送れるよう、かけがえのない地球環境との共生をはじめ、環境にやさしいリサイクル型社会の形成やうるおいとゆとりのある都市アメニティの向上を図るとともに、市民生活の基本として、安全で安心できる生活環境の整備や水を大切にするまちづくりを進め、環境共生型まちづくりへ転換していくことが重要な課題となっています。

■これまでの大量消費、大量廃棄の社会は、環境への負荷が過重となり、地球規模での環境悪化が進行し、身近なところでは、河川や瀬戸内海の水質悪化を引き起こしています。また、自動車交通等に起因する窒素酸化物などによる大気汚染や化石燃料消費に伴う二酸化炭素の排出量の増大が問題となっています。平成９(1997)年１２月、「地球温暖化防止京都会議」が開催され、我が国の二酸化炭素等温室効果ガスの排出量について、平成２０(2008)年から平成２４(2012)年までの期間中を対象として、平成２(1990)年の水準より６％削減する目標が設定されました。
こうした中、本市においては、平成１１(1999)年２月、「環境基本計画」を策定し、「土と水と緑を大切にする環境共生都市　たかまつ」の実現に向けて、環境の保全と創造のための総合的な取組みを進めています。
人間は、環境破壊の被害者であると同時に加害者でもあるという考え方から、環境の問題をみずからの問題として再認識する中で、自然環境の保全や環境汚染の防止を図るなど、良好な地域環境の保全と創造に取り組むとともに、市民、事業者、行政が相互に協力、連携しながら、すべての人の参加による環境の保全を推進し、かけがえのない地球環境との共生を進めることが求められています。

■本市の家庭や事業所から排出されるごみの量は、平成６(1994)年度からほぼ横ばいとなっていますが、生活様式の変化などにより、容器包装廃棄物（缶、びん、ペットボトル等）の割合が高くなっており、平成１２(2000)年度に「容器包装リサイクル法」が完全施行されることにあわせ、新しい収集方法を導入することとしています。
国においては、平成１１(1999)年７月、「ダイオキシン類対策特別措置法」を制定するとともに、廃棄物焼却施設に係る構造や維持管理の基準を強化するなど、ダイオキシン類排出削減対策を推進しています。
また、本市は、平成１１(1999)年４月から、保健所政令市移行に伴い、新たに、産業廃棄物に関する許認可・指導監督の業務を行っています。
今後においては、環境への負荷の少ない循環を基調とする経済社会システムの実現を目指し、これまでの大量消費、使い捨てのライフスタイルを見直し、ごみの発生抑制やリサイクル等により、「ごみゼロ」に向けての取組みを進めるとともに、ごみ処理において、ダイオキシン類等の排出削減など、環境への影響に配慮する中で、一般廃棄物の適正処理を推進するほか、産業廃棄物の適正処理を促進し、環境にやさしいリサイクル型社会の形成を図

容器包装リサイクル法：「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成7(1995)年6月公布）の略称。一般廃棄物のうち缶、びん、ペットボトルなど、容器包装廃棄物について、消費者、市町村、事業者のそれぞれの役割分担を明確にし、リサイクルを促進することを基本としている。

ることが重要な課題です。
■本市は、瀬戸内海に面し、屋島や紫雲山などの自然に恵まれているものの、緑の空間が減少しています。また、市民意識調査においても、公園や広場の不足が不満の上位を占める中で、平成１１(1999)年度の公園面積は、６．９６㎡／人で、全国平均(７．７㎡／人)を下回っており、市民に身近な緑地、公園、スポーツ・レクリエーション活動の拠点となる都市公園が不足しています。
本市では、景観形成を総合的、計画的に進める指針である「都市景観基本計画」(平成６(1994)年２月策定)に基づき、市民、事業者、行政が一体となって、水辺空間も含む自然的・歴史的景観や都市的景観の向上を図っています。
また、快適な生活環境を確保するための本市下水道の普及率は、平成１１(1999)年４月現在４７．７%であり、全国平均(５８%)を下回っています。
このようなことから、公園整備、緑化の推進など､みどりのまちづくりを進めるとともに、海辺や河川などを活用した水辺環境の整備も含めた､良好なオープンスペースの確保など、自然、歴史、文化の調和のとれた都市景観の向上に努めるほか、普及率の向上を目指し、下水道の整備を一層進め、うるおいとゆとりのある都市アメニティの向上を図ることが必要です。
■本市の管理している市営住宅は､現在で４,０００戸を超えていますが、規模や居室数などの質的な面で十分とは言えない状況にあり、今後の適切な市営住宅の整備や管理を進めるため､「市営住宅マスタープラン」を平成１０(1998)年に策定しました。また、平成１１(1999)年には、特定優良賃貸住宅の供給を促進するため、要綱を制定しました。
生活道路においては、コミュニティの場としての道路空間づくりの視点狭隘(きょうあい)道路の整備が重要となっています。また、 本市の河川は、全体的に流域面積が狭く、護岸の老朽化や土砂の堆積、ごみの不法投棄などにより河川機能の低下が見られます。一方､市管理港湾は、地域住民の利便性向上や地域の活性化に役割を果たしてきましたが、近年の船舶の大型化や海洋レクリエーションへの対応など、港湾機能の多様化も求められています。
本市では、阪神・淡路大震災を教訓に、新たに「地域防災計画震災対策編」を策定するとともに、「自分たちのまちは、自分たちで守る」という互助精神のもと、自主防災組織の育成強化を図っています。また、火災については、都市化の進展により今後も建物の高層化や大型化が進み、大規模火災の危険性が予測されます。一方、救急救助については、高齢化に伴う救急患者の増加や交通事故の多発等により、出場件数がますます増加しています。
本市での犯罪発生件数は、減少傾向から増加に転ずるとともに、都市化の進展や地域における連帯意識の希薄化による犯罪の凶悪化、低年齢化が顕著になっています。また、暴力行為による犯罪を防ぐため、市民による暴力追放運動が進められています。
今日、食生活が変化する中、食品の安全性についての関心が高まるとともに、市民生活に身近な施設における衛生水準の確保、動物の適正な飼育管理などの対策が課題となっています。
平成１１(1999)年４月には保健所を開設し、食品衛生対策や環境衛生対策などを推進するとともに、斎場公園や平和公園など、環境衛生施設の適正な管理を進めています。
交通事故については、特に、歩行中と自転車利用中の子どもや高齢者に多く発生しています。県の人口１０万人当たりの交通事故死亡率は、平成１０(1998)年に全国ワースト１位を記録し、その多くは交通マナーの低下に起因しています。
本市は、平坦な地形であることなどから、多

下水道普及率:公共下水道が整備されている区域内の人口が、市内の全人口に占める割合。
オープンスペース:都市の中で、建物などがないゆとりのある空間。一般的には公園、広場、河川、海浜、緑地、農地などを指す。
高松市特定優良賃貸住宅制度要綱:平成11(1999)年4月の中核市移行に伴い、特定優良賃貸住宅(説明:171P)の供給に関する基本的事項を定めた要綱。

くの市民が自転車を利用している全国でも有数の都市ですが、マナーやモラルの低さ、駐輪場不足などから、放置自転車等により通行障害や美観の悪化などが生じており、快適な自転車利用の環境づくりを行うため、平成１１(1999)年３月に「自転車等駐車対策総合計画」を策定しました。
このようなことから、住宅・居住環境や生活道路、河川・港湾の整備をはじめ、防災・消防の充実、犯罪のないまちづくり、生活衛生の向上を図るとともに、交通安全対策の充実、快適な自転車利用の環境づくりを進めることにより、安全で安心できる生活環境を整備することが必要となっています。
■気候や地理的条件により、水資源に恵まれない本市では、昭和４９(1974)年の香川用水の通水により、水不足は大きく緩和されましたが、その後も水需要は増大し、上水道の１日最大給水量は約１４万４千㎥を超え、水道の普及率も約９８％に達しています。このような中、平成６(1994)年夏には異常渇水に見舞われ、１３９日間の長期にわたる給水制限を余儀なくされ、市民生活や都市機能に大きな影響を及ぼしました。これを教訓に、平成８(1996)年３月に節水型都市づくりと安定給水の確保を図るため、「水問題対策に関する基本指針」を策定するとともに、平成１１(1999)年には、新たに全市をあげて総合的な水の有効利用・循環利用を推進するため、「節水・循環型水利用の推進に関する要綱」を定めました。
今後においても、渇水の頻発が懸念される一方で、都市化の進展、生活水準の向上などにより、水需要の増大も予測されます。
このような中、渇水時や長期的水需要に的確に対応し、安定的で持続的な水利用を可能とする健全な水循環の視点に立った総合的な取組みが求められています。
このようなことから、水の循環利用と節水を推進するとともに、安全で良質な水道水の供給を図り、水を大切にするまちづくりを進めることが重要な課題となっています。

【この章における代表的な政策目標】

政　策　目　標 （政策目標項目）	政策目標の達成度合いを測るための目標水準	
	現　　状 （平成 11 年度以外は表記）	目 標（望ましい水準値） （平成 17 年度以外は表記）
自然とふれあう場の増設		
・市民農園の増設 ・自然体験学習の推進	117 ㎡（人口 1,000 人当たり） 受講者延べ 127 人	１．５倍 ２倍
水質の浄化と大気の保全による環境の改善		
・公共下水道の整備推進 ・合併処理浄化槽の設置 ・大気の環境基準 ・二酸化炭素排出量の削減	普及率 47.7% （全人口に占める下水道整備区域人口の割合） 処理人口率 12.2%（平成 10 年度） （全人口に占める合併処理浄化槽の処理による人口の割合） 大気汚染 8 物質のうち 5 物質で達成（平成 10 年度） －	５４％ １８％ 環境基準達成項目の維持・向上 平成２年度水準より６％削減（平成２０年度）
環境に配慮した行動展開の拡大		策定中の率先実行計画により対応する
・市民・事業者の環境保全意識の高揚 ・ISO14001 の認証取得（市）	環境講座の開催 6 か所 －	全公民館で実施 取得（平成１３年度）
ごみの発生抑制と減量化・リサイクルの推進		
・ごみの発生抑制 （生ごみ堆肥化の拡大） （生ごみ処理機の普及） ・中間処理等による資源化 ・最終処分量の減量	 コンポスト 21,138 基（延べ助成件数、平成元年度制度発足） 744 台（平成 10 年度延べ助成件数、平成 10 年度制度発足） 資源化率 9.5%（平成 10 年度） （資源化量／排出量） 最終処分率 21.6%（平成 10 年度） （埋立処分量／排出量）	 延べ２６，４００基 延べ６，３００台 ３２％ ８％
みどりの基本計画の策定による総合的な緑化推進		
・公園・緑地の増設	市民１人当たり 6.96 ㎡ 身近な公園　45.5%（整備すべき街区・近隣・地区公園面積に占める整備済み面積割合）	７．３㎡ ５１．０％
住宅居住環境の向上（市営住宅の計画的な建替えや改修）		
・市営住宅の耐火構造化 ・バリアフリー市営住宅の整備	耐火構造率 51%（平成 11 年 4 月 1 日現在） バリアフリー市営住宅整備戸数　426 戸 （平成 11 年 4 月 1 日現在）	５８％ ３倍
人にやさしい道路空間の確保		
・道路の段差解消 ・視覚障害者誘導ブロックの整備	整備延長　1,400m 区間　1,400m	延べ５，７５０m 延べ５，０００m

【この章における代表的な政策目標】

政策目標（政策目標項目）	政策目標の達成度合いを測るための目標水準	
	現状（平成 11 年度以外は表記）	目標（望ましい水準値）（平成 17 年度以外は表記）
防災・救急救助体制の充実・強化		
・自主防災組織の育成	41 組織（平成 12 年 1 月 1 日現在）	１００組織（累計）
・耐震性貯水槽の整備	37 か所 （13.9%：防火水槽全体容量に占める耐震性貯水槽容量の割合）	７３か所（累計） （２５%）
・救急救命士の養成	27 人	２倍
・応急手当普及啓発の推進		
（応急手当普及員）	延べ 94 人	２．５倍
（普通救命講習修了者）	延べ 6,283 人	２．５倍
快適な自転車利用のための環境づくり		
・自転車走行レーンの整備	延長　9,170m	１．８倍
・駐輪場の整備（民間を含む）	駅周辺　3,857 台 中心市街地　3,447 台	７００台増 ３，８００台増
節水の拡大（上水道使用水量の抑制）と水道用水供給能力の向上		（水問題対策に関する基本指針の見直しを行う）
・上水道１人当たり使用量（事業所分を含む）	351 ﾘｯﾄﾙ／日（平成 10 年度）	３４１ﾘｯﾄﾙ／日（平成１５年度） ※平成１１年の水道事業財政収支計画見直しにより、環境基本計画掲載内容を変更する。
・大規模建築物水循環利用施設の設置促進	－	５件
・雨水貯留施設の整備	小規模　163 件　77 ﾄﾝ（平成 9 年度からの累計、平成 12 年 1 月末現在） 中大規模　39 件　444 ﾄﾝ（平成 9 年度からの累計、平成 12 年 1 月末現在）	３倍 ３倍
・浄化槽転用による雨水貯留施設の整備促進	55 件（平成 9 年度からの累計、平成 12 年 1 月末現在）	３倍
・下水処理水の再利用促進	10 か所	２．５倍
・上水道配水池の容量	82,480m³	１２７，４８０m³

※目標項目全般に関し、今後、導入・対応を予定している事務事業評価システムおよびＩＳＯ１４００１の認証取得その他個別計画の策定において目標水準を設定する事項については、当該目標設定を優先するものとし、それらに基づき適切な進行管理を行います。

Ⅰ　かけがえのない地球環境との共生

【基本方針】

■現在および将来の市民が環境の恵みを享受できるよう、身近な自然を守り、育てるなど、自然環境の保全に努めるとともに、環境美化や環境汚染防止を推進するほか、資源・エネルギーの有効利用を図ることにより、良好な地域環境の保全と創造に努めます。

■行政、市民、事業者による環境に配慮した行動を展開するとともに、人材の育成など、推進体制の整備を進め、すべての人の参加による環境の保全を推進します。

■水辺の教室

１　良好な地域環境の保全と創造

自然環境の保全	**良好な自然の保全** 自然との共生意識を醸成するなど、自然を理解し、守るための取組みを進めます。	・身近な自然環境の調査 ・高松自然マップの作成［新規］ ・瀬戸内海の環境保全 瀬戸内海環境保全知事・市長会議等への参画、共同行動の実施 ・風致地区の保全 高松、芝山風致地区 ・里山の保全 ・優良農地の保全・確保（再掲137P） ・森林の整備（再掲137P） ・藻場の造成（再掲138P）
	自然とふれあう場の整備 自然とふれあい、親しむことのできる場の整備を推進します。	・市民農園の増設 ・子ども農園の整備 ・自然ふれあいの森の整備 ・遊歩道の整備・美化 屋島、峰山等 ・ビオトープの整備 四番丁・三渓小学校、太田中央公園など ・キャンプ場の管理 峰山、男木島灯台キャンプ場 ・人工海浜の整備（再掲47P） ・ハーバープロムナード、シーフロントプロムナードの整備（サンポート高松）、キャッスルプロムナードの整備促進（再掲47P）

瀬戸内海環境保全知事・市長会議：広域的な相互協力によって瀬戸内海の環境保全を図るため、沿岸関係１３府県５政令市７中核市の知事、市長により構成する会議。
風致地区：都市内にある樹林地などの自然的景観を維持し、人と自然との調和のとれた環境をつくるため、都市計画法に基づき定められた地区。
ビオトープ：ドイツ語で生物を意味する「ビオ」と場所を示す「トープ」の合成語で、安定した生活環境を持った動植物の生息空間。

環境美化の推進	**地域環境美化の推進** 地域住民との連携により、清潔で美しいまちづくりを進めます。	・環境美化都市推進会議の活動促進 中央通りの一斉清掃、環境美化功労者の表彰など ・環境美化推進員制度の活用 ・環境美化条例に基づくポイ捨て禁止等の周知・啓発 ・衛生組合の活動促進 環境美化運動の推進、クリーン高松の推進など ・ごみステーションの適正管理の促進（再掲36P）
環境汚染防止の推進	**生活排水対策の推進** 河川などの水質汚濁を防止するため、生活排水対策を推進します。	★合併処理浄化槽の設置促進 ・家庭排水浄化の意識啓発 ・洗剤の適正使用の推進 ・水質改善推進モデル地区の指定［新規］ ・浄化槽の適正管理の促進（参照37P） ・水路の整備（再掲54P） ・汚水対策の推進（参照49P）
	交通公害対策の推進 自動車利用による大気汚染と騒音を軽減するため、交通公害対策を推進します。	・自動車排出ガスの削減 アイドリングストップ運動の推進 低公害車の普及促進の検討［新規］ 公用車への低公害車等の導入 ・自転車歩行者道の整備（再掲62P） ・バス輸送機能の充実（参照159P） ・交通需要マネジメントの推進（参照164P）
	公害防止対策の充実 健康で快適な生活環境を確保するため、公害防止対策の充実に努めます。	・公害の未然防止と監視・指導 公害防止協定、監視体制の強化、指導など ・公害防止の支援 中小企業公害防止施設整備資金の融資 ・相談・苦情の適正対応 ・化学物質の環境リスクの削減
資源・エネルギーの有効利用	**省資源・省エネルギー活動の推進** 環境に配慮したライフスタイルの実践など、日常生活に密着した省資源･省エネルギー活動を推進します。	・家庭用廃食油の収集と再利用の促進 ・省資源・省エネルギー作品展の開催 ・省資源・省エネルギー型ライフスタイルへの誘導 ・環境家計簿の普及

クリーン高松：各地区衛生組合協議会等が中心となった清潔でうるおいのある郷土づくり運動。地区内の道路等の空き缶など、散乱ごみの清掃を実施するとともに、日常生活における身近な環境美化意識の高揚を図っている。
水質改善推進モデル地区：生活排水による河川などの水質汚濁を防止するため、地域ぐるみで生活排水対策の取組みを行うモデル地区。
アイドリングストップ運動：必要以上の暖気運転、運転者が車から離れている間や荷物の積み降ろしの間等、不要と考えられる場合において、自動車のエンジンを停止することの励行を推進する運動。
低公害車：電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車など、大気汚染物質（窒素酸化物、粒子状物質など）や二酸化炭素の排出量を削減する目的で開発された自動車の総称。
交通需要マネジメント：自動車による道路の混雑を緩和し、大気汚染を減らす対策として生まれてきた考え方。規制だけでなく、自動車以外の移動手段に誘導しようとする総合的な対策。
環境リスク：化学物質などによる環境汚染が、人の健康や生態系に好ましくない影響を与えるおそれ。

（資源・エネルギーの有効利用）	**新エネルギー導入の促進** 太陽光発電など、身近にあるエネルギーを有効に利用します。	・公共施設への太陽光発電の導入 ふれあい福祉センター勝賀、ごみ収集施設など ・太陽光発電・太陽熱利用の普及促進 ・未利用エネルギーの利用促進 下水や海水などの熱の有効利用 ・ごみ焼却熱の有効利用の推進 廃棄物発電など ・コージェネレーションの導入の検討［新規］

【主要事業】

主要事業	目　　的	内　　容	実施主体
合併処理浄化槽の設置促進	生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止	合併処理浄化槽設置に対する助成 助成対象地域 下水道事業認可区域外の地域（下水道の整備に相当の期間を要する一部地域を含む）	市

■みんなの手で、ポイ捨てのない美しいまちに

公害苦情申立件数の推移

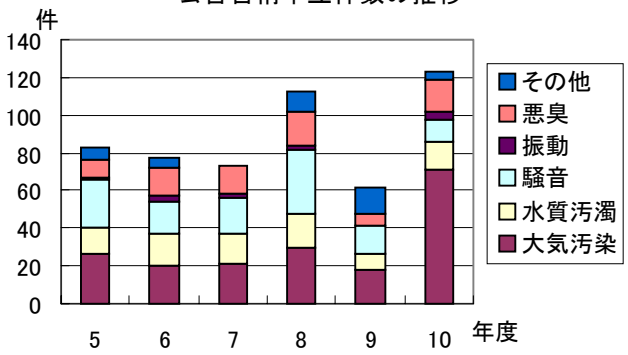

コージェネレーション：一つのエネルギー源から熱と電気など二つ以上の有効なエネルギーを取り出して利用するシステム。石油や天然ガスなどの燃料を燃やしてタービンを回して発電し、その廃熱で暖房、給湯を行うことで総合熱効率が80%以上になる。

2　すべての人の参加による環境の保全

環境に配慮した行動の展開	**環境保全意識の高揚** 市民みずからが地域の一員として自覚し、主体的に行動できるよう、環境教育、環境学習などを通じて、環境保全意識の高揚を図ります。	・環境基本計画の推進 ・環境教育の推進 こどもエコクラブの設立促進 水辺の教室の開催 子ども環境懇話会の開催［新規］ 環境副読本の発行［新規］ 幼児期からの環境教育［新規］など ・環境学習の推進 生涯学習講座、公民館講座など ・クリーン環境パラダイスの開催(隔年開催) ・環境保全に関する情報の提供
	環境行動の促進と実践 市民、事業者の主体的な環境保全行動や活動を促進するとともに、行政も率先して、環境に配慮した行動に取り組みます。	★ＩＳＯ１４００１の認証取得［新規］ ・民間事業所における環境マネジメントシステム等の導入促進［新規］ ＩＳＯ１４０００シリーズ ・グリーン購入の推進［新規］ ・市民・事業者の環境配慮指針の活用［新規］ ・環境行動率先実行計画の実践 ・公共事業における環境への配慮 環境影響評価の実施、市民への事業内容の周知など ・市民の環境行動に対する支援検討［新規］
推進体制の整備	**人材・組織の育成と連携** 実践、指導のための人材･組織を育成するとともに、様々な主体との連携を図ります。	★エコ・マイスターの養成 ・環境ボランティア活動の促進 植林ボランティアなど ・市民、事業者と行政の連携強化 高松環境会議の開催［新規］ 環境産業交流会の開催［新規］
	拠点施設の整備 環境保全のための啓発、行動の総合的な拠点となる施設の整備を図ります。	・環境ステーションの設置［新規］ 環境保全意識の普及・啓発 環境教育・環境学習の推進 環境パトロールの実施など ※ボランティア活動等市民活動の拠点センター （参照189P）での機能としての位置づけ検討

こどもエコクラブ：環境庁が主管する小中学生ならだれでも参加できる環境活動を行うクラブ。
ISO14000シリーズ：国際標準化機構（ISO）による環境に関する規格の総称。中でも、事業所において環境管理システムを構築する際の共通の基準として、ISO14001が定められている。（ISO：International Organization for Standardization）
グリーン購入：環境への負荷の少ない製品（エコマーク・グリーンマーク製品など）やサービス等の購入。グリーン購入を促進するためのガイドラインや環境保全商品の情報をまとめたガイドブックなどが、グリーン購入ネットワーク（企業や民間団体、行政により、平成8(1996)年2月に設立）によって作成されている。

【主要事業】

主要事業	目　　的	内　　容	実施主体
ＩＳＯ１４００１の認証取得［新規］	行政活動から生じる環境への負荷の軽減	環境マネジメントシステムの国際標準規格 システムの構築、運用、点検、改善	市
エコ・マイスターの養成	市民等による環境保全行動や活動に対する指導、教育などを実践する人材の確保	環境の専門コーディネーターによる養成研修会 養成講座　年10回程度 養成人員　約20人(年間) （エコ・マイスター） 環境基本計画の中で位置づけた「環境の達人」という意味の言葉で、高松市における環境行動を広げ、高めていくためのリーダー	市

■環境シンポジウムｉｎ高松

■エコ・マイスター養成講座（野外活動実習）

Ⅱ　環境にやさしいリサイクル型社会の形成

【基本方針】

■イベントの開催やリサイクルプラザでの啓発事業等を通じ、ごみの減量化などに対する市民意識の高揚を図るとともに、生産、流通、消費等の各段階において、ごみの発生抑制や減量化・リサイクルの施策を総合的に推進することにより、「ごみゼロ」に向けての取組みを進めます。

■ごみの分別排出の徹底や収集運搬体制の充実、ダイオキシン類等の排出削減に配慮した廃棄物循環型の中間処理施設や最終処分場の整備などにより、ごみの適正処理を推進するとともに、衛生処理施設の整備や円滑な運営を図るなど、し尿の適正処理を進め、一般廃棄物の適正処理を推進します。

■排出事業者の自己処理責任の原則に基づき、排出事業者、処理業者に対する監視・指導の強化と不法投棄の防止を図るなど、産業廃棄物の適正処理を促進します。

■ごみ収集体験学習

1　「ごみゼロ」に向けての取組み

市民意識の高揚	**啓発活動の推進** ごみの発生抑制や減量化・リサイクルなどについて、市民意識の啓発に努めます。	・ごみ収集体験学習の実施 ・ごみ処理・リサイクル施設の見学 ・広報紙等による周知啓発 環境にやさしい商品(リサイクル製品など)の購入・買物袋持参運動の推奨、リユース（再使用）・リサイクルの啓発など ・クリーン環境パラダイスの開催(隔年開催)（再掲32P） ・環境副読本の発行（再掲32P） ・幼児期からの環境教育（再掲32P）
	リサイクルプラザの活用 ごみの減量化・リサイクルに関する様々な情報やリサイクル活動の場を提供するとともに、新たなリサイクル施設の整備に伴い、現リサイクルプラザの活用等について検討します。	・リサイクルプラザの活用 リサイクル情報の提供、リサイクル教室・リサイクル展の開催、再使用可能な粗大ごみ等の展示、もったいない市の開催など

中間処理施設：廃棄物を減量化、減容化、無害化、安定化するため、最終処分に先立って破砕、圧縮、焼却、堆肥化などの処理を行う施設。代表的なものとして、ごみ焼却処理施設や破砕処理施設がある。

ごみの発生抑制	**発生抑制対策の推進** 事業者の協力により、生産、流通段階において、ごみの発生を抑制するとともに、ごみ処理有料化について検討します。	・「地球にやさしい店」登録の拡大 買物袋の持参推奨、環境保全型商品の販売、簡易包装の推奨、包装容器等の回収など ・生産段階における配慮要請 再生原材料の使用、リサイクルが容易な製品の製造など ・家庭系ごみの定期収集有料化に向けての検討［新規］ ・処理原価に対応したごみ処理手数料の設定（事業系ごみ）
減量化・リサイクルの推進	**自己処理の促進** 生ごみの堆肥化など、ごみの減量化を図ります。	・生ごみ堆肥化容器購入に対する助成 ・生ごみ処理機購入に対する助成 ・学校における生ごみ処理の推進 小学校における生ごみ処理機の導入 ・公共施設における生ごみ処理の促進 ・事業系生ごみ自己処理促進方策の検討［新規］ ・家庭用廃食油の収集と再利用の促進（再掲30P）
	事業系ごみの減量化・リサイクルの促進 事業所の自主的な減量化･リサイクル活動を促進します。	・「地球にやさしいオフィス」登録の拡大 ・事業者に対する啓発 「オフィスの古紙回収マニュアル」や「高松市再生紙使用ガイドライン」リーフレットの作成など ・多量排出事業者に対する減量化計画作成の指導 事業の用に供する延べ面積が3,000㎡以上の建築物の所有者、占有者または管理者など

■リサイクルプラザ

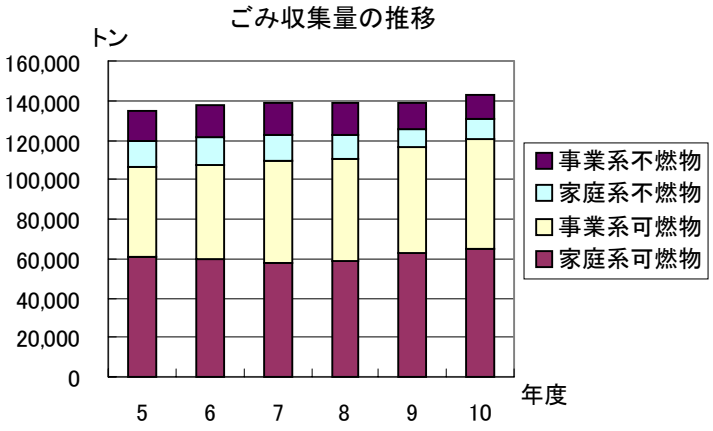

2　一般廃棄物の適正処理の推進

ごみの適正処理の推進	**家庭系ごみ分別排出の徹底** 効率的なリサイクルと適正処理を推進するため、関係団体等との連携により、分別排出の徹底を図ります。	★家庭系ごみ新収集システムの構築 ・地区衛生組合協議会等の活動支援 ・リサイクル推進員制度の活用 ・ステーション協力員制度の活用［新規］ ・ごみステーションの適正管理の促進 ごみステーション維持管理に対する助成［新規］、周辺の美化など
	事業系ごみの分別排出と適正処理の促進 排出事業者や収集運搬事業者等に対する指導強化により、事業系ごみの分別排出の徹底を図るとともに、適正処理を促進します。	・分別排出の徹底指導と適正処理の促進 啓発用リーフレットの作成 収集運搬・処分業者に対する指導強化 関係機関との連携
	収集運搬体制の充実 容器包装リサイクル法に基づく新たな分別収集区分によるごみ収集を行うとともに、作業効率の向上を図ります。	★ごみ収集施設の整備 ・収集車両への低公害車等の導入 ・ごみステーション管理の電算化 ステーションの位置、利用戸数など ・粗大ごみ収集システムの導入［新規］ 粗大ごみ受付システムと料金前払い制の導入（シール利用） ・広域間での収集区分の統一化などの促進 市町間で異なるごみの収集区分の統一化などの検討
	中間処理施設の整備 ごみ排出量の増加や既存施設の老朽化、ダイオキシン類等の排出削減に対応するため、一部事務組合による中間処理施設の整備を進めるとともに、円滑な運営を図ります。	★ごみ処理施設の整備 ★リサイクル施設の整備 ★西部広域クリーンセンターの改修［新規］ ・西部広域クリーンセンターの管理運営 ・南部広域清掃センターの管理運営
	最終処分場の整備 一部事務組合による最終処分場の改良や整備を進めます。	★埋立処分地の整備［新規］ ★埋立処分地の改良、汚水処理施設の更新

一部事務組合：普通地方公共団体および特別区が、団体事務等の一部を共同処理するために設ける地方公共団体の組合。現在、本市が構成団体となっている一部事務組合には、高松地区広域市町村圏振興事務組合がある。

(ごみの適正処理の推進)	**有害ごみ等の処理と適正処理困難物への対応** 有害ごみの適正処理やフロンガスの回収を行うとともに、適正処理困難物の処理体制の整備に努めます。	・有害ごみの適正処理 筒型乾電池、蛍光管、水銀体温計 ・フロンガスの回収 ・適正処理困難物の指定に対応した処理体制の整備（事業者への協力要請） （参考）厚生大臣が指定した適正処理困難物 廃ゴムタイヤ、廃テレビ受像機（25型以上のもの）、廃電気冷蔵庫（250ﾘｯﾄﾙ以上のもの）、廃スプリングマットレス ・家電リサイクル法施行に対する対応の検討［新規］
	不法投棄の防止 不法投棄調査や市民への啓発を行うなど、不法投棄の防止を図ります。	・不法投棄調査・指導、パトロールの実施など ・不法投棄防止のための広域的対策の推進 サンネット高松圏域各町との連携
し尿の適正処理の推進	**し尿処理施設の整備** し尿の適正処理を行うため、一部事務組合による衛生処理施設の整備を進めるとともに、円滑な運営を図ります。	・汚泥再生処理センターの整備［新規］ し尿、浄化槽汚泥、有機性廃棄物処理など ・衛生処理センターと中継所の管理運営 高松地区広域市町村圏振興事務組合（直島町を除く1市9町）による管理運営
	浄化槽の適正管理の促進 浄化槽保守点検業者等との連携により、浄化槽の適正管理を促進します。	・関係団体等との連携による浄化槽の適正管理の促進

■衛生処理センター中継所

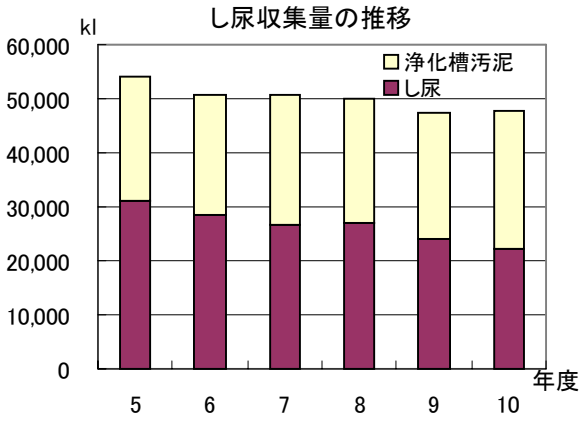

サンネット高松：高松市、三木町、牟礼町、庵治町、塩江町、香川町、香南町、直島町、綾上町、綾南町、国分寺町の１市１０町を圏域とする広域都市圏の愛称。「サン」は太陽と讃岐を、「ネット高松」は高松広域都市圏１市１０町のネットワークを意味している。
高松地区広域市町村圏振興事務組合：高松市、三木町、牟礼町、庵治町、塩江町、香川町、香南町、直島町、綾上町、綾南町、国分寺町の１市１０町によって、総合老人ホームやし尿・ごみ処理、介護保険介護認定審査などを共同処理するために設けられた特別地方公共団体。

【主要事業】

主要事業	目　　的	内　　容	実施主体
家庭系ごみ新収集システムの構築	市民の利便性の向上、収集の効率化、資源化量の増加を図るため、容器包装リサイクル法に対応した収集体制の整備	分別収集対象品目、収集回数 ・可燃ごみ（2回／週） ・破砕ごみ（2回／月） ・プラスチック容器包装（1回／週） ・缶・びん・ペットボトル（2回／月） ・紙・布（2回／月） ・有害ごみ（2回／月） ・粗大ごみ（随時） ごみステーションの設置数（約5,000か所）	市
ごみ収集施設の整備	既存施設の老朽化と新収集システムへの対応	整備場所 木太町 （元清掃工場跡地） 敷地面積 約10,000㎡ 施設内容 事務所棟、駐車場、洗車場など 竣工予定 平成13(2001)年度	市

■ごみ収集施設の整備イメージ

主要事業	目　　的	内　　容	実施主体
ごみ処理施設の整備 （ごみ焼却施設）	ダイオキシン類等の排出削減など、環境への影響に配慮するとともに、安定的なごみ処理を行うための中間処理体制の強化	全体の概要 焼却処理（ごみ処理施設）と破砕・選別処理（リサイクル施設）を総合的・一体的に行う廃棄物循環型処理施設の整備 事業主体 高松地区広域市町村圏振興事務組合（高松市、塩江町、香南町） 整備場所 香川郡塩江町 敷地面積（平地部分） 約50,000㎡ 施設内容 ・焼却施設（焼却能力：300ﾄﾝ／日（100ﾄﾝ／日×3炉）、処理方式：全連続燃焼式ガス化溶融方式） ・焼却余熱利用設備 竣工予定 平成15(2003)年度	一部事務組合
リサイクル施設の整備	容器包装リサイクル法に適合する資源ごみの適正な選別・保管とごみの減量化・リサイクル等に関する活動、啓発のための施設整備	ごみ焼却施設と一体的整備による廃棄物再生利用施設の整備 事業主体 高松地区広域市町村圏振興事務組合（高松市、塩江町、香南町） 整備場所 ごみ処理施設に併設 施設内容 ・破砕設備（35ﾄﾝ／日） ・選別設備（35ﾄﾝ／日） ・貯留（梱包・保管）設備 ・不用品の補修、再生品の展示、啓発、学習機能（管理棟に併設） 竣工予定 平成13(2001)年度	一部事務組合

主要事業	目　　的	内　　容	実施主体
西部広域クリーンセンターの改修［新規］	施設の老朽化やダイオキシン類濃度に関する基準等の強化への対応	事業主体 　高松地区広域市町村圏振興事務組合（高松市、綾上町、綾南町、国分寺町） 所在地 　川部町 排ガス処理設備等の改修 改修終了予定 　平成18(2006)年度	一部事務組合
埋立処分地の整備［新規］	焼却灰、不燃残渣（ざんさ）を埋立処分するための最終処分場の確保	事業主体 　高松地区広域市町村圏振興事務組合（高松市、綾上町、綾南町、国分寺町） 所在地 　綾歌郡綾南町 陶最終処分場第２処分地第２期工事分 整備規模 ・計画埋立面積 　約11,000㎡ ・計画埋立容量 　約160,000 m^3	一部事務組合
埋立処分地の改良、汚水処理施設の更新	埋立処分地の一層の安全性の確保と汚水処理施設の老朽化等への対応	事業主体 　高松地区広域市町村圏振興事務組合（高松市、塩江町、香南町） 所在地 　香川郡塩江町 焼却灰埋立処分地の改良 　遮水工事（遮水シートの設置など） 　改良終了予定 　　平成13(2001)年度 汚水処理施設の更新 　汚水処理水の新ごみ処理施設での再利用 　完成予定 　　平成15(2003)年度	一部事務組合

３　産業廃棄物の適正処理の促進

適正処理の促進	**排出事業者・処理業者の監視・指導** 排出事業者処理責任の徹底を図るため、排出事業者と処理業者に対する監視･指導の強化に努めます。	・産業廃棄物適正処理に関する調査・指導の強化 立入検査と指導の強化 各種報告・届出の徹底 関係機関との連携 県、警察など
	不法投棄の防止 不法投棄防止パトロールの強化などにより、不法投棄の防止を図ります。	・不法投棄防止パトロールの強化 ・産業廃棄物管理票(マニフェスト)使用の徹底
	減量化・リサイクルの促進 情報の提供や再生利用の啓発などにより、産業廃棄物の減量化･リサイクルを促進します。	・排出事業者、処理業者への啓発・指導 情報の提供、多量排出事業者に対する減量化計画作成の指導など ・建設廃棄物の発生抑制とリサイクルの促進 建設発生土の選別 工事間の利用促進の指導など

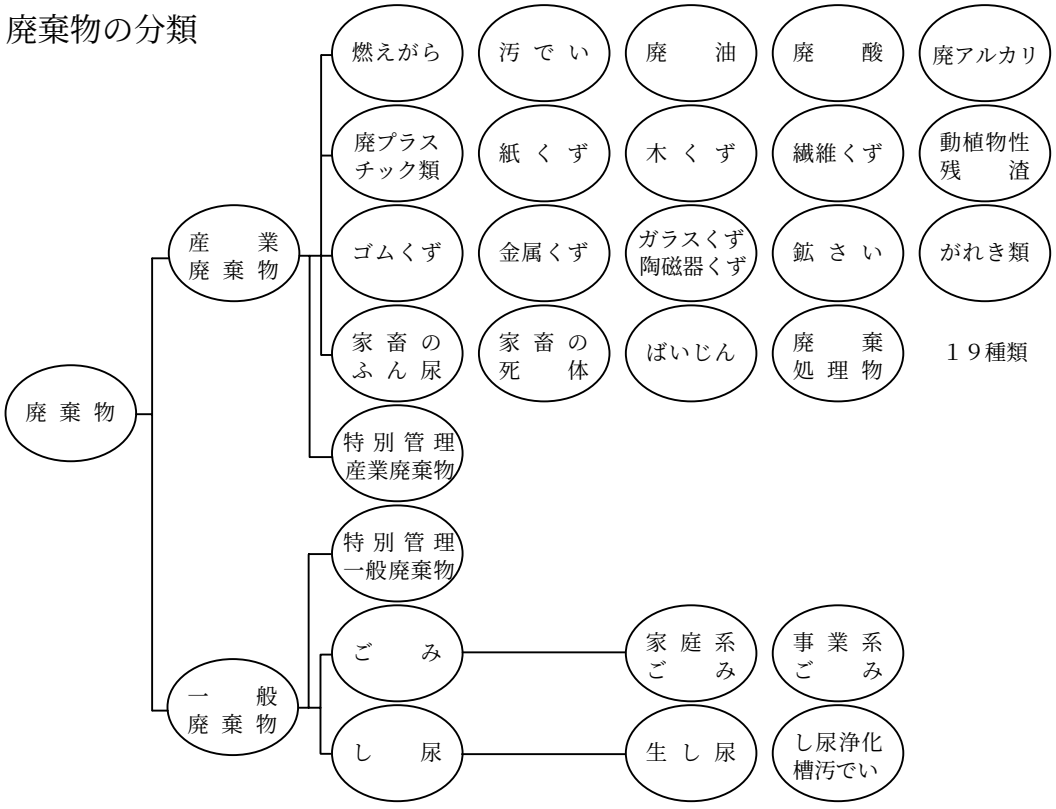

産業廃棄物管理票（マニフェスト）：産業廃棄物による事故や環境汚染、不法投棄などを防止することを目的として、排出事業者がその責任において廃棄物の性状や排出、運搬および処分に関する一連の流れを管理、確認できる伝票。排出事業者は廃棄物の運搬または処分を委託する場合，廃棄物の種類にかかわらず産業廃棄物管理票を収集運搬業者または処分業者に交付することが義務づけられている。

III　うるおいとゆとりのある都市アメニティの向上

【基本方針】

■市民の緑化意識の高揚や公共空間、民有地の緑化など、緑地の保全、都市緑化を推進するとともに、市民の憩いの場やスポーツ・レクリエーションなどの場として公園の整備を進め、みどりのまちづくりを推進します。

■市民の景観意識の高揚を図りながら、面的、線的な都市的景観の整備や優れた自然的・歴史的景観の保全整備に努めるなど、高松らしい都市景観づくりを進めるとともに、海や水辺を生かしたまちづくりを推進することにより、都市景観の向上に努めます。

■汚水管渠（かんきょ）や下水処理場の整備などにより、汚水対策を推進するとともに、雨水対策を進めるほか、下水処理水の再利用などによる下水道資源の有効利用を図り、下水道の整備を進めます。

1　みどりのまちづくり

緑地の保全・都市緑化の推進	**緑の基本計画の推進** 公共空間や民有地における緑について、将来のあるべき姿と実現方針を作成し、計画を推進します。	★緑の基本計画の策定［新規］
	緑化意識の高揚 市民が主体となった緑化運動を推進するなど、市民の緑化意識の高揚を図ります。	・フラワーフェスティバル（高松春のまつり）の開催 ・フラワーレディースによる花いっぱい・緑化に関する普及啓発、花壇の清掃管理 ・緑の相談所の開設 ・緑化推進団体の育成 ・公園愛護会の活動支援 公園の清掃管理、施設の保全、簡易な修繕など
	緑地の保全 紫雲山、五色台、屋島などの貴重な自然環境の保全に努めます。	・緑地保全地区、風致地区などの指定の検討 ・古木・名木の保護 名木補助金、名木標柱
	公共空間の緑化 道路などの都市基盤施設や公共施設における緑化を推進します。	・街路の緑化 ・樹木の維持管理 樹木補植、枯損木撤去

緑地保全地区：防災・緩衝的機能や伝統・文化的意義を有する緑地、または住民の健全な生活環境を確保するための風致景観に優れた地区で、都市緑地保全法に基づき指定された地区。

（緑地の保全・都市緑化の推進）	**民有地の緑化** 市民の自主的な緑化を促進し、民有地の緑化に努めます。	・緑地協定、建築協定の締結促進 ・生垣設置に対する助成 ・環境保全緑化に対する助成 ・(財)高松市花と緑の協会による都市緑化の推進 花いっぱい運動の推進など ・大規模建築物等の届出制度の的確な運用（再掲46P）
公園の整備	**都市公園等の整備** 街区公園や近隣公園などの整備を推進するとともに、市民に身近なちびっこ広場・ポケットパークなどの整備を推進します。	★街区公園の整備 ★近隣公園の整備 ・ちびっこ広場・ポケットパークの整備 ・公園再整備 便益施設改修、井戸設置、ミニバスケット設置 ・玉藻公園（高松城内外）の整備 地久櫓(ちきゅうやぐら)台復元、簾櫓(れんやぐら)台石垣発掘調査、解体工事 城外部分用地購入、建物移転、施設整備 ・子どもフォーラム・わんぱく広場の創造（再掲76P）
	東部運動公園(仮称)の整備推進 総合的なスポーツ・レクリエーション活動拠点として、運動公園の整備を推進します。	★東部運動公園（仮称）の整備

■玉藻公園整備イメージ

緑地協定：市街地の緑豊かで良好な環境を保全するため、都市緑地保全法に基づき、一定の区域の住民が、宅地内の緑化や生け垣づくりを自主的に進めることを約束する協定。
建築協定：良好な住環境などを維持・向上するため、区域の所有者等の全員合意のもとに定める建築規制等の協定。
ちびっこ広場：所有者から借り受けた空き地を活用した、子どもたちの身近な遊び場。市独自の制度。

【主要事業】

主要事業	目　　的	内　　容	実施主体
緑の基本計画の策定[新規]	緑の保全、創出、活用に関する総合的な計画の策定（平成１２・１３年度）	（概 要） ○緑の保全 緑地保全地区の指定の促進、風致地区制度の活用、生産緑地の保全など ○緑の創出と活用 道路、公園、公的住宅等の公共公益的施設の緑や再開発と一体となった緑、民有地の緑の創出と活用 （策定内容） ・緑地の保全・緑化の目標 ・緑地の保全・緑化の推進のための施策 ・緑地の配置の方針 ・緑地保全地区内の緑地保全に関する事項 ・緑地の推進を重点的に図るべき地区・当該地区における緑化の推進に関する事項 （参考） 市民1人当たりの公園面積 6.96㎡ (平成11(1999)年度) 建設省の整備目標 平成14(2002)年度末目標9.5㎡／人 21世紀初頭目標 20.0㎡／人	市

■街区公園（郷東乾新開第１公園）

■近隣公園（太田中央公園）

主要事業	目　　的	内　　容	実施主体
街区公園の整備	広い年齢層の市民が日常的に利用できる散策、休養等の場の確保	主として街区に居住する市民のための誘致距離250ｍで設置する公園の整備 （太田第２土地区画整理地区内街区公園整備） （施設整備概要） 便益施設、修景施設 ・松縄天満公園（0.17ha） ・伏石立石公園（0.22ha） ・宮前公園（0.18ha） ・居石公園（0.21ha） ・平塚公園（0.21ha） ・伏石北公園（0.20ha）	市
近隣公園の整備	主として近隣に居住する市民の憩いの場の確保	近隣住区（小学校区に相当）に1か所、誘致距離500ｍで設置する公園の整備 （施設整備概要） 園路広場、管理事務所、便益施設 ・伏石中央公園（1.2ha） ・平塚中央公園（1.0ha） ・松縄流石中央公園（0.7ha） ・木太中央公園（1.4ha）	市
東部運動公園（仮称）の整備	スポーツ・レクリエーション需要への対応や市民の競技水準向上のための運動公園の整備	総合的なスポーツ・レクリエーション活動拠点としての運動公園の整備 面積 47.2ha 用地購入、基盤整備（造成、調整池）、埋蔵文化財発掘調査 （施設概要（予定）） 多目的広場、スポーツ研修施設、陸上競技場、テニスコート、体育館、野球場、弓道・アーチェリー場	市

2　都市景観の向上

都市景観づくりの推進	**景観意識の高揚** 広報､パンフレット等による景観形成に関する情報提供や優れた建築物等の表彰などを実施します。	・都市景観賞の表彰 ・まちなみ写真コンテストの実施 ・パンフレット等による啓発
	都市景観形成の支援 都市景観まちづくり協議会の認定や技術援助、事業費の助成など、優れた景観形成の支援を行います。	・都市景観まちづくり協議会に対する助成 ・都市景観アドバイザーの活用
	都市景観形成の誘導 良好な都市景観の誘導に努めます。	★都市景観形成地区指定の推進 ・大規模建築物等の届出制度の的確な運用 一定規模以上の建築物等の建築行為についての誘導基準に基づく指導・助言 ・都市景観重要建築物等の指定・保全 都市景観形成上重要な価値のある建築物等の指定・保存 ・屋外広告物条例に基づく規制・誘導 広告物現況調査、違反広告の取締り、講習会の開催、屋外広告物連絡会の開催

都市景観まちづくり協議会：一定地域の大多数の住民に支持され、都市景観の形成を図ることを目的として、活発な都市景観活動を行う団体。都市景観条例に基づき市長が認定する。

都市景観アドバイザー：都市景観条例の円滑な推進を図る上で、建築物、広告物等の都市景観に調和したデザイン、色彩、緑化等のアドバイスを行うため、市が委嘱した専門家。

屋外広告物：常時または一定の期間継続し、屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙、はり札、広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、また表示されたものならびにこれらに類するもの。市では条例を制定し、一定の基準を設け規制している。

（都市景観づくりの推進）	**都市景観の保全・整備の推進** 主要な都市景観形成地区、道路・河川等の面的、線的な都市的景観の整備を推進するとともに、自然的・歴史的景観の保全・整備に努めます。	・景観形成主要地区の整備 重点的に景観形成を進める地区の計画的整備 サンポート高松（高松港頭地区）の整備推進（再掲167P）、太田第２土地区画整理シンボル地区の整備推進、香川インテリジェントパークの整備促進 ・道路空間の景観整備 中心市街地の幹線道路（（都）魚屋町栗林線、（都）高松海岸線など）の電線類の地中化、カラー舗装化 コミュニティ道路の整備 通過交通の抑制と歩行者の通行優先道路の整備による地区内の安全性を確保 グレードアップ整備に対する支援 ポケットパークの整備（再掲43P） ・自然的・歴史的景観の保全 屋島、栗林公園、玉藻公園、五色台などの自然的・歴史的景観の保全 ・公共建築物等の景観整備 都市景観の先導的な役割を果たす質の高い公共建築物等の景観整備の推進 ・公共施設デザインガイドラインの活用 ・夜間景観の向上 効果的なライトアップ等の検討 ・玉藻公園（高松城内）の整備（参照43P）
海・水辺を生かしたまちづくり	**優れた親水空間の形成** 瀬戸内海の水際線、河川、ため池など水辺空間の景観を整備します。	・人工海浜の整備 高松港（サンポート高松）、女木港等 ・ハーバープロムナード、シーフロントプロムナードの整備（サンポート高松）、キャッスルプロムナードの整備促進 ・親水護岸の整備 高松港（香西地区）・高松漁港海岸の保全 ・ため池等の景観整備 ・河川の景観促進

夜間景観：夜間のまちの「にぎわい」や「華やかさ」を演出する照明なども含めた都市景観。

【主要事業】

主要事業	目　　的	内　　容	実施主体
都市景観形成地区指定の推進		（制度の概要） ・景観の保全・整備を行う地区の指定 ・同地区内における地区基準の策定 ・地区基準に基づく指導・助言を実施 ・良好な景観形成の推進 （地区指定の予定か所の概要） 仏生山本町通り地区 延長960m ○誘導方策 都市景観形成地区の指定、地区基準の策定、指導・助言 ○施設整備 県道岩崎高松線のグレードアップの促進 （都市景観形成地区） 良好な景観の保全・整備重点的に都市景観の形成を図る必要があり、都市景観条例に基づき市長が指定した地区	市

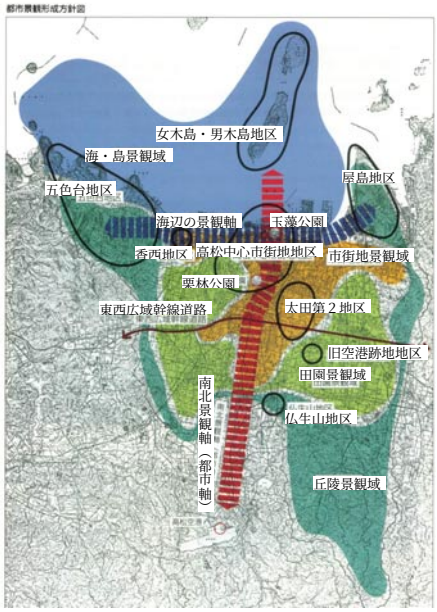

■都市景観形成構造図

■都市景観賞・まちなみ写真コンテスト作品展

■都市景観まちづくり協議会の活動（ワークショップ）

ワークショップ：課題について、様々な共同作業を通じて計画づくりを進める研修、研究形態の一つ。

３　下水道の整備

汚水対策の推進	**下水道普及率の向上** 生活排水対策の一環として、東部処理区、西部処理区等の汚水管渠や下水処理場の整備を進め、普及率の向上を図ります。	★汚水管渠の整備 ・下水処理場の整備 東部下水処理場の増設 処理能力　75,000㎥/日 → 100,000㎥/日 ・香東川流域下水道の整備(県施行) 高松西部浄化センター 処理能力　40,800㎥/日
	合流式下水道の改善 中部処理区の合流式下水道の改善を図ります。	・福岡下水処理場の再整備等の検討
	下水道への接続促進と意識啓発 下水道への接続を促進するとともに、適正な指導や効果的な啓発を図ります。	・水洗便所改造資金の貸付 ・特定事業場等に対する監視・指導 ・意識啓発 下水道展の開催、親子下水道見学会の開催など
	下水道施設の更新 老朽化している施設の改修や更新を進めます。	・老朽管渠の更新 ・下水処理場、ポンプ場施設の改築・更新
雨水対策の推進	**雨水排水施設等の整備** 雨水ポンプ場や雨水管渠の整備、雨水流出抑制施設の整備などを進め、浸水の防除に努めます。	★雨水ポンプ場の整備 ・雨水管渠の整備 ・老朽ポンプ施設の更新 ・下水道雨水貯留浸透施設の検討 降雨時の流出量増大に対応した施設整備 ・雨水浸透施設等の整備（再掲65P）
下水道資源の有効利用	**下水道資源の有効利用** 下水処理水の再利用の推進など、下水道資源の有効利用を図ります。	・下水汚泥、消化ガスなどの有効利用の検討 ・下水処理水の再利用の推進（再掲64P）

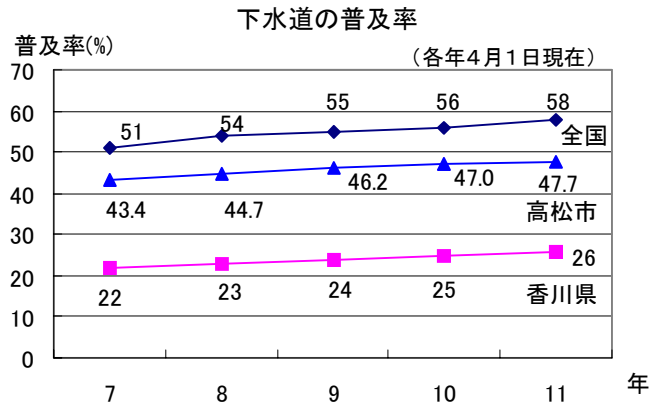

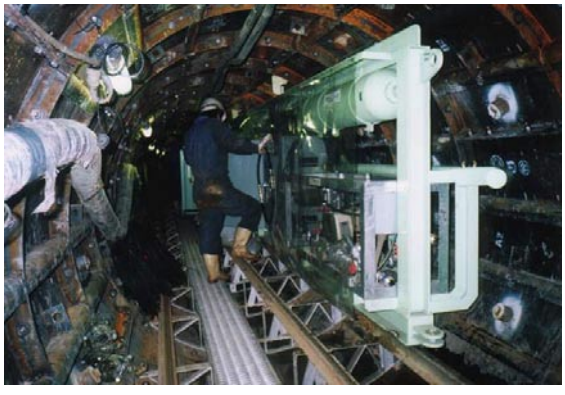

■下水道工事

合流式下水道：汚水、雨水を同一の管渠（下水管）で排除する方式。古くから下水道処理を行っている区域（市中心部）で採用されている。現在新たに整備している地域は、汚水と雨水を別々に排除する分流式により整備を進めている。

【主要事業】

主要事業	目　　的	内　　容	実施主体
汚水管渠の整備	下水道普及率の向上	幹線管渠の整備 中央、鶴尾1号・3号・4号、香西1号、郷東1～3号 処理分区の枝線管渠整備 木太、木太南、太田、東山崎、鶴尾、香西鬼無、郷東第1～3、高松浜等	市
雨水ポンプ場の整備	降雨時の浸水を防除するための排水能力の強化	香西、馬ノ口、西部ポンプ場等の整備 宮脇雨水ポンプ施設等の整備	市

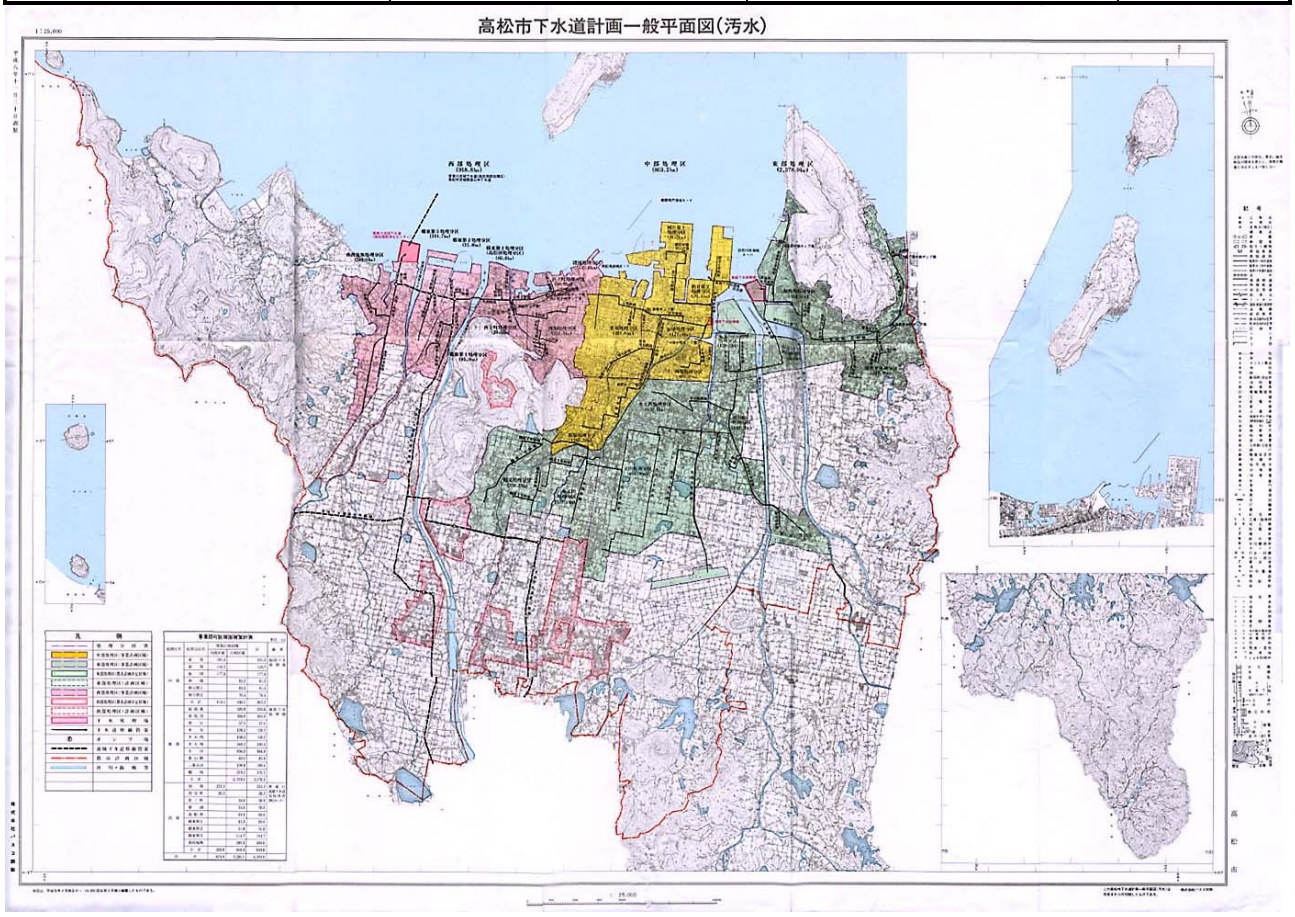

■下水道計画図

Ⅳ　安全で安心できる生活環境の整備

【基本方針】

■市営住宅の計画的な建替えや改修、高齢者や障害者向け住宅の整備など、良質な住宅の供給を進めるとともに、良好な居住環境の形成を図ることにより、住宅・居住環境の整備に努めます。

■市民の利便性や快適性を考慮した生活道路の整備を進めます。

■市民生活の安全性や快適性を確保するため、自然生態系に配慮した河川・水路機能の保全や港湾機能の維持向上を図り、河川・港湾の整備を進めます。

■市民の生命と財産を守り、安全な生活を確保するため、自主防災力の向上や防災施設の整備、常備・非常備消防力や救急・救助体制の充実など、防災・消防の充実を図ります。

■学校や地域における防犯活動を推進するとともに、関係機関との連携の強化など、防犯組織・環境の整備を図ることにより、犯罪のないまちづくりに努めます。

■食品衛生対策や環境衛生対策などを推進し、市民の健康な暮らしの基礎となる生活衛生の向上に努めます。

■交通弱者の保護を基本に、交通安全意識の高揚を図りながら、市民が安全に通行できる交通環境の整備、交通事故被害者の救済を進めることにより、交通安全対策の充実を図ります。

■自転車走行空間の確保や駐輪場の整備を行うなど、自転車の乗用環境の整備に努めるとともに、歩行者の障害となる放置自転車の対策に取り組み、快適な自転車利用の環境づくりを進めます。

■震災対策総合訓練

１　住宅・居住環境の整備

良質な住宅の供給	**市営住宅の計画的整備** 住宅に困窮する低所得者を対象に、良質な居住環境に配慮した住宅を整備します。	★市営住宅の建替え ・福祉施設・コミュニティ施設等との複合・併設の検討 ・計画的な大規模改修
	高齢者・障害者向け住宅の整備 高齢者や障害者に配慮し、バリアフリーを導入した良好な住宅の整備を進めます。	・市営住宅建替えにおける高齢者向け住宅の整備、障害者向け住宅の整備検討 ・高齢者・身体障害者住宅改造に対する助成（再掲97P） ・高齢者・身体障害者住宅整備資金の貸付（再掲97P） ・心身障害者住宅整備資金の貸付（再掲97P）

バリアフリー：高齢者や障害者が生活する上で、行動の妨げになる障壁を取り除こうという考え方。具体的には、階段のスロープ化や段差のない床、車いすでも移動しやすい道路などが該当する。

良好な居住環境の形成	**居住環境の整備** 　中堅所得者向けの良好な住宅の供給を促進するとともに、市営住宅の居住環境の改善を行います。	・持ち家の建築促進 ・住宅相談 ・開発指導 ・市営住宅の居住環境の改善 　生活排水処理施設の改善 　団地内の駐車場整備 　空き家の修繕、施設・設備の保守点検 ・特定優良賃貸住宅の供給促進（再掲171P） ・優良田園住宅の建設促進（再掲174P） ・緑地協定の締結促進（再掲43P）

【主要事業】

主要事業	目　　的	内　　容	実施主体
市営住宅の建替え	一般世帯や高齢者のための良好な住宅の供給	川東団地（由良町） 　一般世帯向け　24戸 　高齢者向け　　12戸 勅使町田中・成合町田中団地 　一般世帯向け 　高齢者向け	市

■市営住宅香西本町団地

２　生活道路の整備

生活道路の整備・充実	**道路・橋梁（きょうりょう）の整備** 幹線道路網とのネットワークを図るとともに、道路交通の安全性を確保するため、道路・橋梁の整備を進めます。	・道路の新設・改良 ・道路の舗装 ・踏切道の改良 ・橋梁の新設・改良 ・橋梁の維持 落橋防止、施設の修繕
	快適な道路空間の整備 歩行者にやさしい、快適な道路空間の整備に努めます。	★バリアフリー歩行空間ネットワークの整備 ・道路空間の美化の推進 路面・雨水枡・側溝・暗渠の清掃・除草 ・わかりやすい案内標識板の整備 官公庁、公園、観光施設等の案内標識の設置、サンネット高松圏域内での対応検討 ・コミュニティ広場の維持管理 ・地下道の維持管理 ・狭隘（きょうあい）道路の整備 ・道路占用物の取り締り ・自転車歩行者道の整備（再掲62P） ・道路空間の景観整備（再掲47P） ・コミュニティ道路の整備（再掲47P）

【主要事業】

主要事業	目　　的	内　　容	実施主体
バリアフリー歩行空間ネットワークの整備	歩道と車道との勾配の改善による、安全、快適で連続的な歩行空間の創出	歩道と車道との段差解消 視覚障害者の誘導等に配慮したブロックの敷設	市

■バリアフリー歩行空間の整備（視覚障害者用誘導ブロックの整備）

３　河川・港湾の整備

河川・水路機能の保全	**河川・水路環境の向上** 治水や自然生態系に配慮した河川改良を行い、河川・水路機能の向上に努めます。	・河川の改良 改良工事、浚渫工事 ・水路の整備 整備工事、浚渫工事 ・河川愛護思想の普及 ・河川・水路の美化促進 ・ごみの不法投棄の防止
港湾の整備	**港湾環境の整備** 海上における地域の物流や人流の拠点として、港湾の整備を進めます。	・市管理港湾の改修 女木港 防波堤、護岸（防波）、浮桟橋、物揚場、埋立て、道路 男木港 防波堤、護岸（防波）、物揚場、泊地、埋立て、道路 立石港（屋島東町） 物揚場、船揚場、埋立て、道路、ガイダンス施設の整備（源平屋島合戦の資料等の展示施設）

■女木港港湾改修事業（平成１１(1999)年３月空中撮影）

■男木港港湾改修事業（平成１１(1999)年３月空中撮影）

４　防災・消防の充実

防災体制の充実・強化	**自主防災力の向上** 防災意識の普及･啓発を図りながら､自主防災組織等の結成を促すとともに､総合防災訓練を実施するなど､市民の自主防災力の向上に努めます。	★自主防災組織等の結成促進 ・幼年・少年消防クラブの結成促進 ・婦人防火クラブの結成促進 ・災害時ボランティア活動の促進 ・総合防災訓練の実施 ・防災センターの整備促進
	防災体制の充実 地域防災計画に基づき､総合的な防災体制の充実を図ります。	・地域防災計画の整備充実 ・応援協定による相互応援 県や周辺市・町など ・関係機関相互の連携体制の充実 警察、医療機関など ・県防災ヘリコプター運用への協力 ・防災行政無線の活用 ・災害情報画像伝送システムの活用 ・県防災情報システムの活用［新規］ ・地域衛星通信ネットワークの活用 （再掲176P）
	防災施設の整備 避難場所の適正配置や飲料水兼用の耐震性貯水槽の整備など､防災施設の整備に努めます。	・避難場所の適正配置 ・避難所表示看板の設置 ・飲料水兼用耐震性貯水槽の整備 ・水門・河川排水ポンプ場の整備 ・水防用倉庫・資器材の整備
	危険箇所の整備 災害発生危険箇所の適切な保全に努めます。	・急傾斜地危険箇所の整備 ・海岸保全事業の推進 ・ため池の再編整備（再掲138P） ・ため池の改修促進（再掲138P） ・河川の改良（再掲54P）
消防体制の充実・強化	**消防署所の整備充実** 防災･消防活動の拠点となる消防署所の整備充実を図ります。	★消防署の整備 ・消防団屯所の整備 ・消防署の耐震性の強化 西消防署、北消防署朝日分署 ・消防署所の適正配置

（消防体制の充実・強化）	**常備・非常備消防力の充実** 広域消防体制の検討をはじめ、消防車両、資機材の整備などにより、常備･非常備消防力の充実に努めます。	・消防組織の集約化の検討［新規］ 高松市（綾上、綾南、国分寺の受託3町を含む）と讃岐地区広域消防組合（三木町、牟礼町、庵治町、塩江町、香川町、香南町）の消防・救急業務の高松地区広域市町村圏振興事務組合による共同処理事務としての集約 ・火災予防対策の推進 防火意識の普及・啓発、予防査察の強化など ・常備・非常備（消防団）消防車両、資機材の整備 ・海水利用型消防水利システムの検討［新規］ ・消防水利の整備 耐震性貯水槽、防火水槽、消火栓（上水道、再生水）、雨水施設の有効利用
	情報通信施設の整備 火災､救急等の災害情報に基づく､迅速で的確な災害出場指令が行えるよう､情報通信施設の整備を進めます。	★消防緊急通信指令施設の整備 ・消防無線デジタル化への対応［新規］
	救急・救助体制の充実 救急救命士の養成や医療機関等との連携強化などにより、救急・救助体制の充実に努めます。	・高規格救急自動車の整備 ・救急救命士の養成 ・高度救急救助資機材の整備 ・応急手当普及啓発活動の推進 ・医療機関等との連携強化 ・離島救急患者輸送費の助成 ・救急医療体制の確保（参照85P）

原因別火災発生状況の推移（受託3町を除く）

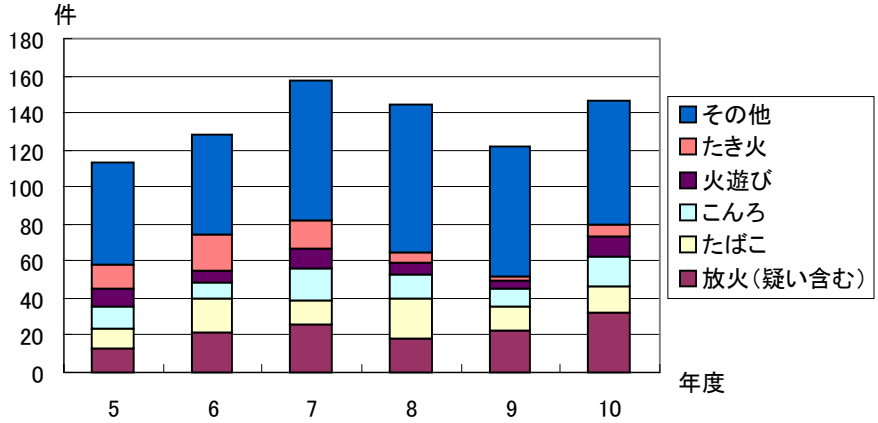

【主要事業】

主要事業	目　　的	内　　容	実施主体
自主防災組織等の結成促進	自主防災組織・消防支援隊等の育成充実	自主防災組織の育成拡充 ・防災資機材の整備 ・防災パンフレットの作成 ・自主防災組織連絡協議会の結成 消防支援隊員(退職消防職員・団員)の活動支援 消防協力隊(事業所等の自衛消防組織)の育成・指導	市
消防署の整備	消防活動の拠点整備	長期的、広域的視点に立った消防署所の統廃合の検討 消防署の移転整備 ・南消防署、東消防署	市
消防緊急通信指令施設の整備	迅速・的確な災害出場指令体制の整備と情報共有化による事務処理の効率化	消防緊急情報システムの整備 ・指令台 ・無線統制台 ・自動出場指定装置 ・１１９番発信地表示装置 ・地図等検索装置 ・表示盤(車両動態運用表示盤、病院運用表示盤等)など 消防局情報ネットワークの整備 ・消防署所のオンライン化など	市

■応急手当（心肺蘇生法）

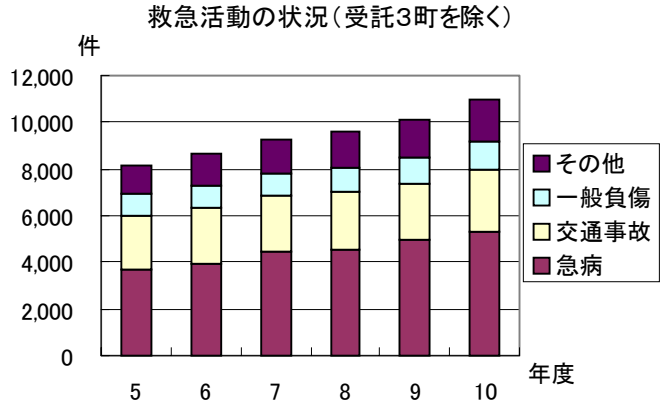

5　犯罪のないまちづくり

防犯活動の推進	**防犯意識の高揚** 学校や地域における防犯教育の推進により、防犯意識を醸成します。	・学校における防犯教育の推進 ・各種広報媒体による情報の提供
	犯罪防止と環境浄化の推進 盛り場などにおける犯罪の防止と環境の浄化を進めます。	・盛り場等クリーン対策の推進 環境浄化推進団体の育成
防犯組織・環境の整備	**防犯組織の育成強化** 地域に根ざした防犯活動組織を育成します。	・防犯協会の育成強化 防犯協会に対する助成
	暴力追放運動組織の活動促進 暴力のない住みよい社会環境づくりを促進します。	・(財)香川県暴力追放運動推進センター等関係機関との連携 ・暴力追放住民組織の活動促進
	防犯環境の整備促進 犯罪のない明るく安全な環境整備を促進します。	・防犯灯の整備促進 自治会が行う防犯灯の設置や維持管理に要する経費の助成 ・交番の適正配置の促進 ・パトロールの強化促進

犯罪発生件数の推移

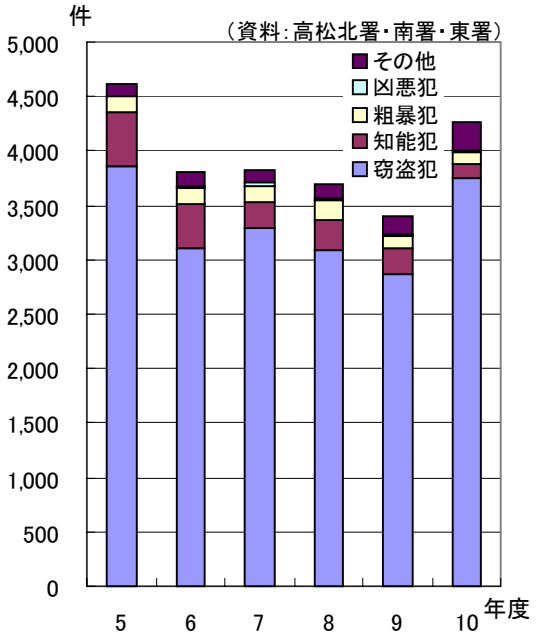

犯罪少年件数の推移

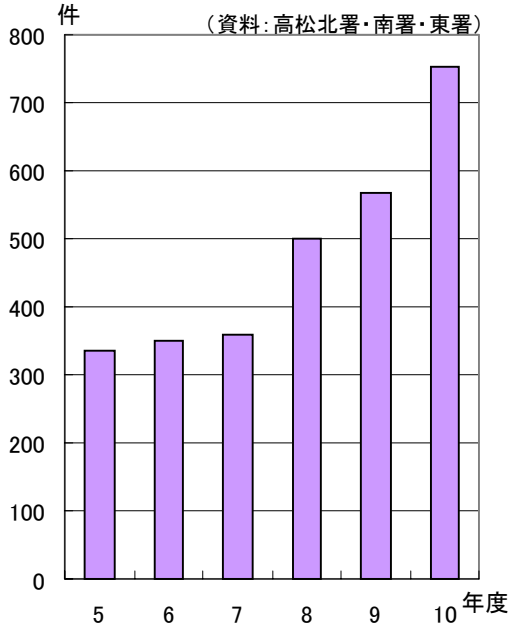

犯罪少年：刑法を犯した１４歳以上２０歳未満のもの

(財)香川県暴力追放運動推進センター：「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」の施行にあわせ、平成4(1992)年3月に発足。県警察本部、県弁護士会と連携し、暴力追放相談事業、被害者保護救済事業等を行っている。

６　生活衛生の向上

食品衛生対策の推進	**食品衛生知識の普及・啓発** 食中毒の予防など、食品の衛生知識の普及･啓発を図ります。	・消費者の啓発 一日食品衛生監視員、食品衛生情報の提供など
	食品衛生の指導 衛生的で安全な食品が提供されるよう、食品関係営業施設等に対する監視・指導を行います。	・飲食店、食品製造・販売施設など、食品関係営業施設の監視・指導 ・給食施設の指導 ・調理従事者衛生講習会の開催
	衛生検査機能の充実 食品や家庭用品の安全性を確保するため、検査機能の充実を図ります。	・食品、添加物、器具、容器等の検査 ・家庭用品の検査 ・食肉衛生検査所の運営 ・食鳥の検査 ・新保健所での検査機器の整備
毒物･劇物衛生対策の推進	**毒物・劇物の安全性の確保** 毒物･劇物販売業者等の監視･指導を行うとともに、毒物・劇物取扱者の適正な保管管理の啓発を図ります。	・毒物・劇物の販売業者・取扱業者に対する監視・指導［新規］ ・毒物・劇物危害防止の啓発［新規］ ・シアン、砒素中毒等の解毒剤の備蓄［新規］
環境衛生対策の推進	**環境衛生営業施設等の指導** 衛生的な生活環境を確保するため、環境衛生営業施設やプール、水道施設の監視･指導を行います。	・旅館、公衆浴場、理・美容所など、環境衛生営業施設の監視・指導 ・プール、海水浴場の監視・指導 ・水道施設の監視・指導 ・井戸水の水質検査
	動物の保護管理体制の充実 犬の適正な管理を推進し、狂犬病の予防を図るとともに、動物愛護意識の普及･啓発に努めます。	・狂犬病の予防 狂犬病の予防接種、野犬対策の推進 ・動物の適正な飼育・愛護の啓発
	衛生活動の推進 地域ぐるみによる衛生害虫の駆除など、市民の自主的な衛生活動を推進します。	・衛生組合の活動促進 ・蚊やハエなど衛生害虫の駆除

（環境衛生対策の推進）	**環境衛生施設の管理・整備** 市営墓地の整備などを進めるとともに、斎場公園や公衆便所などの管理・整備を進めます。	★市営墓地の整備［新規］ ・平和公園の管理運営 墓園の造成 ・斎場公園の管理運営 ・市民葬儀の普及 ・公衆・公園便所の管理・整備 ・市民トイレの拡充

【主要事業】

主要事業	目　的	内　容	実施主体
市営墓地の整備［新規］	墓地管理の適正化	・墓地管理システムの整備 ・無縁墳墓等の整備	市

市民トイレ：市民が広く気軽に利用できるよう、市が指定した民間施設内トイレ。市街地における公衆便所の不足を補うため、民間施設管理者の協力のもと、市民トイレとして指定することにより、市民生活の利便と公衆衛生の向上に寄与している。

７　交通安全対策の充実

交通安全意識の高揚	**交通安全教育の推進** 運転者や自転車利用者、歩行者の交通モラルの向上に努めます。	・年齢に応じた交通安全教室の実施 ・自転車利用者に対する交通安全教室の実施 ・交通安全指導者研修会の実施
	交通安全運動の推進 地域の実情に応じた自主的な交通安全運動を推進します。	・交通安全フェアの開催 ・交通安全統一キャンペーンの実施 ・交通安全協力会の育成 ・交通安全母の会の育成 ・交通マナーアップモデル地区事業の実施
交通環境の整備	**道路交通環境の整備** 交通の妨げになる違法駐車の防止などにより、道路交通環境の整備を図ります。	★違法駐車防止対策の推進 ・荷さばき・客待ち駐車対策の推進 荷さばき等での一時駐車スペースの確保 ・放置自動車対策の推進 啓発活動の推進 所有者に対する指導 所有者不明車両の適正処理 ・交通規制、交通指導の拡充 ・警察との連携
	交通安全施設の整備 歩行者や自転車利用者、車が共に安全に通行できる交通安全施設を整備します。	・歩道・自転車道と自動車道との分離 ・歩道の段差解消 ・照明灯や標識などの設置 ・踏切道の改良 ・幹線道路における立体横断施設の整備促進
交通事故被害者の救済	**交通事故被害者対策の推進** 交通事故相談の実施などにより、交通事故被害者の救済を図ります。	・交通事故相談の実施 ・市民交通傷害保障制度の実施（民間委託）

【主要事業】

主要事業	目　　的	内　　容	実施主体
違法駐車防止対策の推進	違法駐車の防止による道路交通環境の整備	・違法駐車防止重点地域の指定拡大 ・交通指導員による街頭啓発 ・啓発用チラシと駐車場マップの配付	市

8　快適な自転車利用の環境づくり

乗用環境の整備	**自転車走行空間の確保** 自転車と歩行者が共生できる乗用環境の創出に努めます。	★自転車利用環境整備モデル都市としての事業推進 ・自転車歩行者道の整備 ・自転車利用の促進
	駐輪場の整備 安心して走行できるための自転車等駐車場の整備を進めます。	★民間・民営自転車等駐車場の整備に対する助成 ・自転車等駐車対策総合計画の推進 ・附置義務による自転車等駐車場の整備促進 自転車等の大量の駐車需要を生じる施設を新築または増築する事業所 ・自転車等駐車場の管理委託
放置自転車対策の推進	**放置自転車防止対策の推進** 放置自転車等禁止区域･整理区域を設定するなど､放置自転車対策に取り組みます。	・自転車等の正しい駐車方法の啓発 ・放置自転車等禁止区域の設定 (高松駅地区、瓦町駅地区、中央通り、美術館通り) 2時間以上放置した場合移送･保管 ・放置自転車等整理区域の設定 (栗林駅地区、片原町駅地区、栗林公園駅地区) 2日以上放置した場合移送･保管 ・放置自転車等の移送・保管 ・放置自転車等管理システムの推進

【主要事業】

主要事業	目　的	内　容	実施主体
自転車利用環境整備モデル都市としての事業推進	安全・快適で利便性の高い自転車走行空間の整備による交通事故の削減、公共交通機関の利用促進	都市における日常的な交通手段として自転車の利用が促進されるよう、自転車利用環境の整備を実施するため、建設省が指定したモデル都市 （事業概要） ・自転車走行空間ネットワークの形成 自転車走行レーンの設置 ・計画的な駐輪場整備 ・自転車交通に対するルールとマナー教育などの社会環境整備	市、県、国、民間

【主要事業】

主要事業	目　　的	内　　容	実施主体
民間・民営自転車等駐車場の整備に対する助成	歩行者や自転車利用者にとっての、安全で快適な環境づくり	○民間自転車等駐車場の施設整備・管理運営に対する助成 ・施設整備費・施設撤去費、空き地または空き店舗等の賃借料 補助率　85% 限度額　1,000万円(年間) ○民営自転車等駐車場の施設整備・管理運営に対する助成 ・施設整備費 補助率　1／2以内 限度額　500万円(1か所) ・自転車等駐車場施設の土地に対して課税された固定資産税(10年間) 補助率　全額 限度額　50万円(年間)	民間、市

■ライオン通商店街自転車等駐車場

Ⅴ　水を大切にするまちづくり

【基本方針】

■水を大切に使う循環型都市を目指し、総合的な水利用の視点に立って、雨水や再生水等を雑用水に利用するなど、循環利用を進めるとともに、節水行動の定着化を図り、水の循環利用と節水を推進します。

■水源の確保や浄・配水施設の整備による安定給水の確保を図るとともに、安全な水を供給するほか、水道事業経営の効率化とサービスの向上を進め、安全で良質な水道水の供給を行います。

■水道資料館

１　水の循環利用と節水の推進

水の循環利用の推進	**総合的な水利用施策の展開** 渇水への抵抗力と健全な水循環を確保する視点から、総合的、計画的な水利用施策を展開します。	★水循環システムの調査研究 ・水問題対策に関する基本指針の推進 水問題対策推進本部による総合調整 水循環の視点からの基本指針の見直し ・節水・循環型水利用の推進に関する要綱に基づく取組み 行政、市民、事業者の協働による全市あげての節水・循環型水利用の推進 大規模建築物に係る節水・循環型水利用の義務づけ（延床面積2,000㎡以上の新築等を対象） ・渇水時の対応（再掲68P）
	雑用水利用の推進 水の循環利用、再利用を図るため、雑用水への雨水や再生水などの利用を進めます。	★雨水貯留施設整備に対する助成 ★雨水利用全国会議の開催［新規］ **［市制施行１１１周年記念］** ★下水処理水の再利用の推進 ★排水再利用施設整備に対する助成 ・公共施設における雑用水利用の推進 雨水貯留施設、下水処理水の再利用施設などの整備 ・地下水の適正利用の推進 ・雨水利用市民団体の育成

（水の循環利用の推進）	**地下浸透の促進** 地下水の涵養や地中の保水機能の維持を図るため、雨水等の地下浸透を促進します。	・雨水浸透施設等の整備 公共施設における透水性舗装、雨水浸透ますの整備、透水性の水路整備など 住宅・事業所における地下浸透促進、浸透施設設置に対する支援の検討 ・自然の地下浸透の促進 緑地、裸地の確保など
節水行動の定着化	**節水意識の浸透** 各種啓発活動の効果的な実施により、市民の節水意識の浸透を図ります。	・節水新聞“みずいのちのいずみ”の発行 ・広報紙による啓発 ・節水キャンペーンの実施 水道週間行事など ・節水ウィーク（市民一斉の節水実践）の実施 ・節水型街づくり協議会（県と県内全市町で構成）への参画 ・水源地域との交流 水源地域交流物産展、高松・嶺北子ども交歓会の実施、早明浦湖水祭への参加など ・水道資料館の整備活用
	節水型機器の普及 使用水量の抑制が容易に行える節水型機器・設備の普及を進めます。	・節水型機器の利用促進 節水コマ、シングルレバー式蛇口、簡易ポンプ、節水型洗濯機、節水型シャワー、節水型トイレ、トイレ用擬音装置などの利用ＰＲ、設置指導 ・公共施設における節水設備の整備 浄水型水泳プール改築など

■親子で雨水タンクづくりに挑戦

■市民グループによる雨水利用講演会

【主要事業】

主要事業	目　　的	内　　容	実施主体
水循環システムの調査研究	総合的な水管理システム構築に向けた検討	河川流域や地域において、水の有する多面的な機能を損なわないよう、自然の循環とのバランスを保ちつつ、安全な水を安定的に利用するための総合的な水管理システム構築に向けた検討 開放系循環方式による下水処理水の再利用を中心とした具体的検討（香川大学工学部との共同研究）	市
雨水貯留施設整備に対する助成	雨水利用のための貯留施設整備費用の軽減	○小規模貯留施設(0.1㎥以上1㎥未満の貯水容量タンク) 購入費用の1／2を助成(10万円を限度) ○中・大規模貯留施設(1㎥以上の貯水容量タンク) 1㎥当たり4万円を助成（100万円を限度)。ただし、簡易浄化により排水を加えて利用する場合、加算制度あり。 ○不要浄化槽の転用 改造費用の2／3を助成(10万円を限度)	市
雨水利用全国会議の開催［新規］	雨水利用を普及促進するための全国会議の開催	雨水利用自治体と市民による全国会議 開催地　高松市 開催予定 平成13(2001)年夏 **[市制施行１１１周年記念]**	市、実行委員会

開放系循環方式：下水処理水を河川等に流入させ、河川水等と組み合わせて再利用する方法。

主要事業	目　　的	内　　容	実施主体
下水処理水の再利用の推進	雑用水源としての下水処理水の有効利用	東部下水処理場再生処理施設の整備 計画給水量 　1,400㎥／日 送水区域 　サンポート高松ほか 用途 　水洗便所用雑用水等 供給目標年次 　平成13(2001)年度	市
排水再利用施設整備に対する助成	建築物からの排水を再生処理する施設整備費用の軽減	排水再利用施設（個別循環施設） 　標準施設費用の1／10を助成	市

2　安全で良質な水道水の供給

安定給水の確保	**水源の確保** 　水利権との調整も視野に置きながら、自己処理水源の確保を図るとともに、香川用水からの取水や渇水対策を考慮したダム建設への参画などを行います。	★香東川水系椛川ダムの建設促進 ・取水施設の整備 　導水施設や井戸吸込み施設の整備 ・地下水の保全 ・ため池等の有効利用 ・水源の涵養（かんよう） 　水源地域での植林、里山づくり、ボランティア清掃など ・渇水時の対応 　渇水対策計画に基づく早い段階からの対応
	浄水施設の整備 　きれいな水を安定的に給水するため、浄水施設の整備を進めます。	★浄水場の整備
	配水施設の整備 　水の有効配分を行うため、老朽管の布設替、未給水地区における配水管整備などを行います。	★水道管網の整備 ★未給水地区の解消 ★配水コントロールシステムの更新
安全な水の供給	**水質検査体制の充実** 　安全な水の供給のため、水質検査の向上を目指します。	・水質検査機器の整備 　水質基準値の強化等に対応した機器の整備 ・小規模受水槽の適正管理の啓発
水道事業経営の効率化とサービスの向上	**経営の効率化とサービスの向上** 　効率的な経営とサービスの向上を進め、水道事業の健全な発展を目指します。	・構造改革計画の推進 ・水道事業経営懇談会の開催 ・節水に配慮した新料金体系の適正な運用 　「基本料金」の導入、「従量料金」の水量区分・累進率の見直し（平成12年4月実施） ・水道協力員制度の充実 ・水道広報紙の発行 　全戸配布、年4回発行 ・水道知ってトークの開催 ・「お客さま」サービスの向上 　窓口対応時間の延長、コンビニエンスストアでの料金収納など ・3階直圧給水の条件的実施

■水源地域でのボランティア清掃活動

■水質管理センターでの水質検査

【主要事業】

主要事業	目　　的	内　　容	実施主体
香東川水系椛川ダムの建設促進	香東川流域における渇水時の水道水源の確保	一部事務組合による椛川ダム建設への参画と水道用水供給事業の実施 ［椛川ダムの概要］ 事業主体 県、高松地区広域市町村圏振興事務組合（高松市、塩江町、香川町、香南町） 建設予定地 香川郡塩江町 総貯水容量 約1,056万㎥ うち水道用水約200万㎥（9,000㎥／日） ※参考 水道用水供給事業実施主体 高松地区広域市町村圏振興事務組合(高松市、香川町、香南町)	県、一部事務組合
浄水場の整備	浄水場の施設改良による安全で良質な水の供給	御殿浄水場の施設整備 高度処理施設ほか 浅野浄水場の施設整備 導水管の布設替ほか 川添浄水場の施設整備 天日乾燥施設ほか	市

主要事業	目　　的	内　　容	実施主体
水道管網の整備	管網の整備による漏水率の減少	配水管の布設 老朽管の布設替 漏水箇所の復旧	市
未給水地区の解消	配水管の整備による水道普及率の向上	山田地区ほか、未給水地区での配水管整備	市
配水コントロールシステムの更新	効率的な給水を行うための配水コントロールシステムの更新	配水管等の水圧監視と調整のためのバルブ制御を遠隔操作で行う施設・設備の更新 集中管理室の移転整備 水道局庁舎から御殿浄水場への移設	市

■水道給水系統図

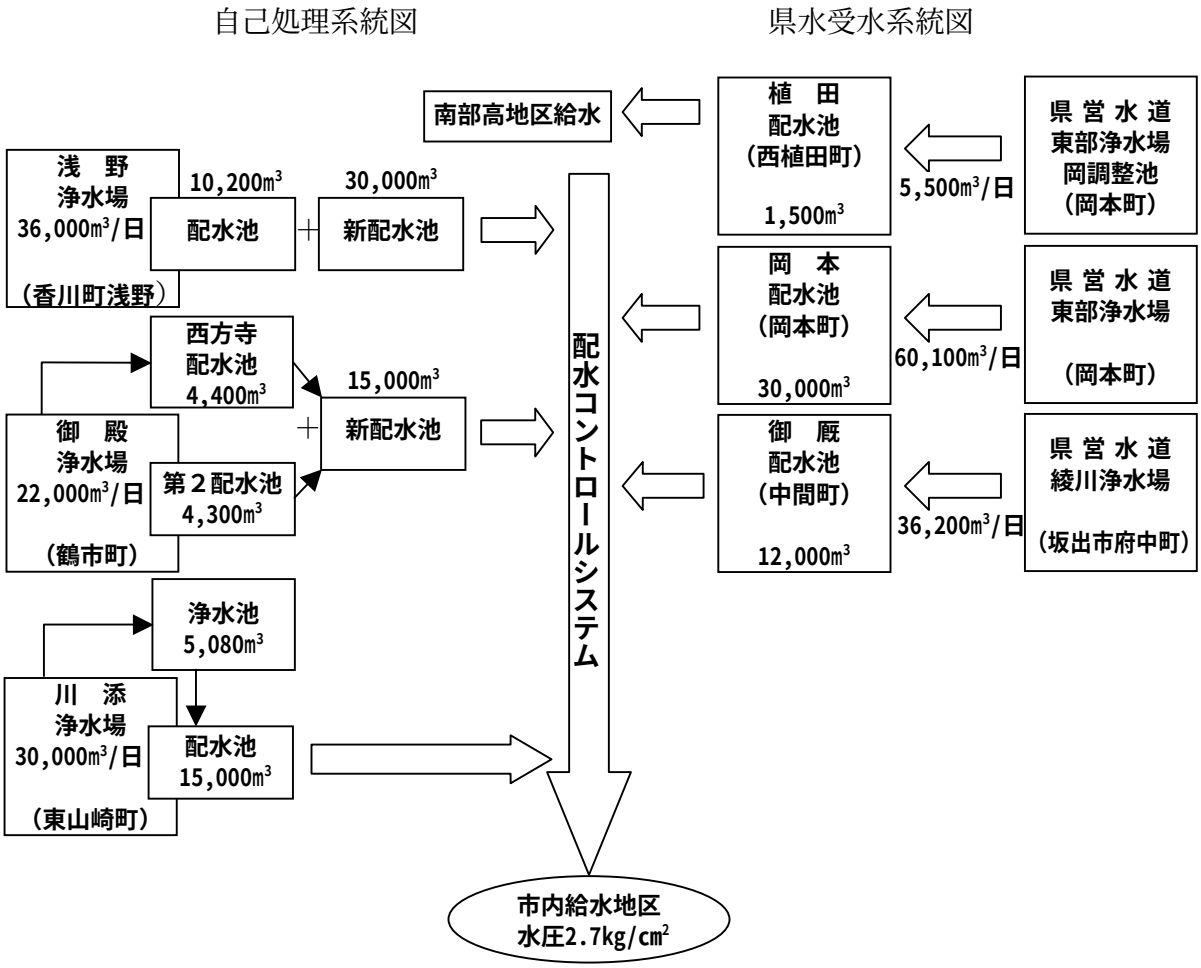

第２章　少子・高齢社会にふさわしい福祉のまちづくり

【施策体系】

子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり	総合的な子育て支援	家庭における子育ての支援
		地域における子育ての支援
		社会全体の子育て支援意識の向上
		母と子の健康の保持増進
		子どもの遊び場の整備
	子育てと仕事の両立支援	安心して子育てのできる雇用環境の創出
		保育サービスの充実
	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の支援	ひとり親家庭の支援
		養護児童に対する援護の充実
健康づくりと福祉の充実	地域保健の充実	健康づくりの推進
		保健サービスの充実
		新保健所施設の整備
	医療体制の充実	医療施設の充実
		救急医療体制の確保
	地域福祉の向上	福祉意識の高揚
		福祉活動の充実
		社会福祉施設等の整備充実
	高齢者福祉の充実	在宅生活の支援
		施設福祉の拡充
	障害者福祉の充実	保健・療育の充実
		在宅生活の支援
		施設福祉の向上
		生活の安定促進
	社会保障制度の適切な運営	国民健康保険事業の運営
		老人保健医療事業の運営
		介護保険事業の運営
		国民年金制度の啓発
		低所得者福祉の充実
高齢者や障害者にやさしいまちづくりの推進	高齢者や障害者が安心して暮らすことのできる生活空間づくり	住宅のバリアフリー化
		公共空間のバリアフリー化
高齢者や障害者の社会参加の推進	高齢者や障害者が活動できる場と機会の確保	生きがい活動の支援
		雇用と就業の促進

【動向と課題】

■出生率の低下や平均寿命の伸びにより、我が国は、本格的な少子・高齢社会を迎えようとしています。少子化や高齢化の進行は、子どもの減少、労働力人口の高齢化、介護が必要な人の増加などをもたらし、まちづくりにも大きな影響を及ぼすことが予想されています。
このため、だれもが安心して、生きがいを持って生活できるよう、子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりをはじめ、健康づくりと福祉の充実、高齢者や障害者にやさしいまちづくり、高齢者や障害者の社会参加の推進により、少子・高齢社会にふさわしい福祉のまちづくりを進めることが重要な課題です。

■少子化の原因として、晩婚化や出生率の低下が言われており、その背景として、女性の職場進出と、それに伴う子育てと仕事の両立の難しさ、育児についての精神的・肉体的負担感、子育て費用の増大などの要因が指摘されています。また、核家族化の進行、地域での人間関係の希薄化に伴う、家庭や地域での子育て機能の低下が懸念されています。さらに、子どもたちが伸び伸びと成長するよう、自然とふれあえる場や身近な遊び場の必要性も高まっています。
本市では、平成８(1996)年度から平成１２(2000)年度までの５か年計画として「すこやか子育て支援計画」を策定し、子育て支援施策を推進しています。
今後においても、総合的な子育て支援をはじめ、子育てと仕事の両立支援、ひとり親家庭等の生活の安定と自立の支援をすることにより、子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりに取り組むことが求められています。
■生涯にわたる生活の基礎として、心身の健康の保持増進が重視され、保健や医療への関心が高まっています。また、高齢化の進行により、援護の必要な高齢者が増加し、介護の重度化、長期化とともに、介護者の高齢化が進む一方、高齢者世帯の増加や女性の就業の増加などにより、家庭での介護能力の低下が起きつつあります。障害者については、高齢化や障害の重度・重複化が進む中、みずからの能力を最大限発揮し、みずからの意思に基づいて生活を築きたいという意識が高まっています。さらに、判断能力の低下した高齢者や障害者について、日常生活における権利擁護の必要性が、社会的に広く認識されるようになっており、国においても、平成１１(1999)年１２月の民法改正などにより、新たに成年後見制度が創設されました。
本市は、平成１１(1999)年４月の中核市移行にあわせて保健所を開設し、市民の健康の保持増進のため、より幅広い施策を推進しています。また、介護保険事業への対応方針を含め、平成１１(1999)年度に策定した「高齢者保健福祉計画」と、同年度に見直しをした「障害者施策に関する新長期行動計画」に基づき、高齢者・障害者施策を計画的に推進することとしています。
今後、だれもが、住み慣れた地域で、健康で安心して暮らしていけるよう、地域保健や医療体制の充実をはじめ、互いに助け合う地域福祉の向上、高齢者や障害者の福祉の充実、さらには社会保障制度の適切な運営により、健康づくりと福祉の充実を図ることが求められています。
■高齢者や障害者が活動の場を広げられるよう、生活の基盤である住宅や公共施設などのバリアフリー化について社会的な要請が高まっています。
今後においては、ユニバーサルデザインの視点も踏まえながら、安心して暮らすことができる生活空間づくりを進め、高齢者や障害者にやさしいまちづくりを推進することが重要な課題となっています。
■高齢者や障害者が、社会の構成員として、その能力を発揮し、仕事や趣味を通じて地域との

中核市：人口30万人以上、面積100㎢ ² 以上の自治体に政令指定都市に準じた事務権限を認める制度で、本市は平成11(1999)年4月に移行した（全国で25市が移行）。
ユニバーサルデザイン：すべての人のためのデザイン（計画・構想・設計）という意味で、ものづくりやまちづくりを行っていく上で、初めから「年齢、性別、障害の有無等にかかわらず、すべての人に配慮されたデザイン」を基本として取り組む考え方。

つながりを深くすることが重要になっています。このため、教養・娯楽活動、公益活動への積極的な参加や就業環境の整備充実を促進するなど、高齢者や障害者が活動できる場と機会を確保し、社会活動への参加を推進する必要があります。

【この章における代表的な政策目標】

政　策　目　標 （政策目標項目）	政策目標の達成度合いを測るための目標水準	
	現　　状 （平成 11 年度以外は表記）	目 標（望ましい水準値） （平成 17 年度以外は表記）
多様な保育の拡充		
・ 乳児保育	実施箇所　37 か所	４３か所
・ 延長保育	同　　25 か所	２８か所
・ 障害児保育	同　　25 か所	２８か所
・ 休日保育	同　　2 か所	２か所
・ 夜間保育	同　　1 か所	１か所
・ 一時保育	同　　9 か所	１１か所
放課後児童対策の拡充		
・ 学童保育	実施箇所　4 か所	１０か所
・ 留守家庭児童会	同　　23 か所	２９か所
子どもの遊び場の充実		
・ 公園の増設	116 か所	１３０か所
・ ちびっこ広場の増設	60 か所	８０か所
健康づくりの推進		（高齢者保健福祉計画により対応する）
・ 基本健康診査の受診	43.4%	５０%（平成 16 年度）
高齢者福祉の充実		（高齢者保健福祉計画により対応する）
（在宅生活の支援充実）		（平成 16 年度）
・ 訪問介護	延べ 113,209 回	延べ９０９，２２０回
・ 通所介護	延べ 82,305 回	延べ２６７，８００回
・ 短期入所	延べ 54,735 回	延べ１６４，１９２回
・ 痴呆性老人グループホーム	―	６か所
・ 老人介護支援センター	14 か所	１８か所、基幹型１か所
（施設福祉の拡充）		
・ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	767 床	９６５床
・ 介護老人保健施設	574 床	７１４床
・ 介護療養型医療施設（療養型病床群等）	372 床（平成 12 年度の想定）	４５９床
福祉施設の整備促進		（障害者施策に関する新長期行動計画により対応する）
（身体障害者更生援護施設）		（平成 14 年度）
・ 身体障害者福祉ホーム	―	１か所
・ 身体障害者福祉センター	2 か所	２か所
（知的障害者援護施設）		
・ 知的障害者通所授産施設	3 か所　120 人	４か所　１５０人
障害者の在宅福祉サービスの充実		（障害者施策に関する新長期行動計画により対応する）
		（平成 14 年度）
・ 訪問介護	派遣対象者　67 人	９５人
・ 身体障害者短期入所	10 床	１３床
・ 知的障害者短期入所	5 か所	７か所
・ デイサービス	登録者　139 人	１５０人
高齢者・障害者向け市営住宅の整備		
・ シルバーハウジングによる整備	整備戸数　49 戸（平成 11 年 4 月 1 日現在）	２倍

※目標項目全般に関し、今後、導入・対応を予定している事務事業評価システムおよびＩＳＯ１４００１の認証取得その他個別計画の策定において目標水準を設定する事項については、当該目標設定を優先するものとし、それらに基づき適切な進行管理を行います。

Ⅰ　子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり

【基本方針】

■子どもたちが心身ともに健やかに生まれ育つよう、家庭や地域における子育てを支援するとともに、社会全体の子育て支援意識の向上や母と子の健康の保持増進を図るほか、子どもの遊び場を整備することにより、総合的な子育て支援を推進します。

■安心して子育てのできる雇用環境を創出するとともに、多様な保育ニーズに対応した保育サービスの充実により、子育てと仕事の両立を支援します。

■ひとり親家庭の支援や養護児童に対する援護の充実により、ひとり親家庭等の生活の安定と自立の支援を図ります。

１　総合的な子育て支援

家庭における子育ての支援	**相談・情報提供機能等の充実** 安心して子育てができるよう、相談や情報提供等を充実します。	・家庭教育学級等の開設 ・相談事業の実施 育児相談、家庭児童相談 ・保育所での開放保育・育児相談 ・子育てシンポジウムの開催 ・子育てハンドブックの作成・配布 ・児童委員活動 ・児童虐待事象の指導機関への連絡と連携対応
	一時的な育児サービスの充実 家庭における育児が一時的に困難な場合に利用できる育児サービスを充実します。	★子育て支援短期利用事業の実施 ・一時保育の拡充
	経済的な支援の推進 子育てに伴う経済的な負担の軽減を図ります。	★第３子以降の保育料等の軽減 ・児童手当の支給 ・助産施設の活用 ・乳幼児医療費の助成（対象年齢の引き上げ）（再掲82P） ・幼稚園就園の奨励（再掲111P） ・要保護･準要保護児童生徒就学の奨励（再掲111P）
地域における子育ての支援	**子育て活動の支援** 地域における子育て活動を支援します。	・地域の子育て活動の支援 母親クラブ、子ども会活動の促進、子育てサークル活動の支援 ・保育所における高齢者等との交流
社会全体の子育て支援意識の向上	**子育て支援の啓発** 子育てを社会全体で支援する意識の向上を図ります。	・すこやか子育て支援計画の改定 ・子育て支援についての意識啓発

母と子の健康の保持増進	**母子保健の充実**（再掲 80P） 母性や乳幼児の健康の保持増進を図るとともに、障害の発生予防、早期発見に努めます。	・健康診査の実施（再掲80P） ・母子の健康相談・保健指導（再掲80P）
	学校保健の充実（再掲 80P） 園児・児童・生徒の心身両面の健康増進を図ります。	・健康診断の実施（再掲80P） ・心臓検診の実施（再掲80P） ・よい歯の審査会の開催（再掲80P） ・保健室の充実（再掲80P） ・健康教育の推進（再掲80P） ・児童・思春期相談の実施（再掲80P）
	予防接種等の推進 感染症予防のため、成長段階に応じ、予診の充実を図る中で、予防接種等を推進します。	・予防接種の実施（再掲82P） ・結核予防対策の推進（再掲82P）
子どもの遊び場の整備	**遊び場や生涯学習拠点施設の整備** 子どもたちの、身近な遊び場や自然とふれあえる場、生涯学習拠点施設の整備を進めます。	・子どもフォーラム・わんぱく広場の創造［新規］ 子どもたちによる遊び場のプランづくり **［市制施行１１１周年記念］** ・子どもたちのための生涯学習拠点施設としての市民文化センターの整備推進（再掲114P） ・公園、ちびっこ広場の整備（再掲43P） ・人工海浜の整備（再掲47P） ・ビオトープの整備（再掲29P）

【主要事業】

主要事業	目　　的	内　　容	実施主体
子育て支援短期利用事業の実施	家庭での養育が一時的に困難となった児童や緊急一時的に保護を必要とする母子等の養育・保護と、夕方から夜間における生活指導・家事等が困難な父子家庭などの児童の通所による養護	短期入所生活援助（ショートステイ） 児童養護施設への短期間の入所による児童または母子の養育・保護 夜間養護（トワイライトステイ） 児童養護施設への通所による父子家庭等の児童の生活指導、夕食の提供等 午後10時まで、4時間以内	市
第３子以降の保育料等の軽減	多子世帯の経済的負担の軽減	第３子以降の保育所保育料の減免・助成 第３子以降の幼稚園保育料等の減免・助成	市

2　子育てと仕事の両立支援

安心して子育てのできる雇用環境の創出	**雇用環境の整備促進** 子育てをしながら安心して働くことのできる雇用環境を整備するため、関係制度の普及を図ります。	・企業や被雇用者への啓発 育児休業制度の啓発 労働時間短縮の啓発
保育サービスの充実	**保育内容の充実** 多様な保育ニーズに対応するため、保育所の保育内容の充実を図ります。	★乳児保育、延長保育、障害児保育等の拡充
	保育所施設の整備 安全で快適な保育環境づくりのため、保育所施設の整備を進めます。	★市立保育所の施設整備 ・私立保育所の施設整備促進
	放課後児童対策の充実 放課後に親の保護を受けられない児童が安心して過ごすことのできる場の整備を進めます。	★学童保育の拡充 ・留守家庭児童会の拡充

【主要事業】

主要事業	目　　的	内　　容	実施主体
乳児保育、延長保育、障害児保育等の拡充	多様な保育ニーズへの対応と保育内容の充実	乳児保育、延長保育、障害児保育、休日保育等の拡充	市
市立保育所の施設整備	保育環境の向上	乳児保育室整備、調理室等の改修	市
学童保育の拡充	放課後に親の保護を受けられない児童の健全育成	小学校低学年児童を受け入れる保育所の拡充	市

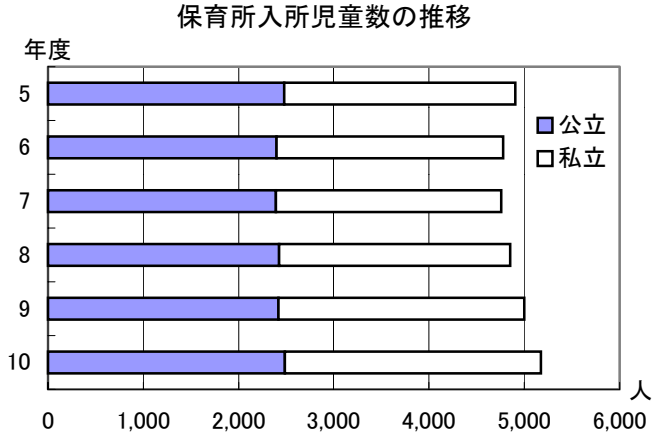

■戸外遊び

３　ひとり親家庭等の生活の安定と自立の支援

ひとり親家庭の支援	**生活安定の支援** 実情やニーズに応じた支援を充実し、ひとり親家庭の生活の安定に努めます。	・相談事業の実施 母子相談、指導講座 ・経済的な自立の支援 児童扶養手当の支給 母子・寡婦福祉資金の貸付 母子家庭児等福祉金の支給 母子家庭等医療費の助成（再掲82P） ・母子・父子家庭への介護人派遣
	母子生活支援施設の活用 母子家庭の生活の場を確保し、自立を促進します。	・屋島ファミリーホームの運営管理
養護児童に対する援護の充実	**関係機関との連携推進** 関係機関との連携を図り、保護者のいない児童の援護を推進します。	・児童相談所や児童養護施設等との連携

母子･父子世帯数等の推移

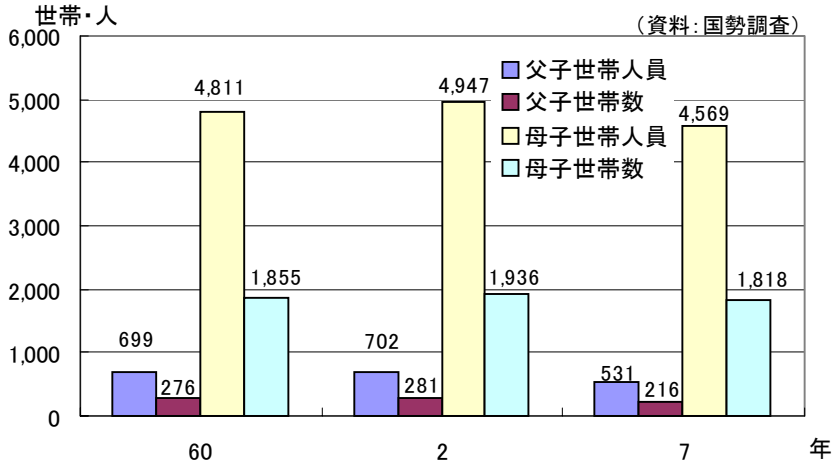

Ⅱ　健康づくりと福祉の充実

【基本方針】

■保健所、保健センターを拠点に、ライフステージに応じた保健事業の充実や健康づくり活動の支援、医療費の助成など、市民の健康づくりを推進するとともに、介護予防、精神保健福祉対策などの保健サービスを充実するほか、新保健所施設を整備し、地域保健の充実を図ります。

■地域の中核病院としての市民病院の整備充実や医療機関等の適正な運営の確保を図り、医療施設を充実するとともに、緊急時の迅速で適切な医療サービスが提供できる救急医療体制の確保に努めることにより、医療体制の充実を進めます。

■ノーマライゼーションの理念のもと、福祉意識の高揚に努めるとともに、福祉活動の充実、社会福祉施設等の整備充実を進め、地域福祉の向上を図ります。

■高齢者が、住み慣れた地域で、安心して暮らすことができるよう、介護保険制度を基本とした、きめ細かな保健・医療・福祉サービスの総合的な提供により、在宅生活の支援や施設福祉の拡充を進め、高齢者福祉の充実を図ります。

■障害者の高齢化、障害の重度・重複化等により多様化するニーズに対応できるよう、保健・療育の充実をはじめ、在宅生活の支援、施設福祉の向上、生活の安定促進により、障害者福祉の充実を図ります。

■国民健康保険事業、老人保健医療事業、介護保険事業の運営、国民年金制度の啓発、低所得者福祉の充実を図り、社会保障制度の適切な運営に努めます。

1　地域保健の充実

健康づくりの推進	**母子保健の充実** 母性や乳幼児の健康の保持増進を図るとともに、障害の発生予防、早期発見に努めます。	・健康診査の実施 妊婦・乳児一般健康診査、１歳６か月児健康診査、３歳児健康診査、妊婦・幼児歯科健康診査 ・母子の健康相談・保健指導 ４か月児相談、乳児相談、乳児発達相談、２歳児相談、幼児発達相談、幼児相談、こども相談、マタニティ教室、赤ちゃん学級、すくすく学級、親子の歯の健康教室、親子ふれあい教室［新規］
	学校保健の充実 園児・児童・生徒の心身両面の健康増進を図ります。	・健康診断の実施 ・心臓検診の実施 ・よい歯の審査会の開催 ・保健室の充実 ・健康教育の推進 ・児童・思春期相談の実施

ライフステージ：人間の一生を段階区分したもの。通常、幼年期・少年期・青年期・壮年期・老年期などに分けた各段階をいう。

ノーマライゼーション：社会生活の中で、ハンディキャップ（障害）を持つ人々を特別扱いしたり、社会生活から隔てるのではなく、このような人々を含め、あらゆる人々が共に暮らしていくことができる社会が普通であるとする考え方。

（健康づくりの推進）	**成人・高齢者保健の充実** 生活習慣病の予防と早期発見・早期治療に努めます。	・健康教育の実施 ・健康相談の実施 ・健康診査の実施 基本健康診査、訪問健康診査、介護家族訪問健康診査［新規］、胃がん・子宮がん・肺がん・乳がん・大腸がん・前立腺がん検診、生活習慣改善指導（処方箋）［新規］ ・保健、医療、福祉の連携システムの整備［新規］
	健康づくり活動の支援 市民の自主的な健康づくりを進めるため、意識の高揚を図るとともに、活動を支援します。	・啓発活動の実施 健康まつり ・保健組織・リーダーの育成 保健委員会、献血推進協議会、食生活改善推進協議会の活動支援、地域保健活動支援・活性化対策［新規］ ・健康づくり事業の推進 保健大学、健康セミナー、リフレッシュ健康体操、女性の健康講座、ナイスミドルの健康教室［新規］ ・高松市民健康の日制定［新規］ **［市制施行１１１周年記念］** ・高松市民献血の日制定20周年記念事業の実施［新規］ （平成14(2002)年度）

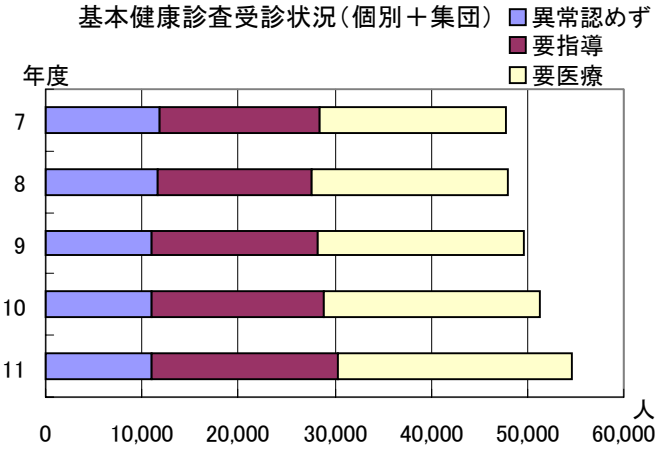

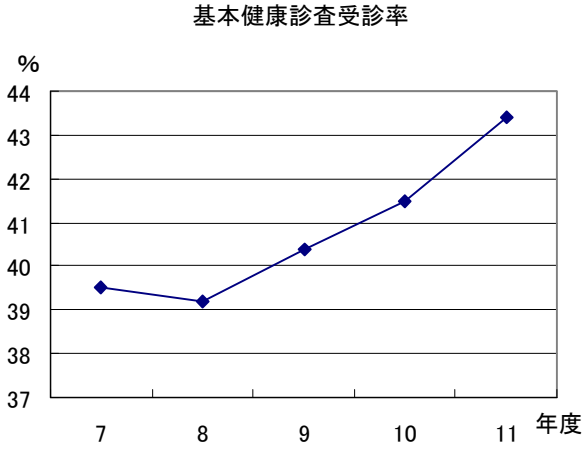

■すくすく学級

生活習慣病：食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、疾病の発症や進行に深く関与する病気の総称。これまで成人病として扱われていた、がん、脳卒中、心臓病などに加えて、肝疾患、骨粗しょう症などが含まれる。

保健大学：保健センターで実施している市民を対象とした事業の一つ。健康づくりについて正しい知識を深め、日常生活習慣の改善を図るための講演や体験学習を内容とするもの。

（健康づくりの推進）	**医療の給付と医療費の助成** 　高齢者、障害者等が安心して医療を受けられるよう、医療の公費負担を推進します。	・結核医療の給付 ［乳幼児］ ★乳幼児医療費の助成(対象年齢の引き上げ) ・未熟児養育医療の給付 ・小児慢性特定疾患治療費の支給 ［母子家庭等］ ・母子家庭等医療費の助成 ［高齢者］ ・６８・６９歳老人医療費の助成 ・老人性白内障特殊眼鏡等購入費の助成 ・老人保健医療の給付（再掲95P） ・老人保健医療費の支給（再掲95P） ［障害者等］ ・更生医療の給付 ・更生医療・育成医療・療育医療・養育医療負担費用の助成 ・進行性筋萎縮症者療養等の給付 ・心身障害者医療費の助成 ・精神障害者医療費の助成［新規］
保健サービスの充実	**介護予防対策の推進** 　寝たきりの予防と要介護高齢者の重症化予防に努めます。	・機能訓練の推進 　生活リハビリ教室 ・予防・介護知識の普及啓発 　病態別栄養教室、骨粗しょう症予防教室、家庭介護教室 ・訪問指導の推進 ・いきいき相談・いきいき講座の開設 ・巡回“寝たきりゼロ”おいでまいセミナーの開設［新規］
	感染症対策の推進 　安全な予防接種の実施や結核予防対策の推進、エイズについての正しい知識の普及など、感染症対策を推進します。	・予防接種の実施 　三種混合、二種混合、急性灰白髄炎、麻しん、風しん、日本脳炎 ・結核予防対策の推進 　ツベルクリン反応検査、ＢＣＧ接種、間接撮影、精密検査 ・エイズ対策の推進 　エイズ相談、抗体検査 ・感染症蔓(まん)延防止対策の推進 　予防知識の普及、情報の収集・提供、適切な医療の実施など

（保健サービスの充実）	**精神保健福祉対策の推進** 心の健康の保持増進を図るとともに、痴呆性高齢者を含む精神障害者の保健福祉の向上に努めます。	・精神障害者社会復帰の支援 精神障害者社会復帰施設の整備促進 ★精神障害者生活訓練施設の整備促進［新規］ 社会適応訓練の実施 ・心の健康づくり啓発活動 ・相談事業の推進 専門相談、訪問指導、家族教育
	難病対策の推進 難病患者の在宅療養生活の支援に努めます。	・相談事業の推進 訪問相談・指導 ・居宅生活の支援 訪問介護（ホームヘルプサービス）、日常生活用具給付、短期入所（ショートステイ）
新保健所施設の整備	**新保健所施設の整備** 既設の保健センターとあわせて、一体的、総合的に保健所の機能が発揮できるよう、専門的・技術的拠点として、新保健所を整備します。	★新保健所の整備 **［市制施行１１１周年記念］** ・検査機器等の充実 ・保健センター開館10周年記念事業の実施［新規］ （平成16(2004)年度）

難病：原因不明、治療方法が未確立で後遺症を残すおそれが少なくない疾病や、経過が慢性にわたり、経済的な問題のみならず家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病。

【主要事業】

主要事業	目　　的	内　　容	実施主体
乳幼児医療費の助成 （対象年齢の引き上げ）	乳幼児の福祉増進と保護者の経済的負担の軽減	乳幼児の保険診療に係る自己負担費用に対する助成（対象年齢の引き上げ） 現行 対象年齢 4歳児未満	市
精神障害者生活訓練施設の整備促進［新規］	精神障害者を対象とした生活訓練の場の確保	精神障害者生活訓練施設整備に対する助成	社会福祉法人
新保健所の整備	疾病予防、健康増進、環境衛生などの公衆衛生行政の専門的・技術的拠点の確保	整備場所 桜町一丁目 敷地面積 約1,341㎡ 構造規模 地下1階 地上5階建一部塔屋 延床面積 3,396㎡ 施設概要 1階 相談室、展示コーナー、事務室 2階 会議室、情報処理室 3階 精神保健デイケア室、図書・資料室、研修室、視聴覚室 4・5階 臨床検査室、細菌検査室、理化学検査室 開所予定 平成13(2001)年夏頃 開所式の開催 **［市制施行１１１周年記念］**	市

２　医療体制の充実

医療施設の充実	**市民病院等の整備充実** 地域の中核病院としての市民病院や女木・男木診療所の整備充実を図ります。	・市民病院施設の整備 院内医療情報システムの構築 市民病院のあり方についての検討 ・診療所（女木・男木）の整備充実（参照95P）
	医療機関等の適正な運営の確保 適正な医療の提供や医薬品の利用を図るため、関係施設等の開設許可や監視・指導を行うなど、医療機関等の適正な運営の確保に努めます。	・診療所等の開設許可、届出受理 ・医療機関等の監視・指導 診療所等の監視・指導、老人保健施設の実地指導、衛生検査所の立入検査、医薬品販売業者の監視・指導
救急医療体制の確保	**救急医療体制の確保** 夜間急病診療所の円滑な運営を図るとともに、急病患者に迅速・適切な医療が提供できるよう、初期から第３次までの救急医療体制の確保に努めます。	・初期・第２次・第３次救急医療体制の確保 初期救急医療体制の確保 夜間急病診療所の管理運営、在宅当番医制の運営、歯科救急医療センター休日歯科診療所の運営助成、救急告示病院・診療所の充実促進 第２次救急医療体制の確保 病院群輪番制病院の運営助成 第３次救急医療体制の確保 県救命救急センターの充実促進 ・県救急医療情報システムの活用 消防機関や救急医療施設のネットワーク化による迅速・適切な救急患者の搬送、救急医療の提供 ・救急・救助体制の充実（参照56P）

□医療施設・病床数の現況

平成１１年１２月３１日現在

区　　分		高松市	人口10万人当たりの施設・病床数		
			高松市	香川県＊	全国＊
病　　院	施設数	38	11.4	11.2	7.3
	病床数	5,906	1，766.0	1，699.9	1，301.0
一般診療所	施設数	320	95.7	73.3	72.4
	病床数	1,357	405.8	353.6	180.7
歯科診療所	施設数	174	52.0	41.1	49.4
	病床数	0	0.0	0.0	0.1

＊ 平成１１年９月３０日概数（医療施設動態調査）より算出

救急医療情報システム：救急医療施設から診療の可否、空床の有無に関する情報を収集し、医療機関、消防機関等に提供を行い、初期から第3次までの救急医療体制をより円滑に機能させようとするシステム。県において平成7（1995）年9月から運用開始。平成11（1999）年3月からは、広域災害時の対応も含めたインターネット型情報システム（かがわ救急医療情報ネットワーク）に再構築された。

□医療従事者数

各年１２月３１日現在（単位：人）

区分／年次	医師	歯科医師	薬剤師	保健婦	助産婦	看護婦(士)	准看護婦(士)
平成２年	762	206	645	92	75	2,184	1,198
平成４年	796	194	689	96	89	2,272	1,179
平成６年	810	204	703	125	82	2,409	1,235
平成８年	880	208	753	126	96	2,592	1,298
平成 10 年	880	218	751	132	77	2,715	1,301

＊ 高松市内の医療施設に従事する数

□夜間急病診療所

診療科目別受診者数　（単位：人、%）

診療科目／年度	小　児　科		内　　科		計	1日当たりの受診者数
	受診者数	構成比	受診者数	構成比	受診者数	
平成　６年度	3,587	62.2	2,177	37.8	5,764	21.0
平成　７年度	7,166	67.9	3,389	32.1	10,555	28.8
平成　８年度	7,521	64.4	4,157	35.6	11,678	32.0
平成　９年度	8,062	66.7	4,019	33.3	12,081	33.1
平成 10 年度	8,492	66.5	4,282	33.5	12,774	35.0

※平成６年７月１日診療開始

■保健センター（夜間急病診療所併設）

□夜間における救急医療体制

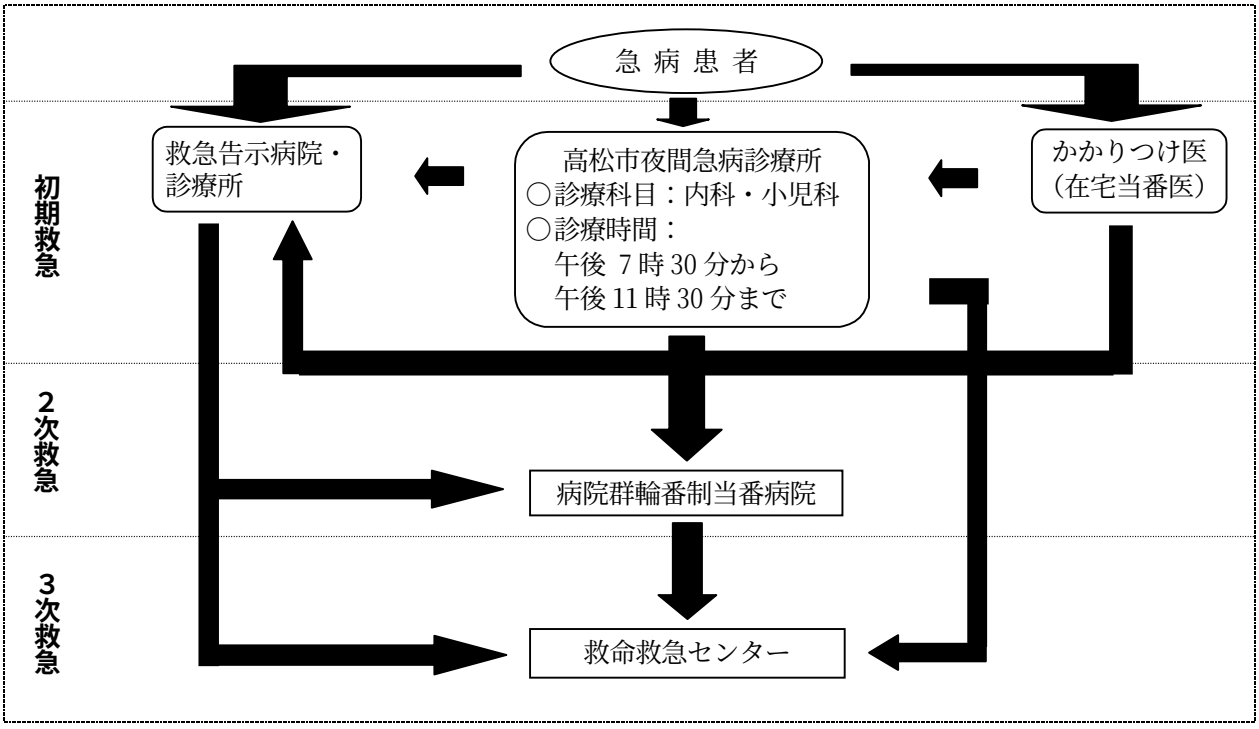

３　地域福祉の向上

福祉意識の高揚	**啓発活動の推進** 福祉意識の高揚を図るため、啓発活動を推進します。	・「高松市障害児を守る日（10月1日）」の啓発 ・障害者施策に関する新長期行動計画、高齢者保健福祉計画の推進による社会的な意識高揚 ・地域福祉についての意識啓発 ・障害者フォーラムの開催
福祉活動の充実	**地域福祉組織の充実** (福)高松市社会福祉協議会や民生委員、児童委員の活動を支援するとともに、相互の連携強化を促進します。	・(福)高松市社会福祉協議会事業に対する助成 ・民生委員、児童委員の活動支援
	福祉ボランティア活動の促進 ボランティア活動等市民活動の拠点センターと連携する中で、市民の自発的なボランティア活動を促進します。	・市民福祉振興基金（(福)高松市社会福祉協議会）の活用 ・地区社会福祉協議会を含め、福祉ボランティア団体・指導者の育成 ・福祉ボランティア団体の支援
	高齢者・障害者の権利擁護による日常生活支援 判断能力が不十分な痴呆性高齢者や知的障害者などが、地域で自立した生活を営めるよう、権利擁護面から日常生活を支援します。	・権利擁護による生活支援［新規］ (福)高松市社会福祉協議会などが運営する福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理等の地域福祉権利擁護事業への支援
社会福祉施設等の整備充実	**社会福祉法人等の適正な運営等の確保** 社会福祉法人等の経営に関し、指導監督を行うなど、適正な運営と社会福祉事業の円滑な経営の確保に努めます。	・社会福祉法人等の指導監督 社会福祉法人の指導監督、障害者・老人・児童福祉施設の指導監督
	総合福祉会館の管理 高齢者、障害者等を対象とする複合福祉施設として、総合福祉会館の適正な管理運営に努めます。	・総合福祉会館の管理運営 ・総合福祉会館のリニューアル
	福祉活動施設の整備 福祉サービスの拡充に対応するため、施設の整備に努めます。	★（福)高松市社会福祉協議会事務所の移転整備に対する支援［新規］

【主要事業】

主要事業	目　　的	内　　容	実施主体
(福)高松市社会福祉協議会事務所の移転整備に対する支援［新規］	介護保険制度導入に伴う関係事業などを円滑に実施するために行う事務所の移転整備の支援	競輪選手宿舎の取壊し 高松市社会福祉協議会事務所等（老人介護支援センター併設）の整備に対する助成 整備場所 福岡町二丁目（競輪選手宿舎跡地） 敷地面積 2,422㎡ 構造規模 鉄骨造 2階建 延床面積 約1,150㎡ 施設概要 事務所、ヘルパーステーション、相談室、会議室、老人介護支援センター等 開設予定 平成13年(2001)年4月	市社会福祉協議会、市

地域福祉の展開図

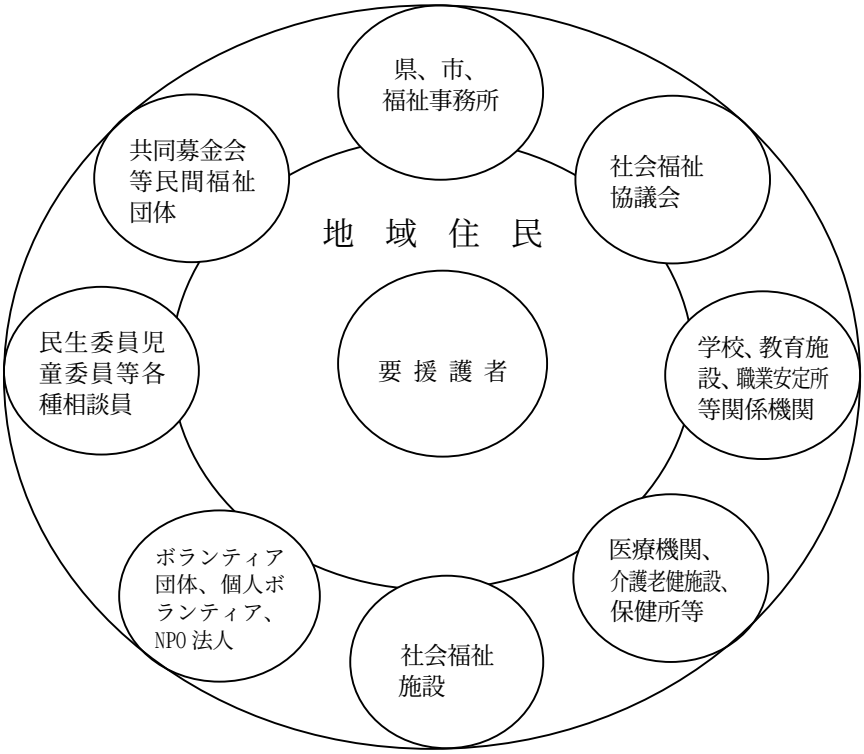

■「高松市障害児を守る日」街頭キャンペーン

■老人と地域の交流事業（給食サービス）

４　高齢者福祉の充実

在宅生活の支援	**相談窓口の整備充実** 　高齢者や介護者が必要とする福祉サービスを的確に受けられるよう、相談機能の充実を図ります。	★老人介護支援センターの充実
	介護保険による在宅サービスの提供 　介護保険による在宅サービスの提供を進め、在宅での生活を支援します。	・在宅サービスの提供 介護サービス計画の作成等（介護サービスの基本方針、目標、サービスの種類・内容等の作成等） 訪問介護（ホームヘルプサービス） 通所介護（デイサービス） 短期入所生活介護、短期入所療養介護（ショートステイ） 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション（家庭における訪問による機能回復訓練） 居宅療養管理指導 通所リハビリテーション（施設における通所による機能回復訓練） 痴呆対応型共同生活介護（痴呆性老人グループホーム） 特定施設入所者生活介護 福祉用具貸与 福祉用具購入費の支給 住宅改修費の支給

痴呆対応型共同生活介護（痴呆性老人グループホーム）：要介護者であって痴呆状態にある者（著しい痴呆症状がある者を除く。）に対し、共同生活を営む住居で日常生活の世話や機能訓練を行う形態。共同生活を営む住居を「グループホーム」と呼ぶ場合もある。

（在宅生活の支援）	**在宅福祉サービスの充実** 　在宅での生活を支援するため、きめ細かな福祉サービスの提供に努めます。	・在宅福祉サービスの提供 　在宅介護者に対する支援 　　在宅介護者つどい事業､家族介護教室 　ひとり暮らし老人等に対する友愛訪問 　老人福祉電話の貸与 　緊急通報装置の貸与と連携システムづくり 　寝たきり老人寝具の乾燥 　寝たきり老人等紙おむつの給付 　老人と施設・地域との交流支援 　在宅寝たきり老人･痴呆性老人介護見舞金の支給 　公衆浴場の老人無料入浴に対する助成 　徘徊(はいかい)高齢者早期発見ネットワークシステムの有効活用 ・地域ケア体制の構築［新規］
	在宅介護支援施設の整備促進 　社会福祉法人等による在宅サービスを提供する施設の整備を促進します。	★痴呆性老人グループホーム施設の整備促進［新規］ ・基幹型老人介護支援センターの整備［新規］ ・老人介護支援センターの整備促進 ・既存施設の有効活用や施設の複合化による在宅介護支援施設の整備検討
施設福祉の拡充	**介護保険による施設サービスの提供** 　高齢者の状態に応じ、介護保険による施設サービスの提供を進めます。	・施設サービスの提供（日常生活上の世話、機能訓練、看護、医療等の提供） 　介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム）でのサービス提供 　介護老人保健施設でのサービス提供 　介護療養型医療施設（療養型病床群、介護力強化病院、老人性痴呆疾患療養病棟）でのサービス提供
	施設の整備促進 　社会福祉法人等による、施設サービスを提供する施設の整備を促進します。	・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備促進 ・介護老人保健施設の整備促進 ・軽費老人ホーム（ケアハウス）の整備促進 ・高齢者生活福祉センターの整備促進

介護療養型医療施設：介護保険による施設サービスを提供する施設の一つ。療養型病床群等を有する病院であって、入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理下で介護等の世話や機能訓練その他必要な医療を行うことを目的とする施設。
療養型病床群：病院・診療所の病床（精神・伝染・結核病床以外の病床）のうち一群のものであって、主として長期にわたり療養を必要とする患者が入院するための病床。

【主要事業】

主要事業	目　　的	内　　容	実施主体
老人介護支援センターの充実	地域において援護を要する高齢者や家族に対する相談機能の充実	在宅介護に関する総合的な相談、関係機関との連絡調整を行うセンターの充実 平成10(1998)年度 13施設 平成16(2004)年度 18施設 1施設（基幹型）	市
痴呆性老人グループホーム施設の整備促進［新規］	少人数での共同生活による精神的な安定と、健康的な生活を確保できる場の整備	痴呆性老人グループホーム施設の整備に対する助成	社会福祉法人等

□老人福祉施設の現況

平成１１年４月１日現在

種別	施　設　名	設　置　者	定員（人）
養護老人ホーム	さぬき	社会福祉法人	100
	ひぐらし荘	高松地区広域市町村圏振興事務組合	100
特別養護老人ホーム	シオンの丘ホーム	社会福祉法人	120
	弘恩苑	社会福祉法人	80
	さぬき	社会福祉法人	87
	岡本荘	社会福祉法人	90
	すみれ荘	社会福祉法人	90
	竜雲舜虹苑	社会福祉法人	50
	西春日	社会福祉法人	50
	さくら荘	社会福祉法人	50
	はなぞの園	社会福祉法人	50
	大寿苑	社会福祉法人	50
	香色苑	社会福祉法人	50
	ひぐらし荘	高松地区広域市町村圏振興事務組合	50
老人福祉センター	高松市東部老人福祉センター喜楽園	財団法人	―
	茶寿荘	高松市	―
	ふれあい福祉センター勝賀	高松市	―

5　障害者福祉の充実

保健・療育の充実	**障害の予防と早期発見の推進** 健康診査や健康教育などにより、障害の予防と早期発見に努めます。	・在宅重度障害者訪問診査の実施 ・健康教育の実施（再掲81P） ・健康相談の実施（再掲81P） ・健康診査の実施（再掲81P）
	療育体制の充実 児童の心身の障害を早期に発見し、療育するとともに、成長の各段階において適切に対応できるよう、療育体制の充実に努めます。	・心身障害児通園施設タンポポ園（総合福祉会館内）での療育の推進 ・障害児保育の拡充（再掲78P）
在宅生活の支援	**相談機能の充実** 障害者や介護者が必要とする福祉サービスを的確に受けられるよう、相談機能の充実を図ります。	★障害者生活支援事業の実施［新規］ ★障害者介護等支援サービス制度（ケアマネジメント制度）の創設検討［新規］ ・手話通訳の設置 ・身体障害者福祉相談の推進 ・知的障害者相談の推進
	在宅福祉サービスの充実 在宅での生活を支援するため、きめ細かな福祉サービスの提供に努めます。	・在宅福祉サービスの提供 ★通所介護（デイサービス） ★訪問介護（ホームヘルプサービス） ★全身性障害者自薦登録ヘルパー派遣 ★短期入所（ショートステイ）の実施 補装具の給付 日常生活用具の給付 車いすの貸与 福祉電話・緊急通報装置・聴覚障害者連絡電話の貸与 入浴サービスの実施 紙おむつの給付 在宅重度障害者介護見舞金の支給
施設福祉の向上	**施設福祉サービスの充実** 障害の特性や障害者等のニーズに応じた施設福祉サービスの充実に努めます。	・身体障害者更生援護施設での指導・訓練 ・知的障害者更生援護施設での指導・訓練 ・社会福祉施設に対する処遇改善費の支給
	施設の充実 在宅福祉サービスの機能併設も図る中で、障害の特性や障害者等のニーズに応じた福祉施設の充実に努めます。	★障害者活動センターの整備検討［新規］ ・身体障害者福祉施設の整備促進 ・知的障害者福祉施設の整備促進 ・精神障害者社会復帰施設の整備促進（再掲83P）

生活の安定促進	**生活安定施策の推進** 経済的な自立を支援する生活安定施策を推進します。	・障害者(児)福祉金の支給 ・福祉手当の支給 ・特別障害者手当の支給 ・障害児福祉手当の支給 ・心身障害者扶養共済掛金の助成 ・障害者生活福祉資金の貸付 ・特別児童扶養手当の支給

【主要事業】

主要事業	目　的	内　容	実施主体
障害者生活支援事業の実施［新規］	障害者の地域での生活の支援	在宅福祉サービスの利用援助や介護相談等の総合的な提供	市
障害者介護等支援サービス制度（ケアマネジメント制度）の創設検討［新規］	利用者ニーズの総合的な把握と適切なサービス利用の援助	サービス利用計画の作成やサービス提供者との連絡調整機能の整備検討	市
通所介護（デイサービス）	在宅障害者の社会的孤立感の解消や心身機能の維持向上、家族の身体的・精神的負担の軽減	社会適応訓練、健康指導、入浴、給食等のサービスを提供 対象者 身体障害者 知的障害者	市
訪問介護(ホームヘルプサービス)	家事等日常生活の援助、介護サービスの提供による在宅生活の支援	ホームヘルパーによる介護・家事援助サービスの提供 対象者 身体障害者 知的障害者 障害児	市
全身性障害者自薦登録ヘルパー派遣	全身性障害者の在宅生活の支援	対象者 常時介護を必要とする全身性障害者 派遣形態 深夜帯における滞在型介護 派遣ヘルパー 障害者が推薦するホームヘルパー	市

主要事業	目　　的	内　　容	実施主体
短期入所（ショートステイ）の実施	家庭での介護が一時的に困難な場合の援護	施設等への短期間入所による、日常生活上の世話等の提供 対象者 身体障害者 知的障害者	市
障害者活動センターの整備検討［新規］	在宅の重度・重複障害者を対象とした文化・レクリエーション活動の場の確保	障害者活動センター整備に向けた研究	市

□心身障害者（児）の現況

・身体障害者　　平成１１年４月１日現在（単位：人）

区分	障害別	１級	２級	３級	４級	５級	６級	合計
１８歳以上		2,533	1,890	2,195	2,682	1,114	1,063	11,477
１８歳未満		182	90	67	60	15	17	431
内訳	視　　覚	389	234	119	103	156	145	1,146
	聴　　覚	16	436	197	240	12	474	1,375
	音声言語	1	5	56	38	1	0	101
	肢　　体	1,100	1,284	1,015	1,517	960	461	6,337
	内　　部	1,209	21	875	844	0	0	2,949
	合　　計	2,715	1,980	2,262	2,742	1,129	1,080	11,908

・知的障害者　　平成１１年４月１日現在（単位：人）

区　分	最重度（Ⓐ）	重度（A）	中度（Ⓑ）	軽度（B）	合計
１８歳以上	196	219	311	181	907
１８歳未満	52	101	104	62	319
合計	248	320	415	243	1,226

６　社会保障制度の適切な運営

国民健康保険事業の運営	**国民健康保険事業の健全な運営** 資格適用の適正化や保険料の適正賦課、収納率の向上、医療費の適正化を進め、国民健康保険事業の健全な運営に努めます。	・資格適用の適正化調査 ・保険料納期内納付の促進 ・口座振替の推進 ・国民健康保険推進員制度の運用 ・保険給付 ・診療報酬請求内容の審査 ・医療費通知による意識啓発
	保健事業の推進 被保険者の健康を保持増進するため、保健事業を推進します。	・人間ドック（一般ドック、脳ドック）検査費用の助成 ・健康世帯の表彰
	診療所の整備充実 直営診療所の整備充実を図ります。	・女木・男木診療所の運営、診療所機能の充実 ・男木診療所の整備［新規］
老人保健医療事業の運営	**医療給付の推進** 老人保健法による医療給付を推進します。	・老人保健医療の給付 ・老人保健医療費の支給
介護保険事業の運営	**介護保険事業の円滑な運営** 制度の周知をはじめ、適正な要介護認定など介護保険事業の円滑な推進に努めます。	・介護保険事業計画の改定（計画期間5年間、3年ごとに見直し） ・被保険者の資格管理 ・保険料賦課・徴収 ・要介護・要支援の認定 介護認定審査会の運営（高松地区広域市町村圏振興事務組合） ・保険給付 ・制度の周知啓発
国民年金制度の啓発	**加入の促進** 年金制度に対する理解を高め、未加入者に対する加入を促進するとともに、納付促進を図ります。	・啓発活動の推進 ・口座振替の推進
低所得者福祉の充実	**生活保護制度の適正な運用** 保護要因の的確な把握、訪問活動による実態把握等を行い、保護制度の適正な運用に努めます。	・訪問活動 ・民生委員、関係機関との連携
	相談・自立支援の推進 生活安定のために活用できる諸制度の情報提供などにより、自立支援に努めます。	・生活相談、生活指導の推進 ・市内の在住外国人等に対する老齢・障害手当の支給

国民健康保険加入状況の推移

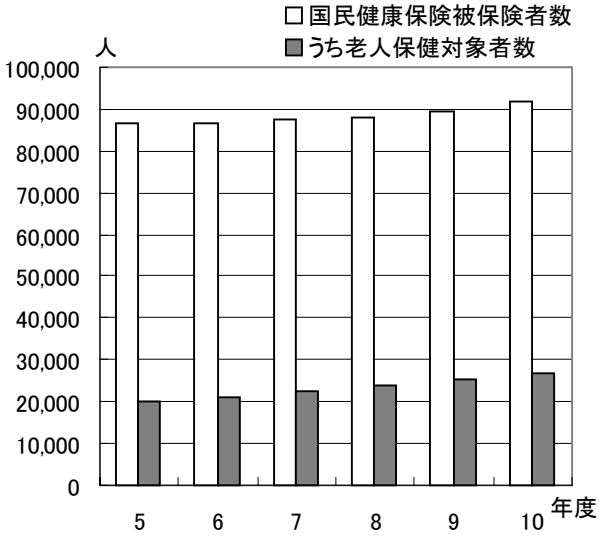

国民年金加入状況の推移

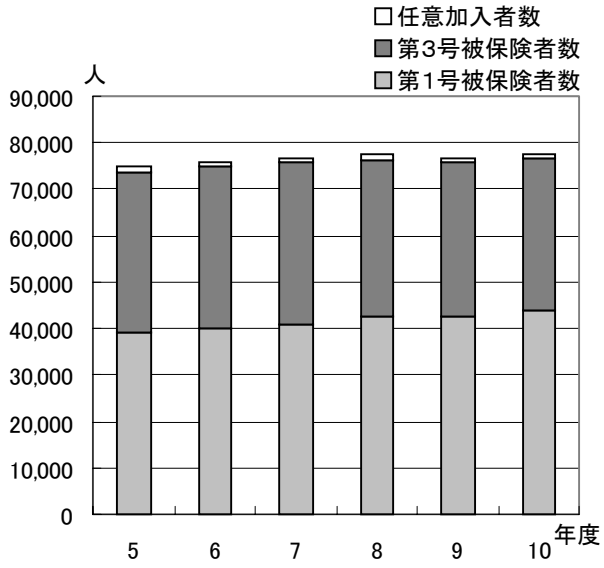

※第１号被保険者：農林漁業、自営業などの人とその配偶者
※第３号被保険者：社会保険加入者の配偶者

生活保護受給世帯数・人員の推移

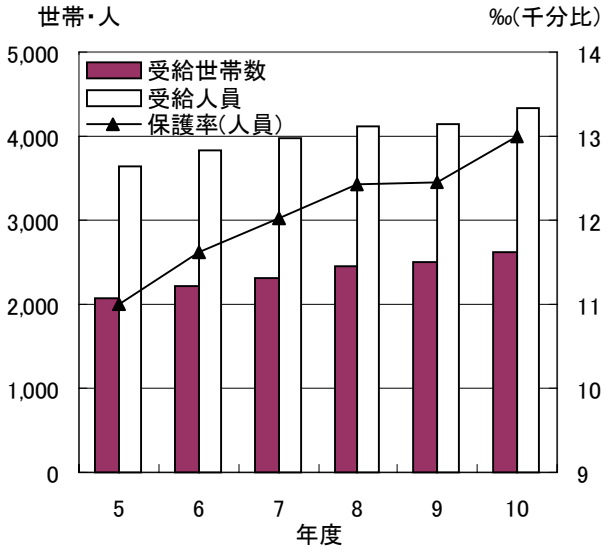

III　高齢者や障害者にやさしいまちづくりの推進

【基本方針】

■高齢者や障害者が社会の一員として活動できるよう、ユニバーサルデザインの視点に立って、住宅や公共空間のバリアフリー化を図り、高齢者や障害者が安心して暮らすことのできる生活空間づくりを進めます。

１　高齢者や障害者が安心して暮らすことのできる生活空間づくり

住宅のバリアフリー化	**住宅整備の促進** 快適な生活を送ることができるよう、住宅の改造を支援します。	★高齢者・身体障害者住宅改造に対する助成 ・高齢者・身体障害者住宅整備資金の貸付 ・心身障害者住宅整備資金の貸付
	高齢者・障害者向け市営住宅の整備 高齢者や障害者が、自立して、快適な生活を営むことのできる市営住宅の整備に努めます。	・シルバーハウジング・プロジェクト事業の推進 高齢者世話付き市営住宅の供給 川東団地、勅使町田中・成合町田中団地の建替え ・障害者向け市営住宅の整備検討
公共空間のバリアフリー化	**公共施設の福祉環境整備** 高齢者、障害者の利用に配慮した公共施設の整備や道路の段差解消により、バリアフリーのまちづくりを進めます。	・公園、スポーツ施設、文化施設、駅前広場などにおける高齢者や障害者の利用に配慮した施設整備 ・障害児が利用しやすい学校施設の整備 ・バリアフリー歩行空間ネットワークの整備（再掲53P）
	民間施設の福祉環境整備 駅、病院、百貨店など、不特定多数が利用する施設のバリアフリー化を進めます。	・「ハートビル法（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律）」に基づく民間建築物の整備促進 ・県福祉のまちづくり条例に基づく民間施設の整備促進 ・交通機関におけるバリアフリー化の促進

【主要事業】

主要事業	目　　的	内　　容	実施主体
高齢者・身体障害者住宅改造に対する助成	寝たきり高齢者や重度身体障害者が快適に生活することのできる住宅の整備支援	浴室、便所等の改造に対する助成	市

シルバーハウジング・プロジェクト事業：高齢者の身体的特性を考慮した構造と緊急通報システムなどの設備を備え、生活指導・相談や緊急時の対応等を行う生活援助員を配置した高齢者世話付き公営住宅の供給を推進する事業。

Ⅳ　高齢者や障害者の社会参加の推進

■高松市老人クラブ連合会スポーツ大会

【基本方針】
■高齢者や障害者が積極的に社会活動に参加できるよう、生きがい活動を支援するとともに、雇用や就業を促進し、高齢者や障害者が活動できる場と機会の確保を図ります。

1　高齢者や障害者が活動できる場と機会の確保

生きがい活動の支援	**施設の整備充実** 健康の増進、教養の向上、レクリエーション、交流等の場の整備充実に努めます。	・ふれあい福祉センター勝賀の管理運営 主な施設内容 老人福祉センター、老人デイサービスセンター、老人介護支援センター、児童スペース、生きがい活動・世代間交流スペース ・老人福祉センター茶寿荘（総合福祉会館内）、屋島源平荘の管理運営 ・老人いこいの家の管理運営 ・老人つどいの家・老人つどいの部屋の整備促進 ・身体障害者福祉センターコスモス園（総合福祉会館内）の運営
	活動機会の充実 スポーツ・レクリエーション、文化活動等の生きがい活動の機会を充実するとともに、自主的な活動を支援します。	★要約筆記奉仕員の派遣［新規］ ・敬老事業の推進 ・老人クラブ活動に対する助成 老人大学、伝承文化活動、サークル活動、社会奉仕活動等 ・生きがい対応型デイサービスの実施［新規］ ・スポーツ大会の開催支援 ・障害児社会見学の推進 ・障害者社会見学の推進 ・知的障害者青年教室、高齢者教室の開設

（生きがい活動の支援）	**移動の支援充実** 高齢者や障害者の社会活動への参加を促進するため、交通や移動に対する支援を充実します。	★障害者リフト付福祉バスの運行 ★福祉タクシーの導入促進 ・身体障害者ガイドヘルパーの派遣 ・障害者タクシー利用に対する助成 ・身体障害者用自動車改造に対する助成 ・身体障害者自動車免許取得に対する助成 ・低床式バスの導入促進 ・県福祉のまちづくり条例に基づく公共交通機関の整備促進 ・高齢者交通費の助成事業の見直し ・コミュニティ・バスの導入（再掲159P）
雇用と就業の促進	**雇用の促進** 職業訓練の機会の充実や、職業能力の向上を図りながら、高齢者、障害者の雇用を促進します。	・(社)高松市シルバー人材センターの運営支援 ・高年齢者職業相談室の活用 ・高齢者・障害者雇用促進の啓発
	福祉的就労の充実 一般雇用が困難な障害者のため、福祉的就労の場の整備に努めます。	・身体障害者通所授産施設リンリン園（総合福祉会館内)の運営 ・授産施設の整備促進 ・小規模作業所の整備促進

■老人大学

【主要事業】

主要事業	目　　的	内　　容	実施主体
要約筆記奉仕員の派遣［新規］	中途聴覚障害者の社会活動への参加の支援	手話の分からない中途失聴・難聴者に対し、会議等の話の要点を筆記し提供する奉仕員の派遣	市
障害者リフト付福祉バスの運行	在宅障害者の移動支援	運行車両 　リフト付マイクロバス 　定員17名（車椅子4名、 　運転手、介助員を含む） 運行路線等 　5路線（市街地周辺地区） 　から総合福祉会館まで 　月曜日から金曜日まで、 　1日1路線を1往復	市
福祉タクシーの導入促進	身体障害者が利用しやすいタクシーの普及	リフト付タクシー購入に対する助成	市

(社)高松市シルバー人材センターの活動の推移

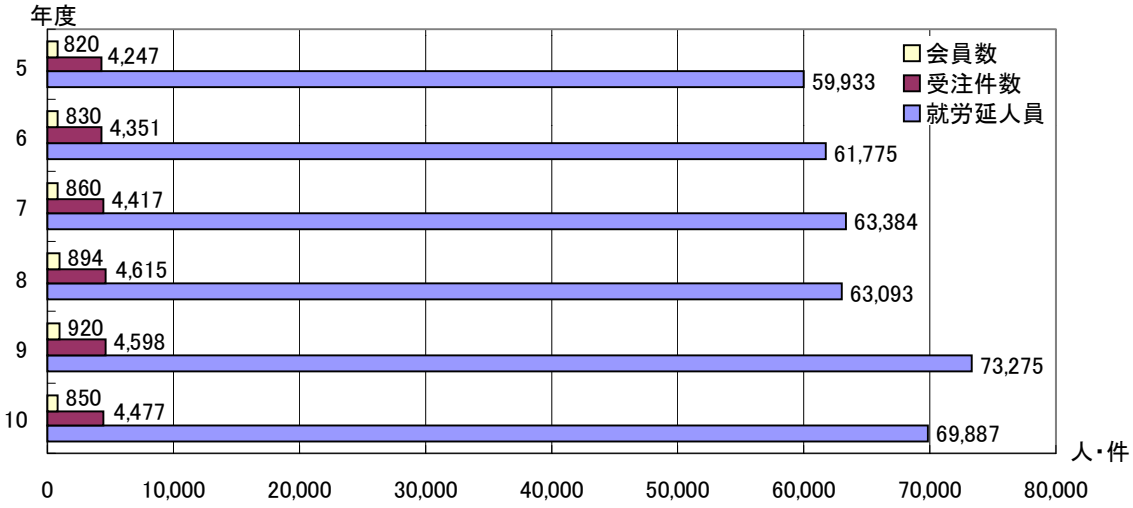

第３章　心豊かな生活のための場と人づくり

【施策体系】

基本的人権を尊重する社会の確立	人権と平和を大切にする社会づくり	人権意識の高揚
		平和意識の高揚
	同和対策の推進	同和教育の推進
		生活安定の促進と自立の助長
	男女共同参画の社会づくり	男女共同参画意識の高揚
		あらゆる分野への女性参画の促進
生きる力を身につけ心を育てる生涯学習社会の形成	豊かな人間性を育てる教育の推進	学校教育の充実
		学校教育環境の整備
	青少年の健全育成	青少年健全育成の推進
	生涯学習の推進	学習活動の推進
		学習施設・機能の充実
	高等教育の充実	大学教育等の充実促進
		学術研究の振興
	スポーツ・レクリエーションの振興	スポーツ・レクリエーション活動の推進
		スポーツ・レクリエーション施設の整備
地域に根ざした個性ある芸術・文化の創造と振興	市民芸術・文化の創造と振興	芸術・文化活動の推進
		芸術・文化施設の整備と機能の充実
		文化財の保護
賢い消費者づくり	消費者の自立促進と保護	消費者の自立促進
		消費者利益の擁護

【動向と課題】

■人々の人権意識の高揚をはじめ、自由時間の増大や生活水準の向上、価値観の多様化や学習意欲の増大などから、生きがいのある、豊かで充実した人生を過ごしたいという市民の欲求は高まり、多様化しています。
このようなことから、市民一人一人の基本的人権が尊重される中で、生きる力を身につけ心を育てる生涯学習社会の形成を目指すとともに、地域に根ざした個性ある芸術・文化の創造と振興、賢い消費者づくりを推進し、心豊かな生活のための場と人づくりを進めることが重要な課題になっています。

■本市は、平成５(1993)年に「人権尊重都市宣言」を行い、平成７(1995)年には「人権擁護に関する条例」を制定するなど、すべての市民が人間としてお互いの人権を尊重する都市づくりを進めてきました。また、昭和３２(1957)年に「世界連邦都市宣言」、昭和５９(1984)年に「非核平和都市宣言」を行い、国際平和に寄与するとともに、平成７(1995)年には、平和の尊さを永く人々に伝えるため、平和記念室を開設しました。
同和問題については、生活環境面の整備は一定程度の成果をあげましたが、産業、就労・教育の生活実態面や、結婚、交際などの心理的な差別の面については、いまだ差別の解消には至っていないのが現状です。
男女共同参画については、平成９(1997)年、中・四国で初めて「男女共同参画都市宣言」を行うなど、男女が共に生き合うための施策を積極的に推進しています。また、国においては、平成１１(1999)年６月、男女が対等な立場で責任を担う社会の形成を目指した「男女共同参画社会基本法」が制定され、女性の積極的な社会進出が求められています。
このようなことから、今後においても、あらゆる人権と世界平和を大切にする社会づくりをはじめ、同和問題の早期解決に向けた同和対策、男女が共同して様々な課題に取り組むことのできる社会づくりを進めることにより、基本的人権を尊重する社会の確立を目指す必要があります。

■学校教育は、生涯学習の基礎となるものであり、子どもの豊かな創造力と、主体的に学ぶ意欲、たくましく生きる力を育てる重要な役割を担っています。次代を担う子どもたちが心豊かにたくましく育つために、本市では「教育基本方針」を策定し、それに基づき、一人一人の個性を尊重した豊かな人間性を育てる教育を推進しています。しかし、近年、核家族化や少子化により、子ども同士のふれあいが薄れる中で、家庭の教育機能の低下や地域の連帯感の希薄化など青少年を取り巻く環境が悪化するとともに、いじめや不登校、犯罪の低年齢化などの問題が生じています。
また、本市は、「いつでも　どこでも　だれでも」学べる生涯学習社会を目指して、平成７(1995)年に「生涯学習基本計画」を策定し、3段階の学習圏を設定するなど、その推進に取り組んできましたが、多様化するニーズに応じた学習プログラムの提供、習得した知識、技能、経験などを生かすことのできる場の提供がますます重要になっています。
さらに、大学などの高等教育機関は、本市のまちづくりを担う人材の育成や地域の産業、文化の発展のためにも重要な役割を担うものです。近年、香川大学工学部の創設や高松大学の開学など、市内の高等教育機関の整備は進められてきましたが、今なお、多くの若者が県外の大学等に進学する傾向が続いています。
また、自由時間が増大し、健康への関心の高まる中、本市では、市民が、それぞれの年齢や体

3段階の学習圏：生涯にわたる学習活動の条件整備を効果的にするため、市民が「いつでも　どこでも　だれでも」学べる生涯学習社会を目指した生涯学習基本計画において設定した圏域。全市学習圏、ブロック学習圏、地区学習圏がある。

力にふさわしいスポーツ・レクリエーションに親しめるよう、生涯スポーツを推進してきました。今後は、生涯学習情報とのネットワークの整備をはじめ、総合体育館、プール、テニスコート等スポーツ施設や、市民が身近に利用できる場としての学校体育施設などの整備が必要とされています。

このようなことから、豊かな人間性を育てる教育の推進をはじめ、明るい家庭づくりや健全な社会環境づくりによる青少年の健全育成、市民が生涯にわたって様々な学習が続けられる生涯学習の推進、高度な教育・研究機関としての高等教育の充実、健康の増進と体力づくりのためのスポーツ・レクリエーションの振興により、生きる力を身につけ心を育てる生涯学習社会の形成を図ることが重要な課題です。

■心の豊かさや生活のうるおいなど、精神的、文化的な豊かさが求められる中、市民の芸術・文化志向が高まっており、その活動も年々活発になっています。本市では、平成９(1997)年に、市民による個性的で魅力的な芸術・文化の創造のための指針として、「芸術文化振興ビジョン」を策定し、“街（たかまつ）つどう つくる むすぶ”をテーマに、市民の自主的な活動への支援や文化財の保護など、芸術・文化の環境づくりを進めてきました。

今後とも、このビジョンを踏まえ、高松らしさと魅力のあふれる文化の香り高いまちをつくるため、地域に根ざした個性ある芸術・文化の創造と振興を図る必要があります。

■近年、経済活動の多様化や科学技術の進歩などにより、新しい商品やサービスが次々と生まれ、人々の生活が豊かになる反面、若年層におけるクレジットカード乱用での多重債務による自己破産の増大、高齢者などを狙った悪質な訪問販売等による被害の多発など、問題事象が生じています。

このようなことから、消費者の自立促進と保護に努めることにより、賢い消費者づくりを進める必要があります。

【この章における代表的な政策目標】

政　策　目　標 （政策目標項目）	政策目標の達成度合いを測るための目標水準	
	現　　状 （平成 11 年度以外は表記）	目 標（望ましい水準値） （平成 17 年度以外は表記）
多様な分野における女性の参画拡大		
・ 審議会等委員への就任 ・ 管理職への女性登用	女性の登用率　18% 市職員管理職への女性登用率　10%	３０% １５%
生涯学習の機会の拡充		
・ 生涯学習関連施設（市民が利用できる部屋面積） ・ 公民館日曜・祝日開館 ・ 図書貸出数 ・ 子ども学習活動（市民文化センター）	約 25,000 ㎡ 開館公民館　9 館 市民１人当たり 6.23 冊（平成 10 年度） 143,197 人／年（平成 10 年度）	４０，０００㎡ 全公民館で実施 ６．６８冊 １７８，０００人／年
スポーツ・レクリエーション活動の拡充		
・ 市民スポーツフェスティバル	参加者 4,000 人	６，０００人
芸術・文化活動の拡充		
・ 市民文化祭 ・ 地区文化祭 ・ デリバリー（出前）アーツ	32 事業　参加者 49,000 人 40 地区　85,000 人 ジャンル　4 開催回数　9 回（平成 10 年度） 参加者数　1,240 人（平成 10 年度）	３５事業　５２，５００人 ４１地区　８８，０００人 5 １４回 １，８５０人
文化財の保護		
・ 市指定文化財（史跡）保存整備	2 か所／全 9 か所	7 か所／全 9 か所

※目標項目全般に関し、今後、導入・対応を予定している事務事業評価システムおよびＩＳＯ１４００１の認証取得その他個別計画の策定において目標水準を設定する事項については、当該目標設定を優先するものとし、それらに基づき適切な進行管理を行います。

Ⅰ　基本的人権を尊重する社会の確立

【基本方針】
■お互いの人権を尊重する意識や世界の恒久平和に対する意識の高揚を図ることにより、すべての人が人権と平和を大切にする社会づくりを進めます。
■学校や地域社会における同和教育を推進するとともに、対象地域住民の生活安定の促進と自立の助長に努めることにより、同和対策を進めます。
■男女共同参画意識の高揚を図りながら、女性が能力や個性を十分に発揮できるよう、あらゆる分野への女性の参画を促進することにより、男女共同参画の社会づくりを進めます。

１　人権と平和を大切にする社会づくり

人権意識の高揚	**人権意識の啓発推進** 都市宣言や条例を踏まえた、あらゆる人権を尊重する意識を醸成します。	・「人権尊重都市宣言」、「人権擁護に関する条例」の普及啓発 ・「世界人権宣言」、「人種差別撤廃条約」、「児童の権利に関する条約」等の市政への反映 ・「人権教育のための国連10年」の推進 ・人権啓発活動の推進 講演会、研修会の開催 人権啓発作品展の開催 啓発用資料の作成
平和意識の高揚	**平和意識の啓発推進** 恒久的な世界平和を願い、平和に対する市民意識を醸成します。	・「平和を語るつどい」の開催 講演会 高松空襲写真・パネル展 ・「憲法記念平和映画祭」の開催 ・「高松市戦争遺品展」の開催
	平和記念室の機能充実 平和意識の高揚と総合的な平和学習のための平和記念室の機能充実に努めます。	・戦争に関する資料の常設展示 ・平和記念室開設5周年ごとの記念事業の実施［新規］ 5周年記念事業 **［市制施行１１０周年記念］** 10周年記念事業 （平成17(2005)年度） ・平和記念室のリニューアル［新規］

「人権教育のための国連10年」：平成6(1994)年12月の国連総会において、平成7(1995)年から平成16(2004)年までの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることが決議された。この中で「人権教育」は「知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」と定義されている。

2　同和対策の推進

同和教育の推進	**学校同和教育の推進** 人権意識を高め、偏見や差別を解消していく意欲と実践力を持った子どもを育成します。	・子どもの発達段階と地域の実態を考慮した適切な指導 指導教材や資料の整備 ・教職員の正しい同和教育観の確立と指導力向上の推進 指導者養成のための教職員講座の開催 同和教育研究指定校(園)による研究の推進 ・親子で人権を考える会の開催
	社会同和教育の推進 同和問題に対する深い認識と差別解消への熱意と実践力を持った指導者の養成に努めるとともに、地域ぐるみで同和教育に取り組む体制づくりを進めます。	・地域社会における同和教育の推進 同和教育市民講座の開催 同和教育研修事業の実施 ・指導者の養成 ・講演会や研修会の開催 ・同和教育資料の作成 ・同和教育推進組織の整備・支援
生活安定の促進と自立の助長	**経済的自立の促進** 産業の振興と就労の促進などにより、経済的自立を促進します。	・産業の振興と就労の促進 諸制度の適正な活用 企業における雇用の啓発 関係機関との連携強化 ・児童、生徒の学力向上と進路指導の徹底 教育環境の整備
	地域間交流の促進 隣保・児童館を拠点に、健康で文化的な生活の確保を図りながら、地域間交流を促進します。	・隣保・児童館活動の拡充 相談事業の実施 学習会や各種教室の実施 交流会や文化祭の実施 デイサービスの拡充

■人権啓発作品展

■平和記念室

３　男女共同参画の社会づくり

男女共同参画意識の高揚	**男女共同参画意識の啓発と学習活動の促進** 女性センターを拠点として、男女共同参画についての意識醸成と学習活動を促進します。	★「男女共同参画推進プラン」の策定と推進［新規］ ★女性センターの機能充実 ・「男女共同参画社会基本法」の浸透・啓発 法の趣旨 男女の人権の尊重 政策等の立案や決定への共同参画 家庭生活における活動と他の活動の両立 ・女性問題全国都市会議の開催［新規］ **［市制施行１１１周年記念］** ・講演会、フォーラムの開催 ・女性教室の開設
あらゆる分野への女性参画の促進	**各種活動における女性参画の促進** 地域活動など各種活動への積極的な女性参画を促進します。	・各種グループ活動のネットワーク化 ・女性団体等の活動に対する支援と指導者の養成
	公的分野への女性参画の拡充 女性の意見が市政に直接反映できるよう、公的分野への参画を拡充します。	★各種審議会、委員会などへの女性参画の推進
	女性が働きやすい環境づくり 女性の働く機会を拡充するとともに、女性が能力を生かし、働きやすい環境づくりを進めます。	・女性の就業機会の拡大と雇用の促進 ・女性の職業能力開発の促進 ・女性が働き続けられる環境の整備促進 子育てと仕事の両立支援（参照78P） 高齢者福祉の充実（参照89P）

男女共同参画都市宣言

わたしたちは、美しい自然に恵まれ、豊かな歴史と文化を創出してきた高松市民としての誇りをもち、一人ひとりの市民が人間として尊重され、男女が共に政治、経済、社会および文化のあらゆる分野に参画し、共に責任を担い、かつ、個性と可能性が生かされる社会の実現をめざし、ここに男女共同参画都市高松を宣言します。

認め合い　創り出し　共に生きる

心をひらこう　　あなたとわたしのパートナーシップのために
勇気をもとう　　あなたとわたしの存在を尊ぶために
拓いてすすもう　あなたとわたしが共にいきいき輝くために
手をつなごう　　みんなで世界の平和と地球の命を守るために
そして翔ぼう　　男女共生のすばらしい明日をめざして

平成９(1997)年１２月１８日

高　松　市

■男女共同参画都市宣言記念碑「なごみ」

【主要事業】

主要事業	目　　的	内　　容	実施主体
「男女共同参画推進プラン」の策定と推進［新規］	男女共同参画社会を形成するための総合的、計画的な施策の推進	・計画内容 「男女共同参画社会基本法」を受けた女性行政推進の基本方針となる新たな計画の策定 ・計画期間 平成14(2002)年度から19(2007)年度までの6年間 ・市民参画による原案作成	市
女性センターの機能充実	男女共同参画社会の実現に向けた啓発拠点としての効果的活用	・市民団体による管理運営 ・男女共同参画社会にふさわしい呼称の検討 ・学習・交流・情報提供・相談等の機能の充実 講座や講演会などの開催、女性センター情報誌「びびふぁい」の発行、広報紙等広報媒体による情報の提供 ・利用団体の拡充 ・利用団体の活動支援 ・女性センター開館10周年記念事業の開催［新規］ 平成17(2005)年度	市・市民
各種審議会、委員会などへの女性参画の推進	市政への女性の意見の直接反映	・各種審議会、委員会など政策を検討し決定する組織への積極的な女性登用 平成10(1998)年度 18% 平成17(2005)年度 30%	市

Ⅱ　生きる力を身につけ心を育てる生涯学習社会の形成

【基本方針】

■次代を担う子どもたちが心豊かにたくましく育つよう、学校教育を充実するとともに、学校教育環境の整備を進め、豊かな人間性を育てる教育を推進します。

■家庭、学校、地域が連携し、市民総ぐるみで青少年の健全育成に努めます。

■多様化、高度化する学習ニーズに対応できるよう、学習活動を推進するとともに、生涯学習中核施設、公民館等の整備を進めるなど、施設・機能を充実し、生涯学習を推進します。

■高度で専門的な知識と技術を身につけた人材を育成するため、大学教育等の充実を促進するとともに、地域の産業や文化の発展に寄与する学術研究を振興することにより、高等教育の充実に努めます。

■生涯にわたり健康の増進と体力づくりができるよう、スポーツ・レクリエーション活動を推進するとともに、スポーツ施設や学校体育施設などの整備を進め、市民が気軽に親しめるスポーツ・レクリエーションを振興します。

■新春子どもフェスティバル

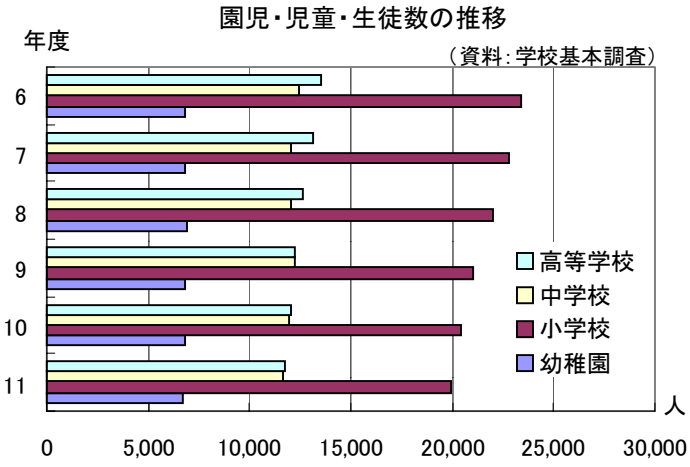

■健脚大会

1　豊かな人間性を育てる教育の推進

学校教育の充実	**教育内容の充実** 豊かな人間性と健やかな心身を育むとともに、ゆとりとうるおいある充実した学校づくりを進めるなど、教育内容の充実を図ります。	★心の教育の推進 ・基礎的・基本的内容を重視した教育の充実 ・個を生かす教育、時代に適応した教育の充実 ふるさと教育、体験学習や野外学習、外国語教育、国際理解教育、情報教育、環境教育、省資源教育等の推進 ・教育相談の実施 ・開かれた学校づくりの推進 社会人などの地域の人材活用 学校評議員制度の導入検討 ・教育用パソコンの充実 ・学校週５日制への対応 ・学校図書室の活性化 学校図書館指導員の配置 ・帰国児童等への指導援助 ・幼稚園教育の充実 ３歳児保育の実施 地域の幼児教育センター的役割を担う幼稚園づくり ・高等学校教育（高松一高）の充実 生徒の能力や適性を伸ばす教育・指導の充実 情報教育への対応 校内ＬＡＮの整備 特色ある学科・コースの充実（普通科（国際英語コース、特別理科コース）、音楽科）
	教育指導体制の充実 教職員の指導力向上を目指し、教員研修の充実等により、指導体制を整備します。	・教育情報ネットワークの整備 ・教職員の研修、研究活動の充実 ・教育文化研究所における研究機能の充実
	障害児教育の推進 一人一人の能力と適性を生かし、自立や社会への適応を図るとともに、障害児に対する正しい理解を深めます。	・障害児学級、院内学級、施設内学級の設置 ・教育相談、就学指導の実施

LAN：構内情報通信網。同一建物や同一敷地内など、比較的狭い範囲で、パソコンなどのコンピュータを通信回線で接続し、相互にデータやプログラムをやりとりするネットワーク。（Local Area Network）

（学校教育の充実）	**健康・体力づくりの推進** 基礎体力や運動能力の向上を図り、心身の健康を保持増進するとともに、望ましい食習慣の形成を図ります。	・基礎体力、運動能力の向上 ・給食指導や栄養指導による望ましい食習慣の形成 ・小児生活習慣病予防検診の実施 ・健康診断の実施（再掲80P） ・心臓検診の実施（再掲80P） ・保健室の充実（再掲80P）
	就学支援の充実 教育費の保護者負担の軽減を図り、児童・生徒の就学奨励に努めます。	・奨学金の支給 ・高等学校等入学準備金の貸付 ・要保護・準要保護児童生徒就学の奨励 ・特殊教育児童生徒就学の奨励 ・幼稚園就園の奨励 ・第３子以降の保育料等の軽減（再掲75P）
学校教育環境の整備	**学校規模の適正化と施設の整備** 児童・生徒数の推移を踏まえ、小・中学校規模の適正化・適正配置を図るとともに、幼稚園から高等学校までの施設整備を進めます。	★小・中学校校舎等の改築 ・幼稚園18、小学校42（内分校1）、中学校18、高等学校1（平成11(1999)年5月1日現在）の施設・設備の整備 ・高松一高の施設整備等将来構想の検討

【主要事業】

主要事業	目　的	内　容	実施主体
心の教育の推進	家庭、学校、地域の連携による、子どもの発達段階に応じた心の悩みの早期発見と対応	・子育て相談 幼稚園での子育て相談や巡回教育相談の実施 ・不登校対策 スクールカウンセラーの配置、適応指導教室の拡充 ・いじめ対策 いじめ専用電話での相談の実施、教育相談等の専門家の派遣	市
小・中学校校舎等の改築	安全で快適な学習環境の確保と、児童・生徒数の推移を踏まえた、小・中学校規模の適正化・適正配置、複合化の検討・推進	・校区修正等による規模の適正化・適正配置の検討・推進 ・生涯学習施設、福祉施設等との複合化の検討・推進 ・老朽校舎等の改築	市

2　青少年の健全育成

青少年健全育成の推進	**健全育成活動の推進** 家庭、学校、地域が一体となって健全な環境づくりを進めるなど、健全育成活動を推進します。	・家庭教育学級・セミナーの開設 ・「家庭の日」の普及・啓発 ・青少年健全育成キャンペーンなど啓発活動の展開 ・青少年健全育成市民会議等、関係機関・団体との連携強化 ・少年相談活動や補導活動の充実 　中学校緊急指導対策の推進 　非行防止活動の推進 ・留守家庭児童会の拡充（再掲78P）
	社会参加活動の促進 青少年が社会の一員として自己形成を図れるよう、活動機会の充実や団体の育成に努めるなど、社会参加を促進します。	・青少年団体の育成、仲間づくりの推進 ・子ども会の育成 ・新春子どもフェスティバルの開催 ・ジュニア・リーダー養成研修会の開催 ・国際交流活動の促進 ・ボランティア活動の促進 ・子ども放送局の開設 　全国子どもプラン関連事業 　衛星通信利用による番組の提供 ・サンネット高松圏域内における若者のネットワークづくり 　サンネットわいわい若者塾の開設 ・子どもセンターの開設（再掲114P）

■新春子どもフェスティバル

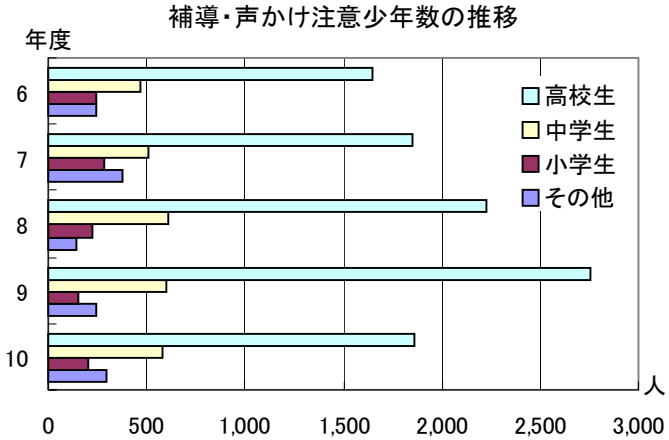

全国子どもプラン：夢を持ったたくましい子どもを育てるため、平成14(2002)年度の完全学校週5日制の実施に向け、平成13(2001)年度までに、地域で子どもを育てる環境を整備し、親と子どもたちの様々な活動を振興する体制を整備する文部省の計画。

３　生涯学習の推進

学習活動の推進	**推進体制の整備** 市民が生涯にわたって自主的な学習活動を継続できるよう、推進体制の整備を図ります。	・生涯学習基本計画の推進 ・３段階の学習圏設定による効果的な学習活動の推進 地区学習圏 小学校区の市民を対象 ブロック学習圏 地区学習圏を包括し、中学校区等の市民を対象 全市学習圏 ブロック学習圏を包括し、全市民を対象
	人材の育成と学習の場の拡充 学習活動を支援し、学習の推進力となる人材・団体の育成を図るとともに、多様化する学習ニーズに対応した学習の場を拡充します。	★サンネットふれあい大学の開講［新規］ ・生涯学習指導者等の養成 ・美術館、歴史資料館、菊池寛記念館などで行われる芸術･文化事業への参加促進 ・余裕教室の活用 学校の余裕教室を生涯学習の場として活用 ・家庭教育学級・セミナー、女性教室、高齢者教室、知的障害者青年教室の開設（再掲112P、107P、98P）
学習施設・機能の充実	**生涯学習中核施設の整備充実** 生涯学習の拠点となる、様々な学習機能を備えた生涯学習中核施設の整備充実を図ります。	★生涯学習中核施設の整備 **［市制施行１１０周年記念］**
	生涯学習情報システムの拡充 様々な生涯学習情報を提供するとともに、関連施設のネットワーク化を進めるなど、生涯学習情報システムの整備充実を図ります。	★生涯学習情報システムの整備
	公民館の整備充実 市民の地域における自主的学習活動の拠点としての公民館の整備充実を図ります。	・公民館の再整備 ・公民館活動のネットワーク化 ・公民館の日曜・祝日開館の拡大 ・公民館講座の開設 親子教室、趣味教室、環境問題学習など

（学習施設・機能の充実）	**図書館の機能充実** 　図書館の効果的な運用とサービスの向上により、図書館の機能充実を図ります。	・図書館資料の収集と貸出し ・図書館ネットワークの整備 　分館・分室、県立図書館などとの連携 ・図書館分室の整備 ・図書館施設の活用による芸術･文化事業の展開 　郷土文化サロン、サンクリスタルコンサートの開催など ・サンクリスタル高松（歴史資料館、図書館、菊池寛記念館）開館10周年記念事業の実施（再掲121P）
	市民文化センターの機能充実 　子どもたちのための生涯学習拠点施設にふさわしい機能への集約整備を進めます。	・子どもたちのための生涯学習拠点施設としての整備推進 ・文化センター学習、子ども教室、プラネタリウム事業の充実 ・昆虫展示室、科学展示室のリニューアル［新規］ ・開館30周年記念子どもフェスティバルの開催［新規］ 　（平成14(2002)年度） ・子どもセンターの開設 　全国子どもプラン関連事業 　休日における、地域での活動や社会参加を促進するための学校外情報の提供 ・子ども科学・ものづくり教室の開催 　全国子どもプラン関連事業 　科学実験・ものづくり体験教室の開催

【主要事業】

主要事業	目　　的	内　　容	実施主体
サンネットふれあい大学の開講［新規］	高松市と周辺10町で構成されるサンネット高松圏域の住民サービスの向上と交流発展	広域都市圏住民に対する生涯学習の機会の提供 講師 　1市10町出身者またはゆかりの者 場所 　1市10町内 　（開催年により変更） 回数 　10回程度 人数（1回につき） 　100～200人	サンネット高松連携推進協議会

■文化センター学習

図書館利用状況

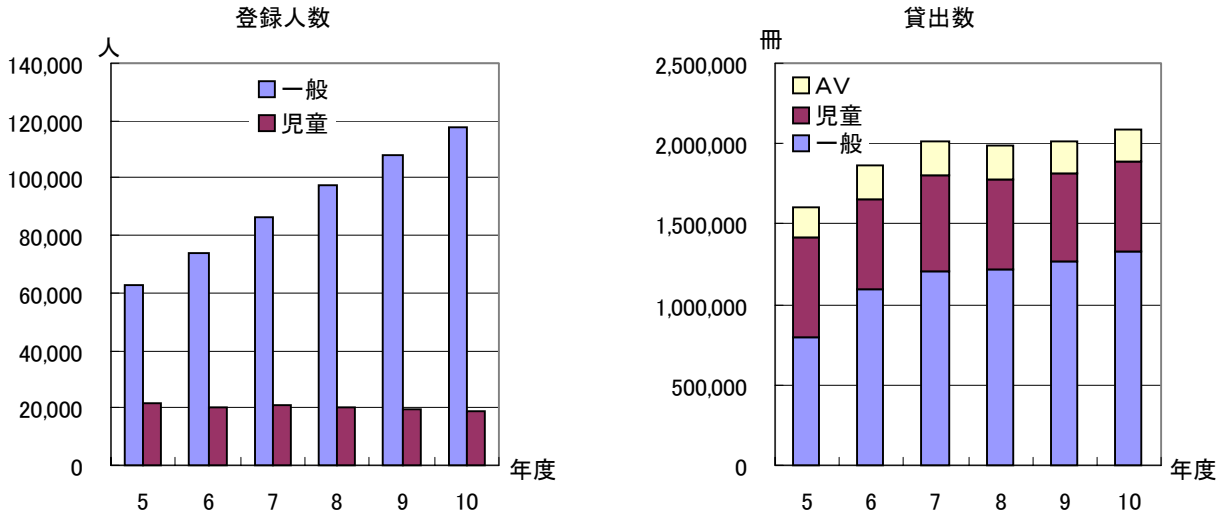

サンネット高松連携推進協議会：高松市と周辺10町の広域都市圏（サンネット高松）における共同連携事業の推進など、行政区域を越える広域的な連携拡充を図りながら、一体的かつ総合的な広域都市圏の形成を目指すことを目的として、1市10町の議会を含めた行政関係者や住民などで設立した組織。

主要事業	目　　的	内　　容	実施主体
生涯学習中核施設の整備	様々な学習機会・情報や活動の場を提供する生涯学習の拠点づくり	整備場所 片原町、百間町地内（片原町駅西第3街区市街地再開発ビル内） 構造規模 鉄骨鉄筋コンクリート造　地上13階 一部塔屋建 （内1～4階部分） 延床面積 約16,500㎡のうち約3,180㎡ 主な機能 ・全市的な学習機会の提供 ・学習情報の提供と学習相談 ・各生涯学習関連施設間の学習事業の連携・調整 ・指導者の養成・研修 ・生涯学習の啓発・普及 ・生涯学習に関する調査研究・開発 ・社会教育関係団体等の活動と連携 施設概要 1階 エントランス、駐輪場 2階 大小研修室、実習室、ＯＡ実習室、学習相談室、視聴覚教室、交流サロン、音楽室、和室、情報処理室、託児室 3階 多目的ホール、市民ギャラリー 4階 音響等調整室 開館予定 平成14(2002)年 **［市制施行１１０周年記念］**	市

【主要事業】

主要事業	目　　的	内　　容	実施主体
生涯学習情報システムの整備	市民の学習活動のための情報提供や学習相談など学習活動の支援	・生涯学習関連施設のネットワーク化による情報提供 ・インターネット機能を利用した市民と双方向の情報収集・提供 ・公共施設利用総合情報システム（タカマツ・シティ・ネット）との連携	市

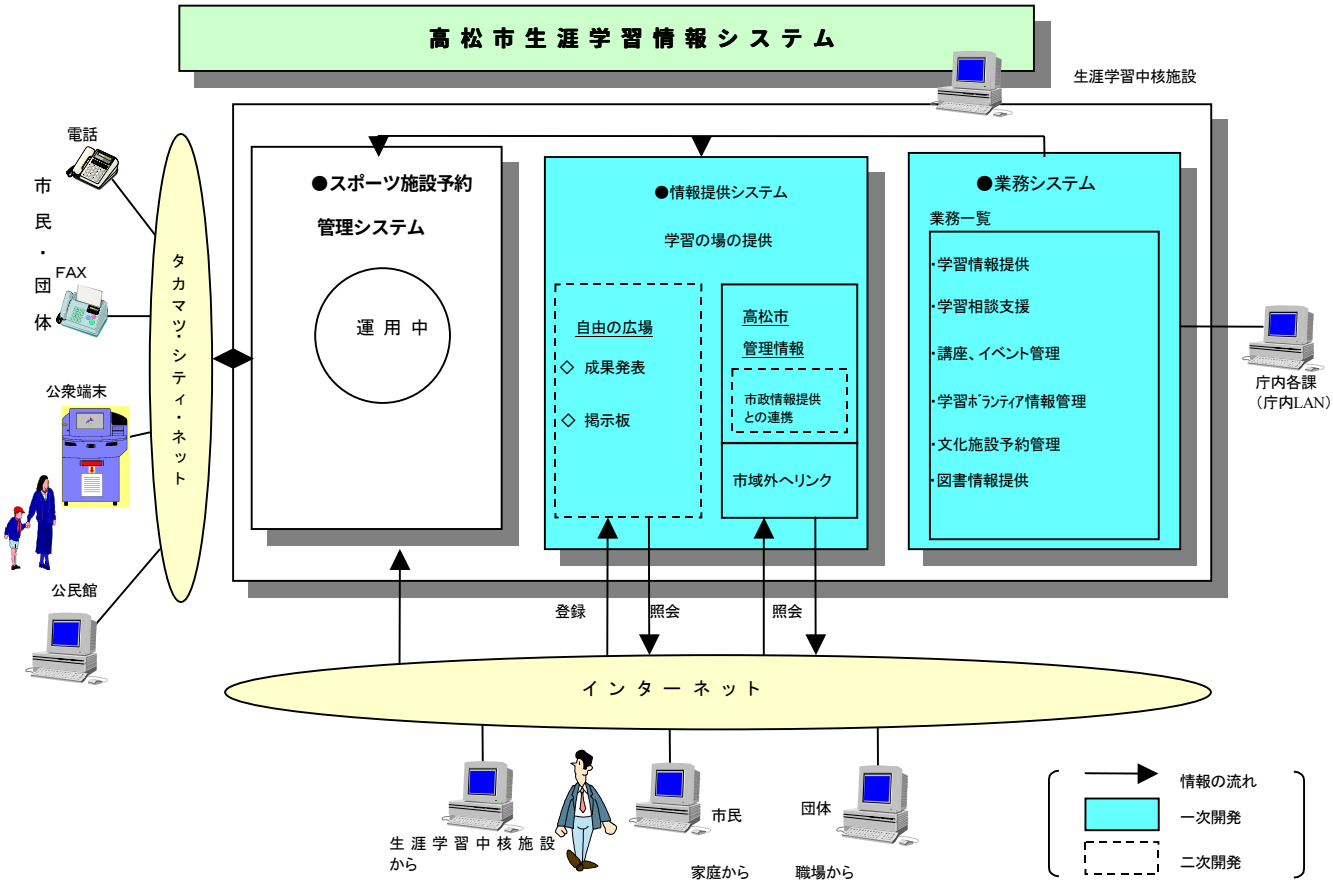

インターネット：コンピュータ同士を接続するための共通のルール（インターネットプロトコル）によって接続された世界的なネットワークの総称で、平成11(1999)年7月現在の統計では、全世界で約5，600万台のコンピュータがこのネットワークに接続されており、様々な情報の発信や交換などが行われている。

公共施設利用総合情報システム（タカマツ・シティ・ネット）：公共施設（県の施設を含む）をコンピュータ・ネットワークで結び、施設の情報提供や予約などを行う情報通信システム。本市では、タカマツ・シティ・ネットの愛称で、平成10(1998)年4月から運用開始している。

4　高等教育の充実

大学教育等の充実促進	**大学教育等の充実促進** 市内における大学等の充実を促進するとともに、公開講座や社会人受入れなど、地域への開放を促進し、高等教育を受ける機会を充実します。	・大学等高等教育機関の整備に関する調査研究 ・香川大学工学部の周辺環境整備 ・大学等教育資金融資制度利用者の利子補給 ・公開講座開設、社会人受入れの促進 ・専修学校や各種学校の振興促進
学術研究の振興	**研究機能の充実** 地域が直面する様々な課題について、産・学・官の共同研究や情報提供を進めるなど、研究機能を充実します。	・学術研究機関の機能の活用促進 ・調査研究機関の整備促進 ・共同研究・情報提供の促進 ・(財)香川県科学技術振興財団への出捐による振興 ・香川インテリジェントパークにおける研究開発支援機関の活用促進(再掲133P)

□大学・専修学校等の現況　（資料：平成１１年度学校基本調査）

区　　分	学校数（数）	生徒数（人）
大学・短期大学	4	6,910
高等専門学校	1	798
専　修　学　校	15	1,689
各　種　学　校	22	2,886

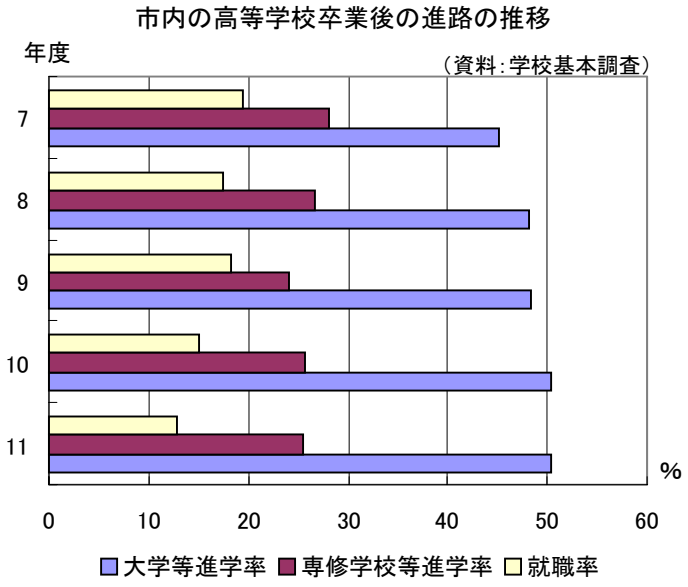

５　スポーツ・レクリエーションの振興

スポーツ・レクリエーション活動の推進	**生涯スポーツの推進** 幼児から高齢者までの年齢に応じた、生涯スポーツのプログラムを充実します。	・スポーツ教室、体力つくり教室等の開催 ・学校体育施設開放の推進
	指導者・団体の育成 地域や職場における指導者・団体の育成に努めます。	・スポーツ指導者の養成 ・スポーツ団体の育成 ・スポーツリーダーバンクの整備･活用
	スポーツ大会等の開催 全国大会、市民総参加型スポーツ大会の開催など、スポーツイベントを拡充します。	★市民スポーツフェスティバルの開催 ・源平屋島扇の的全国弓道大会、屋島山上源平タートルマラソン等の全国大会のスポーツイベント開催促進 ・全国レクリエーション大会の開催［新規］ 県（本市と周辺市町）において開催 **［市制施行１１１周年記念］** ・全国スポーツ･レクリエーション祭の開催［新規］ 平成15(2003)年度、県内の市町において開催 ・１１１ＧＯＧＯウォーク（仮称）の実施［新規］ **［市制施行１１１周年記念］** ・サンネット高松圏民スポーツ大会の開催［新規］ ・都市間交流におけるスポーツ大会の開催 ・西日本中央連携軸沿線都市におけるスポーツ交流（参照196P）
	情報提供の充実 各種行事の開催案内やスポーツ施設の予約案内システムによる情報提供の充実と健康・体力相談の充実に努めます。	・公共施設利用総合情報システム（タカマツ・シティ・ネット）によるスポーツ情報の提供 スポーツ施設の照会・予約、イベント情報、サークル情報など ・健康・体力相談の実施

スポーツ・レクリエーション施設の整備	**施設の整備** 市民が気軽に利用できるスポーツ・レクリエーション施設の整備を図ります。	・総合体育館、プール、テニスコート、運動センター等既存のスポーツ施設の管理 ・学校体育施設開放施設の整備 ・ハイキング、ジョギングコース等の整備充実 ・東部運動公園（仮称）の整備（再掲43P） ・市民農園の増設（再掲29P） ・子ども農園の整備（再掲29P） ・キャンプ場の管理（再掲29P） ・子どもフォーラム・わんぱく広場の創造（再掲76P）

【主要事業】

主要事業	目　　的	内　　容	実施主体
市民スポーツフェスティバルの開催	市民総参加型のスポーツ大会開催によるスポーツ活動参加気運の高揚	小学校区別対抗競技 ボウリング、400mリレー、ゲートボール、インディアカ、バレーボール、バドミントン、ソフトボール、卓球 広域都市圏オープン競技 屋島一周クォーターマラソン（12㎞） トリムの祭典 サイクルオリエンテーリング、トランポリン体操教室、太極拳、フォークダンス等だれでも参加できるスポーツ・レクリエーション大会	市

■市民スポーツフェスティバル

III　地域に根ざした個性ある芸術・文化の創造と振興

【基本方針】
■市民が、身近に芸術・文化に親しむことができるよう、市民の自主的な活動を促進するとともに、芸術・文化施設の整備や機能の充実を図るほか、文化遺産等の保存や活用など、文化財の保護に努めることにより、市民芸術・文化の創造と振興を図ります。

■市民文化祭

１　市民芸術・文化の創造と振興

芸術・文化活動の推進	**芸術・文化活動の促進** 市民の自主的、主体的な芸術・文化活動を促進します。	★芸術文化事業推進組織の設立･運営の支援［新規］ ・芸術・文化団体に対する助成 ・芸術・文化団体の自主的活動、相互交流の促進 市民文化祭、地区文化祭の開催支援など
	芸術・文化事業の推進 市民の多様なニーズに対応した各種の芸術・文化事業を推進します。	★デリバリー（出前）アーツの実施 ・「まちの中の暮らしの達人（芸術･文化の楽しさを広めるボランティア）」の登録・情報提供 ・「パブリックアート･高松探検（公共空間にある美術作品等の鑑賞）」の実施 ・学校巡回芸術教室の実施 ・文化施設（歴史資料館、図書館、菊池寛記念館、美術館）での各種芸術・文化事業の実施 児童文学講演会、郷土文化サロン、文芸講座、美術講座、コンサート、舞踏公演など ・文化奨励賞、香川菊池寛賞、菊池寛ジュニア賞の贈呈 ・歴史資料館における市制施行110･111周年記念特別展の開催［新規］ **［市制施行１１０・１１１周年記念］** ・菊池寛記念館文芸講演会［新規］ **［市制施行１１０周年記念］** ・サンクリスタル高松（歴史資料館、図書館、菊池寛記念館）開館10周年記念事業の実施［新規］ （平成14(2002)年度） ・美術館開館15周年記念事業の実施［新規］ （平成15(2003)年度）

（芸術・文化活動の推進）	**芸術・文化情報の提供** 芸術・文化活動への市民の参加を促進するため、各種情報の提供に努めます。	・歴史資料館ネットワークの整備［新規］ 水道資料館、男木島灯台資料館などとの連携 ・美術館映像情報システムの充実 ・公共施設利用総合情報システム（タカマツ・シティ・ネット）の文化施設への拡大（再掲194P）
芸術・文化施設の整備と機能の充実	**新市民会館の整備** 市民芸術・文化を創造する新しい拠点施設の整備を進めます。	★新市民会館の整備［新規］ **［市制施行１１１周年記念］** ・現市民会館の有効利用についての検討［新規］
	歴史資料館の機能充実 本市に関する歴史資料の収集と公開に努めます。	・歴史資料（映像資料を含む）の収集と展示 ・特別展の開催 ・常設展示室のリニューアル［新規］
	菊池寛記念館の機能充実 菊池寛などに関する文学資料の収集と展示に努めます。	・文学資料の収集と展示 菊池寛、芥川賞・直木賞作家、本市ゆかりの作家の作品など ・特別展の開催
	美術館の機能充実 美術資料の収集と公開、優れた美術作品の鑑賞機会の拡充を図ります。	・美術品資料の収集と展示 ・内外の優れた展覧会の開催 ・美術作品解説ボランティアの充実
文化財の保護	**文化財保護意識の普及・啓発** 市民の文化財保護意識の高揚に努めます。	・文化財保護啓発パンフレット、文化財解説書などの作成 ・文化財保護団体の育成・支援
	文化財の保存・活用 文化財の保存を行うとともに、市民が文化財に親しむことができる機会を充実します。	・史跡天然記念物屋島の保存整備 ・史跡石清尾山古墳群の保存整備 ・市指定文化財の保存整備 ・埋蔵文化財収蔵施設の整備・運営 ・「ふるさと探訪」、「親子文化財教室」、遺跡現地説明会などの開催 ・史跡、名勝、天然記念物、有形文化財、無形文化財、民俗文化財などの適正な保存と活用 ・史跡高松城跡(玉藻公園)の保存整備（再掲43P）
	文化財の調査研究 市内に所在する文化財の調査研究を進めます。	・史跡天然記念物屋島の調査 植生調査、屋島城遺構調査など ・埋蔵文化財の発掘調査

□指定文化財の現況

平成１２年１月１日現在

区　　分		国指定	県指定	市指定	合　計
有形文化財	建造物	5	3	4	12
	絵画	3	1	1	5
	彫刻	5	3	2	10
	工芸品	6	5	4	15
	書跡	7	0	6	13
	考古資料	0	1	1	2
	計	26	13	18	57
無形文化財		1	0	1	2
有形民俗文化財		4	2	1	7
記念物	史跡	3	3	9	15
	名勝	1	1	0	2
	天然記念物	1	4	4	9
	計	5	8	13	26
合　　計		36	23	33	92

美術品収集の現況

平成11年11月30日現在

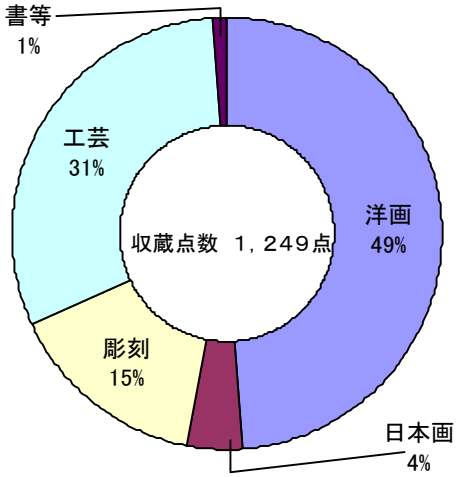

■埋蔵文化財の発掘調査

【主要事業】

主要事業	目　　的	内　　容	実施主体
芸術文化事業推進組織の設立・運営の支援［新規］	市民主体による各種の芸術・文化事業を推進する体制づくり	推進組織の設立支援 組織運営に対する助成 自主企画事業（情報紙発行、舞台芸術事業など）に対する助成	市
デリバリー（出前）アーツの実施	地域住民の希望に応じた芸術・文化公演の実施による鑑賞機会の提供	市民等の希望する音楽、舞踏などのメニューを地域に出向いて公演 サンネット高松の共同連携事業として拡大実施 申込者 　会場と鑑賞者（50人程度）が揃っている人（グループ） 対象メニュー 　音楽、舞踏、映画、古典芸能など	市

■デリバリー（出前）アーツ（ジャズ）

主要事業	目　　的	内　　容	実施主体
市民会館の整備［新規］	市民が気軽に親しめ、参加できる市民芸術・文化の拠点づくり	整備場所 浜ノ町（サンポート高松のシンボルタワー（高度情報交流センター）内） 事業概要（入選案による） 延床面積 31,705㎡（高松広域交流センター、駐車場・駐輪場部分等を含む） 主な機能 芸術・文化の支援・育成機能、鑑賞・参加機能、交流・情報機能、貸館機能 施設概要 ・大ホール（プロセニアム型、固定席1,500席（客席可変機構付）） ・小ホール（プロセニアム型、固定席311席） ・小ホール（フリースペース型、移動席300席（平土間使用時500席）） ・リハーサル室・練習室（リハーサル室3室、練習室6室、和室） ・会議室（大・中・小会議室、控室等） ・コミュニケーションプラザ（文化情報コーナー、展示コーナー、案内カウンター等） ・高松広域交流センター（会議室、展示コーナー、交流サロン等） ・管理事務室（事務室、会議室等） 着工予定 平成13(2001)年 開館予定 平成16(2004)年 開館記念事業 **［市制施行１１１周年記念］**	市

Ⅳ　賢い消費者づくり

【基本方針】
■消費者みずからが自覚と責任を持って行動できるよう、消費者の意識啓発を図りながら、自立を促すとともに、消費者意見の反映や消費者被害の予防と救済など、消費者利益を擁護することにより、消費者の自立促進と保護に努めます。

1　消費者の自立促進と保護

消費者の自立促進	**消費者意識の啓発推進** 学校や地域と連携した幅広い消費者意識の啓発を進めます。	・消費生活全般について、消費者みずからが学び、考える機会の提供 「暮らしをみなおす市民のつどい」の開催、「消費者ウィーク」の開催、消費生活パネル展など ・青少年を対象とした健全な消費生活の指導検討 ・小学生高学年用の消費生活教育副読本「くらしと消費」の発行 ・テレホンサービス「くらしのダイヤル」による情報提供
	消費者団体・指導者の育成 自立し、行動する消費者としての意識確立のため、消費者団体や指導者の育成を図ります。	・消費者団体の育成 ・指導者の養成
消費者利益の擁護	**消費者意見の反映** 商品の適正化を図るための監視を行うとともに、消費者意見の事業者活動への反映に努めます。	・消費生活調査員の活用 ・消費者、事業者、行政による三者懇談会の開催 ・消費者ニーズを踏まえた朝市やフリーマーケットの実施検討［新規］
	消費者被害の予防と救済 苦情処理体制の充実などにより、消費者被害の予防と救済を図ります。	・消費生活相談の実施 ・消費生活関係機関との連携 国民生活センター、県中央生活センターなど ・計量法に基づくはかりの定期検査等の実施［新規］

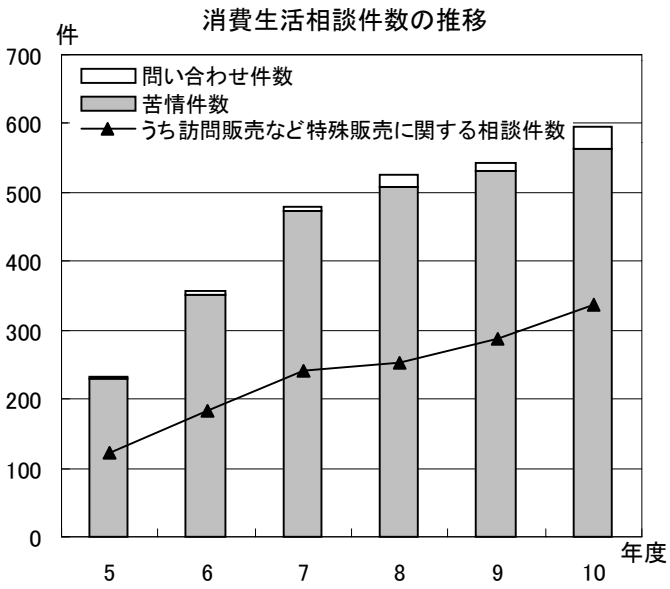

■暮らしをみなおす市民のつどい

第４章　豊かで活力あふれる産業の振興

【施策体系】

新時代をリードし、地域を支える産業の振興	商業業務機能の強化と工業の振興	中心市街地の活性化
		郊外商業の振興
		高付加価値型産業の育成と振興
		中小企業等の経営基盤の強化
		流通機能の強化
	農林水産業の振興	生産の振興
		生産体制の強化
		生産基盤の整備
	工芸・特産品の振興	工芸・特産品の育成
		工芸・特産品の普及
魅力のある観光・コンベンションの振興	観光の振興	観光客受入態勢の充実
		観光資源・施設の充実
		観光客の誘致
	コンベンションの振興	コンベンションの誘致推進
		コンベンション施設の拡充
生き生きと働くことのできる就業環境づくり	就業環境の向上	就業支援の推進
		勤労者福祉の充実

【動向と課題】

■本市は、これまで四国における交通の要衝であったことなどから、県内はもとより、四国における行政、経済、交通などの中枢管理都市として発展してきました。しかし、高速交通網の整備、瀬戸内海三橋時代の到来などによる交通環境の大転換や技術革新、情報化の進展、経済のグローバル化に伴う地域間競争の激化、さらには、バブル経済崩壊後の長引く不況により、本市の産業を取り巻く環境は大きく変化しています。
このため、新時代をリードし、地域を支える産業の振興や本市の経済の活性化と発展を促す魅力のある観光・コンベンションの振興、生き生きと働くことのできる就業環境づくりにより、豊かで活力あふれる産業を目指す必要があります。

■モータリゼーションの進展等による大規模小売店舗の郊外への進出、消費者ニーズの多様化、地域間競争の激化などにより、中心商店街の集客力低下とともに、中心市街地における業務機能の弱体化が懸念されています。
一方、経済・金融システムの改革や技術革新、情報化の進展による産業構造や商取引形態の変化を受け、企業における地域ブロックの再編成などが進む中、中小企業における経営体質の改善が強く求められており、製造業を中心として起業化の動きも出始めています。
農林水産業においては、農畜産物の輸入自由化の拡大をはじめ、従事者の高齢化や後継者の減少、都市化の進展による生産環境の悪化などが生じています。さらに、本市の工芸・特産品については、全国に誇る技術と品質を有していますが、生産力は弱く、技術の継承者も高齢化し、減少する傾向にあります。
このようなことから、今後、本市の産業を活性化させるため、中心市街地の活性化をはじめ、高付加価値型産業の育成や中小企業の経営基盤の強化などによる商業業務機能の強化と工業の振興、農林水産業や工芸・特産品の振興により、新時代をリードし、地域を支える産業の振興を図ることが重要です。
■本市は、瀬戸内海国立公園に面し、特別名勝栗林公園や史跡高松城跡である玉藻公園、源平古戦場の屋島などの歴史的、自然的観光資源に恵まれています。しかし、近年、高速交通網の整備などにより、観光ルートの多様化が進むとともに、他地域との競争も激化しています。また、個人・小グループ化などの観光スタイルの変化や参加・体験型、滞在型観光へのニーズの高まりなども見られます。
このような中、本市では、平成１０(1998)年に、瀬戸内海三橋時代に対応した「観光振興計画～魅せます・たかまつ・観光プラン～」を策定し、総合的な観光振興に取り組んでいます。また、平成６(1994)年に、(財)高松コンベンション・ビューローを設立するとともに、同年、運輸省から国際会議観光都市の認定を受け、国際会議、全国会議などの誘致を進めています。
本市に観光や会議、大会などのため、国の内外から多くの人々が訪れることは、まちの活性化やイメージアップにもつながることから、今後、より一層、魅力のある観光やコンベンションの振興に取り組む必要があります。
■技術革新、情報化の進展などによる就業形態の変化や人口の高齢化、女性、障害者の社会進出などによる就業構造の変化に加え、長引く不況による失業率の増加のため、勤労者を取り巻く状況はますます複雑化、多様化するとともに、厳しさを増しています。
このため、勤労者の能力を生かすことのできる就業機会の拡大や福祉施策の充実などにより、勤労者が生き生きと働くことのできる就業環境づくりを進める必要があります。

コンベンション：人が非日常的に、物・情報・文化等の共通目的を持って一定の場所に集合する催し。大会、会議、学会、研修会、講演会、見本市、展示会、博覧会。イベント、まつりなども含む。

【この章における代表的な政策目標】

政　策　目　標 （政策目標項目）	政策目標の達成度合いを測るための目標水準	
	現　　状 （平成 11 年度以外は表記）	目 標（望ましい水準値） （平成 17 年度以外は表記）
中心市街地の活性化		
・ 高松中央商店街空き店舗率 ・ 共同施設整備 ・ 活性化計画策定 ・ 賑わい力向上事業 ・ 空き店舗活用	11.7% 11 件（平成 7～11 年度分累計） （未実施） （未実施） 1 件（平成 10 年度）	拡大させない ２倍 ３件（累計） ５件（累計） ３件（累計）
農作物の生産と流通の振興		
・ 良質米の生産 ・ 農作物産地直売所	ひのひかり作付け面積　1,175ha 生産量　　3,431ﾄﾝ 6 か所（平成 10 年度） 販売額　8 億 8,000 万円（平成 10 年度）	１，１００ha を確保 ３，４４０ﾄﾝを確保 １０か所 １２億円
観光客に対する「おもてなし」の充実と観光客の誘致推進		
・ 観光ボランティアガイド ・ 主要観光地の観光客	ガイド件数（未実施） 255 万人（平成 10 年度）	４８０件 ３００万人
コンベンションの誘致推進		
・ 全国大会・国際会議開催 ・ コンベンション施設	124 件（平成 10 年度） 参加者数　87,560 人（平成 10 年度） 会議室・ホール数　180 室	２００件 １５万人 ２００室

※目標項目全般に関し、今後、導入・対応を予定している事務事業評価システムおよびＩＳＯ１４００１の認証取得その他個別計画の策定において目標水準を設定する事項については、当該目標設定を優先するものとし、それらに基づき適切な進行管理を行います。

Ⅰ　新時代をリードし、地域を支える産業の振興

【基本方針】

■市街地の再開発などによる中心市街地の活性化をはじめ、郊外商業の振興、高付加価値型産業の育成と振興、中小企業等の経営基盤の強化、流通機能の強化により、商業業務機能の強化と工業の振興を図ります。

■農林水産業の生産振興、生産体制の強化、生産基盤の整備について総合的な取組みを行い、農林水産業の振興を図ります。

■地域性豊かな工芸・特産品の育成や普及を進め、工芸・特産品の振興を図ります。

1　商業業務機能の強化と工業の振興

中心市街地の活性化	**中心商店街の活性化** 中心商店街活性化の柱となる市街地再開発の促進をはじめ、総合的な取組みを進めます。	★中心市街地活性化基本計画の推進 ★高松丸亀町商店街Ａ街区・Ｇ街区の再開発促進 ・高松丸亀町商店街Ｄ街区の再開発促進 ・ＴＭＯ高松事業構想推進に対する支援［新規］ ・高松丸亀町まちづくり(株)に対する支援 ・商店街活性化事業に対する助成 商店街振興組合等による商店街活性化計画の策定［新規］ 空き店舗の活用（チャレンジショップの実施、コミュニティ施設の整備など） 共同施設の整備（アーケード、カラー舗装、コミュニティ施設、荷さばき場、駐輪場など） 情報対応型事業（商店街カードシステム、商店街ＰＯＳシステムの導入など） 賑わい力の向上（住民密着型イベントなど）［新規］ シースルーシャッターの整備［新規］ ・商業機能調査の実施 中央商店街の通行量・店舗立地動向調査、商取引形態動向調査

TMO：中心市街地における商業集積を一体としてとらえ、業種構成、店舗配置等のテナント配置、基盤整備、ソフト事業を総合的に推進し、中心市街地における商業集積の一体的かつ計画的な整備を運営・管理する機関。（Town Management Organization）

TMO高松事業構想：TMOである高松商工会議所が、高松市中心市街地活性化基本計画の商業等の活性化のための事業を踏まえて策定したもの。（商店街アーケードやカラー舗装の整備などのハード事業と空き店舗対策事業やショッピングバスモデル事業などのソフト事業の13事業が考えられている。）

高松丸亀町まちづくり(株)：高松丸亀町商店街振興組合、高松市などが出資する第3セクターで、丸亀町商店街A街区、G街区市街地再開発事業の企画への参画・事業推進などを行う組織。

商店街カードシステム：買物金額に応じて点数が付与・加算されるポイントカード（顧客への利益還元による集客力強化と顧客データベースの構築が図れる。）などのカードを利用した商品販売システム。

商店街POSシステム：商店での販売時点における商品売上げ情報を収集、登録、蓄積、分析し、売上げ管理、在庫管理、商品管理などを総合的に行うことができる商品情報管理システム。（Point Of Sales）

（中心市街地の活性化）	**業務機能の強化** 中心市街地における業務機能の強化に努めます。	・サンポート高松での業務機能の集積促進［新規］ シンボルタワー（高度情報交流センター）、港湾旅客ターミナルビル、国の合同庁舎の整備による集積促進 ・民間と行政の連携強化 企業代表者懇談会の開催
郊外商業の振興	**郊外商店街の振興** 地域の特性を生かした商店街の活性化を促進します。	・郊外商店街活性化事業に対する助成 商工振興会等による商店街活性化計画の策定［新規］ 空き店舗の活用 共同施設の整備 情報対応型事業 賑わい力の向上［新規］
高付加価値型産業の育成と振興	**研究開発機能の充実** 先端産業の育成・振興のため、研究開発機能の充実を図ります。	・新製品・新技術の開発に対する助成［新規］ ・香川インテリジェントパークにおける研究開発支援機関の活用促進 (株)香川産業頭脳化センター、(財)香川県産業技術振興財団、(財)香川県科学技術振興財団、(財)香川県企業振興公社、高温高圧流体技術研究所、香川大学工学部、香川県新規産業創出支援センター「ネクスト香川」など
	知識集約型企業の立地促進 先端技術工場等の立地促進により、知識集約型企業の集積に努めます。	・先端技術工場、高度情報処理事業所、試験研究施設の立地に対する助成 ・企業誘致活動の推進 ・香川テクノフェアの開催
中小企業等の経営基盤の強化	**中小企業等の育成と振興** 経営体質の強化などにより、中小企業等の健全な育成と振興に努めます。	・中小企業等の育成、近代化、合理化、共同化、協業化などの促進 各種融資制度の充実 経営講習会・研修会などの開催 中小企業指導団体との連携強化 ・「起業」支援 サンポート高松リサーチアンドビジネスセンター（インキュベーションオフィス・企業等サポートセンター）の整備促進［新規］
	人材の育成 経営の近代化などに対応するため、人材の育成に努めます。	・(株)香川産業頭脳化センターの有効活用 ・講習会・研修会などの開催 ・技術・技能者に対する表彰制度の検討［新規］

（中小企業等の経営基盤の強化）	**情報化等の促進** 効率的な業務処理を行うため、高度情報化などを促進します。	・商品情報の高度利用、ネットワーク化の促進 ・民間事業所における品質マネジメントシステム、環境マネジメントシステム等の導入促進［新規］ ＩＳＯ９０００シリーズ、ＩＳＯ１４０００シリーズ（再掲32P） ・電子商取引の普及促進 ・日本貿易振興会（ジェトロ）香川貿易情報センターの活用促進
流通機能の強化	**流通機能の充実** 技術革新や情報化などに対応するため、流通機能の充実を図ります。	・流通体制の充実 高松港コンテナターミナルの利用促進 中央商店街共同配送システムの整備促進 ・中央卸売市場機能の充実 生鮮食料品等流通情報システムの整備［新規］ 中央卸売市場花き部開設20周年記念事業の実施［新規］ （平成17(2005)年度） ・食肉卸売市場機能の充実 食肉センターの管理運営

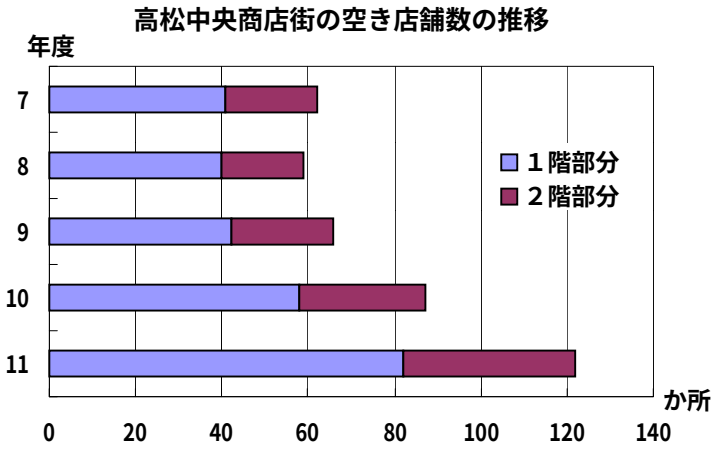

■商店街アーケード

ISO9000シリーズ：国際標準化機構（ISO）が制定した物やサービスの品質保証に関する国際規格の総称で、事業所における品質管理システムの国際的統一規格として、ISO9000シリーズが定められている。

【主要事業】

主要事業	目　　的	内　　容	実施主体
中心市街地活性化基本計画の推進	街なかの総合的な再生、再構築による活力と魅力あふれる中心市街地の形成	平成10(1998)年度策定 基本方針 中心市街地を様々な活動・交流の中心として位置づけ、その活動を支える商業・業務・文化・居住・生活サービス機能など複合化した機能集積を図り、地域経済の活力増進と市街地環境の改善等を目指した一体的、総合的な取組みを進める。 基本コンセプト 心ときめく生活文化交流都心　ハート・オブ・高松 推進目標 1 瀬戸の都・高松にふさわしい中心市街地の形成 2 豊かで魅力的な都市基盤および都市空間の形成 3 中心市街地における商業機能の再編とプロモーション 市街地整備改善事業・施策 ・市街地開発、道路・交通施設整備など7分野27事業 商業等活性化事業・施策 ・商業活性化施設等整備 商店街アーケード整備など5事業 ・テナント・ミックス管理事業など3事業 ・商業活性化ソフト関連事業 商業マップ作成、朝市・フリーマーケット等の開催など7事業 市街地整備改善・商業等活性化事業等と一体的に推進する事業・施策 中心市街地ショッピングバスモデル事業、自転車乗り入れ禁止区域等拡大など12事業	市、高松商工会議所、ＴＭＯ、商店街振興組合、高松丸亀町まちづくり(株)など

テナント・ミックス：多様な規模、業種・業態の店舗を計画的に集めて配置すること。

主要事業	目　　的	内　　容	実施主体
高松丸亀町商店街Ａ街区・Ｇ街区の再開発促進	土地の高度利用と都市機能の向上などによる、魅力あふれる商業空間の創造と商業の活性化	Ａ街区 面積　0.44ha 完成予定 平成14(2002)年度 Ｇ街区 面積　1.25ha 完成予定 平成15(2003)年度	高松丸亀町商店街Ａ街区・Ｇ街区市街地再開発組合（仮称）

２　農林水産業の振興

生産の振興	**農作物の生産振興** 先端農業技術の活用などにより、農作物の生産振興に努めます。	・良質米・麦の生産促進 低コストの稲作技術導入、優良品種の普及、種子の更新などに対する支援 ・米消費拡大の推進 ・園芸作物の生産促進 栽培施設等の整備促進、みかん等改植・高接（たかつぎ）に対する助成 栽培の低コスト・高品質・高付加価値化の促進 ・環境保全型農業の推進 ・本市の特性を生かした農業振興計画の策定と推進
	畜産の生産振興 家畜の改良・増殖により、畜産の生産振興に努めます。	・家畜の生産拡大 優良繁殖和牛等の導入、受精卵移植子牛の保留に対する助成 高齢者、女性による肉用和牛（さぬき牛）生産に対する助成 ・畜産共進会、肉牛枝肉共励会の開催支援
	林産物の生産振興 森林の造成などにより、林産物の生産振興に努めます。	・森林の整備 分収造林、保育、松くい虫の防除対策など ・木材、キノコなどの生産促進 ・木材消費拡大の推進
	水産物の生産振興 資源培養と管理型漁業の推進、最新の生産技術の活用などにより、水産物の生産振興に努めます。	・栽培漁業の推進 重要稚仔（ちし）の放流など ・資源管理型漁業の推進 小型魚の保護、休漁日の設定など ・養殖漁業の振興 養殖技術の改良、新技術・優良種苗の導入促進 ・内水面漁業の振興 淡水魚種苗放流、優良種苗の導入促進
生産体制の強化	**経営の近代化・効率化** 農用地の有効活用や機械化の促進などにより、経営の近代化・効率化を進めます。	・農業機械、漁船漁具等の合理化促進 ・経営の近代化促進 各種制度資金の活用 近代化資金等借入に対する利子補給 ・優良農地の保全・確保 ・遊休農地の解消（市民農園としての活用など）

（生産体制の強化）	**後継者・団体等の育成** 　意欲ある後継者づくりや団体等の組織強化を図るなど、後継者・団体等の育成に努めます。	・後継者の育成・確保 　技術の習得、経営能力の向上など ・新規就農者の育成・確保 　農業体験学習など ・中核的農家の育成・確保 ・農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等に対する助成 ・農業協同組合、森林組合、漁業協同組合の合併促進
	集出荷・販売体制の充実 　生産物の効率的な流通を図るため、集出荷・販売体制の充実を図ります。	・野菜、果実、花きの選別・集出荷場等の整備支援 ・産地直売所の整備支援 　開設に対する支援、情報ネットワークの活用など ・畜産物の共同販売体制の整備支援 ・水産物展示･販売施設の整備支援［新規］
生産基盤の整備	**生産関連施設等の整備** 　生産力の向上を図るため、生産関連施設等の整備に努めます。	★ため池の再編整備 ・ため池の改修促進 ・農道の改良・舗装 ・林道の開設・改良・舗装 ・水路の改修促進 ・ほ場の整備促進 ・漁場の造成 　魚礁、築磯、藻場の造成 　増殖場の設置 ・漁場環境の保全 　海浜・海底清掃 ・漁港の整備促進 　高松・亀水・浦生・西浦漁港 ・漁業近代化施設の整備促進 　水産物陸揚施設、漁船漁具保全施設など

【主要事業】

主要事業	目　　的	内　　容	実施主体
ため池の再編整備	貯水量の確保や維持管理の適正化、防災対策等の推進	・ため池の実態調査 ・再編整備基本計画の策定 ・計画的再編整備	国、県、市、土地改良区

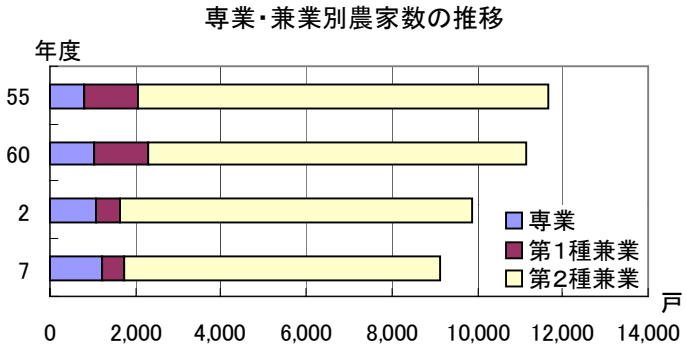
専業・兼業別農家数の推移
年度
55
60
2
7
専業
第1種兼業
第2種兼業
戸
0
2,000
4,000
6,000
8,000
10,000
12,000
14,000

■産地直売所

3　工芸・特産品の振興

工芸・特産品の育成	**人材の育成** 経営体質の改善と生産技術･技能の継承のため、人材の育成に努めます。	・指導団体の育成 ・経営者、技術・技能者への啓発 研修会の開催支援など ・人材育成のための支援制度の検討［新規］ 技術・技能者養成助成制度など
	生産性・品質の向上、ブランド化 工芸・特産品としての地位の維持・向上を図るため、生産性・品質の向上、ブランド化に努めます。	・新生産技術の導入促進 ・新製品創出の研究開発促進 ・伝統的工芸品（香川漆器など）の振興
工芸・特産品の普及	**展示・実演・体験施設の整備と有効活用** 工芸・特産品普及の拠点となる展示・実演・体験施設の整備促進と有効活用に努めます。	★かがわ情報プラザ、ユニバーサルスペースの整備促進［新規］ ・都市再開発事業におけるうどん博物館の整備促進［新規］ ・サンメッセ香川（県産業交流センター）の有効活用（再掲145P）
	販路の拡大 物産展の開催、見本市の開催支援などにより、工芸・特産品のＰＲと販路の拡大に努めます。	・物産・観光展の開催 高松・彦根・水戸３市の観光と物産展（持ち回り開催）（再掲181P） さぬき高松の物産と観光展（松江市において隔年開催）（再掲181P） 都市間交流の拡大に合わせた物産と観光展 ・全国漆器展、香川の家具とぬりもの新作見本市などの開催支援 ・盆栽、茶などの特産品の販路拡大

■漆器

■うどん

■盆栽（黒松）

【主要事業】

主要事業	目　　的	内　　容	実施主体
かがわ情報プラザ、ユニバーサルスペースの整備促進［新規］	工芸・特産品の普及、ＰＲのための拠点づくり	整備場所 浜ノ町（サンポート高松のシンボルタワー（高度情報交流センター）内） 開設予定 平成16(2004)年 ○かがわ情報プラザ 施設概要 ・県下の伝統工芸・特産品の展示 ・体験教室 ・マルチビジョン、情報端末等による伝統工芸・特産品の紹介、情報の提供 ○ユニバーサルスペース 施設概要 ・見本市など各種イベントの展示ホール	県

II　魅力のある観光・コンベンションの振興

【基本方針】

■温かい「おもてなし」の心を持って観光客に接することができるよう、受入態勢の充実を図るとともに、魅力のある観光資源・施設づくりや積極的な観光客の誘致を進めることにより、観光の振興を図ります。

■コンベンション支援機能の充実などにより、誘致を推進するとともに、国際会議観光都市にふさわしいコンベンション施設を拡充することにより、コンベンションの振興を図ります。

1　観光の振興

観光客受入態勢の充実	**観光サービス機能の充実** 観光客が快適に観光を楽しむことができるよう、案内・利便・宿泊施設を充実します。	★新観光案内所（高松駅前インフォメーションプラザ（仮称））の整備・運営［新規］ **［市制施行１１０周年記念］** ・観光利便施設の整備 トイレ、休憩所の整備 ・宿泊施設の整備促進 旅館・ホテル等整備資金借入に対する利子補給
	ホスピタリティ（おもてなし）の充実 温かい「おもてなし」の心を持って観光客に接することができるよう、市民や観光関係団体等の意識啓発に努めます。	★観光ボランティアガイドの育成［新規］ ・観光客を温かく迎える親切運動の推進 ・観光関係団体等の育成 高松観光協会、地区観光協会、観光事業者の育成
	国際観光機能の充実 国際観光都市としての機能を充実します。	・新「ｉ」案内所の整備・運営［新規］ 平成13(2001)年春、高松駅前広場の新観光案内所内 **［市制施行１１０周年記念］** ・外国人用観光パンフレットの作成、外国語併記の観光案内板の整備 ・ウェルカムカード制度（外国人観光客に対する割引優遇制度）の推進

「i」案内所：観光案内所に併設され、外国人観光客に対する観光案内などを行う機能や場所。information の頭文字を標式化して使用している。

観光資源・施設の充実	**観光資源・施設の整備** 　魅力のある観光地づくりのため、観光資源・施設の整備、開発に努めます。	・モデル観光コースの設定［新規］ ・グルメ観光の推進［新規］ ・洋上観光の推進［新規］ ・歴史・文化道の整備促進［新規］ ・工芸・特産品の展示・実演・体験施設の整備促進 　サンポート高松におけるかがわ情報プラザ、ユニバーサルスペースの整備（再掲140P） 　都市再開発事業におけるうどん博物館の整備（再掲140P） ・都市そのものを観光資源として位置付けた魅力のある観光地の創出 　ウォーターフロントとしてのサンポート高松など ・栗林公園、屋島、五色台、女木島、男木島などの観光地の保全整備 ・玉藻公園（高松城内外）の整備（再掲43P）
観光客の誘致	**イベントの振興** 　魅力のあるイベントを振興します。	・まつりの振興 　高松春のまつりフラワーフェスティバル（再掲42P）、高松まつり、高松秋のまつり、高松冬のまつり、瀬戸の鬼おにまつり、源平屋島まつり、鬼無桃太郎まつりなど ・屋島山上初日来迎式の開催 ・各種イベントの開催促進
	観光宣伝の充実 　各種の観光宣伝活動の積極的な展開に努めます。	・高松ＶＩＰ（高松市観光大使）制度の充実 ・観光パンフレット・ポスターの作成 ・観光キャラバン隊の派遣 ・四国大型キャンペーン、わがかがわキャンペーンへの参画 ・修学旅行誘致宣伝の実施
	観光情報提供機能の充実 　観光情報を効果的に発信するため、情報提供機能を充実します。	・観光情報提供システムの充実 　インターネットの活用など ・国際・観光情報センター（サンポート高松のシンボルタワー（高度情報交流センター）内に県が整備）の整備促進と情報発信［新規］
	広域観光の推進 　高速交通網の整備などに対応した広域観光を推進します。	・新広域周遊ルートの設定 ・広域観光協議会等との連携強化 　瀬戸大橋・明石・鳴門大橋循環広域観光協議会、東さぬき広域観光協議会などでの共同観光事業の実施

【主要事業】

主要事業	目　　的	内　　容	実施主体
新観光案内所（高松駅前インフォメーションプラザ（仮称））の整備・運営［新規］	観光客に対する観光案内の拠点整備	整備場所 浜ノ町（高松駅前広場内） 建築面積 約55㎡ 開設予定 平成13(2001)年春 新「ｉ」案内所併設 **［市制施行１１０周年記念］**	市
観光ボランティアガイドの育成［新規］	市民のきめ細かな観光案内による観光客への温かい「おもてなし」の提供	・観光ボランティアガイドの研修 ・主要観光地での観光案内の実施	市

■高松まつり

■高松冬のまつり

主要観光地の観光客数の推移

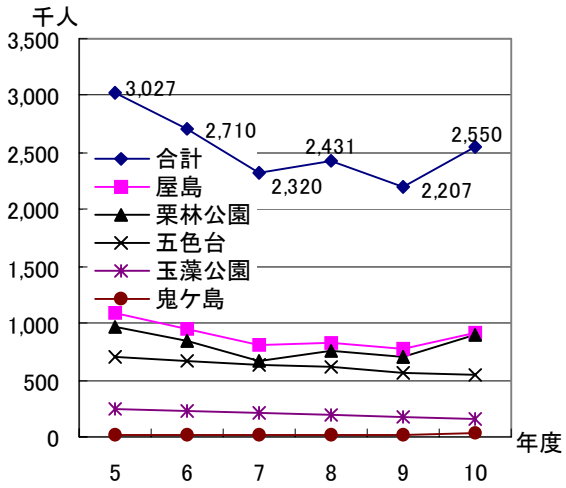

２ コンベンションの振興

コンベンションの誘致推進	**コンベンション誘致活動の推進** 　コンベンションの積極的な誘致活動を進めます。	・(財)高松コンベンション・ビューローの事業活動の促進 　国際会議、全国大会等のコンベンションの誘致 　主催者への支援（国際会議、全国大会等開催に対する助成など） 　コンベンション情報の収集・提供 ・全国大会等の開催 　雨水利用全国会議（再掲64P）、女性問題全国都市会議（再掲107P）、全国スポーツ・レクリエーション祭（再掲119P）など
	コンベンション関連産業の育成 　多様なコンベンションニーズに適切に対応するため、関連産業の育成に努めます。	・観光サービス業など関連産業の育成 ・人、サービス、施設のネットワークの整備促進
コンベンション施設の拡充	**コンベンション拠点施設等の整備充実** 　コンベンションシティにふさわしい拠点施設等の整備充実を図ります。	★新市民会館におけるコンベンション機能の整備［新規］ ・コンベンション施設の整備促進 　国際会議場（サンポート高松のシンボルタワー（高度情報交流センター）内に県が整備）、ＪＲ四国のホテルなど ・サンメッセ香川（県産業交流センター）の有効活用 ・旅館・ホテル等整備資金借入に対する利子補給（再掲142P）

【主要事業】

主要事業	目　的	内　容	実施主体
新市民会館におけるコンベンション機能の整備［新規］	コンベンションシティの中核的施設づくり	整備場所 浜ノ町(サンポート高松のシンボルタワー(高度情報交流センター）内) 延床面積 31,705㎡(高松広域交流センター、駐車場・駐輪場部分等を含む) 施設概要 ・大ホール（プロセニアム型、固定席1,500席（客席可変機構付）） ・小ホール（プロセニアム型、固定席311席） ・小ホール（フリースペース型、移動席300席（平土間使用時500席）） ・大・中・小会議室 ・コンベンションネットワーク（県市共同） 開館予定 平成16（2004)年 新市民会館の整備（参照125P)	市

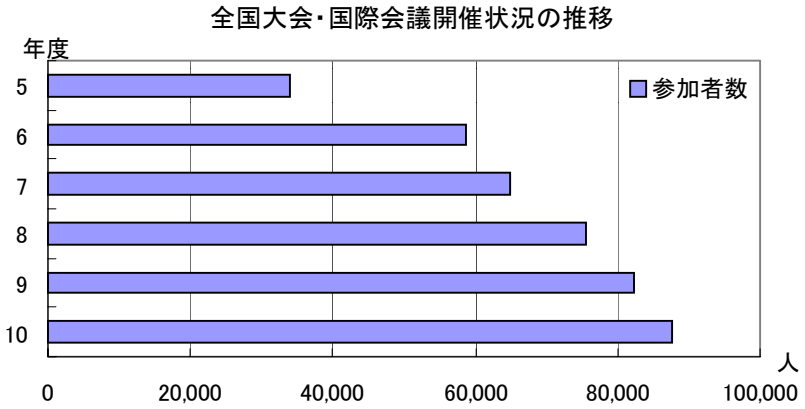

■国際会議開催風景

III　生き生きと働くことのできる就業環境づくり

【基本方針】
■時代のニーズに対応できる人材の育成など、勤労者の就業支援を推進するとととともに、高松勤労者総合福祉センター（高松テルサ）の機能を充実するなど、勤労者福祉の充実を図り、就業環境の向上に努めます。

１　就業環境の向上

就業支援の推進	**職業相談体制の整備** 関係機関との連携による職業情報の提供や職業相談を行います。	・求人状況、就業実態などの情報の収集・提供 ・国、県との連携を密にした職業相談の実施
	就業機会の拡大と人材の育成 企業への働きかけなどによる就業機会の拡大と時代のニーズに対応できる人材の育成に努めます。	・就業確保のための企業啓発活動の推進 ・中小企業合同求人説明会の開催 ・高度な知識、技能の修得のための研修会・講習会の開催
勤労者福祉の充実	**高松勤労者総合福祉センター（高松テルサ）の有効活用と機能充実** 教養文化、研修などの活動拠点として有効活用を図るとともに、機能充実を促進します。	・教養文化、研修、スポーツ等の活動の場の提供 会議室、ホール、トレーニング室など ・自主企画事業の充実 コンサート、外国語講座、パソコン講座、エアロビクス講座など ・高松テルサ開館10周年記念事業の実施［新規］ （平成15(2003)年度）
	福祉施策の推進 労働条件の改善をはじめ、福利厚生の充実やゆとりの創造に努めます。	・中小企業勤労者福祉共済事業の運営 ・中小企業勤労青少年対策事業の実施 スポーツ・レクリエーション行事 ・勤労者住宅融資資金の貸付け ・ゆとり創造事業（自由時間の創出とその活用）の推進 勤労者美術展の開催 ・労働条件の改善に向けての啓発 ・労働団体との意見交換

■高松勤労者総合福祉センター（高松テルサ）での講座風景

中小企業勤労者福祉共済事業の加入状況の推移

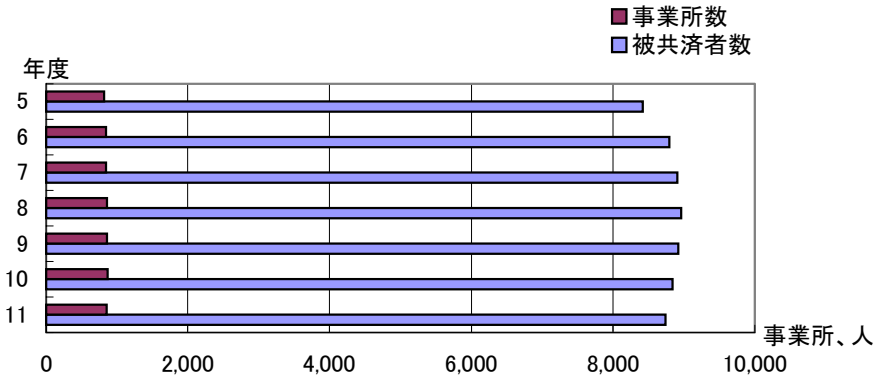

第５章　広域・交流拠点性の強化

【施策体系】

総合的な視点に立った都市交通網の形成	広域交流基盤の整備	広域幹線道路の整備促進
		広域輸送交通機関の整備促進
		高松港の交通拠点性の向上
		高松空港の機能強化
	幹線道路網の整備	都市計画道路の整備
	公共交通機関の強化	鉄道・バス等の機能充実・強化
	交通結節機能の強化	インターチェンジの整備促進
		駅前広場の整備
		駐車場・駐輪場の整備
	交通需要管理施策の推進	交通需要マネジメントの推進
環瀬戸内海圏の中核都市にふさわしい広域都心の形成	都心再生プロジェクトの推進	サンポート高松の整備推進
		都市再開発の推進
	都心居住の促進	生活空間の形成
計画的な市街地の形成	健全な市街地の整備	土地区画整理事業の推進
		新市街地の形成
	適正な土地利用の推進	都市計画制度等の的確な運用
情報通信社会に対応できる拠点機能の強化	情報通信機能・基盤の整備	情報通信網の整備
		情報交流拠点の整備
		高度情報処理産業と人材の育成
国際化への対応と都市交流の推進	国際交流の推進	交流活動の充実
		国際感覚の涵養（かんよう）
		国際化に対応したまちづくり
	国内交流の推進	交流活動の充実

【動向と課題】

■瀬戸大橋、明石海峡大橋の開通に続き、平成１１(1999)年５月１日に、「瀬戸内しまなみ海道（尾道―今治ルート）」が完成し、瀬戸内海に横8の字型の環状ルートが形成され、本格的な瀬戸内海三橋時代に突入しました。また、平成10(1998) 年3月に策定された、新しい全国総合開発計画(目標年次 2010 年～2015 年)では、従来の太平洋ベルト地帯に加え、本市に関連する「太平洋新国土軸」など、新たに4つの国土軸の形成が提唱されるとともに、地域連携軸構想が示されており、既に西日本中央連携軸が形成されつつあります。このような状況の中、業務管理・研究開発・情報受発信機能等、高次都市機能の拡充強化、さらには中心市街地の整備などを進めることにより、地域発展の拠点となることが、本市の担う大きな役割と考えられます。
一方、高速交通網や情報通信基盤の整備により、地域や行政の枠組みを越えた都市間の交流や国際交流がますます活発化するものと思われます。
このようなことから、高速交通網の整備など、総合的な視点に立った都市交通網の形成をはじめ、環瀬戸内海圏の中核都市にふさわしい広域都心や計画的な市街地の形成を図るとともに、情報通信社会に対応できる拠点機能を強化するほか、国際化への対応と都市交流を推進し、広域・交流拠点性を強化することが課題となっています。

■本市を取り巻く交通環境は大きく変化しており、順次、高速道路網の整備が進められるとともに、平成元(1989)年１２月にジェット機の就航できる空港として開港した高松空港も、路線網が拡大されるほか、高松港においては、サンポート高松の整備などにより港湾機能の高度化が進められています。
市民意識調査では、不便や不満を感じる施設として、鉄道、バス等の公共交通機関が１位、駐車場・駐輪場が２位となっています。また、平成９(1997)年の企業アンケート調査においても、公共交通機関の整備・充実、高速道路網や幹線道路網の整備、空港へのアクセス道路の早急な整備が上位に挙げられており、市民や企業がともに大きな問題と認識しています。
また、本市の都市構造は、国道などの主要道路が都心に集中する放射型構造であることなどから、都心部における慢性的な交通渋滞による都市活動への影響も生じています。
このようなことから、放射環状型都市構造への転換を図るため、陸・海・空の高速交通ネットワークを形成する広域交流基盤の整備をはじめ、幹線道路網の整備を進めるとともに、公共交通機関や主要交通駅における交通結節機能の強化を図るほか、自動車交通需要の抑制を図る交通需要管理施策を推進し、総合的な視点に立った都市交通網を形成することが重要な課題となっています。
■高速交通網の整備、都市化の進展などに伴い、地域経済や住民の生活行動は行政区域を越えて広域化しています。本市の都市圏人口をみると、平成７(1995)年の昼夜間人口比率は１１３%、通勤流入率１０%以上の市町の人口は約６１万人となっており、広域的な都市圏が形成されるとともに、今後一層の交流人口の増大が予想されます。このような交流圏、都市圏の拡大に対応し、環瀬戸内海圏の中核都市として発展するため、高松駅周辺の新しい都心の拠点づくりを進めるとともに、都心部における商業の活性化や都市交通における結節機能の強化、都市機能の更新などを推進しています。しかし、急速なモータリゼーションの進展による大規模小売店舗の郊外への進出や夜間人口の減少、居住者の高齢化などにより、中心市街地の空洞化等が進行し、生活利便性の高い都心地域での居住環境は悪化しています。

このようなことから、サンポート高松の整備や都市再開発の一層の推進など、都心再生プロジェクトを進めるとともに、快適な居住環境の整備等生活空間の形成を図るなど、都心居住を促進し、環瀬戸内海圏の中核都市にふさわしい広域都心を形成することが強く求められています。

■本市では、戦災復興土地区画整理事業をはじめとして、平成１１（1999）年までに約753.5haの土地区画整理事業を進めてきました。現在も、南部地域において全国有数規模の土地区画整理事業を推進しており、その中心地区には、商業施設などが集積し、新たな拠点が形成されています。また、既成市街地内において、農地や低・未利用地等が点在するなど、土地の高度利用の必要な地区が見受けられるとともに、市街化の進行している区域や市街化動向の強い区域においては、スプロール化が生じ、住環境の悪化が深刻となっています。今後、都市型生活にふさわしい質の高いまちを形成するためには、市民参加による地区の特性を生かしたまちづくりの実現が重要です。

このようなことから、市民参加を促しながら、土地区画整理事業等の活用により健全な市街地の整備を進めるとともに、適正な土地利用を推進し、計画的な市街地を形成することが課題となっています。

■インターネットの拡大や衛星放送の多チャンネル化、パーソナルコンピュータや携帯情報端末の普及など、情報通信技術は急速に発展しています。中でも、情報を双方向に送受信することが可能になるマルチメディア技術は、都市や市民が容易に情報受発信主体となることを可能にしており、その積極的活用が期待されています。

このようなことから、進歩する情報通信技術を高度に活用することにより、産業の振興や市民生活の利便性向上を図っていくため、情報通信機能や基盤の整備を進め、情報通信社会に対応できる拠点機能を強化することが求められています。

■国際化や交流圏域の拡大が急速に進展する中、本市ではこれまで、国外においては、姉妹都市のセント・ピーターズバーグ市(アメリカ合衆国)やトゥール市(フランス共和国)、友好都市の南昌市(中華人民共和国)との間で、留学生や研修生の相互派遣などの交流を進めてきました。また、諸外国に対する正しい理解や増加する在住外国人への配慮なども重要な視点となっています。

国内においては、姉妹城都市の彦根市、親善都市の水戸市、友好都市の秋田県矢島町、さらに、松江市等との間で、観光、物産、スポーツ、文化などの分野において交流を進めていますが、気候、風土、歴史、文化などが異なる都市との交流は、本市の活性化や発展にもつながることから、その拡大が期待されています。

このようなことから、今後とも、内なる国際化を図りながら、国際交流を進めるとともに、国内諸都市との交流を積極的に展開するなど、市民同士の幅広い交流を念頭に置いた、国際化への対応と都市交流の推進が重要です。

スプロール化：市街地が無計画に郊外に拡大し、虫食い状の無秩序な市街地を形成すること。
マルチメディア技術：文字や画像、動画、音などの様々な素材をコンピュータなどの電子機器を使い、統一的に扱う技術。

【この章における代表的な政策目標】

政　策　目　標 （政策目標項目）	政策目標の達成度合いを測るための目標水準	
	現　　状 （平成 11 年度以外は表記）	目 標（望ましい水準値） （平成 17 年度以外は表記）
広域交流基盤の整備		
・ 高速道路の供用延長の拡大	5%（計画延長に対する供用済み延長の割合）	１００%
・ 都市計画道路の整備延長の拡大	69.2%（都市計画決定延長に対する整備済み延長の割合、平成 11 年 4 月 1 日現在）	８４．８%
・ 昼間流入人口の拡大	昼夜間人口比率 113.0%（平成 7 年国勢調査）	拡大させる
都心居住の促進		
・ 市街化区域における土地区画整理事業施行面積	15.1%（市街化区域面積に占める施行済み面積）	２３．２%
・ 市街地再開発施行済み箇所	―	３か所
・ 中央地域の人口密度	約 66 人／ha（中央地域の市街化区域面積に占める中央地域の市街化区域内人口）	減少させない
適正な土地利用		
・ 地区計画の指定	2 か所	２倍
情報通信網の整備		
・ キャブ（ミニ共同溝）整備の拡大	延長 18.35 ㎞ （国道　6.18 ㎞） （県道　6.79 ㎞） （市道　5.38 ㎞）	２４．５㎞ ７．５㎞ ８㎞ ９㎞
・ ＣＡＴＶの普及	世帯カバー率　87.8%（総世帯数に占めるエリア内世帯数の割合）（平成 11 年 4 月 1 日現在） 加入率　18.8%（総世帯数に占める加入世帯数の割合）（平成 11 年 4 月 1 日現在）	９４% ３３%

※目標項目全般に関し、今後、導入・対応を予定している事務事業評価システムおよびＩＳＯ１４００１の認証取得その他個別計画の策定において目標水準を設定する事項については、当該目標設定を優先するものとし、それらに基づき適切な進行管理を行います。

Ⅰ　総合的な視点に立った都市交通網の形成

【基本方針】

■本市の中枢管理機能の強化、産業の発展、活性化などを図るため、四国横断自動車道、地域高規格道路などの広域幹線道路や広域輸送交通機関の整備促進を図るとともに、高松港の交通拠点性の向上や高松空港の機能強化に努めることにより、広域交流基盤の整備を進めます。

■都心地域への流出入交通の円滑化や通過交通の適切な誘導を図るとともに、市街地外周部における拠点開発の促進や都市活動の活力の向上に資するため、体系的な幹線道路網の整備を図ります。

■交通需要増大への対応や利用者の利便性向上のため、鉄道の機能強化や高齢者など交通弱者の足を確保するバスの輸送機能の充実を図るなど、公共交通機関の強化に努めます。

■サンポート高松や琴電瓦町駅などにおける鉄道・バス等の有機的な連携強化、利便性の向上を図るため、四国横断自動車道の各インターチェンジの整備を促進するとともに、駅前広場や駐車場・駐輪場の整備を推進することにより、交通結節機能の強化に努めます。

■市街地中心部の交通渋滞を緩和し、安心で快適に移動できる、人にやさしい交通環境を形成するため、都心部に集中する自動車交通の抑制やピーク時交通量の平準化を図る交通需要管理施策を推進します。

１　広域交流基盤の整備

広域幹線道路の整備促進	**高規格幹線道路の整備促進** 交流人口の増加による地域の活性化のため、高速交通ネットワークの形成を図ります。	★四国横断自動車道の整備促進 ・国道１１号高松東道路（自動車専用道路区間）の整備促進
	地域高規格道路の整備促進 四国横断自動車道と空港等の拠点との連絡強化を図る地域高規格道路の整備促進を図ります。	★高松空港連絡道路・高松環状道路の整備促進
	国道・主要地方道等の整備促進 都市間を結ぶ広域的な主要幹線道路の整備を促進します。	★国道１１号高松東道路の整備促進 ・県道高松長尾大内線バイパスの整備促進 ・国道１９３号の整備促進
広域輸送交通機関の整備促進	**都市間交通の充実** 新幹線・フリーゲージトレイン導入の促進や高速道路等を利用する長距離バス路線網の整備促進など、都市間交通の充実を図ります。	・新幹線・フリーゲージトレイン（軌間可変電車）導入の促進 ・高速鉄道調査の促進 ・長距離バス路線網の整備促進 ・長距離フェリー航路の確保

地域高規格道路：高速道路などの高規格幹線道路網と連携して、「地域集積圏」の形成、集積圏相互の交流の促進、交通拠点等との連結を図る道路。その機能・役割から、沿道や交通の状況に応じて、４車線以上60～80km／時間の速度サービスを提供できる質の高い道路。

高松港の交通拠点性の向上	**港湾施設・機能の整備** 国際化、情報化、船舶大型化に対応した港湾施設の整備や利用促進を図ります。	★高松港（玉藻地区）港湾改修の促進 ・ポートセールスの推進 大型旅客船等の寄港促進、サンポート高松開港記念事業の開催[新規] **[市制施行１１１周年記念]** ・高松港開港100年記念事業の開催[新規] **[市制施行１１０周年記念]**
高松空港の機能強化	**高松空港の機能充実** 空港へのアクセスの向上や税関、検疫機能の拡充など、高松空港機能の充実を図ります。	・高松空港機能の充実促進
	航空路線網等の拡大促進 国内新規路線の開設や国際定期路線、チャーター便の就航を促進します。	・国内・国際路線網の整備拡充 香港などの定期路線の開拓 ・新規路線の開設促進 ・既存路線の利用促進

■四国の高速道路計画

■高松空港の路線網

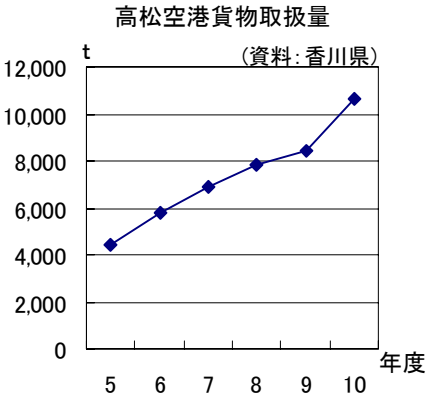

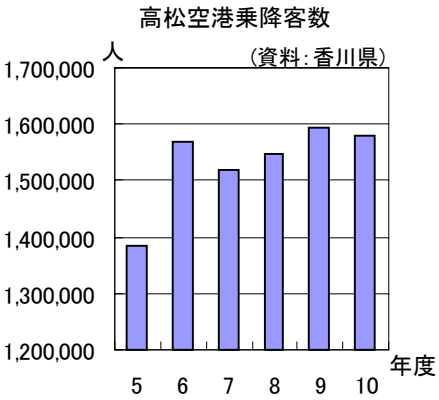

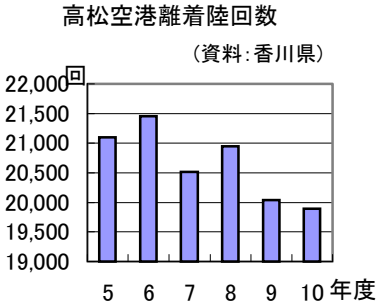

主要事業	目　　的	内　　容	実施主体
四国横断自動車道の整備促進	広域的な連携軸の形成による交流人口の増大と地域の活性化	延長13.3㎞（市内区間） 延長36㎞（津田～鳴門） 特別用地対策事業（市道整備、河川改修、小規模都市下水路整備、土地改良事業補助、自治会集会所建設補助、児童遊園施設整備補助、代替地取得資金利子補給） 四国横断自動車道対策協議会活動に対する助成	日本道路公団、県、市
国道１１号高松東道路（一般道路区間）の整備促進	東部地域の交通渋滞緩和と地域の発展	○一般道路区間 延長11.9㎞（檀紙町～前田東町） 一般国道バイパス区間 延長8㎞全線供用（暫定） ※高松東道路 延長28.4㎞（檀紙町～大川郡津田町） ○自動車専用道路区間 延長16.5㎞（木田郡三木町～大川郡津田町） 延長13.3㎞開通	国

■フリーゲージ・トレイン

■地域高規格道路立体交差部イメージパース

主要事業	目　　的	内　　容	実施主体
高松空港連絡道路・高松環状道路の整備促進	四国横断自動車道高松西インターチェンジと高松空港の連結強化による空港へのアクセス時間の短縮、空港利用圏域の拡大、既存道路の交通渋滞の緩和	○計画路線（平成６(1994)年12月16日指定） 高松空港連絡道路延長6㎞、高松環状道路延長40㎞ ○調査区間（平成７(1995)年8月23日指定） 高松空港連絡道路延長5㎞、高松環状道路延長4㎞ ○整備区間（平成10(1998)年12月18日指定） 高松環状道路延長3㎞、幅員38.5m（一般部）、幅員42.0m（交差部） ※計画路線：地域高規格道路として、整備を進めていく区間 ※調査区間：ルート選定、整備手法、都市計画等の調査を進める区間 ※整備区間：事業着手に向け、環境影響評価手続き、都市計画決定手続き、実施設計、地元協議等を進める区間	県
高松港（玉藻地区）港湾改修の促進	総合的な港湾機能の強化と高度化に資する快適な港湾空間の創造	高松港（玉藻地区）の港湾改修 （国直轄） 人工海浜等 （県施行） 浮桟橋、臨港道路、物揚場 高松港（玉藻地区）の港湾環境整備 （県施行） 緑地	国、県

２　幹線道路網の整備

都市計画道路の整備	**環状線の形成** 本市道路網の骨格的基盤を形成する、主要幹線道路の整備を促進するとともに、都心部における都市交通の円滑化と土地利用の高度化・商店街の活性化などを支援するため、都心環状線の整備を進めます。	★市街地形成外環状線の整備促進 ・都心環状線の形成 (都)浜ノ町栗林公園線の整備促進 幅員25～28m、延長820m （サンポート高松地区内） (都)東浜港花の宮線の整備など 幅員16m、延長430m
	都市内幹線道路の整備 円滑な都市活動の確保のため、都市内幹線道路の整備を進めます。	★主要な都市内幹線道路の整備
	交差点の立体化等の推進 交通渋滞を緩和するため、主要な交差点の立体化などを進めます。	・国道１１号上天神交差点の立体化の促進

【主要事業】

主要事業	目　　的	内　　容	実施主体
市街地形成外環状線の整備促進	本市道路網の骨格的基盤の形成と都市交通の円滑化	主要幹線道路（６つの都市計画道路）の整備促進 (都)高松海岸線の整備 幅員30～32m、延長650m (都)屋島東山崎線の整備促進 幅員25m、延長3,600m (都)成合六条線の整備促進 幅員25m、延長3,900m ※錦町国分寺綾南線、出作中間線、郷東岡本線のうち、「市街地形成外環状線」を形成する区間は、整備済み ※(都)：都市計画道路	県、市

環状線：都市の一部または全部を囲む形で、都心に用のない交通を迂回させたり、都心部へのアクセス（接近）を効率化させることを目的とする道路。

主要事業	目　　的	内　　容	実施主体
主要な都市内幹線道路の整備	市街地の進展に対応した円滑な交通と快適な道路環境の確保	(都)福岡三谷線 用地購入、建物移転、街路築造 幅員22m、延長2,700m (都)木太鬼無線 用地購入、建物移転、街路築造 幅員16～22m、延長2,900m (都)朝日町仏生山線 用地購入、建物移転、街路築造 幅員22m、延長1,000m	市

３　公共交通機関の強化

鉄道・バス等の機能充実・強化	**鉄道の機能強化** 鉄道の複線･電化など、近代化を促進するとともに、踏切での交通渋滞を解消し、事故を防止するため、主要道路と鉄道の立体化を推進します。	★高松琴平電鉄連続立体交差事業の推進 ★国道１１号高松東道路関連整備事業の促進 ・ＪＲ宇野線茶屋町･岡山間の複線化の促進 ・ＪＲ高徳線の複線電化の促進
	バス輸送機能の充実 高齢化、環境問題への対応の観点から、バス利用を促進する環境整備を図ります。	★コミュニティ・バスの導入［新規］ ・バス停の近代化（バス停屋根・待合所の設置など） ・車輌の更新（低床式バスなど） ・バス路線網の再検討 ・生活バス路線の補助 ・中心市街地活性化基本計画のショッピングバスモデル事業の支援（参照135P）
	航路の充実 離島における生活物資の輸送や日常生活の足を確保するため、離島航路の充実に努めます。	・離島航路運行維持費の助成 男木－高松航路

■市内循環ノンステップバスの社会実験

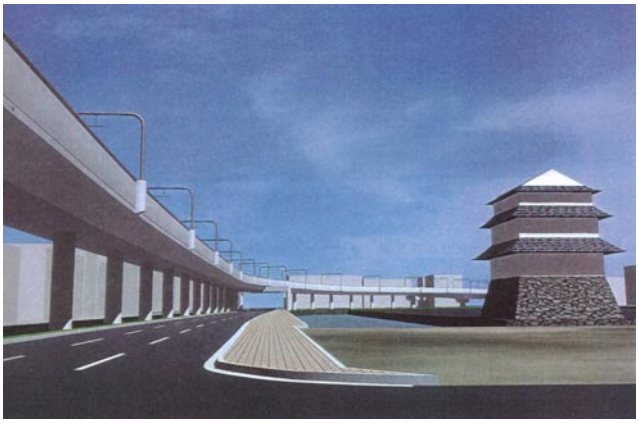

■高松琴平電鉄連続立体交差事業（玉藻公園付近）イメージパース

【主要事業】

主要事業	目　　的	内　　容	実施主体
高松琴平電鉄連続立体交差事業の推進	都市交通の円滑化と安全性の確保、市街地の分断の解消	高松琴平電鉄連続立体交差事業の促進 琴平線 延長2.86㎞ 長尾線 延長0.97㎞ 連続立体交差事業県施行負担金 （測量、用地、補償、仮線工事、工事等） 高架下利用の検討 高松琴平電鉄連続立体交差関連事業の推進 (都)高松駅南線（幅員20m、延長90m） (都)藤塚側道1、2号線（幅員6m、延長400 m、390m） (都)中野町御坊川線（幅員15m、延長250m） （用地、補償等）	県、市
国道１１号高松東道路関連整備事業の促進	琴電琴平線と高松東道路、琴電長尾線と高松東道路・高松長尾大内線バイパスとの交差部における交通渋滞の防止や住民の利便性の向上	琴電琴平線 ○鉄道高架事業 負担金 （事業主体：建設省） 延長950m ○側道（市道太田下町21号線）整備 用地購入、道路改良工事 （事業主体：市） 幅員6m、延長730m 琴電長尾線 ○鉄道高架事業 （事業主体：建設省・県） 延長1,440m ○側道（市道東山崎51号線）整備 用地購入、道路改良工事 （事業主体：市） 幅員5～12m、延長1,060m	国、県、市

主要事業	目　　的	内　　容	実施主体
コミュニティ・バスの導入［新規］	市街地における公共施設等へのアクセスや高齢者･障害者など交通弱者の移動手段の確保	中心市街地活性化基本計画のショッピングバスモデル事業とリンクしたコミュニティ・バス導入についての総合的な都市交通対策の視点からの検討 （ルート） 高松駅や瓦町駅を中心に公共施設、病院等を結ぶ循環コース （コミュニティ・バス） 路線バスとタクシーの間を埋める公共交通機関で、交通不便地域や高齢者・障害者対応を前提としたバスのこと。特徴は、行政が財源を補助したり、みずから計画することが多く、バス停間隔が通常より短く、歩行困難を伴う人にも乗りやすくなっている。	市

4　交通結節機能の強化

インターチェンジの整備促進	**四国横断自動車道インターチェンジの整備促進** 交通結節機能を強化するため、四国横断自動車道インターチェンジの整備を促進します。	・高松西・高松中央・高松東インターチェンジ（仮称）の整備促進 ・交通情報提供機能の充実促進
駅前広場の整備	**駅前広場の充実** サンポート高松に位置する高松駅前広場の整備を促進するとともに、瓦町駅東西地区の有機的な連携を図るため、東地区駅前広場の整備などを推進します。	★高松駅前広場の整備推進 ★瓦町駅東地区駅前広場の整備推進 ・栗林駅周辺の整備検討（再掲168P） ・三条駅周辺の整備検討（再掲168P）
駐車場・駐輪場の整備	**駐車場・駐輪場の充実** 駅周辺などにおける駐輪場の整備や都心部における駐車場の整備を進めるとともに、駐車場整備地区内における民間駐車場の整備を促進し、駐車場・駐輪場の充実を図ります。	★高松駅前広場地下駐車場・駐輪場の整備 ・民間駐車場の整備促進 ・大規模建築物に附置する駐車場整備 ・荷さばき駐車施設の整備 ・民間駐輪場の整備促進 民間・民営自転車等駐車場の整備に対する助成（再掲62P）

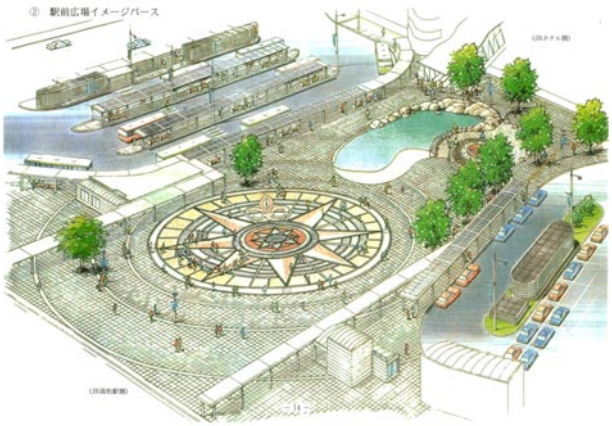

■高松駅前広場イメージパース

■四国横断自動車道高松中央インターチェンジ（仮称）イメージパース

【主要事業】

主要事業	目　　的	内　　容	実施主体
高松駅前広場の整備推進	高松駅の交通結節機能の強化	○高松駅前広場 整備工事 面積14,000㎡ （施設の概要） バスターミナル 約3，000㎡ （乗降場：12バース、降車専用場：3バース） タクシープール 約2，200㎡ （乗車場：3バース、降車場：2バース、プール：約80台） 一般車輌乗降場 約700㎡ （乗降場：4バース、プール：18台）	県、市
瓦町駅東地区駅前広場の整備推進	瓦町駅の交通結節機能の強化	○瓦町駅東地区駅前広場の整備 用地取得、建物補償 面積3,900㎡ 東地区の再開発（参照170P）	市
高松駅前広場地下駐車場･駐輪場の整備	サンポート高松の再開発に伴う駐車･駐輪需要への対応	○駐車場の概要 面積約19,600㎡ 収容台数 約390台 構造 自走式地下２層 ○駐輪場の概要 面積約6,600㎡ 収容台数 約2,300台 構造 平面スライドラック地下１層	市

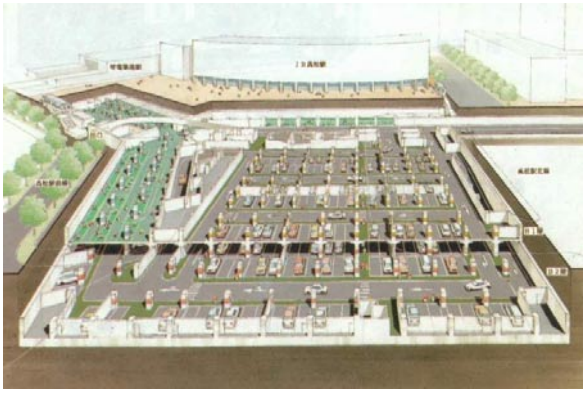

■高松駅前広場地下駐車場・駐輪場イメージパース

5　交通需要管理施策の推進

交通需要マネジメントの推進	**総合都市交通計画の推進** バイパス整備など道路容量を拡大するとともに、交通需要の抑制ならびにモーダルシフト施策を推進します。	★総合都市交通計画の策定［新規］ ・総合都市交通計画に基づく各種施策の推進
	交通需要の分散・抑制化 都心部に集中する自動車交通需要の抑制を図るとともに、ピーク時間帯の交通需要の分散化を進め、交通混雑を緩和します。	★時差出勤・フレックスタイム制の導入検討［新規］ ・相乗り（カープール、バンプール）の検討 ・ノーマイカーの検討 ・自転車利用の促進（再掲62P）
	適切な交通手段への誘導 公共交通（バス・鉄道）の利用促進による適切な手段への誘導を図ります。	★パーク・アンド・ライド方式、サイクル・アンド・ライド方式の導入検討［新規］ ・バス専用・優先レーンの導入充実 特定の時間帯や終日にわたって、一部車線をバス専用・優先とするレーンの導入検討 ・コミュニティ・バスの導入（再掲159P） ・バス停の近代化（バス停屋根・待合所の設置など）　（再掲159P） ・車輌の更新（低床式バスなど）（再掲159P） ・バス路線網の再検討（再掲159P） ・生活バス路線の補助（再掲159P）
	既存道路の有効利用 交通管制システムの高度化や駐車場案内システムなどの活用による円滑な道路交通を確保します。	・駐車場案内システムの活用 ・新交通管理システム（ＵＴＭＳ）の整備促進［新規］ ・違法駐車防止対策の推進（再掲61P） ・荷さばき・客待ち駐車対策の推進（再掲61P）

モーダルシフト施策：複数の交通機関の連携による交通施策を推進し、利便性を向上することにより、都市全体の交通を円滑にする手法。
カープール、バンプール：相乗りの形態で、乗用車による相乗りをカープール、バンによる相乗り（相乗りの人数が多い場合）をバンプールという。
駐車場案内システム：交通渋滞の解消と利便性の向上を図るため、駐車場の入出庫状況を自動的に把握し、道路上の表示板に掲示することにより、車で訪れる人を駐車場まで案内誘導するシステム。
新交通管理システム（UTMS）：安全・快適で環境にやさしい交通社会の実現に向け、交通情報提供システム、公共車両優先システム、車両運行管理システムなど、総合交通管理を目指した警察庁のプロジェクト。（Universal Traffic Manegment System）

【主要事業】

主要事業	目　　的	内　　容	実施主体
総合都市交通計画の策定［新規］	公共交通機関のあり方や交通施設整備、交通需要管理も含めた都市交通に関する総合的な計画の策定	（概要） ・交通施設整備 都市計画道路整備プログラムに基づく幹線道路の効果的・効率的な整備 既存道路の有効利用など ・公共交通機関の活性化 バス・鉄道 走行環境の改善、輸送施設の改善、利便性の向上、利用形態の改善など ・交通需要管理対策 輸送効率の向上 交通需要の時間的平準化など	市
時差出勤･フレックスタイム制の導入検討［新規］	ピーク時交通量の平準化による都市交通の円滑化	・総合都市交通計画に基づく施策の推進 ・高松市交通需要マネジメント施策調査の実施 通勤・通学などピーク時の交通量の分散化による道路交通の円滑化を図る施策の検討 （フレックスタイム制） 勤務時間を自主的に決定できる制度。種々の形態があるが、一定時間帯を核時間（コアタイム）として含め、出退勤を自由とするのが一般的。	国、県、市、民間など

主要事業	目　　的	内　　容	実施主体
パーク･アンド･ライド方式、サイクル･アンド･ライド方式の導入検討［新規］	都心部への流入自家用車の削減、電車の利用促進による公共交通機関の利用拡大	・総合都市交通計画に基づく施策の推進 ・高松市交通需要マネジメント施策調査の実施 郊外部の駅に駐車場・駐輪場を設置、自家用車から電車に乗り換え都心に誘導するシステムの検討 （パーク・アンド・ライド） 通勤マイカーなど郊外の駅周辺の駐車場に駐車（パーク）し、そこから電車（ライド）を利用する方法。公共交通機関の利用を促進し、都心部の渋滞緩和と排気ガスによる大気汚染の防止などに役立てようとするもの。 （サイクル・アンド・ライド） 駅まで自転車を利用して、鉄道に乗りかえる方法。	市、民間

Ⅱ　環瀬戸内海圏の中核都市にふさわしい広域都心の形成

【基本方針】

■国際化、情報化に対応した都市拠点づくりや海陸交通ターミナル機能の強化などのため、サンポート高松の整備を推進するとともに、都心部の機能更新や魅力ある商業空間を創造するため、中心市街地や主要駅周辺の都市再開発を進めるなど､都心再生プロジェクトを推進します。

■生活利便性の高い都心部において、若者から高齢者までが安心して快適に暮らすことができる優良住宅の供給や都市型住宅の整備を促進するなど、快適な生活空間の形成を図り、都心居住を促進します。

１　都心再生プロジェクトの推進

サンポート高松の整備推進	**サンポート高松の整備推進** 国際化・情報化に対応した新しい都心の核づくりや海陸交通ターミナル機能の強化など、高次都市機能を持った瀬戸の都のシンボルゾーンの形成を図ります。	★サンポート高松(高松港頭地区)の整備推進 ・高松琴平電鉄連続立体交差事業の推進（再掲159P） ・玉藻公園(高松城外)の整備(参照43P)
都市再開発の推進	**片原町駅周辺地区再開発の促進** 中心市街地にふさわしい土地の高度利用、商業の活性化と居住環境の改善を図るため、再開発を促進します。	★片原町駅西第3街区の再開発促進 ・片原町駅北街区の再開発促進 面積1.14ha 再開発事業のＰＲ活動 ・片原町駅東街区の再開発促進 面積1.55ha 再開発事業のＰＲ活動
	瓦町駅周辺地区再開発の促進 瓦町駅東地区の整備を推進するとともに、瓦町駅西側の常磐町商店街を中心とした街区において、再開発の啓発を行うなど、瓦町駅周辺地区の再開発を促進します。	★瓦町駅東地区の再開発促進 ・瓦町駅西地区の再開発促進 面積2.66ha 地元説明会、ＰＲ活動
	高松丸亀町商店街再開発の促進 丸亀町商店街において、魅力ある商業空間を創造するとともに、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ります。	・高松丸亀町商店街Ａ街区・Ｇ街区の再開発促進（再掲132P） ・高松丸亀町商店街Ｄ街区の再開発促進（再掲132P）

都市型住宅：土地の高度利用を図り、多様な居住者に対応し、様々な施設を複合化した住宅。再開発ビルにおける中高層階の住宅など。

（都市再開発の推進）	**中心市街地隣接駅の周辺整備推進** 　中心市街地に隣接する栗林駅、三条駅の周辺について、交通ターミナルとしての整備を検討します。	・栗林駅周辺の整備検討［新規］ ・三条駅周辺の整備検討［新規］ 　太田第２土地区画整理地区からのアクセス機能を有する駅前広場整備の検討

■サンポート高松全体イメージパース

■片原町駅西第３街区再開発ビルイメージパース

【主要事業】

主要事業	目　　的	内　　容	実施主体
サンポート高松(高松港頭地区)の整備推進	環瀬戸内海圏の新しい拠点づくりや四国の玄関口瀬戸の都にふさわしいシンボルゾーンの形成、海陸交通のターミナル機能の強化など、高次都市機能の強化	（導入機能） 高度な都市機能、業務機能、コンベンション機能 総合整備計画区域 面積42ha ○土地区画整理事業の整備促進 計画人口 約300人 減歩率 40.04% 面積27.8ha 事業費 470億円 事業期間 平成6(1994)年度～平成14(2002)年度 ○街並み・まちづくり事業の推進など 面積35.0ha （施設概要） ・多目的広場面積8,000㎡ 石張舗装、水景、植栽 ・公開空地面積1,545㎡ 舗装のグレードアップに対する支援 ・案内誘導サイン ・景観形成施設 駅前広場等（海水池、屋外彫刻）、バスシェルター	国、県、市、ＪＲ四国

■シンボルタワー（高度情報交流センター）イメージパース

減歩：土地区画整理事業において、基盤整備による生活環境の向上の見返りに、道路・公園等の公共用地として、土地所有者等から土地の一部を提供してもらうこと。公共減歩と保留地減歩がある。

主要事業	目　　的	内　　容	実施主体
（サンポート高松（高松港頭地区）の整備推進）		・人工地盤 ・高度情報交流センター ○主要施設 新高松駅 ＪＲホテル 港湾旅客ターミナルビル 国の合同庁舎 シンボルタワー（高度情報交流センター） ○港湾基盤施設・埠頭の整備促進 港湾緑地 人工海浜 臨港道路 港湾バース 2万トンバース、5千トンバース、3千トンバース、浮桟橋（2基） ○北街区（A1、A2街区）の暫定利用等の検討	
片原町駅西第３街区の再開発促進	琴電の連続立体交差事業と整合のとれた中心市街地にふさわしい交通機能や都市居住環境の整備、商業エリアの形成	面積0.39ha 施設整備期間 平成11(1999)年度～平成13(2001)年度 （施設の概要） 片原町駅西第３街区市街地再開発ビル（仮称） 規模　地上13階・塔屋1階 延床面積　約16,500㎡ 敷地面積　約2,800㎡ 施設内容　1階 店舗等 2～4階　生涯学習中核施設（市整備） 3・4階　業務施設 5～13階　住宅（94戸）	片原町駅西第３街区市街地再開発組合
瓦町駅東地区の再開発促進	瓦町駅を中心とした交通ターミナル機能の強化	面積2.30ha ・地元説明会、ＰＲ活動 ・都市基盤整備の推進 (都)瓦町松島線 用地取得、建物補償等 幅員25m 、延長130m ・駅前広場の整備（参照163P）	市

２　都心居住の促進

生活空間の形成	**都心居住の支援** 民間活力による住宅の供給を進めるなど、都心居住を支援します。	★特定優良賃貸住宅の供給促進 ・優良建築物等の整備促進 補助要綱の制定、ＰＲ活動 ・市街地再開発事業の推進
	都市型住宅の形成 地区計画などの活用による都市型住宅の形成に努めます。	・商業複合型住宅の建設促進 ・用途別容積型地区計画の活用 ・総合設計制度の活用促進
	快適な居住環境の整備 市街地景観の向上と住区基幹公園などの整備を推進します。	・道路空間の景観整備（参照47P） ・街区公園の整備推進 （参照43P） ・ちびっこ広場・ポケットパークの整備（再掲43P） ・生涯学習中核施設の整備（再掲113P）

【主要事業】

主要事業	目　的	内　容	実施主体
特定優良賃貸住宅の供給促進	中堅所得者層に対する優良賃貸住宅の供給	建設費、家賃の一部を助成 （特定優良賃貸住宅） 民間により、中堅所得者層を対象に建てられる居住環境が良好な賃貸住宅。（供給計画の認定を受けると建設費の一部に対する助成等がある。）	民間、市

用途別容積型地区計画：住居地域、商業地域等で、住宅供給を促進するため、地区計画に敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限等が定められた地区に対し、住宅に係る容積率を、基本となる用途地域の容積率の１．５倍以内まで割り増しできる制度。

総合設計制度：敷地内に公開空地を確保した良好な建築計画に対して、容積率の割り増し、斜線制限等の緩和を行い、市街地環境の整備改善を図る建築基準法上の制度。

III　計画的な市街地の形成

【基本方針】
■南部地域の新たな拠点となる太田第２土地区画整理事業を推進するとともに、新たな土地区画整理事業等による新市街地の形成を図ることにより、健全な市街地の整備を進めます。
■良好な生活環境や景観を創出するため、地区レベルのきめ細かなまちづくりを促しながら、計画的な土地利用の誘導を図るなど、都市計画制度等の的確な運用により、適正な土地利用を進めます。

１　健全な市街地の整備

土地区画整理事業の推進	**太田第２土地区画整理事業の推進** 良好な市街地の形成に向け、南部地域の新たな拠点づくりを行うため、土地区画整理事業を推進します。	★太田第２土地区画整理事業の推進 ・都心との交通利便性の向上 路線バスの導入検討 ・太田第２地区公共施設の整備推進
新市街地の形成	**地域特性を生かした新市街地の形成** 民間施行などによる土地区画整理事業等を促進します。	・土地区画整理事業（組合施行）の啓発 香川インテリジェントパーク周辺、四国横断自動車道インターチェンジ周辺など ・組合施行土地区画整理事業支援方策の検討

■太田第２土地区画整理事業（平成１１(1999)年８月空中撮影）

■太田第２土地区画整理事業（レインボーロード）

【主要事業】

主要事業	目　　的	内　　容	実施主体
太田第２土地区画整理事業の推進	「潤いと活力に満ちたまち」をテーマに良好な市街地の形成による南部地域の新たな拠点づくり	○土地区画整理事業 面積 約360.3ha 施行期間 昭和61(1986)年度～平成15(2003)年度 総事業費 635億円 計画人口 27,000人 減歩率 21.29% 主な公共施設 都市計画道路 15路線 延長 18,370m シンボルロード (愛称：レインボーロード) 幅員39m、延長650m、幅員(歩道)11m 区画道路等 延長74,596m 公園・緑地　25か所 河川・水路　5,219m	市

2　適正な土地利用の推進

都市計画制度等の的確な運用	**市街化区域・市街化調整区域の区域区分、地域地区などの弾力的な運用** 市街化区域・市街化調整区域の区域区分、用途地域など地域地区制度の弾力的な運用に努めます。	★都市計画マスタープランに基づく対応 ・線引き、用途地域などの見直し 都市計画基礎調査の実施
	地区計画などによる良好なまちづくり 質の高いまちづくりを行うため、地区の特性を生かした、住民参加による地域主体のまちづくりを推進します。	★地区計画制度の積極的な活用促進 ・建築協定の活用
	適切な建築指導、開発指導 民間の宅地開発の適切な誘導による適正な土地利用を促進するとともに、民間活力の活用などによる住宅の供給や優良田園住宅建設促進法に基づく郊外型住宅地の形成を促進します。	★優良田園住宅の建設促進［新規］ ・建築指導、開発指導 ・緑地協定の活用 ・市街化調整区域内の地区計画制度の活用 ・特定優良賃貸住宅の供給促進（再掲171P）

【主要事業】

主要事業	目　的	内　容	実施主体
都市計画マスタープランに基づく対応	まちづくりの指針としての個別の都市計画相互間調整	平成9(1997)年12月に策定した都市計画マスタープランに基づく道路・公園などの都市施設や用途地域、地区計画などの都市計画決定 （都市計画マスタープラン） 地域の実情に即した将来像や都市整備の方針を示した今後のまちづくりの基本構想	市

線引き：都市計画法に基づく市街化区域・市街化調整区域の区域区分のことで、都道府県知事が都市計画として定める制度。

主要事業	目　　的	内　　容	実施主体
地区計画制度の積極的な活用促進	地域主体の質の高いまちづくりの促進	土地区画整理事業や用途地域の緩和を行う地区などにおける地区計画の策定 　地区計画制度の啓発 　　パンフレットの作成 　地区計画導入候補地区の選定等 （地区計画） 公園などの配置や建築物のつくり方、景観形成など、住民の意向をもとに市町村が都市計画として定める制度。	市、民間
優良田園住宅の建設促進［新規］	優良な郊外型住宅地の形成促進	優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針の策定 　建設の促進に関する基本的な方向や建設が適当と認められるおよその区域の選定等 （優良田園住宅） 農山村地域、都市の近郊その他の良好な自然的環境を形成している地域に所在する一戸建ての住宅で、敷地面積300㎡以上、建ぺい率30%以下、容積率50%以下、３階建て以下の基準を満たすもの。	市、民間

Ⅳ　情報通信社会に対応できる拠点機能の強化

【基本方針】

■高度情報通信社会の根幹となる情報通信網の整備をはじめ、多様な情報を集積し幅広い交流を可能にする情報交流拠点の整備、これらを支える情報処理産業と人材の育成により、情報通信機能・基盤の整備を進めます。

1　情報通信機能・基盤の整備

情報通信網の整備	**多様な情報通信網の整備** 既存の社会資本の活用も含め、多様で高性能な情報通信網の整備を進めます。	・ＣＡＴＶ網のエリア拡大促進 ・地域衛星通信ネットワークの活用 ・キャブ(電線類をまとめて収容する歩道地下の共同溝)の活用促進 ・防災行政無線の活用（再掲55P）
情報交流拠点の整備	**複合的情報交流拠点の整備** 産・学・官の交流を含め、情報受発信と知識普及啓発の拠点整備を進めます。	★高度情報交流センター(サンポート高松)における情報発信交流機能の整備 ・香川インテリジェントパークにおける(株)香川産業頭脳化センター等の機能活用による交流促進
高度情報処理産業と人材の育成	**高度情報処理産業の立地、育成** (財)香川県産業技術振興財団などとの連携により、情報通信機能・基盤を支える高度情報処理産業の立地促進と育成に努めます。	・高度情報処理産業の立地促進と育成 起業化支援 研修会の開催 県新規産業創出支援センター「ネクスト香川」の活用促進など ・先端技術工場等の立地促進（再掲133P）
	人材の育成 (株)香川産業頭脳化センターや(財)香川情報化推進機構などとの連携により、高度情報通信社会に対応した人材の育成に努めます。	・情報通信を担う人材の育成 人材養成セミナーの開催 研修会・講演会の開催など

CATV：光ファイバーケーブルなどを利用した特定地域対象の有線放送テレビ。自主制作を含む様々な番組を多チャンネルで放送する。ケーブルの有する大容量と双方向機能を活用し、放送と通信サービスを総合的に提供するメディアとして期待されている。（Cable Television）

【主要事業】

主要事業	目　　的	内　　容	実施主体
高度情報交流センター(サンポート高松)における情報発信交流機能の整備	環瀬戸内交流圏における情報交流拠点づくりと情報の交流推進	施設内容 情報発信交流機能 情報通信科学館、かがわ情報プラザ、国際・観光情報センター、リサーチアンドビジネスセンター、高松広域交流センターなど ※参考 文化・コンベンション機能 新市民会館、国際会議場など	県、市、高松地区広域市町村圏振興事務組合

Ⅴ　国際化への対応と都市交流の推進

【基本方針】
■国外における姉妹・友好都市などとの交流活動を充実するとともに、市民の豊かな国際感覚の涵養を図るほか、外国人が訪れやすく住みやすい、国際化に対応したまちづくりを進めることにより、国際交流を推進します。
■国内における姉妹城・親善都市などとの交流活動を充実するとともに、新たな都市との交流に努め、国内交流を推進します。

■姉妹都市招聘英語教師の授業風景（高松一高）

1　国際交流の推進

交流活動の充実	**都市交流の推進** 姉妹・友好都市との友好・親善活動を推進します。	・セント・ピーターズバーグ市との交流の推進 ★姉妹都市提携40周年記念事業［新規］ **［市制施行１１１周年記念］** 留学生の派遣、英語教師の招聘、高校生受入れ等 ・トゥール市との交流の推進 高校生、大学生の受入れ等市民レベルの交流 ・南昌市との交流の推進 ★友好都市提携10周年記念事業の実施［新規］ **［市制施行１１０周年記念］** 研修生の受入れ、留学生の派遣、代表団の受入れ等 高松・南昌友好会館の活用 竣工　平成8(1996)年 友好都市提携5周年記念事業として両市共同で建設 場所　南昌市 施設概要　地上4階地下1階 宿泊施設、常設展示室、図書室、研修室等 ・新たな都市交流の検討

（交流活動の充実）	**市民交流の促進** 市民や民間団体を中心とするスポーツ・文化交流など、多様な交流活動を促進します。	・(財)高松市国際交流協会を中心とした民間国際交流団体の活動に対する支援 ・国際交流ボランティア活動の推進 ・ホームステイ、ホームビジットの促進
国際感覚の涵養（かんよう）	**学習機会の充実** 国際感覚豊かな人材を育成するため、外国語や外国文化の学習機会の充実に努めます。	・小学校への外国語指導助手（ＡＬＴ）の配置 ・小・中学校での国際理解教育の推進 ・外国語講座・教室の開催
国際化に対応したまちづくり	**国際交流拠点性の充実** 様々な交流の機会や情報を提供する国際交流拠点性の充実に努めます。	・アイパル香川(香川国際交流会館)の活用 ・国際交流フェア等イベントの実施 ・ポートセールスの推進（再掲154P） ・国際航空路線網の整備拡充（再掲154P） ・国際会議場の整備促進（再掲145P） ・国際会議の誘致（再掲145P）
	外国人にとって住みやすい環境づくり 外国人が住みやすく気軽に行動できるよう、都市環境の国際化に努めます。	・道路・公共施設等の交通標識や案内板の外国語併記 ・外国人向けの生活・観光情報の提供 ・ボランティアガイド･通訳の養成促進 ・日本語教室の充実

☆姉妹・友好都市の概況

■セント・ピーターズバーグ市

所　在　アメリカ合衆国フロリダ州
人　口　２４３，８００人
面　積　１４８．４８㎢
年間平均気温　２３．３℃
交　通　ニューヨークから
飛行機で１時間３０分
ロサンゼルスから
飛行機で５時間
タンパから車で３０分
都市提携　昭和３６(1961)年１０月５日

■トゥール市

所　在　フランス共和国
アンドル・エ・ロワール県
人　口　１２９，５０９人
面　積　３４．３６㎢
年間平均気温　１１．２℃
交　通　パリから鉄道で５５分
高速道路で２時間
都市提携　昭和６３(1988)年６月３日

■南昌市

所　在　中華人民共和国江西省
人　口　４，０７８，９００人
面　積　７，４０２．３６㎢
年間平均気温　１７．６℃
交　通　上海から飛行機で約１時間
鉄道で約１２時間
北京から飛行機で約２時間
鉄道で約２２時間
都市提携　平成２(1990)年９月２８日

ホームビジット：外国人の短時間の家庭訪問を受け、日常の家庭生活を見せたり、家族ぐるみで交歓する制度。

【主要事業】

主要事業	目　　的	内　　容	実施主体
姉妹都市提携40周年記念事業［新規］	市民参加の周年記念事業実施による交流の充実	セント・ピーターズバーグ市との記念事業 ・主な行事 少年親善野球大会、ホームステイを主体とした市民訪米団の派遣など ［**市制施行１１１周年記念**］	市、(財)高松市国際交流協会
友好都市提携10周年記念事業［新規］	市民参加の周年記念事業実施による交流の充実	南昌市との記念事業 ・主な行事 少年宮公演、市民訪中団の派遣など ［**市制施行１１０周年記念**］	市、(財)高松市国際交流協会

２　国内交流の推進

交流活動の充実	**国内諸都市との交流の推進** 観光、物産、スポーツ、文化など、幅広い分野での行政や民間による交流を推進します。	・彦根市（姉妹城都市）、水戸市（親善都市）との交流の推進 高松まつり、小江戸彦根の城まつりの相互参加 観光と物産展の開催(持ち回り開催) 野球大会の相互開催 小・中学校教員の相互派遣研修 ・秋田県矢島町（友好都市）との交流の推進 歴史研究団体交流、物産交流など ・松江市との交流の推進 さぬき高松の物産と観光展の開催（松江市において隔年開催） 高松まつり、水郷祭の相互参加 家庭婦人バレーボール大会（フレンドリーカップ）の相互開催 ・備讃瀬戸広域都市圏における交流の推進 岡山市との交流 民間交流の促進、職員研修交流など その他交流 音楽交流演奏会、老人クラブ交流など ・新たな都市との交流の推進 石川県高松町など ・西日本中央連携軸における連携事業の推進（再掲196P） ・高松広域交流センターの整備（再掲196P） ・都市連携の充実（参照196P）

■高松・彦根・水戸３市の観光と物産展

■秋田県矢島町との友好都市協定書調印式（平成１１(1999)年１０月２７日）

■松江市の「鼕（どう）」行列が高松まつりに参加

■石川県高松町の夏まつりに高松市の物産を出展

第６章　地域みずからのまちづくり

【施策体系】

心ふれあうコミュニティづくり	コミュニティの活性化	コミュニティ活動の促進
		コミュニティ活動の拠点づくり
地域主権の時代を拓くまちづくり	市民と行政が協働して取り組むパートナーシップのまちづくり	市政への市民参画の促進
		ボランティア活動等市民活動の促進
		広聴・広報活動の拡充
		情報公開の推進
	中核市にふさわしい行財政システムの確立	行政改革の推進
		行財政能力の向上
		行政の情報化
	広域連携の推進	広域都市圏「サンネット高松」の形成
		都市連携の充実
	都市イメージの再構築	都市イメージアップの推進
周年記念事業の実施	周年記念事業の実施	周年記念事業の実施

【動向と課題】

■地方分権の推進などにより、これまでの中央省庁主導による縦割りの画一的な行政システムから、地域の実情にあわせて住民に最も身近な市町村が自主的な判断に基づき行政を行う、地域主導の個性的な行政システムへの転換が進んでいます。また、今日、まちづくりを進める上においては、自助・共助・公助の視点に立ち、市民がみずから取り組むべきこと（自助）、地域社会が共同して取り組むべきこと（共助）、行政として取り組むべきこと（公助）の役割を明確にし、対処するということが重要な考え方となっています。
こうした状況の中で、個性的で魅力と活力にあふれる都市づくりを進めるため、心ふれあうコミュニティづくりを進めるとともに、地域主権の時代を拓く、広範な市民と行政との協働によるまちづくりに取り組むなど、地域みずからのまちづくりを進めることが大きな課題となっています。

■コミュニティは、地域に住む人々が共通の目標を持ち、互いに励まし助け合うことのできる、住みよいまちづくりを進めるための基盤です。しかし、都市化や核家族化の進行、価値観の多様化などに伴い、地域における人と人とのつながりは希薄になりつつあります。
このようなことから、地域の課題を市民みずからが考え解決できるよう、コミュニティの活性化を図り、心ふれあうコミュニティづくりを進めることが重要となっています。
■まちづくりの主人公は市民であり、政策の検討から決定、実施に至るまでの段階において市民が参画し、市民みずからが自発的、主体的にまちづくりを考えることが重要です。また、平成７(1995)年の阪神・淡路大震災を契機に、人々のボランティア活動等市民活動への関心が高まっており、平成１０(1998)年には「特定非営利活動促進法（ＮＰＯ法）」が制定されました。本市においても、平成９(1997)年９月にボランティア総合窓口を開設し、ボランティア活動等市民活動に関する情報提供などを行っています。
一方、本市が平成１１(1999)年４月に移行した中核市制度の創設、地方分権推進計画の策定や「地方分権推進一括法」の制定による国と地方の事務の再編成など、地方分権の推進に向けた制度改革により、地方の主体性や自立性を高め、魅力ある個性的な地域づくりを進める土台ができつつある中で、行政改革の積極的推進が時代の要請となっています。さらに、情報通信技術の著しい発達と日常生活への浸透により、今後一層、情報通信技術の積極的活用が求められます。
加えて、地方分権の推進に伴う行政の総合性や自主性の強化をはじめ、住民の日常生活、経済活動の一層の広域化などに的確に対応するため、国においては、自主的な市町村の合併をはじめとする行政体制の整備を積極的に推進しています。本市においても、周辺の自治体とともに、平成１０(1998)年６月に「サンネット高松連携推進協議会」を設立し、広域的な連携を進めています。
そして、交流と連携の時代と言われる２１世紀には、瀬戸内海の３架橋や高速道路網の整備により、地域や行政の枠組みを越えた地域間の連携や競争が更に強まることから、個性的で魅力あふれるまちづくりが重要になってくるものと考えられます。
このようなことから、今後は、市民と行政が協働して取り組むパートナーシップのまちづくりや中核市にふさわしい行財政システムの確立、県内・県外都市との広域連携の推進、全国や世界に向かって「高松」の存在をアピールできる都市イメージの再構築により、地域主権の時代を拓くまちづくりを進めていく必要があります。
■本市は、明治２３(1890)年に市制を施行し、平成２(1990)年には、市制１００周年を記念し

コミュニティ：生活の場において、市民としての自主性と責任を自覚した個人および家庭を構成主体として、地域性と各種の共通目的を持った集まり。生活共同体、地域社会共同体。
特定非営利活動促進法（NPO法）：ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動（法で定める12の活動分野における不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動）を行う団体に法人格を付与すること等により、特定非営利活動の健全な発展を促進し、公益の増進に寄与することを目的とする法律。一般に、非営利活動を行う団体をNPOというため、この法律を通称NPO法という。平成10(1998)年12月1日から施行。（NPO：Nonprofit Organization）

て、年間を通じてイベントなどを実施しました。また、これまでの市制の周年に当たっては、１０年ごとに記念式典を開催するとともに、周年記念を位置づけた施設整備などを行ってきました。

平成１２(2000)年は市制１１０周年、平成１３(2001)年には市制１１１周年となり、記念すべき年が連続し、２０世紀から２１世紀にまたがる世紀間ともなることから、市制１１０周年記念式典をはじめ、市民と共感できる、効果的な記念事業を展開する必要があります。

【この章における代表的な政策目標】

政　策　目　標 （政策目標項目）	政策目標の達成度合いを測るための目標水準	
	現　　状 （平成 11 年度以外は表記）	目 標（望ましい水準値） （平成 17 年度以外は表記）
自治会活動の活性化		
・自治会新規加入の拡大 ・自治会法人化の拡大	2,066 世帯（平成 10 年度分） 法人化率　10%（自治会総数に占める法人自治会の割合）	３，０００世帯以上（単年度） １５％
市民活動の活性化		
・ボランティア総合窓口の利用拡大 ・市民活動団体の拡大	413 件（平成 10 年度） 370 団体（平成 11 年 7 月 21 日現在）	３倍以上 ５００団体以上
市政への市民参画の拡大		
・市政出前ふれあいトーク ・公募による審議会委員 ・市民による計画策定 ・市民提言 ・インターネットホームページ提供ページ ・インターネットホームページへのアクセス	175 件（平成 10 年度制度スタートからの累計） （平成 12 年 1 月 31 日現在） 導入　１審議会（平成 11 年）　5 人 1 件（トリプル・ワン・イベント委員会） 32 編 948 ページ（A4 判換算） （平成 12 年 1 月 7 日現在） 24,134 件／月 （平成 11 年 4 月から 10 月までの平均）	９００件（累計） 5倍 5件 ２倍 ２，０００ページ以上 ２倍以上
行財政能力の向上		
・経常収支比率 ・公債費比率 ・新たな行財政システムの導入	86.1% 14.5% ―	８０%未満 １５%未満（増加傾向を抑制） 2件（事務事業評価システム、バランスシート（貸借対照表））
行政の情報化拡大		
・公共施設利用総合情報システム（タカマツ・シティ・ネット）の拡充	（平成 11 年 12 月 31 日現在） 登録者数　4,789 人 利用予約対象施設数　17 施設 情報提供件数　196 件	 ３倍以上 ４倍以上 １０倍以上

※目標項目全般に関し、今後、導入・対応を予定している事務事業評価システムおよびＩＳＯ１４００１の認証取得その他個別計画の策定において目標水準を設定する事項については、当該目標設定を優先するものとし、それらに基づき適切な進行管理を行います。

Ⅰ　心ふれあうコミュニティづくり

【基本方針】

■市民の自主的な地域活動への参加による自立と連帯に根ざした地域社会が形成されるよう、自治会をはじめとするコミュニティの活動を促進するとともに、活動の拠点づくりを進めることにより、コミュニティの活性化を図ります。

１　コミュニティの活性化

コミュニティ活動の促進	**コミュニティ意識の高揚** 地域における市民の自主的な活動を促しながら、連帯感を醸成します。	★地域ふれあい交流活動の支援 ・市民団体主導による「高松市民のねがい」の普及・啓発活動の促進 高松市民のねがい制定20周年記念事業の開催［新規］ **［市制施行１１０周年記念］**
	コミュニティ組織の育成 自主的なコミュニティ活動を支える組織を育成します。	・自治会加入・結成の促進 自治会加入と自治会結成に対する助成 ・自治会法人化の支援 ・コミュニティ組織の連携と拡充 ・自治会等の市民団体の育成と活動支援
コミュニティ活動の拠点づくり	**コミュニティ施設の整備促進** 地域での各種活動の拠点づくりを促進します。	・自治会集会所の整備に対する助成 新築、増築・改修 バリアフリー化設備と合併処理浄化槽の整備に対する加算 ・学校の余裕教室、地区公民館等の利用促進

【主要事業】

主要事業	目　　的	内　　容	実施主体
地域ふれあい交流活動の支援	地域の活性化と世代間交流の促進	各地区（校区）において実施する地域ふれあい交流事業に対する助成 事業費の50%以内で上限50万円（平成11(1999)年度現在）	市

高松市民のねがい

緑明るい栗林公園　瀬戸のさざ波呼ぶ屋島
わたくしたちは、美しい自然と歴史にはぐくまれ　あすに伸びゆく高松市の市民です
四国の中心高松市を　いっそう明るく住みよいまちにすることは　わたくしたちみんなのねがいです
そのために　わたくしたちは　誓って次のことにつとめます
1　自然を愛し　清潔で美しいまちづくり
1　人の立場を大切に　迷惑をかけないまちづくり
1　家庭を明るく　青少年をのばすまちづくり
1　健康なからだと　心にうるおいのあるまちづくり
1　働く汗を尊び　力をあわせ　平和で豊かなまちづくり

昭和５５(1980)年９月２５日制定

自治会集会所整備件数の推移

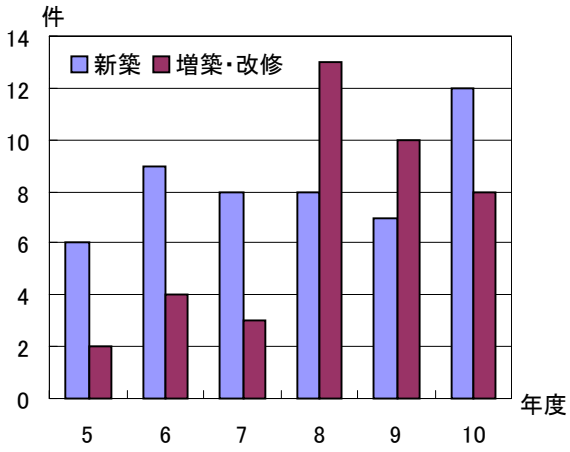

■平和の群像あけぼの
（高松市民のねがいシンボル）

Ⅱ　地域主権の時代を拓くまちづくり

【基本方針】

■市民のまちづくり参画意識の高揚を図るなど、市政への市民参画を促すとともに、ボランティア活動をはじめとする市民活動の促進、多様な手法による広聴・広報活動の拡充、情報公開の推進により、市民と行政が協働して取り組むパートナーシップのまちづくりを進めます。

■行政改革計画に基づく改革の推進をはじめ、中核市としての事務権限の適切な運用や政策型都市づくり、効率的な財政運営などによる行財政能力の向上、市民サービスの向上と事務処理の効率化を目指した行政の情報化により、中核市にふさわしい行財政システムの確立を図ります。

■共同連携事業の具体化や広域行政の推進等により、広域都市圏「サンネット高松」の形成を進めるとともに、地域連携軸などにおける都市連携の充実に努め、広域連携を推進します。

■新たなイメージアップの展開を図りながら、本市の特性を生かした都市イメージの再構築を目指します。

１　市民と行政が協働して取り組むパートナーシップのまちづくり

市政への市民参画の促進	**まちづくり参画意識の高揚** 市民のまちづくりへの参画意識を醸成します。	★市政出前ふれあいトークの実施 ★まちづくりゼミナール“がんばれ高松”の開設 ・まちづくりに関する講演会・セミナーの開催
	市政参画機会の拡充 市民が、計画段階から市政に参画できる機会を拡充します。	・審議会・委員会の委員就任、委員公募などによる市政参画機会の拡充 ・まちづくりワークショップのモデル的開催［新規］ （ボランティア活動等市民活動の拠点センターとの連携）
ボランティア活動等市民活動の促進	**ボランティア活動等市民活動活性化のための環境基盤整備** 市民と行政との協働によるまちづくりのため、市民活動が活性化するよう、環境基盤を整備します。	★ボランティア活動等市民活動の拠点センターの設置［新規］ ・市民、市民活動団体、企業、行政の協働システムの検討 ・ボランティア活動等市民活動に関する情報システムの整備 ・生涯学習などにおける各種ボランティア活動等市民活動の促進 ・国際ボランティア年記念事業の開催［新規］ **［市制施行１１１周年記念］**
広聴・広報活動の拡充	**幅広い広聴活動の実施** 市民の意見や要望を幅広く聴き、市政に反映します。	・市民相談の充実 ・市政モニター制度の活用 ・市民提言の募集 ・市長への提言 手紙、電話、ファックス、電子メール

（広聴・広報活動の拡充）	**効果的な広報活動の展開** 市政施策の積極的な周知、啓発のため、多様な媒体を活用し効果的な広報活動を展開します。	★ＣＡＴＶ網での市政情報専用チャンネルの設置［新規］ ・広報たかまつ、テレビ・ラジオ番組の充実 ・広報たかまつ1200号記念号の発行［新規］ **［市制施行１１０周年記念］** ・広報たかまつ1300号記念号の発行［新規］ （平成16(2004)年度） ・声の広報、点字広報の充実 ・インターネットホームページを利用した広報活動の推進
情報公開の推進	**アカウンタビリティを念頭に置いた情報の公開** アカウンタビリティ（説明責任）を念頭に、より開かれた分かりやすい市政実現のため、公文書公開制度の見直しなど､情報公開を進めます。	・情報公開制度の整備・充実 公文書公開制度の見直し 行政資料の提供 ・財政状況等の公表
	個人情報の保護 市民のプライバシー保護の徹底を図ります。	・個人情報保護条例の適正な運用

■高松市ボランティア・市民活動推進検討委員会提言報告会

インターネットホームページ：世界規模の通信ネットワークであるインターネット上で公開提供されている事業所や個人の情報閲覧場所（画面）。

【主要事業】

主要事業	目　　的	内　　容	実施主体
市政出前ふれあいトークの実施	市民の市政参画意識の醸成	・市政のテーマについて市職員が出向いて説明 ・市民と行政との意見交換 対象者 市政やまちづくりに関心のある20人程度の市民の参加が見込める団体やグループ テーマ 21世紀のたかまつのまちづくりなど主な事業 （テーマの中から市民の希望するテーマを選択）	市
まちづくりゼミナール“がんばれ高松”の開設	市民のまちづくりへの参画意欲の醸成	・ゼミ生（公募）による活動テーマ（公募）の自主的調査研究 ・研究活動成果の公表 ※市政施策への積極的な反映	市

主要事業	目　　的	内　　容	実施主体
ボランティア活動等市民活動の拠点センターの設置［新規］	地域の課題に主体的に取り組む市民活動の促進	運営の基本的な考え方 自発性、自立性の保持 客観性、透明性の保持 市民参加の運営 想定されるセンターの機能 活動拠点機能、情報拠点機能、相談・コーディネート機能、広報・啓発機能、学習・研修機能、交流・ネットワーク機能調査・研究機能、シンクタンク機能、政策提言機能 対象分野 保健・医療・福祉、生涯学習、まちづくり、環境保全、災害救援、国際協力などのボランティア活動等市民活動 事業内容 活動の場の提供、情報収集・提供、ワークショップ等多様な手法による人材養成研修の実施、ボランティア活動等市民活動に関する相談やコーディネート、交流とネットワークづくりなど 設置時期 平成12(2000)年8月予定 運営形態 官設民営（平成12年度から14年度は民営化への準備期間として市直営で対応。平成15年度を目途に民営化。）	市、市民
ＣＡＴＶ網での市政情報専用チャンネルの設置［新規］	映像メディアを利用した市政情報の提供拡大	放送内容 市制作の映像番組と文字放送番組を組み合わせて放送 放送時間 24時間放送 放送開始 平成12(2000)年8月予定	市

２　中核市にふさわしい行財政システムの確立

行政改革の推進	**行政改革計画に基づく改革の推進** 「市役所を変える」、「わかりやすい市役所づくり」を基本目標に行政改革計画に基づく改革を推進します。	★行政改革計画の円滑な推進 ・事務事業評価システムの導入
行財政能力の向上	**事務権限の拡大と効果的な対応** 「自己決定」、「自己責任」の分権の理念を踏まえ、更なる事務権限の拡大を図るとともに、効果的な取組みを進めます。	・中核市移行による移譲事務の円滑、適正な執行と市民サービスの向上 (移譲事務) 身体障害者手帳の交付や産業廃棄物の収集・運搬・処分業の許可、屋外広告物の表示などの制限や許可など 法定移譲事務　2,202事務 任意移譲等事務　343事務 (平成11年4月1日移行時点) ・権限拡大への取組み 中核市連絡会での活動など ・機関委任事務の廃止に伴う自治事務と法定受託事務の再構成 ・国の関与の見直し ・必置規制の見直し ・新保健所の整備（再掲83P） ・計量法に基づくはかりの定期検査等の実施（再掲126P）
	政策型都市づくり 都市経営の視点に立ち、多様で質の高い政策課題に対応できる政策型都市づくりを推進します。	・政策会議、部長会議の効果的な運用 ・政策形成機能と総合調整機能を発揮できる有機的な組織づくり ・総合計画の進行管理 ・総合計画の啓発 ・新たな政策課題への対応方策の検討 ・ＰＦＩなど新たな民間活力の活用方策研究
	効率的な財政運営 市民の理解と協力を得る中で、市税収入など財源の安定的な確保、有効活用により、健全財政を堅持します。	・中長期的な視点に立った財政運営 ・予算の適正な編成管理 ・財源の重点的・効果的な配分 ・市税収入の確保 ・収益事業収入の安定確保 競輪場開設50周年記念事業の実施［新規］ **[市制施行１１０周年記念]** ・特定財源の確保 ・手数料・使用料等の適正な見直し

機関委任事務：自治体の首長などが個別法令の委任により処理する国の事務のこと。地方分権推進一括法の成立により、平成12(2000)年4月に機関委任事務は廃止され、自治事務と法定受託事務の2種類に振り分けられる。

自治事務：法定受託事務以外の自治体の責任で処理する事務のこと。自治事務は、法令に違反しない範囲で条例を制定することができる。

法定受託事務：国が本来果たすべき役割に関する事務で、国において適正な処理を確保する必要があるが、住民の利便や行政効率の面から、法律または政令に基づき都道府県、市町村などの自治体が受託して行うこととされる事務（第1号法定受託事務）と、都道府県が本来果たすべき役割に関する事務に係る受託事務（第2号法定受託事務）。自治体の事務として、法令に違反しない範囲で条例を制定することができる。

PFI：社会資本の整備や質の高い公共サービスの提供に当たって、可能な限り民間の資金や経営方法を取り入れる手法。イギリスで始まり、日本では、平成11(1999)年にPFI推進法（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律）が制定された。(Private Finance Initiative)

（行財政能力の向上）	**適正な行政管理** 　効率的な組織体制の整備や組織の弾力的運用、活性化、文書管理の適正化、事務管理の適正化などにより、適正な行政管理を行います。	・組織機構の適正管理 ・市民ニーズに即応できる事務処理体制の整備 ・総合的、計画的な人事管理 ・職員の能力開発 　職員研修等による政策形成能力や創造能力の向上 ・文書管理の適正化 ・事務管理の適正化 ・公有財産の適正管理
	公正・適正な行政運営 　負担の公平・適正化をはじめ外部監査の導入などにより、公正・適正な行政運営を行います。	・負担の公平・適正化 ・外部監査の導入 　包括外部監査 　個別外部監査 ・法的対応分野における警察等との連携
	国、県等との連携強化 　国、県、関係機関との緊密な連携と協調により、施策・事業を推進します。	・国、県、関係機関との連携
行政の情報化	**行政事務情報化の推進** 　市民サービスの向上と事務処理の高度化・効率化のため、行政事務の情報化を進めます。	★地図情報管理システムの整備 ★公共施設利用総合情報システム（タカマツ・シティ・ネット）の拡充 ★戸籍事務総合管理システムの整備［新規］ ・ＯＡ総合情報ネットワークシステムの整備 　庁内ＬＡＮの敷設、ＷＡＮの構築、庁内情報の共有化など ・新たな文書管理システムの構築 ・行政情報化計画の進行管理 ・行政情報サービスセンター（仮称）設置の検討［新規］

WAN：離れた場所にある事務所等に設置されているLAN同士を、専用回線などにより相互に接続する広域のネットワーク。（Wide Area Network）

【主要事業】

主要事業	目　　的	内　　容	実施主体
行政改革計画の円滑な推進	(目標) ・市民参画による開かれた市政の推進 ・市民ニーズに即応できる業務処理体制の整備 ・施策の選択と重点化による事務事業の抜本的見直し ・経営感覚に立脚した行財政システムの確立 ・職員の主体的な創意工夫を重視した士気の高揚	平成11(1999)年3月策定 計画期間：平成11(1999)～13(2001)年度 計画登載事項数：137 内容： 市民と行政の協働 情報公開の推進 組織機構の見直し 外郭団体の効率的運営 窓口サービス等の向上 行政の情報化の推進 事務事業の見直し 外部委託等の推進 補助金等の見直し 広域行政の推進 定員、給与の適正化 財政の健全化 公共工事のコスト縮減 公共施設の効果的運営 人材の育成 水道事業構造改革計画に基づく施策の推進 ・新たな行政改革計画の策定の検討	市
地図情報管理システムの整備	地図の電子化とネットワーク化による事務処理の効率化と利用の高度化	・地図情報管理システム整備基本計画策定 ・システム開発 ・基図整備	市
公共施設利用総合情報システム（タカマツ・シティ・ネット）の拡充	公共施設の案内や利用予約情報をはじめとする広範な行政情報の提供	・スポーツ施設の照会、予約 ・イベント情報、サークル情報等の提供 ・生涯学習情報の収集・提供 端末設置場所 市役所本庁、公民館、スポーツ施設、文化施設等	市
戸籍事務総合管理システムの整備［新規］	戸籍事務の迅速化や正確化､効率化による市民サービスの向上	戸籍事務総合管理システムの構築 ・戸籍異動事務、検索・証明発行事務等の一元管理 ・戸籍附票等戸籍関連事務の総合的な処理	市

3　広域連携の推進

広域都市圏「サンネット高松」の形成	**広域都市圏づくりの推進** 共同連携事業の具体化による連携を推進し、広域都市圏づくりを進めます。	★サンネット高松の連携推進
	広域行政の推進 サンポート高松における高松広域交流センターの整備や共同処理事務の円滑かつ適切な運営、共同処理事務の統合推進、事務処理体制の整備により、広域行政を推進します。	★高松広域交流センターの整備［新規］ ・高松地区広域市町村圏振興事務組合における共同処理事務の円滑かつ適切な運営 共同処理事務 老人ホームの設置、管理運営 介護認定審査会の設置、運営 し尿処理施設の設置、管理運営 ごみ処理施設等の設置、管理運営 椛川ダムの建設、水道用水供給 ・広域市町村圏振興計画の策定 ・共同処理事務の統合推進 ・事務処理体制の整備
	行政体制のあり方についての研究 周辺の自治体を含めた将来的な行政体制のあり方について研究を進めます。	・合併等将来の行政体制のあり方についての研究
都市連携の充実	**広域的連携の展開** 環境保全や観光、都市基盤整備等において共同行動を展開するなど、交流と連携を推進します。	・西日本中央連携軸における連携事業の推進 西日本中央連携軸沿線都市連携推進協議会での事業推進 インターネットホームページの開設、観光ＰＲの推進、スポーツを通じた交流、交流事業の支援、要望活動 ・瀬戸内海沿岸都市との連携推進 ・香川中央地方拠点都市地域の整備推進 香川中央地方拠点都市地域整備基本計画に基づく整備推進 ・環境保全、観光、都市基盤整備などにおける広域的連携 ・国内諸都市との交流の推進（参照181P）

西日本中央連携軸沿線都市連携推進協議会：新たな地域交流の形として提唱されている地域連携軸構想の対応として、日本海から瀬戸内海、太平洋をつなぐ西日本中央連携軸の各都市が、それぞれの特性を発揮しながら、相互に補完・連携し合い、発展していくことを目指して、平成8年8月19日に、島根・鳥取・岡山・香川・高知の5県にまたがる関係25市により設立された。（構成都市：松江市、出雲市、安来市（島根県）、米子市、境港市（鳥取県）、岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、備前市（岡山県）、高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市（香川県）、高知市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市（高知県））

香川中央地方拠点都市地域：「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律」（平成4(1992)年6月制定）に基づき、拠点都市地域の整備等を推進するため、高松市を含む4市18町で構成される地域。

【主要事業】

主要事業	目　　的	内　　容	実施主体
サンネット高松の連携推進	共同連携事業の推進による一体的かつ総合的な圏域「サンネット高松」の形成	・広域都市圏広報紙「サンネット高松」の発行による意識啓発 ・共同連携事業の調整・推進 民間における交流事業に対する支援 サンネットふれあい大学の開講（再掲113P） サンネット高松圏民スポーツ大会の開催（再掲119P） など ・圏域の将来ビジョン策定 ・サンネット高松首長会議、研究部会等の開催	市、10町、サンネット高松連携推進協議会
高松広域交流センターの整備［新規］	高松地区広域市町村圏の圏域住民等による交流･連携活動の推進	サンポート高松に整備する高度情報交流センター（シンボルタワー）の一施設として整備 ・日常生活、住民活動や地域づくり等に関する各種広域情報の提供 ・圏域内の住民や文化団体等の交流・活動の場の提供	市(高松地区広域市町村圏振興事務組合)

4　都市イメージの再構築

都市イメージアップの推進	**高松らしさの再発見とイメージアップの推進** 　新たなイメージアップの展開を図ります。	★イメージアップの推進

【主要事業】

主要事業	目　　的	内　　容	実施主体
イメージアップの推進	本市の都市イメージの再構築	・イメージアップ戦略会議の設置	市

III　周年記念事業の実施

【基本方針】
■平成１２(2000)年に迎える市制施行１１０周年、また、２１世紀のスタートとなる平成１３(2001)年の市制施行１１１周年など、記念すべき節目をとらえ、市民の参画による周年記念事業を実施します。

１　周年記念事業の実施

周年記念事業の実施	**市制施行１１０周年記念事業の実施** 市制施行１１０周年記念事業として、記念式典などを実施します。	・記念式典の開催［新規］ ・平成12(2000)年に実施する事業等 平和記念室開設5周年記念事業 生涯学習中核施設の整備 歴史資料館特別展 菊池寛記念館文芸講演会 新観光案内所（高松駅前インフォメーションプラザ（仮称））・新「ｉ」案内所整備 高松港開港100年記念事業 南昌市との友好都市提携10周年記念事業 高松市民のねがい制定20周年記念事業 広報たかまつ1200号記念号 競輪場開設50周年記念事業
	西暦２００１年、市制施行１１１周年記念事業の実施 西暦２００１年、市制施行１１１周年記念事業を実施します。	・市民公募による記念イベント（トリプル・ワン・イベント）の実施［新規］ ・平成13(2001)年に実施する事業等 ［イベントの実施］ 子どもフォーラム・わんぱく広場の創造 高松市民健康の日制定 新保健所開所式 １１１ＧＯＧＯウォーク（仮称） 全国レクリエーション大会 歴史資料館特別展 新市民会館起工関連事業 サンポート高松開港記念事業 セント・ピーターズバーグ市との姉妹都市提携40周年記念事業 国際ボランティア年記念事業 ［会議の開催］ 雨水利用全国会議 女性問題全国都市会議

（周年記念事業の実施）	**施設開館周年記念事業の実施** 施設開館など周年記念事業を実施します。	・施設開館など周年記念事業の実施 高松市民献血の日制定20周年記念事業 市民文化センター開館30周年記念子どもフェスティバル 歴史資料館開館10周年記念事業 図書館開館10周年記念事業 菊池寛記念館開館10周年記念事業 美術館開館15周年記念事業 高松テルサ開館10周年記念事業 保健センター開館10周年記念事業 新市民会館開館記念事業 広報たかまつ1300号記念号 平和記念室開設10周年記念事業 女性センター開館10周年記念事業 中央卸売市場花き部開設20周年記念事業

（参考）周年記念行事・事業一覧表

事業名／実施年	平成１２ ２０００ (110周年)	平成１３ ２００１ (111周年)	平成１４ ２００２	平成１５ ２００３	平成１６ ２００４	平成１７ ２００５
市制施行１１０周年記念式典	○					
平和記念室開設５周年、１０周年記念事業	○					○
生涯学習中核施設の整備	○					
歴史資料館特別展	○	○				
菊池寛記念館文芸講演会	○					
新観光案内所（高松駅前インフォメーションプラザ（仮称））・新「ｉ」案内所整備	○					
高松港開港１００年記念事業	○					
南昌市との友好都市提携１０周年記念事業	○					
高松市民のねがい制定２０周年記念事業	○					
広報たかまつ１２００号、１３００号記念号	○				○	
競輪場開設５０周年記念事業	○					
交流都市との観光と物産展（高松市、彦根市、水戸市、松江市、松本市、秋田県矢島町、石川県高松町）	○ ２月実施					
市民公募による市制施行１１１周年記念イベント（トリプル・ワン・イベント）		○				
雨水利用全国会議		○				
子どもフォーラム・わんぱく広場の創造		○				
高松市民健康の日制定		○				
新保健所開所式		○				
女性問題全国都市会議		○				
１１１ＧＯＧＯウォーク（仮称）		○				
全国レクリエーション大会		○				
新市民会館起工関連事業		○				
サンポート高松開港記念事業		○				
セント・ピーターズバーグ市との姉妹都市提携４０周年記念事業		○				
国際ボランティア年記念事業		○				
高松市民献血の日制定２０周年記念事業			○			
市民文化センター開館３０周年記念子どもフェスティバル			○			
歴史資料館開館１０周年記念事業			○			
図書館開館１０周年記念事業			○			
菊池寛記念館開館１０周年記念事業			○			
美術館開館１５周年記念事業				○		
高松テルサ開館１０周年記念事業				○		
保健センター開館１０周年記念事業					○	
新市民会館開館記念事業					○	
女性センター開館１０周年記念事業						○
中央卸売市場花き部開設２０周年記念事業						○

地域別まちづくり

Ⅰ　地域区分の目的と考え方

この地域区分については、地域の特性や課題を整理する中で、基盤整備を中心に、各地域ごとの個性あるまちづくりの方向を示すことにより、市民の主体的な地域活動を促すとともに、相互に整合性のとれた特色あるまちづくりを進めるためのものです。

このようなことから、「都市計画マスタープラン」（平成９(1997)年１２月策定）において示された地域区分の考え方を踏まえ、地理的形状や歴史的つながり、都市計画における用途区分、校区や支所・出張所区分、自治会等の地域団体の活動範囲などを総合的に勘案し、次の７地域に区分することとします。

また、この地域区分については、現時点における一つの目安として設定したものですが、今後の市政における地域区分を考慮した計画の策定や施策・事業の検討、実施に当たって、この考え方の定着と整合性を図る中で、望ましい地域区分が形成されるよう、更に検討することとします。

■中央地域 -------本庁、木太（北部）、太田（一部）
■東部地域 -------屋島、古高松、川添、前田
■南東部地域 -----山田
■南部地域 -------太田（一部）、林、多肥、仏生山、三谷、木太（南部）
■南西部地域 -----鶴尾、一宮、檀紙、川岡、円座
■西部地域 -------香西、下笠居、弦打、鬼無
■離島地域 -------女木、男木

Ⅱ　地域別まちづくりの考え方

■中央地域【本庁、木太（北部）、太田（一部）】

人　口	０～１４歳	１６，８９７人
	１５～６４歳	７８，０５１人
	６５歳以上	１７，８８２人
	総　数	１１２，８３０人
面　積(平成11(1999)年4月)		１６．９６㎢

人口は平成７年国勢調査による

１　地域の特徴と課題

・中央地域は、県の、そして四国の中核を担う商業・業務地域ですが、近年は、瀬戸大橋の開通による高松港の役割の変化や郊外部における大型ショッピングセンターの立地などにより、商業・業務機能が低下しています。
また、昭和６０年以降、この地域の人口は減少を続け、全市平均と比較すると、高齢者の割合が高く、子どもの割合が少なくなっています。さらに、市街地が海に接しているという特徴を持っていますが、水際には親水性のある魅力的な空間が不足しています。また、地域の東部では、住宅と工場の混在が見られます。
このようなことから、商店街をはじめとする中心市街地の活性化やサンポート高松における親水性のある都市空間の創出、サンポート高松と既存商業地区、再開発地区（瓦町、片原町）の連携による都心の機能強化、市街地再開発による都市型住宅の整備が必要になっています。

・都心を貫通する広域幹線道路である高松海岸線や朝日町仏生山線などにおいて、未整備の部分があることから、広域交通の集中による混雑が発生するとともに、高松琴平電鉄の軌道により、東西交通が分断されています。さらに、ショッピングアーケードは非常に快適なものとなっていますが、より広い範囲で回遊性のある都心空間が求められています。
このようなことから、再開発地区における交通混雑の緩和をはじめ、高松琴平電鉄の連続立体

交差化、サンポート高松の交通結節機能の強化、また、都心部の主要幹線道路の景観整備等によるシンボルロードとしてのイメージづくりや沿道緑化の推進、商店街アーケードから玉藻公園、サンポート高松や栗林公園への歩行者空間の延伸が課題となっています。

・都心地区には、玉藻公園、中央公園、栗林公園など、広域的にも重要な公園がありますが、これらをネットワークする歩行者空間の連携が十分とは言えません。また、稲荷山から紫雲山にかけては貴重な緑地が残っており、都心にうるおいのある景観を与えています。

このようなことから、都心部における自然景観資源の保全や稲荷山、栗林公園、中央公園、玉藻公園をつなぐ緑の軸の形成が求められています。

２ まちづくりの方向

・新たな都市拠点の創出と既存市街地の連携強化による都心の魅力アップ

サンポート高松や中心商業地区の再生と活性化、瓦町駅や片原町駅周辺地区のターミナル機能強化を進めます。

・「中心市街地活性化基本計画」の推進による街なかの総合的な再生、再構築による活力と魅力あふれる中心市街地の形成

市街地開発や道路整備などによる市街地整備改善やテナント・ミックス管理事業、イベントなどによる商業の活性化、これらと一体的に進める中心市街地ショッピングバスモデル事業などにより、地域経済の活力増進と市街地環境の改善等を目指した一体的、総合的な取組みを進めます。

・都市の利便性を確保した快適で緑豊かな都心居住環境の形成

生活利便性の高い都心地域に、高齢者や若者が安心して暮らせる居住環境づくりを進めます。

・都心シンボルロードの整備、快適な都市景観の形成による新たな都心イメージの醸成

高松海岸線をはじめとする都市計画道路の整備により、広域交通の分散を進めるとともに、高松琴平電鉄を立体交差化し、東西交通の分断を解消します。

・徒歩や自転車による快適な移動、まち歩きの楽しめる歩道と沿道のアメニティ整備

歩行や自転車による移動や散策が安心してできる道路環境整備を進めます。

・人と自然にやさしい都心空間の形成と災害に強いまちづくり

瀬戸内海から稲荷山まで導く緑の回廊の保全を図るとともに、水と緑にあふれる公園や緑地の整備、道路緑化のネットワークにより災害に強いまちづくりを進めます。

・児童・生徒数の減少に対応した学校の適正規模や複合化などの検討

児童・生徒数の推移等を踏まえる中で、学校施設と生涯学習施設や福祉施設との複合化、適正な学校規模を考慮した校区修正や統廃合について、検討を進めます。

■東部地域【屋島、古高松、川添、前田】

１ 地域の特徴と課題

・地域の人口は、増加を続けており、年齢構成を見ると労働人口が伸びています。また、中央地域との隣接による利便性と歴史的景観を持つ本地域の北部は、人口増加地区となっています。一方、屋島縁辺部の都市機能は未成熟な状態になっています。

人　口	0～14歳	10，456人
	15～64歳	39，651人
	65歳以上	7，496人
	総　数	57，603人
面　積(平成11(1999)年4月)		33．89㎢

人口は平成７年国勢調査による

このようなことから、都心地域に近接した良好な居住環境の整備をはじめ、市街化区域内農地などの都市的土地利用への転換、準工業地域内の土地利用の街区レベルでの整理が求められています。

・地域中央部を南北に流れている新川が自然資源として十分に生かされておらず、歩行者や自転車などのための快適な空間も多くありません。また、この地域には四国横断自動車道のインターチェンジの整備が進められています。

このようなことから、地域の緑としての新川・春日川の整備、インターチェンジからの交通を分散させるための幹線道路の整備、相引川沿いから屋島を一周するルートと新川を軸とする歩行者・自転車道の形成が求められています。

・地域の東端に東部運動公園（仮称）が計画されていますが、屋島、相引川、新川を含めた緑の拠点をネットワークする歩行者・自転車空間が不足しています。また、北部には歴史的資源である屋島と、それに付随する観光施設がありますが、その活用は十分ではありません。東部運動公園（仮称）については、長期的な視点から整備を進める必要があります。

このようなことから、史跡天然記念物屋島を歴史的観光資源として活用するとともに、屋島と相引川の水辺などをネットワークする緑の回廊の形成、東部運動公園（仮称）の計画的整備が課題となっています。

２ まちづくりの方向

・良好な住環境の保全と沿道利用の適切な誘導

良好な住環境を保全するとともに、国道１１号や国道１１号高松東道路の沿道の計画的な土地利用を促進します。

・四国横断自動車道の波及効果を受けとめる役割を持つ広域幹線道路網の早期整備と周辺の整備

四国横断自動車道のインターチェンジ整備に対応した道路網の整備を進めるとともに、高速道路とインターチェンジ周辺の整備を推進します。

・史跡天然記念物屋島をはじめとする歴史的、自然的資源の活用

史跡天然記念物である屋島の豊かな自然環境や屋島周辺の民俗施設等の資源を生かした拠点の形成を図ります。

・歴史的・自然的資源の活用とスポーツ・レクリエーション施設の整備

屋島から新川沿いに川添地区に至る歩行者空間ネットワーク、相引川に沿い屋島を一周する歩行者空間ネットワークの形成に努めるとともに、東部運動公園（仮称）の整備を進めます。

■南東部地域【山田】

１ 地域の特徴と課題

人　口	0～14歳	3，283人
	15～64歳	12，688人
	65歳以上	3，280人
	総　数	19，251人
面　積(平成11(1999)年4月)		40．86㎢

人口は平成７年国勢調査による

・この地域は、特に、地域北部を中心に市内有数の人口増加地区になっています。また、ほとんどが農業振興地域であり、南部の丘陵地帯には良好な自然環境が残っていますが、北部においては、農地が広がっている中に宅地開発が行われている区域が点在し、都市計画区域外でもあることから、無秩序な開発が懸念されます。

このようなことから、北部の平野部における農業を中心とする環境と調和した居住環境の形成と南側の丘陵部における自然環境の保全が必要です。

・本地域と都心部とを結ぶ公共交通機関はバスのみですが、特に、南部においては、利用状況や採算性の問題から、廃止の状態となっています。また、地域内の生活道路は幅員の狭いものが多く、快適な状況とは言えません。
このようなことから、都心部と本地域を結ぶ公共交通機関の確保や日常生活空間としての生活道路の整備が求められています。

・本地域北部においては宅地開発が進み、人口の増加が著しいことなどから、学校教育施設の整備が求められています。

・本地域は、本市で唯一、支所を設置するとともに、公民館も４館設置していますが、他の地域に比べ、公共施設が少なく、地域のコミュニケーションを図る場が不足しており、その拡充に取り組んでいます。また、南部には上水道の重要な水源となっている、ため池群がありますが、山間部には上水道の未給水地区が存在します。さらに、菅沢地区には、豊かな自然がありますが、地域の中心から遠く離れており、日常生活などに不便が生じています。
このようなことから、地域におけるコミュニケーションの場となるような施設・機能の整備や上水道の未給水地区の解消、菅沢地区の振興が課題となっています。

２ まちづくりの方向

・自然環境と調和した良好な居住環境の形成と生態系の保全・活性化
自然環境と調和した良好な居住環境の形成を促進するとともに、南部の丘陵地帯における豊かな自然環境の保全に努めます。

・公共交通機関の確保と生活道路の整備
地域の足としての公共交通機関の確保に努めるとともに、生活道路の整備を推進します。

・学校教育施設の整備
学校校舎等の教育施設整備を進めます。

・地域のコミュニケーションの場となるような施設の整備
本地域にふさわしい公共施設として、自然とのふれあいを中心とする市民のレクリエーション活動の場になるとともに、地域住民が集えるような施設の整備を検討します。

・上水道の給水地域の拡大
未給水地区の解消に向け、給水地域の拡大を計画的に進めます。

・菅沢地区をはじめとする地域周辺地区の振興
南部の山塊や里山、ため池など、豊かな自然を活用した地域の振興に努めます。

■南部地域【太田（一部）、林、多肥、仏生山、三谷、木太（南部）】

１ 地域の特徴と課題

・地域の人口は、増加を続けており、若年人口と労働人口の割合が高くなっています。この地域では、良好な市街地を形成し、本市南部の新たな拠点づくりを目的に、太田第２土地区画整理事業を行っています。一方、土地区画整理事業区域以外では、市街化区域内に農

人　口	0～14歳	9，838人
	15～64歳	38，530人
	65歳以上	7，447人
	総　数	55，815人
面　積(平成11(1999)年4月)		27．40㎢

人口は平成７年国勢調査による

地などが点在し、都市的利用が進んでいません。
このようなことから、太田第２土地区画整理事業の推進や市街化区域内農地の土地利用転換による良好な住宅地の供給、商業系施設の適切な誘導による周辺住環境の保護などが必要になっています。

・地域内に四国横断自動車道が東西に貫通するとともに、インターチェンジが立地することとなっています。また、主要幹線道路である朝日町仏生山線や福岡三谷線をはじめ、幹線道路である成合六条線などが一部未整備であるなど、広域交通網のサービスが十分とは言えない状況にあります。
このようなことから、四国横断自動車道の高松中央インターチェンジ（仮称）立地に対応する広域幹線道路の早期整備をはじめ、これを補完すべき幹線道路や補助幹線道路の整備、高速道路周辺の環境整備が求められています。

・地域内に立地する香川インテリジェントパーク内に、図書館・文書館、県産業交流センターや四国工業技術研究所、香川大学工学部が立地していますが、周辺の都市基盤は未整備な状態にあります。また、地域南部には仏生山周辺の歴史的街並みや仏生山公園、三郎池などのため池や里山があり、豊かな自然に恵まれています。
このようなことから、香川インテリジェントパークや周辺の整備による既成市街地との一体感のあるまちづくりを進めるとともに、地域南部に立地する歴史的街並みや公園、ため池、里山の一体的整備が課題となっています。

２ まちづくりの方向

・開発型プロジェクトの推進と、そのインパクトを受け入れる良好な郊外型住宅市街地の形成
太田第２地区において、「潤いと活力にあふれたまち」をテーマに、土地区画整理事業を推進するとともに、ニュータウンの暮らしを支える様々な生活サービスの拠点形成を促進します。

・四国横断自動車道の高速大量交通を分散すべき広域幹線道路の早期整備推進
地域内に立地する四国横断自動車道のインターチェンジに対応する広域幹線道路の整備と高速道路周辺の環境整備を推進します。

・香川インテリジェントパーク周辺における新市街地の形成
香川インテリジェントパークに立地する研究・開発施設などを核とする産業拠点や高松中央インターチェンジ（仮称）の立地効果を活用した拠点の形成を図るとともに、その周辺地区の既成市街地を合わせた計画的な土地利用の誘導に努めます。

・歴史・文化・自然拠点の形成
法然寺などの歴史資源、仏生山公園や三谷地区の豊かな自然を生かした拠点の整備に努めます。

■南西部地域【鶴尾、一宮、檀紙、川岡、円座】

１ 地域の特徴と課題

・地域の人口は、近年、ほぼ横ばい状態で推移しており、年齢別では若年人口の減少と高齢者人口の増加が目立ちます。また、地域内には大規模小売店舗が立地し、特に出

人　口	０～１４歳	７，７３１人
	１５～６４歳	３４，４６３人
	６５歳以上	８，１４２人
	総　数	５０，３３６人
面　積(平成11(1999)年4月)		３３．８６㎢

人口は平成７年国勢調査による

作中間線の沿道に近隣商業的な土地利用が見られます。さらに、市街化区域内においても農地が残っており、今後の無秩序な開発が懸念されます。
このようなことから、国道１９３号や国道１１号沿道の適切な利用の促進、円座町や成合町などの近隣型商業地の交通基盤整備、計画的な市街地整備による良好な住宅地の供給が必要になっています。

・四国横断自動車道の東進と新たなインターチェンジの立地が予定されていますが、高速道路と連絡する地域高規格道路をはじめとする広域的な道路が未整備となっています。また、一宮地区においては、国道１９３号と高松琴平電鉄琴平線が交差していますが、交通の結節点として適切な利用がなされていません。
このようなことから、四国横断自動車道の高速大量交通体系の波及効果を適切に受けとめるための幹線道路の整備や周辺の環境整備が求められるとともに、都心部への車の流入を規制し、円滑な交通を確保するための交通結節機能の強化が求められています。

・地域内には、数か所に市営住宅が整備されていますが、建築後長期間を経過し、老朽化が進んでいるものが多くあることから、「市営住宅マスタープラン」に基づく再整備が必要となっています。

２ まちづくりの方向

・市街地の形成
既存の商業集積などを生かした、地域における生活サービス拠点の形成を図るとともに、人口集中地区や土地利用の現状を考慮し、計画的な土地利用の誘導に努め、新たな市街地の形成を促します。

・四国横断自動車道の延伸とインターチェンジの立地に対応したまちづくり
四国横断自動車道と連絡する地域高規格道路をはじめとする幹線道路の整備や周辺環境の整備を進めます。

・公共交通機関との結合機能の強化
国道１９３号をはじめとする幹線道路と高松琴平電鉄琴平線との結節点における結合機能の整備検討を進めます。

・老朽化している市営住宅の更新
田中団地については、将来的な住宅需要を的確に見据えた再整備に努めます。

■西部地域【香西、下笠居、弦打、鬼無】

人　口	０～１４歳	５，６１６人
	１５～６４歳	２３，６７４人
	６５歳以上	５，２８９人
	総　数	３４，５７９人
面　積(平成11(1999)年4月)		３７．２０㎢

人口は平成７年国勢調査による

１ 地域の特徴と課題

・本地域の人口は、伸びは鈍化しているものの、引き続き増加傾向にあり、特に年齢の高い世代の増加が目立っています。地域内には、本市における最初の地域老人福祉センターとして、平成１１(1999)年４月にふれあい福祉センター勝賀がオープンしたほか、御殿浄水場や衛生処理センター、香東川流域下水道の西部浄化センター、県総合運動公園、食肉センターなど、多くの公共施設が立地しています。
このようなことから、既存の公共施設の再整備や施設周辺の環境整備が必要になっています。

・本地域には、都心地域でのサンポート高松整備と関連して、ＪＲ貨物の貨物ヤードが移転立地

しています。また、都心地域とのネットワーク道路が地域北部に集中している一方、地域南部は、都心からの距離が近いにもかかわらず、交通利便性の低い地域となっています。
このようなことから、ＪＲ貨物ヤードの移転に伴う周辺道路基盤の整備や都心から地域南部に伸びる道路の整備が求められています。

・本地域は、海水浴のできる海岸線や五色台をはじめとする豊富な緑の残る山、河川など、自然資源に恵まれた地域ですが、これらの連携が十分ではなく、魅力的な資源として生かされていません。また、鬼無・下笠居地区を中心に、盆栽や果樹、園芸など、特色ある農業が行われています。
このようなことから、自然環境の保全に留意する中で、地域資源を生かした快適な自然環境の形成と特色ある産業の振興が課題となっています。

２ まちづくりの方向

・公共施設の整備、再整備、周辺環境等の整備による活用推進
食肉センター周辺の整備、衛生処理センターの再整備などを進めるとともに、御殿浄水場における香東川水系の水質保全による水道水源の安定的確保、流域下水道の整備による下水道の普及に努めます。

・ＪＲ貨物の貨物ヤード整備に伴う周辺道路基盤整備と幹線道路の整備
本地域内に移転するＪＲ貨物の貨物ヤード整備に伴う周辺道路基盤の整備を進めるとともに、本地域南部から都心南部に伸びる幹線道路の整備を進めます。

・特色ある産業の振興と快適な自然環境の形成
全国的にも有名な盆栽をはじめ、果樹や園芸など、特色ある産業の振興を図るとともに、海岸線や五色台、勝賀山、紫雲山などの自然環境の保全と活性化に努める中で、これらをネットワークすることにより快適な自然環境の形成を進めます。

■離島地域【女木、男木】

１ 地域の特徴と課題

・この地域の人口は、若者の島外への流出等により、減少と高齢化が進んでいます。女木・男木の両島は、備讃瀬戸のほぼ中央に位置し、中心市街地から近い離島として、豊かな自然と美しい景観を有し、女木島の大洞窟や男木島灯台資料館などの観光資源にも比較的恵まれており、本市が海を生かした特色ある都市づくりを推進する上からも貴重な存在となっています。

人　口	０～１４歳	５６人
	１５～６４歳	２９０人
	６５歳以上	２４４人
	総　数	５９０人
面　積(平成11(1999)年4月)		４．０７㎢

人口は平成７年国勢調査による

また、両島は、昭和３２(1957)年に「離島振興法」の実施地域として指定されて以来、本市の総合計画や「県離島振興計画」に基づき、離島航路に対する支援をはじめ、道路や港湾などの産業基盤施設や、海底送水管などの生活関連施設の整備が進められてきましたが、過疎化、高齢化が進む中で、医療施設をはじめとする生活関連施設の整備も重要性を増しています。
このようなことから、引き続き、基盤施設や生活関連施設等の整備を進めるとともに、自然環境の保全に留意しながら、島の特性を生かし、自然に親しめる市民の身近なレクリエーションの場として、活性化を図る必要があります。

２ まちづくりの方向

・「県離島振興計画」を踏まえた交通条件の改善や港湾の整備などの基盤整備
　女木港、男木港の整備を進めるとともに、引き続き離島航路の維持を図るほか、国民健康保険直営診療所や救急救助体制の整備により、交通・生活基盤を整えます。
・恵まれた自然を生かす中での既存観光資源の整備と活用
　人工海浜の整備を進めるとともに、鬼ヶ島おにの館をはじめ、島内の観光資源の連携を図りながら、瀬戸の鬼おにまつりなどのイベントを開催することなどにより、新たなレクリエーション拠点の形成を図ります。

付属資料

・新・高松市総合計画策定経過
・新・高松市総合計画（基本構想）案に関する諮問
・新・高松市総合計画（基本構想）案に関する答申
・高松市総合計画審議会委員
・２１世紀の高松・まちづくりビジョン(提言)［抜粋］
・２１世紀のたかまつを考える市民懇話会委員
・用語解説

新・高松市総合計画策定経過

期　日	会 議 等	概　　要
平成 9年　1.28～ 3.25	長期ビジョン策定基礎調査委託	
8.25～ 平成10年 3.25	新・高松市総合計画策定基礎調査業務委託	
8.28～ 9.16	企業アンケート調査	回答数：全国的企業本社247社（回収率16.5%） 高松市内の支社等209社（回収率51.1%）
9.30	２１世紀のたかまつを考える市民懇話会(第１回)	長期ビジョンについて協議
10.27	２１世紀のたかまつを考える市民懇話会(第２回)	長期ビジョンについて協議
11．4～17	市民意識調査	回答者2,277人（回収率45.8%）
11.15～12.25	長期ビジョンについて意見募集	応募件数56件（広報たかまつ、インターネット）
11.25～27	２１世紀の高松・まちづくりに関するグループヒアリング	８分野について、各分野の有識者・団体代表者と懇話会委員の意見交換を実施
11.27～12.14	２１世紀の高松・まちづくりに関する意向調査	有識者・団体代表者に調査票を送付し意向を把握 回答者70人（回収率41.2%）
12．8～ 平成10年 1.14	都市水準調査	全国類似都市との都市水準に関する内部調査
平成10年　1．7	２１世紀のたかまつを考える市民懇話会(第３回)	長期ビジョンについて協議
2．4	２１世紀のたかまつを考える市民懇話会(第４回)	２１世紀の高松・まちづくりビジョンの骨子について協議
3．3	２１世紀のたかまつを考える市民懇話会(第５回)	２１世紀の高松・まちづくりビジョン（素案）について協議
3.18	２１世紀のたかまつを考える市民懇話会(第６回)	２１世紀の高松・まちづくりビジョン（案）について協議
3.26	２１世紀のたかまつを考える市民懇話会(第７回)	２１世紀の高松・まちづくりビジョン（提言）について協議
3.31	２１世紀のたかまつを考える市民懇話会からの提言書の提出	市長に対し「２１世紀の高松・まちづくりビジョン」（提言）を提出
5.27	政策会議	新・高松市総合計画の策定について
6．1	策定要綱	新・高松市総合計画策定要綱を施行
6．5	策定部課長会議	計画策定の作業開始
7．1～ 9.30	新・高松市総合計画について意見募集	応募件数18件（広報たかまつ、インターネット）
7.28,29	都市課題セミナー	テーマ：・市民・行政のパートナーシップによるまちづくり ・ごみから日本が見えてきた ・高齢期・輝いて生きる ・観光の現状と将来展望 参加者：534人
8.31～ 9．4	策定に係る企画課長ヒアリング	

期　日	会 議 等	概　要
11.20～12．6	市長と市民との意見交換会	会　場：市役所、太田農協、西部広域スポーツセンター、仏生山公園体育館、サンメッセ香川、鬼無公民館、平和荘、香西公民館、女木公民館、高松テルサ、市民文化センター、一宮公民館、川島公民館、南部農協（14会場） 参加者：634人
平成11年　4．5～ 4.23	新・高松市総合計画第１次素案について検討	(元)２１世紀のたかまつを考える市民懇話会委員にも依頼（4.15～4.28）
6.21～ 7．2	第２次素案（基本計画各論）について検討	
8．2～13	高松市総合計画審議会委員公募（委員25人中5人）	応募者17人
8．3,5	(元)２１世紀のたかまつを考える市民懇話会委員と部局との意見交換会	新・高松市総合計画第１次素案について意見交換（2回開催）
8.11～17	第２次素案（あらまし、基本構想、基本計画総論、地域別まちづくり）について検討	
8.18	政策会議	新・高松市総合計画原案について（8.23決定）
8.30	高松市議会議員全員協議会	新・高松市総合計画原案を説明
9．6	高松市総合計画審議会（第１回）	新・高松市総合計画（基本構想）案を市長から諮問
9.15～10．1	新・高松市総合計画原案について意見募集	応募件数38件（広報たかまつ・インターネット）
9.27	高松市総合計画審議会（第２回）	基本構想案について審議
10．1	高松市総合計画審議会（第３回）	基本構想案について審議
10.25	高松市総合計画審議会（第４回）	基本構想案について意見の取りまとめ
11．4	高松市総合計画審議会（第５回）	答申案について協議
11.17	高松市総合計画審議会（第６回）	市長に対し答申
11.17	政策会議	新・高松市総合計画基本構想について（11.18決定）
12.15	平成11年第５回高松市議会定例会（総務消防常任委員会）	新・高松市総合計画基本構想を承認
12.20	平成11年第５回高松市議会定例会	新・高松市総合計画基本構想を原案どおり議決
平成12年　1．4～ 2.13	基本計画書、主要事業計画書の取りまとめ	
2.14	政策会議	新・高松市総合計画基本計画および主要事業計画について（2.17決定）

新・高松市総合計画（基本構想）案に関する諮問

高企第７１４７号
平成１１年9月6日

高松市総合計画審議会
会　　長　殿

高松市長　　増　田　　昌　三

新・高松市総合計画（基本構想）案について（諮問）

高松市総合計画審議会条例第１条の規定により、新・高松市総合計画（基本構想）案について、貴審議会の意見を求めます。

新・高松市総合計画（基本構想）案に関する答申

平成１１年１１月１７日

高松市長　　増　田　　昌　三　殿

高松市総合計画審議会
会長　　岡　市　友　利

新・高松市総合計画（基本構想）案について（答申）

平成１１年9月6日付け高企第７１４７号をもって諮問を受けた新・高松市総合計画（基本構想）案について、活発かつ精力的に審議を行った結果、おおむね適当なものであると認め、別紙のとおり答申します。

答　　申

高松市は、平成１２（２０００）年に市制施行１１０周年を、さらに、２１世紀がスタートする平成１３（２００１）年には市制施行１１１周年を迎えようとしている。

また、地球環境問題をはじめ、急速に進む少子・高齢化、価値観の多様化、男女共同参画社会への移行などの時代の潮流、さらには地方分権推進の動向や本年４月の「中核市」への移行、一段と厳しさを増す財政状況など、高松市を取り巻く環境は著しく変化している。

このような中、高松市は、四国における中枢管理都市としてのみならず、環瀬戸内海圏におけるリーディングシティとして、更に一層の飛躍発展が求められるところである。

この時期に当たり、現行の第３次高松市総合計画を全面的に見直し、２１世紀前半における高松市の都市づくりのための根幹的指針として、新・高松市総合計画を策定されることは、誠に時宜を得たものである。

市では、この計画の取りまとめに当たって、市民意識調査や市長と市民との意見交換会などを実施するとともに、当審議会委員について公募制を取り入れるなど、市民の幅広い意見を反映する工夫が行われてきた。

当審議会では、このようにして諮問された新・高松市総合計画（基本構想）案について、市民と行政が、それぞれの役割を自覚し、分担しながら、協働の精神により、魅力と活力あふれる都市づくりを進めることを念頭に置き、活発かつ精力的に審議を行ってきた。

その結果、新・高松市総合計画（基本構想）案は、高松市を取り巻く環境の変化等を踏まえ、新世紀において目指すべき都市像の実現に向け、取り組むべき主要課題への対応が位置づけられており、おおむね適当なものであると認められる。

なお、審議の過程において提出された多くの意見、要望を踏まえ、当審議会の総意として、次のとおり特に意見を付すので、総合計画に基づく施策の推進に当たっては、これらの意見を十分に尊重されるよう強く要望するものである。

総括的事項

１　まちづくりに当たっては、市民の自助努力の自覚を出発点として、市民がみずからすべきこと、行政が行うべきことの役割分担をしながら、市民と行政が協働して取り組むパートナーシップのまちづくりを進められたい。

２　瀬戸内海に面し、水際に立地するという本市の置かれた地理的条件や、城下町として栄え、四国の中枢管理都市として発展してきたという歴史を踏まえる中で、社会経済環境の変化に対応し、２１世紀を担う子どもたちが誇りに思えるような、個性あふれるまちづくりを進められたい。

３　人、物、情報が生き生きと交流することにより、にぎわいと活力を創出し、市民や訪れる人々が夢の持てるような、魅力あるまちづくりを進められたい。

４　計画の目標を明らかにするため、設定項目や方法等に配慮しながら、できる限り具体的な数値による目標を設定するとともに、一定の期間経過後にその達成状況を評価し、市民にわかりやすい形で公表されたい。

５　施策・事業の具体化に当たっては、非常に厳しい財政環境を踏まえ、長期的な視点に立ちながら、社会経済環境の変化に的確に対応できるよう、施策・事業の必要性、重要性等から優先度を明確にし、効果的・効率的な取り組みを進められたい。

個別的事項

１　環境共生型まちづくりへの転換

① 環境問題は、地球規模での課題となっており、市民が身近な環境について関心を持ち、みずからが地域の一員として自覚し、主体的に行動できるよう、環境学習や環境教育の推進、情報の提供、人材・組織の育成に積極的に取り組まれたい。

また、市においては、率先して環境保全に取り組むため、早期にＩＳＯ１４００１（環境マネジメントシステムの国際標準規格）の認証取得を進めるとともに、環境対策に関する効果の評価手法を検討されたい。

さらに、里山や森林などの貴重な自然環境の保全やビオトープの整備などに取り組まれたい。

なお、公共工事に当たっては、環境への影響に特に留意するとともに、できる限り早期に、市民に事業内容を周知されたい。

② 「ごみゼロ」に向けての取り組みが一層効果的に進められるよう、ごみの定期収集の有料化とともに、生ごみの減量や分別の徹底など、総合的な視点から、ごみの発生抑制や減量化・リサイクルに関するごみ処理施策の連携を図られたい。

また、ごみ問題についての意識とモラルの向上を図るため、幼児期からの環境教育、市民や生産部門への啓発活動を充実されたい。

さらに、平成１２年度から実施されるごみの新収集方法の実効性が上がるよう、これまでの分別による市民のリサイクル意識の定着を踏まえる中で、十分な啓発を行うとともに、市民との連携により、ごみステーションの適正管理や周辺美化を図るほか、ごみ処理コストを市民にわかりやすく周知されたい。

また、ごみの不法投棄の防止など、ごみの適正処理に関し、強力に指導されたい。

③ みどりのまちづくりについて、画一的なものでなく、それぞれの場所において特色を持たせることを考えながら、身近な公園の整備を推進するとともに、街路や公共施設、民間建築物の緑化を進めるなど、市民が実感できる豊かな緑の空間の確保に取り組まれたい。

なお、公園の整備に当たっては、市民が企画し、管理するなどの市民参加手法についても検討されたい。

また、下水道については、計画的な整備を推進するとともに、下水道の整備計画区域外においては、合併処理浄化槽の設置を積極的に促進されたい。

④ 市民が安心して安全に通行できるという視点に立って、生活道路の整備を進められたい。

また、環境にやさしい日常的な交通手段として、自転車が快適に利用できるよう、自転車乗用マナー向上のための施策を充実するとともに、駐輪場の計画的な整備をはじめ、自転車道など自転車の通行空間の確保、放置自転車対策などにより、自転車利用環境の整備を進められたい。

また、火災や災害などにおける消防や警察、医療機関など、関係機関相互の連携体制を充実されたい。

さらに、市民の墓地需要に応えるため、墓地の計画的な整備と適正な管理を図られたい。

⑤ 自然環境に配慮しながら、雨水利用の推進など、水の有効利用や循環利用を進めるとともに、水源確保策として、水利権との調整も含め、ため池の有効活用を図るほか、水源地域との交流を一層深めるなど、渇水に強く、水を大切にするまちづくりを進められたい。

２　少子・高齢社会にふさわしい福祉のまちづくり

① 女性の社会進出の増大や価値観の多様化などを背景とした出生率の低下による少子化の進行は、大きな社会問題となっていることから、長期的展望のもと少子化対策に積極的に取り組まれたい。

特に、安心して子どもを産み育てることができるよう、保育サービスの充実や女性が働きやすい雇用環境づくりなど、結婚や子育てに夢が持てるような社会に向けて、総合的な子育て支援施策を充実されたい。

なお、児童虐待問題への対応や子育てに不安のある親への支援にも留意されたい。

さらに、子どもが伸び伸びと遊ぶことができるよう、民有地での確保要請を含め、遊び場や交流の場の整備を進めるとともに、子ども同士のコミュニケーションや子どもと大人、特に高齢者との世代間交流を深めるための場づくりを促進する施策を検討されたい。

② 高齢社会の進展により、ますます人の健康や社会的弱者の救済が　重要となってくることから、ホームヘルプサービスをはじめとする在宅サービスの充実や老人福祉施設の拡充に努められたい。

また、介護保険制度の実施に当たり、保険サービスの対象外となる場合について、現行の福祉サービスの水準は後退させないなど、特段の配慮をされたい。

なお、介護保険制度による介護サービスが、利用者の希望に応じて、適正に提供されているかどうかの確認手法について検討されたい。

さらに、精神障害者の自立と社会復帰を支援するため、病院と家庭との中間に位置付けられる生活訓練施設（援護寮）などの社会復帰施設の整備について検討されたい。

公立病院として高度先進医療を担当すべき市民病院については、その施設・機能が限界に来ており、今後のあり方が検討されているが、存続させる場合には、新築移転について検討されたい。

また、毒物や食中毒などの緊急事態の発生時における医療機関や保健所、消防など、関係機関相互の連携体制の強化を図られたい。

③ 道路、公園、建物等について、高齢者や障害者、健常者などの区別なく、みんなが支障なく快適に利用できるユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、人にやさしいまちづくりを推進されたい。

④ 高齢者の豊富な経験や知識・能力が福祉活動や地域活動などに生かされるよう、市政の各分野において活動の機会や場を工夫されたい。

また、高齢者や障害者が、住み慣れた地域で目標を持って生活ができ、外に出る楽しみのあるまちづくりを進められたい。

なお、高齢者交通費の助成については、実質的に、一部の高齢者のみが恩恵を受けるなど、利用の公平性を欠いていると思われるので、抜本的な視点からの見直しを検討されたい。

３　心豊かな生活のための場と人づくり

① 基本的人権の尊重は、すべての人が心豊かに生活するための基本であるとの考え方から、今後とも基本的人権を尊重する社会づくりを進められたい。

また、男女共同参画社会の実現に向け、女性の社会参画をより一層促進するとともに、女性センターについては、男女共同参画の活動拠点としての位置づけにふさわしい呼称を検討されたい。

② 一人一人の個性を尊重し、心豊かな人間性を形成するため、ゆとりある教育が進められているが、基礎的、基本的内容を重視した上で、学力の低下を招かないよう十分に配慮するとともに、道徳教育や環境教育、福祉教育を推進するなど、学校教育の充実を図られたい。

なお、教育問題について多くの市民から意見を聞く場を設けるとともに、家庭における教育の重要性

を啓発するほか、不登校対策の充実を図られたい。

また、社会人を講師として活用するなど、教育に地域社会の力をより一層生かすとともに、広く地域のコミュニティの拠点として、学校施設の活用を検討されたい。

幼稚園および保育所については、子育て支援を推進するため、相互に連携を図り、弾力的な運営を検討されたい。

さらに、生涯学習においては、市民の学習ニーズに対応したソフト機能の充実が重要であり、レファレンスサービスの向上や図書館ネットワークによる連携など、図書館機能を充実するとともに、公民館などの既存施設について、地域の学習の場としての機能充実を図られたい。

③　自分の住んでいるまちに誇りと愛着が持てるよう、住民参加による文化財の調査・保存を工夫するなど、地域の歴史や文化遺産への関心を高めるとともに、高松の歴史と文化を広く紹介する文化大使的な人材を育成されたい。

④　消費者利益を守るための施策の拡充を検討するとともに、消費生活相談については、市民が利用しやすい時間帯に実施するなどの工夫をされたい。

4　豊かで活力あふれる産業の振興

①　中小企業の振興は、若者の定着や人口の増加、まちの活性化にもつながることから、産業構造の変革、消費者ニーズの多様化・高度化、環境問題などへの取り組みに対する実効性ある支援のあり方を検討するとともに、新たに事業展開を行おうとする意欲ある事業者やベンチャー企業に対する支援に努められたい。

また、中心市街地の空洞化が深刻な問題となっており、中心市街地の顔である中心商店街について、駐車場対策、空き店舗対策、営業時間の延長など、活性化への適切な対応を図るとともに、商店街の再開発に当たっては、街並みや住宅の整備をはじめ、若者はもとより、高齢者や子どもたちも安心して楽しく買物ができる環境づくりなど、多くの人々が、住み、集い、交流できる、にぎわい空間の形成を進められたい。

農林水産業については、低コスト化、高付加価値化の推進などにより生産振興を図るとともに、生産物の販路の拡大、流通機能の充実について検討されたい。

特に、農業について、安全性に配慮した有機栽培やおいしい米づくりなど、特色ある生産を促進するとともに、新規就農者への支援などによる農業後継者の育成・確保に努められたい。

また、ため池について、現在実施している実態調査の結果を踏まえた再編計画の策定と整備に積極的に取り組まれたい。

伝統工芸品については、芸術品としてのみならず、広く市民への普及を促進するとともに、伝統工芸品を展示、紹介する施設の整備を検討するほか、伝統を継承する人材の育成に努められたい。

②　交流人口の増加に果たす観光の役割は大きく、観光地のみならず、都市全体の持つ魅力により観光客を呼び込むことができるよう、まちづくりと観光振興を結びつけた取り組みを図られたい。

また、サンポート高松について、市民参加の手法も取り入れながら、観光と情報発信の新たな拠点として整備するとともに、海を活用した観光の振興を図られたい。

また、市民の主体的な取り組みによるまつりやイベントに対しても積極的に支援されたい。

さらに、新市民会館を中心に、関連施設のハード、ソフト両面における密接な連携によるコンベンション機能の整備充実を図られたい。

③　景気低迷の影響などにより、リストラの進行など、就業環境が悪化していることから、就業支援をより充実するとともに、勤労者の精神衛生対策にも留意されたい。

5　広域・交流拠点性の強化

①　当審議会において、最も多くの委員から意見のあった公共交通機関の充実・強化については、市において総合都市交通計画を策定することになっているが、高齢社会や地球環境の保全への対応も含めた長期的な展望のもと、軌道系施設のあり方や機能充実、コミュニティ・バス（循環バス）の整備と併せたバス路線網の再編、パーク・アンド・ライド方式の導入等の交通需要管理施策の推進など、将来の都市交通体系を見据えた計画とされたい。

　なお、総合都市交通計画については、国や県の対応分野との関連を踏まえるとともに、関係者や市民などの幅広い意見を聞く中で策定を進められたい。

　また、本格的な瀬戸内海三橋時代に対応するため、新幹線、フリーゲージ・トレイン（軌間可変電車）導入の促進など、広域・交流基盤の整備に努められたい。

②　サンポート高松については、２１世紀のまちづくりのシンボルゾーンとして、にぎわいと独創性のあるものとなるよう、更に検討されたい。

　また、市街地の再開発を一層推進するとともに、中心市街地外縁部における対応も含め、都心居住を促進するための施策を積極的に展開することにより、都心の再生を図られたい。

③　時代の変化を踏まえた都市計画区域のあり方や市街化区域・市街化調整区域の線引き見直しなど、計画的な市街地の形成を図られたい。

④　情報通信ネットワークの形成に伴う地域間の情報格差の解消により、地方中核都市の住み良さをさらに増進するため、より一層情報インフラを整備促進するとともに、市民の情報リテラシー（情報機器を活用し、コミュニケーションする能力）の向上の視点から、情報教育を進められたい。

⑤　岡山市をはじめとする備讃瀬戸広域都市圏における民間レベルも含めた連携・交流を進めるなど、都市間交流の一層の推進に努められたい。

　また、現在、国や地方自治体、民間が協力して進めている、地域と地域との交流連携のネットワークの拠点となる「まちの駅」構想についても検討されたい。

6　地域みずからのまちづくり

①　市民一人一人が地域の一員としての自覚と責任を持ち、地域活動に自主的に参加できるよう、市民の関心と理解を深めるための意識啓発に、より一層取り組まれたい。

　また、ボランティア活動をはじめとする市民公益活動の健全な発展を促進するためにも、行政は、市民の主体的な活動を支援する立場として、その対応に十分留意されたい。

　さらに、コミュニティ活動の中心的役割を果たす自治会をはじめ、地域における市民団体の活動の活性化や連携の強化を促進するとともに、地域活動推進のための人材育成を図り、連帯感のあるコミュニティづくりを進められたい。

②　まちづくりは、市民と行政とのパートナーシップにより取り組むことが重要であることから、市政への市民参画の拡大を基本的な考えとして、積極的な市政のＰＲや情報公開、広聴活動の充実に努めるとともに、設置が検討されているボランティア活動等市民活動の拠点センターを中心に、市民主体のまちづくり活動が促進できる方策について検討されたい。

また、厳しい財政状況を十分認識し、行政改革の推進に、より一層取り組み、最少の経費で最大の効果が発揮できる行政運営を行われたい。

なお、地方分権社会において、自立性を発揮しながら主体的・個性的なまちづくりを進めていくためには、行政能力の向上と財政基盤の強化が重要であり、行政区域の拡大による定住人口の増加も大きな要素であることから、周辺自治体との合併について検討を進めるとともに、都市イメージの再構築に取り組まれたい。

7　その他

① 市民と行政が共通の目標を持ってまちづくりを進めるため、新・高松市総合計画を広く市民に周知するとともに、まちづくりに対する市民の意見、特に、若年層からの意見を積極的に取り入れるための手法を検討されたい。

② 新・高松市総合計画の呼称については、当審議会等の意見を踏まえ、誤解を生じないような表現を検討されたい。

③ 新・高松市総合計画に掲載する資料については、最新のデータを使用されたい。また、図表・地図などを活用するとともに、脚注について、対象字句、説明内容を十分検討するなど、わかりやすい計画書とされたい。

なお、新・高松市総合計画の策定に係る市民の意見の反映方法など、策定の経過についても、わかりやすいようにまとめられたい。

④ この答申は、審議の過程において出された様々な意見を集約整理し、まとめたものであることから、基本構想の施策の大綱を具体化する基本計画の策定および個々の施策・事業の推進に当たっては、答申文をまとめる際のもとになった各委員の意見の趣旨を十分に汲み取るとともに、幅広い市民の意見を取り入れるよう工夫されたい。

高松市総合計画審議会委員

２５人（順不同）

	氏　名	役　職　等
会　長	岡　市　友　利	放送大学香川学習センター所長、香川大学名誉教授
副会長	髙　松　延　子	高松市婦人団体連絡協議会運営委員
委　員	生　越　重　章	香川大学工学部教授
	笠　　京　子	香川大学法学部助教授
	上　林　　匡	四国通商産業局総務企画部長
	深　見　親　雄	四国地方建設局企画部長
	有　岡　　宏	香川県企画部長
	石　川　ツヤ子	高松市民生委員児童委員連盟副会長
	大　西　冨美子	高松地区労働組合連合会事務局次長
	香　川　明　子	高松青年会議所会員
	兼　間　涼　子	特別養護老人ホーム副施設長
	高　尾　浩　江	第１０期たかまつ女性会議委員
	多　田　昌　弘	高松市医師会会長
	千　葉　規美子	高松市文化協会理事
	冨　田　紀久子	香川県中小企業家同友会副代表理事
	永　崎　吉　英	高松市連合自治会連絡協議会会長
	平　尾　満知子	香川県ボランティア協会事務局長
	星　川　榮二郎	高松商工会議所専務理事
	宮　崎　行　雄	中央地区農業協同組合長会会長
	宮　本　美枝子	平成９・１０年度まちづくりゼミナールゼミ生
	淺　井　　功	（公募）
	岡　　義　男	（公募）
	香　川　深　雪	（公募）
	坂　上　ハツ子	（公募）
	佐　藤　哲　也	（公募）

２１世紀の高松・まちづくりビジョンについての提言

１９９８年（平成１０年）3月３１日

高松市長　増　田　　昌　三　殿

２１世紀のたかまつを考える市民懇話会
会　長　　木 村　一　三

２１世紀の高松・まちづくりビジョンについて（提言）

当懇話会は、２１世紀における高松市のまちづくりビジョン等を検討し、市長に提言するため、昨年９月に設置されました。

当懇話会は、できる限り幅広い市民の意見をとらえることに主眼を置き、市において実施された市民意識調査や企業アンケートの調査結果を参考にするとともに、有識者・団体代表との意見交換会や調査票による意向調査を実施する中で、延べ７回にわたり会議を開催し、検討・協議を重ねた結果、別添のとおり、「２１世紀の高松・まちづくりビジョン（提言）」として、懇話会の考え方を取りまとめました。

２１世紀を目前に控え、今、社会経済動向は激しく変化するとともに、人々の価値観やライフスタイルなども多様化しており、古い仕組みから新しい仕組みへの転換と改革が進められようとしています。

このような情勢の中、地域の共通目標としての総合的な将来都市像を明らかにしていくことは、市民みずからが考え、みずから行動する主体的なまちづくり、個性あるまちづくりを進める上で非常に重要なことであると考えます。

もとより、まちづくりのビジョンは、様々な市民の思いに根ざし、かつ、市民の希望となるものでなければなりません。

この提言をまとめるに際し、意見交換会に御出席いただいた方々をはじめ、御協力をいただいた多くの方々に厚くお礼を申し上げます。

この提言が、高松市当局をはじめ、まちづくりに係わる様々な主体に受け止められ、２１世紀の高松市の活力と魅力あふれるまちづくりに役立つことを期待いたします。

２１世紀の高松・まちづくりビジョン（抜粋）

１　高松市の置かれている状況（省略）

２　まちづくりを進めるに当たっての基本的考え方

高松市では、これまで、２０００年を目標年次とした第３次高松市総合計画基本構想において、「人間尊重と市民生活優先」を都市づくりの基本理念とし、その目指すべき都市像を「やさしさと豊かさ、そして活力のある瀬戸の都・高松」に置き、同基本構想に基づく基本計画および実施計画により、各種の施策・事業が展開されてきた。

しかしながら、この都市づくりの基本理念も、主役である市民の主体性がより発揮され、より実践的なものへと高められることが求められている。また、都市像についても、この当時とは、時代背景が大きく様変わりし、高松市政を取り巻く諸環境も、前項において記述したように、新たな都市課題の現出をはじめ、非常に大きく変革していることから、改めて検討を要するものと考えられる。

言うまでもなく、まちづくりの主役は市民であり、「すべての市民にとって住み良いまち」、これがまちづくりの原点であり、理想である。この場合、「すべての市民」とは何かを考えておく必要がある。それは第一義的には、タックスペイヤー（納税者）であろう。この「納税者」には、当然、個人と法人（事業所・企業など）とが含まれる。しかし、納税者だけを市民と考えることはできない。

もちろん、納税者という言葉の中には、直接的な納税者だけでなく、家族などを含む間接的な意味合いのあることは当然であるが、このほかにも、毎日のように高松市外から訪れる通勤・通学者をはじめ、一時的に高松市に立ち寄る観光客なども、少なからず、高松市という都市を体感しており、何らかの形で都市サービスを享受している立場にある。

開かれた都市にとって、それは必要不可欠であり、これらの者に対するまちづくりも、また重要な視点である。

このようなことから、「すべての市民」には、より広範な意味を包含すべきであるし、まちづくりは、このような広範な市民と行政との共同作業で行われなければならないと考えるものである。

この前提に立ち、今後のまちづくりを進めるに当たって、特に配慮すべき最も重要な考え方を次のとおり整理することとした。

□まちづくりを進めるに当たって、特に配慮すべき最も重要な考え方　　～市政への市民参画の拡大～

民主主義、それは国民に主権が存することであり、地方自治においては、住民（市民）に主権が存することでなければならない。現在、日本においては、この民主主義を代表制民主主義、議会制民主主義として間接民主制という形で制度化されている。つまり、地域の共通課題の解決なり対処方策を市民の代表者（長と議会＝自治体組織）に信託することにより、市民の生活の安寧と福祉の向上が図られることとしている。

国が議院内閣制（国会議員の中から内閣総理大臣を選ぶ。）を採っているのに対し、地方自治体においては、大統領制（市民が直接、公務員〔執行機関である長と、それを監視チェックする機関としての議会（議員）〕を選ぶ。）が採用されている。

また、この間接民主制の短所を補完する形で、市民に長や議員などの解職請求、また監査請求などの直接請求制度が担保されている。

一方、自治体の政策決定は、法制度上の位置付けに基づく団体意思の決定（主に執行機関の意思表示に対する議会の議決）と機関意思の決定（長あるいは議会などの機関独自の意思決定）という形で行われており、それに基づき、様々な施策・事業が展開されている。

しかしながら、現実には、これらの直接請求制度が広く活用されない状況にある。また、政策決定過程、特に市民が利用する施設や深く係わる事柄に関する政策決定過程が判然としないことなどから、前述の「市民の信託」は、包括的、理念的に運用され、必ずしも、市民の意思が十分かつ適切に行政運営に反映されているとは言えないと考えられる。

このようなことから、これまで、全国の自治体でも様々な工夫が行われ、住民の意思をいかに直接的に行政運営の中に反映させるかということについて、議会との係わりに配慮しながら制度化され、実施されている。

それは、審議会などの附属機関や公聴会などの法的機会をはじめ、任意に設置される協議会や懇談会、また、市政モニターや各種のアンケート・ヒアリング、提言・意見募集、個別事業実施段階での意向把握など、様々である。

これらの手法に対し、なおかつ形式的、手続的であるとの批判が多いことも事実である。

当懇話会としては、現行の法制度を踏まえつつ、真に民主主義的な行政運営が行われるよう強く期待するものであり、より直接的、具体的な形で、市民主体のまちづくり、市民主権のまちづくりが進められなければならないと考えるものである。

そのための方策として、特に、高松市において政策を検討する段階から決定に至る過程への、実質的な市民の参画が実現できるシステムの整備を求めるものであり、更に施策・事業の実施段階における様々な工夫により、まちづくりが広範な市民と行政との共同作業であることを実証されることを望むものである。

この市政への市民参画の拡大を進めるに際しては、次の３つの視点に配慮する必要がある。

第１点は、自助・共助・公助の視点に立ったまちづくりである。

懇話会の委員からの意見やグループヒアリングにおいて、「行政におねだりしている間は、本当の意味でのまちづくりはできない。」「行政がやってくれるのを待つのみではなく、自らがまちづくりに参加する社会でなければならない。」「権利と義務の自覚が必要である。」などの発言があり、表現は異なるけれども、そこには一種の共通したものが感じられた。

真の民主主義を達成するには、市民の弛まざる努力と、行政の意識改革が強く求められる。そして、民主主義を維持するためには市民の不断のバイタリティが必要であり、行政への安易な甘えは許されない。市民は、強い自助努力の自覚を出発点として、社会性、公益性を持つものについて、共助・公助の役割を明確にし、対処すべきであると考える。

このことにより、まちづくりは、市民が自らの責任ですべきこと（自助）、地域社会が共同してすべきこと（共助）、そして「公」がすべきこと（公助）の「自助・共助・公助」の意識を広く浸透させることが重要な鍵を握るものと言える。

他方、行政においても、どのようにすれば最少の経費で市民の満足を最も高められるかを常に考えておかなければならない。その場合、決して、市民の感覚と遊離した役所の論理であってはならないと考えるものである。

第２点は、情報公開と情報提供である。

市民に市政への積極的な参画と自助・共助・公助の視点を求めるためには、行政のアカウンタビリティ（説明義務・責任）を念頭に置いた情報公開と適切な情報提供が不可欠である。

高松市においては、広報たかまつなど、各種の広報媒体を通じた様々な情報提供をはじめ、１９８６年には、公文書の公開に関する条例を制定するとともに、公文書公開コーナーが設置されるなど、情報提供と情報公開に努められているが、公開制度の運用において、不十分さが指摘されているところである。

また、このたび、個人情報の適正な取り扱いと個人情報に関する権利等を定める個人情報保護条例が制定されたが、この条例の運用との関連、また、国において、現在、検討されている情報公開法の制定動向などを踏まえながら、この機会に、情報公開制度の見直しと更なる情報提供を進めることが必要であると考える。

第３点は、「共生」の視点である。

ここで言う「共生」とは、従来の生物学上のものと異なり、社会生活上、緊密な関係や同じ立場、また、対立関係にあるものなど、様々な概念のものが、互いに共同して生活を営む上において、自覚すべき必要な視点であり、近年、主張され始めてきた考え方である。

例えば、それは、環境・循環との共生であり、社会との共生であり、コミュニティにおける共生であり、ノーマライゼーション（障害者や高齢者など、社会生活上のハンディキャップを持った人々が、同じ社会の構成員として、健常者と共に生活し、活動できる社会づくりの理念。）でもある。また、外国人との共生でもあり、男と女の共生である。

このような、共に身近な生活共同体であるとの考えに基づいた「共生」の視点を、市民と行政が深く認識し、まちづくりが進められなければならない。例示した共生の視点は、それぞれが重要な政策課題になり得るものであり、後述の意見を踏まえ、適切な対応を望むものである。

特に、「男女の共生」については、世界的な意識の高まりの中、高松市においても、昨年１２月の男女共同参画都市宣言に基づき、その推進が強く求められるところであるが、男女が共同して様々な課題に対処できる環境やシステムづくり、女性が能力を発揮でき、仕事と生活が両立できる社会環境の整備、女性の視点を取り入れたまちづくりなどに留意しながら、男女共同参画社会ー男女共生社会への移行を目指す必要がある。

以上、まちづくりを進めるに当たっての基本的考え方を記述したが、これらの考え方については、今後、策定作業が進められることとなる新しい総合計画の基本構想における「都市づくりの理念」なり「目指すべき都市像」の検討において、最大限に尊重されることを望むものである。

３　２１世紀のまちづくりに向けて取り組むべき重要な施策課題

前項の「まちづくりを進めるに当たっての基本的考え方」において、現行法制度における行政システムを踏まえつつ、特に配慮すべき最も重要な考え方として、「市政への市民参画」を挙げ、そのためには、①自助・共助・公助の視点に立ったまちづくり、②情報公開と情報提供、③共生の視点の３点が重要であると記述したが、これらの考え方は、（幅広い分野の）市民と行政が共にまちづくりを進めていく上において、

各施策分野に共通して必要な認識事項であり、これらを土台にして、市政各般の施策・事業が展開されるべきものと考える。

そこで、その考え方を次のように整理した。なお、それらの関連については、市民の厳しい目と温かな心を一杯に受け、大地にしっかりと根差したまちづくり、決して倒れない立派な大木として、未来（都市像）に向かって大きく育っていくまちづくりをイメージした（別紙連関図参照**＝省略**）。この段階において、市民は、みずから土となり、時に雨となり、時に太陽の光となり、まちづくりに深く参画するものである。

〜具体的な施策課題の設定およびその展開の考え方〜

1）しっかりとした制度上の土台の上に立って、
2）市政への市民参画が広く行われること
3）そして、それぞれがみずからまちづくりを進める自覚を持ち、
4）様々なものとの共生の視点に立った地域社会づくり、
5）そのためには、開かれた行政が必要であり、可能な限りの情報公開と情報提供が行われる、ことが前提として必要であると考える。

このような働き（機能）が、まちづくりの重要な養分となり、その上に立って、まず自治体みずからが、自主性、自立性を発揮し、地域みずからのまちづくりを着実に進めることが必要である。

そして、具体的な施策展開は、まず何よりも地球に生きる人間として、環境との共生を考えることがベースとなるものであり、環境共生型まちづくりへの転換を図ることが強く求められる。

次いで、市民の日常生活を営む上における様々な施策・事業の展開が必要であり、今、非常に大きな社会現象となっている高齢化・少子化をにらんだまちづくり、弱者に配慮したまちづくりなど、高齢・少子社会にふさわしい地域社会づくりを進めなければならない。

そして、この地域に住む市民にとって、ゆとりを持って心豊かな活動ができる環境や条件の整備、また、それらを支える人づくりが重要である。

そのためには、経済活動が不可欠であり、都市の活性化のためにも地域産業の活性化は重要な課題である。

これらをもとに、時代の流れである広域化、グローバル化、ボーダーレス化に対応し、都市間競争、地域間競争に打ち勝つため、高次都市機能や都市基盤の整備を進め、広域・交流拠点性を強化しなければならない。このことは、都市全体としての魅力と活力を増し、結果的に市民の福祉向上につながるものである。

以上の考え方をもとに、市民と行政との共同作業によるまちづくりを進め、都市像に向けて一歩一歩着実に進んでいかなければならないと考えるものである。

なお、これらの考え方を具現化する都市像の目標時期としては、おおむね２０年程度先を想定するものである。

このようなことから、これまで記述してきた、「高松市の置かれている状況」、「まちづくりを進めるに当たっての基本的考え方」を踏まえ、懇話会の会議およびグループヒアリングや意向調査、市民意識調査や企業アンケート結果などにおいて提起された事項のうち、当面、１０年程度先までを目指し、具体的な形で取り組むべき市政の重要な施策課題と、その対応方向を、特に重要であると考えられる次の６つの分野に分け整理した。

（1）環境共生型まちづくりへの転換
（2）高齢・少子社会にふさわしい地域社会づくり
（3）心豊かな生活と人づくりの展開
（4）地域産業の活性化
（5）広域・交流拠点性の強化
（6）地域みずからのまちづくり

それぞれの分野ごとの意見を以下のとおり記述する。

なお、各課題は、現実の状況と同様、相互に関連・影響し合っており、政策立案に当たっては、地方自治体としての総合性を発揮した取り組みを望むものである。

（1）環境共生型まちづくりへの転換（以下、項目のみ掲載）

①地球環境と共生できる社会生活の推進
②ごみ問題と循環・リサイクル
③クリーンエネルギー
④都市アメニティの向上
⑤安全で安心な生活環境の整備
⑥快適な自転車利用の環境づくり
⑦渇水に強いまちづくり
⑧海とのふれあいを大切にし、海を生かしたまちづくり

（2）高齢・少子社会にふさわしい地域社会づくり

①保健・医療・福祉の連携と福祉施策の拡充
②高齢者や障害者が安全に安心して暮らせる生活空間づくり
③高齢者や障害者が活動できる機会と場の確保
④子供を産み育てられる環境づくり

（3）心豊かな生活と人づくりの展開

①うるおいとゆとりの実感できる生涯学習環境の整備
②芸術・文化の振興
③レジャー・レクリエーションの場の充実
④個を見詰めた教育
⑤高等教育機関の充実
⑥消費者の保護と教育
⑦コミュニティ意識の育成

（4）地域産業の活性化

①経済のグローバル化、サービス化、高度情報化の進展などによる産業構造の変化に対応した地域産業の振興
②支店経済活動のための条件整備
③地場産業の育成と競争力の向上
④ 観光・コンベンションによる地域情報の発信

（5）広域・交流拠点性の強化

①環瀬戸内海圏の中核的都市としての高度な都市基盤・都市機能の整備
②総合交通体系（陸・海・空）の充実
③公共交通網（公共交通機関）の整備
④市街地の再開発
⑤情報通信機能・基盤の強化
⑥都市間交流、国際交流

（6）地域みずからのまちづくり

①地方分権、地方主権の動向を踏まえての地域づくり
②中核市への移行と行財政能力の充実強化、行政の効率化
③近隣市町との合併の推進
④地域アイデンティティ、都市イメージの再構築
⑤都市構造・土地利用
⑥大ブロックの考え方を取り入れた地域づくりの方向性

４　特記事項（項目のみ記載）

（1）まちづくり市民センター（仮称）について
（2）政策目標の数値設定について
（3）西暦２００１年、市制施行１１１周年の記念について

その他個別意見（省略）

２１世紀のたかまつを考える市民懇話会委員

１５人（順不同）

	氏　　名	役　職　等（委員就任時）
会　長	木　村　一　三	弁護士
副会長	石　丸　尚　志	香川経済同友会専務常任幹事・事務局長
委　員	明　石　安　哲	四国新聞社論説委員
	池　田　知　子	主婦
	池　田　裕　子	主婦
	木　下　麻奈子	香川大学法学部助教授
	佐　藤　好　美	建築家
	塩　崎　健　二	四国電力株式会社取締役地域開発部長
	利　国　誠　子	青年
	中　山　千　晶	公認会計士
	藤　田　千代子	特別養護老人ホーム岡本荘園長
	本　田　道　夫	香川大学経済学部教授
	増　田　拓　朗	香川大学工学部創設準備室・農学部教授
	森　田　陽　子	香川県明善短期大学助教授
	八十川　睦　夫	香川大学経済学部教授

用　語　解　説

ページ

C

ＣＡＴＶ 18
光ファイバーケーブルなどを利用した特定地域対象の有線放送テレビ。自主制作を含む様々な番組を多チャンネルで放送する。ケーブルの有する大容量と双方向機能を活用し、放送と通信サービスを総合的に提供するメディアとして期待されている。（Cable Television） 19 176 190 192

I

「ｉ」案内所 15
観光案内所に併設され、外国人観光客に対する観光案内などを行う機能や場所。informationの頭文字を標式化して使用している。 142 144 199

ＩＳＯ９０００シリーズ 134
国際標準化機構（ＩＳＯ）が制定した物やサービスの品質保証に関する国際規格の総称で、事業所における品質管理システムの国際的統一規格として、ＩＳＯ９０００シリーズが定められている。

ＩＳＯ１４０００シリーズ 32
国際標準化機構（ＩＳＯ）による環境に関する規格の総称。中でも、事業所において環境管理システムを構築する際の共通の基準として、ＩＳＯ１４００１が定められている。（**ＩＳＯ**：International Organization for Standardization） 134

L

ＬＡＮ 110
構内情報通信網。同一建物や同一敷地内など、比較的狭い範囲で、パソコンなどのコンピュータを通信回線で接続し、相互にデータやプログラムをやりとりするネットワーク。（Local Area Network） 194

ページ

P

ＰＦＩ 193
社会資本の整備や質の高い公共サービスの提供に当たって、可能な限り民間の資金や経営方法を取り入れる手法。イギリスで始まり、日本では、平成１１(1997)年にＰＦＩ推進法（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律）が制定された。(Private Finance Initiative)

T

ＴＭＯ 132
中心市街地における商業集積を一体としてとらえ、業種構成、店舗配置等のテナント配置、基盤整備、ソフト事業を総合的に推進し、中心市街地における商業集積の一体的かつ計画的な整備を運営・管理する機関。（Town Management Organization） 135

ＴＭＯ高松事業構想 132
ＴＭＯである高松商工会議所が、高松市中心市街地活性化基本計画の商業等の活性化のための事業を踏まえて策定したもの。（商店街アーケードやカラー舗装の整備などのハード事業と空き店舗対策事業やショッピングバスモデル事業などのソフト事業の１３事業が考えれている。）

W

ＷＡＮ 194
離れた場所にある事務所等に設置されているＬＡＮ同士を、専用回線などにより相互に接続する広域のネットワーク。（Wide Area Network）

あ

アイドリングストップ運動 30
必要以上の暖気運転、運転者が車から離れている間や荷物の積み降ろしの間等、不要と考えられる場合において、自動車のエンジンを停止することの励行を推進する運動。

い

一部事務組合 36
普通地方公共団体および特別区が、団体の事務等の一部を共同処理するために設ける地方公共団体の組合。現在、本市が構成団体となっている一部事務組合には、高松地区広域市町村圏振興事務組合がある。 37 39 40 69

インターネット 117
コンピュータ同士を接続するための共通のルール（インターネットプロトコル）によって接続された世界的なネットワークの総称で、平成１１(1999)年７月現在の統計では、全世界で約５，６００万台のコンピュータがこのネットワークに接続されており、様々な情報の発信や交換などが行われている。 143 151

インターネットホームページ 19
世界規模の通信ネットワークであるインターネット上で公開提供されている事業所や個人の情報閲覧場所（画面）。 190 196

え

エコマイスター 9
環境基本計画の中で位置づけた「環境の達人」という意味の言葉で、高松市における環境行動を広げ、高めていくためのリーダー 32 33

お

オープンスペース 25
都市の中で、建物などがないゆとりのある空間。一般的には公園、広場、河川、海浜、緑地、農地などを指す。

屋外広告物 14
常時または一定の期間継続し、屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙、はり札、広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、また表示されたものならびにこれらに類するもの。市では条例を制定し、一定の基準を設け規制している。 46 193

か

カープール、バンプール 164
相乗りの形態で、乗用車による相乗りをカープール、バンによる相乗り（相乗りの人数が多い場合）をバンプールという。

介護療養型医療施設 90
介護保険による施設サービスを提供する施設の一つ。療養型病床群等を有する病院であって、入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理下で介護等の世話や機能訓練その他必要な医療を行うことを目的とする施設。

開放系循環方式 66
下水処理水を河川等に流入させ、河川水等と組み合わせて再利用する方法

(財)香川県暴力追放運動推進センター 58
「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」の施行にあわせ、平成４(1992)年３月に発足。県警察本部、県弁護士会と連携し、暴力追放相談事業、被害者保護救済事業等を行っている。

香川中央地方拠点都市地域 16
「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律」（平成４(1992)年６月制定）に基づき、拠点都市地域の整備等を推進するため、高松市を含む４市１８町で構成される地域。 196

環境リスク 30
化学物質などによる環境汚染が、人の健康や生態系に好ましくない影響を与えるおそれ。

環状線 17
都市の一部または全部を囲む形で、都心に用のない交通を迂回させたり、都心部へのアクセス（接近）を効率化させることを目的とする道路。 157

き

機関委任事務 193
自治体の首長などが個別法令の委任により処理する国の事務のこと。地方分権推進一括法の成立により、平成１２(2000)年４月に機関委任事務は廃止され、自治事務と法定受託事務の２種類に振り分けられる。

救急医療情報システム 85
救急医療施設から診療の可否、空床の有無に関する情報を収集し、医療機関、消防機関等に提供を行い、初期から第３次までの救急医療体制をより円滑に機能させようとするシステム。県において平成７（1995）年９月から運用開始。平成１１（1999）年３月からは、広域災害時の対応も含めたインターネット型情報システム（かがわ救急医療情報ネットワーク）に再構築された。

く

クリーン高松 14 30
各地区衛生組合協議会等が中心となった清潔でうるおいのある郷土づくり運動。地区内の道路等の空き缶など、散乱ごみの清掃を実施するとともに、日常生活における身近な環境美化意識の高揚を図っている。

グリーン購入 9 32
環境への負荷の少ない製品（エコマーク・グリーンマーク製品など）やサービス等の購入。グリーン購入を促進するためのガイドラインや環境保全商品の情報をまとめたガイドブックなどが、グリーン購入ネットワーク（企業や民間団体、行政により、平成８(1996)年２月に設立）によって作成されている。

け

建築協定 43 174
良好な住環境などを維持・向上するため、区域の所有者等の全員合意のもとに定める建築規制等の協定。

下水道普及率 25 49 50
公共下水道が整備されている区域内の人口が、市内の全人口に占める割合。

減歩 169 173
土地区画整理事業において、基盤整備による生活環境の向上の見返りに、道路・公園等の公共用地として、土地所有者等から土地の一部を提供してもらうこと。公共減歩と保留地減歩がある。

こ

コージェネレーション 31
一つのエネルギー源から熱と電気など二つ以上の有効なエネルギーを取り出して利用するシステム。石油や天然ガスなどの燃料を燃やしてタービンを回して発電し、その廃熱で暖房、給湯を行うことで総合熱効率が８０%以上になる。

公共施設利用総合情報システム（タカマツ・シティ・ネット） 13 19 117 119 122 194 195
公共施設（県の施設を含む）をコンピュータ・ネットワークで結び、施設の情報提供や予約などを行う情報通信システム。本市では、タカマツ・シティ・ネットの愛称で、平成１０(1998)年４月から運用開始している。

交通需要マネジメント 30 164 165 166
自動車による道路の混雑を緩和し、大気汚染を減らす対策として生まれてきた考え方。規制だけでなく、自動車以外の移動手段に誘導しようとする総合的な対策。

こどもエコクラブ 9 32
環境庁が主管する小中学生ならだれでも参加できる環境活動を行うクラブ。

コミュニティ 19 20 184 187
生活の場において、市民としての自主性と責任を自覚した個人および家庭を構成主体として、地域性と各種の共通目的を持った集まり。生活共同体、地域社会共同体。

コミュニティ・バス 17 99 161 164
路線バスとタクシーの間を埋める公共交通機関で、交通不便地域や高齢者・障害者対応を前提としたバスのこと。特徴は、行政が財源を補助したり、みずから計画することが多く、バス停間隔が通常より短く、歩行困難を伴う人にも乗りやすくなっている。

コンベンション 15
人が非日常的に、物・情報・文化等の共通目的を持って一定の場所に集合する催し。大会、会議、学会、研修会、講演会、見本市、展示会、博覧会。イベント、まつりなども含む。 16 130 142 145 146 169 177

合流式下水道 49
汚水、雨水を同一の管渠（下水管）で排除する方式。古くから下水道処理を行っている区域（市中心部）で採用されている。現在新たに整備している地域は、汚水と雨水を別々に排除する分流式により整備を進めている。

さ

サイクル・アンド・ライド 18
駅まで自転車を利用して、鉄道に乗りかえる手法。 164 166

産業廃棄物管理票（マニフェスト） 41
産業廃棄物による事故や環境汚染、不法投棄などを防止することを目的として、排出事業者がその責任において廃棄物の性状や排出、運搬および処分に関する一連の流れを管理、確認できる伝票。排出事業者は廃棄物の運搬または処分を委託する場合，廃棄物の種類にかかわらず産業廃棄物管理票を収集運搬業者または処分業者に交付することが義務づけられている。

３段階の学習圏 102
生涯にわたる学習活動の条件整備を効果的にするため、市民が「いつでも　どこでも　だれでも」学べる生涯学習社会を目指した生涯学習基本計画において設定した圏域。全市学習圏、ブロック学習圏、地区学習圏がある。 113

サンネット高松 16
高松市、三木町、牟礼町、庵治町、塩江町、香川町、香南町、直島町、綾上町、綾南町、国分寺町の１市１０町を圏域とする広域都市圏の愛称。「サン」は太陽と讃岐を、「ネット高松」は高松広域都市圏１市１０町のネットワークを意味している。 37 53 112 115 119 124 189 196 197

サンネット高松連携推進協議会 115
高松市と周辺１０町の広域都市圏（サンネット高松）における共同連携事業の推進など、行政区域を越える広域的な連携拡充を図りながら、一体的かつ総合的な広域都市圏の形成を目指すことを目的として、１市１０町の議会を含めた行政関係者や住民などで設立した組織。 184 197

し

市民トイレ 60
市民が広く気軽に利用できるよう、市が指定した民間施設内トイレ。市街地における公衆便所の不足を補うため、民間施設管理者の協力のもと、市民トイレとして指定することにより、市民生活の利便と公衆衛生の向上に寄与している。

商店街カードシステム 132
買物金額に応じて点数が付与・加算されるポイントカード（顧客への利益還元による集客力強化と顧客データベースの構築が図れる。）などのカードを利用した商品販売システム。

商店街ＰＯＳシステム 132
商店での販売時点における商品売上げ情報を収集、登録、蓄積、分析し、売上げ管理、在庫管理、商品管理などを総合的に行うことができる商品情報管理システム。（**ＰＯＳ：**Point Of Sales）

シルバーハウジング・プロジェクト事業 11
高齢者の身体的特性を考慮した構造と緊急通報システムなどの設備を備え、生活指導・相談や緊急時の対応等を行う生活援助員を配置した高齢者世話付き公営住宅の供給を推進する事業。 97

新交通管理システム（ＵＴＭＳ） 18
安全・快適で環境にやさしい交通社会の実現に向け、交通情報提供システム、公共車両優先システム、車両運行管理システムなど総合交通管理を目指した警察庁のプロジェクト。(Universal Traffic Management System) 164

自治事務 193
法定受託事務以外の自治体の責任で処理する事務のこと。自治事務は、法令に違反しない範囲で条例を制定することができる。

「人権教育のための国連１０年」 105
平成６(1994)年１２月の国連総会において、平成７(1995)年から平成１６(2004)年までの１０年間を「人権教育のための国連１０年」とすることが決議された。この中で「人権教育」は「知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」と定義されている。

す

水質改善推進モデル地区 8
生活排水による河川などの水質汚濁を防止するため、地域ぐるみで生活排水対策の取組みを行うモデル地区。 30

スプロール化 151
市街地が無計画に郊外に拡大し、虫食い状の無秩序な市街地を形成すること。

せ

生活習慣病 81
食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、疾病の発症や進行に深く関与する病気の総称。これまで成人病として扱われていた、がん、脳卒中、心臓病などに加えて、肝疾患、骨粗しょう症などが含まれる。 111

瀬戸内海環境保全知事・市長会議 29
広域的な相互協力によって瀬戸内海の環境保全を図るため、沿岸関係１３府県５政令市７中核市の知事、市長により構成する会議。

線引き 174
都市計画法に基づく市街化区域・市街化調整区域の区域区分のことで、都道府県知事が都市計画として定める制度。

全国子どもプラン 112
夢を持ったたくましい子どもを育てるため、平成１４(2002)年度の完全学校週５日制の実施に向け、平成１３(2001)年度までに地域で子どもを育てる環境を整備し、親と子どもたちの様々な活動を振興する体制を整備する文部省の計画。 114

そ

総合設計制度 15
敷地内に公開空地を確保した良好な建築計画に対して、容積率の割り増し、斜線制限等の緩和を行い、市街地環境の整備改善を図る建築基準法上の制度。 171

た

高松市特定優良賃貸住宅制度要綱 25
平成１１(1999)年４月の中核市移行に伴い、特定優良賃貸住宅（別脚注）の供給に関する基本的事項を定めた要綱。

高松地区広域市町村圏振興事務組合 16
高松市、三木町、牟礼町、庵治町、塩江町、香川町、香南町、直島町、綾上町、綾南町、国分寺町の１市１０町によって、総合老人ホームやし尿・ごみ処理、介護保険介護認定審査などを共同処理するために設けられた特別地方公共団体。 37 39 40 56 69 91 95 177 196 197

高松丸亀町まちづくり(株) 15
高松丸亀町商店街振興組合、高松市などが出資する第３セクターで、丸亀町商店街Ａ街区、Ｇ街区市街地再開発事業の企画への参画・事業推進などを行う組織。 132 135

ち

地域高規格道路 3
高速道路などの高規格幹線道路網と連携して「地域集積圏」の形成、集積圏相互の交流の促進、交通拠点等との連結を図る道路。その機能・役割から、沿道や交通の状況に応じて、４車線以上６０～８０㎞／時間の速度サービスを提供できる質の高い道路。 153 155 156 208

地区計画 5
市街地の良好な環境形成を図るため、小規模な地区を単位として、公園などの配置や建築物のつくり方、景観形成など、住民の意向をもとに市町村が都市計画として定める制度。 171 174 175

ちびっこ広場 10
所有者から借り受けた空き地を活用した、子どもたちの身近な遊び場。市独自の制度。 15 43 76 171

痴呆対応型共同生活介護（痴呆性老人グループホーム） 89
要介護者であって痴呆状態にある者（著しい痴呆症状がある者を除く。）に対し、共同生活を営む住居で日常生活の世話や機能訓練を行う形態。共同生活を営む住居を「グループホーム」と呼ぶ場合もある。

中核市 72
人口３０万人以上、面積１００㎢以上の自治体に政令指定都市に準じた事務権限を認める制度で、本市は平成１１(1999)年４月に移行した（全国で２５市が移行）。 184 189 193

中間処理施設 34
廃棄物を減量化、減容化、無害化、安定化するため、最終処分に先立って破砕、圧縮、焼却、堆肥化などの処理を行う施設。代表的なものとして、ごみ焼却処理施設や破砕処理施設がある。 36

駐車場案内システム 18
交通渋滞の解消と利便性の向上を図るため、駐車場の入出庫状況を自動的に把握し、道路上の表示板に掲示することにより、車で訪れる人を駐車場まで案内誘導するシステム。 164

て

低公害車 30
電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車など、大気汚染物質（窒素酸化物、粒子状物質など）や二酸化炭素の排出量を削減する目的で開発された自動車の総称。 36

テナント・ミックス 135
多様な規模、業種・業態の店舗を計画的に集めて配置すること。 204

と

特定非営利活動促進法（ＮＰＯ法） 184
ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動（法で定める１２の活動分野における不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動）を行う団体に法人格を付与すること等により、特定非営利活動の健全な発展を促進し、公益の増進に寄与することを目的とする法律。一般に、非営利活動を行う団体をＮＰＯというため、この法律を通称ＮＰＯ法という。平成１０(1998)年１２月１日から施行。（**ＮＰＯ**：Nonprofit Organization）

特定優良賃貸住宅 15 25 52 171 174
民間により、中堅所得者層を対象に建てられる居住環境が良好な賃貸住宅。（供給計画の認定を受けると建設費の一部に対する助成等がある。）

都市型住宅 5 14 15 167 171 203
土地の高度利用を図り、多様な居住者に対応し、様々な施設を複合化した住宅です。再開発ビルにおける中高層階の住宅など。

都市計画マスタープラン 174 203
地域の実情に即した将来像や都市整備の方針を示した今後のまちづくりの基本構想

都市景観アドバイザー 46
都市景観条例の円滑な推進を図る上で、建築物、広告物等の都市景観に調和したデザイン、色彩、緑化等のアドバイスを行うため、市が委嘱した専門家。

都市景観形成地区 15 46 47 48
重点的に都市景観の形成を図る必要があり、都市景観条例に基づき市長が指定した地区。

都市景観まちづくり協議会 46
一定地域の大多数の住民に支持され、都市景観の形成を図ることを目的として、活発な都市景観活動を行う団体。都市景観条例に基づき市長が認定する。

な

難病 83
原因不明、治療方法が未確立で後遺症を残すおそれが少なくない疾病や、経過が慢性にわたり、経済的な問題のみならず家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病。

に

西日本中央連携軸沿線都市連携推進協議会 196
新たな地域交流の形として提唱されている地域連携軸構想の対応として、日本海から瀬戸内海、太平洋をつなぐ西日本中央連携軸の各都市が、それぞれの特性を発揮しながら、相互に補完・連携し合い、発展していくことを目指して、平成８年８月１９日に、島根・鳥取・岡山・香川・高知の５県にまたがる関係２５市により設立された。（構成都市：松江市、出雲市、安来市（島根県）、米子市、境港市（鳥取県）、岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、備前市（岡山県）、高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市（香川県）、高知市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市（高知県））

の

ノーマライゼーション 80
社会生活の中で、ハンディキャップ（障害）を持つ人々を特別扱いしたり、社会生活から隔てるのではなく、このような人々を含め、あらゆる人々が共に暮らしていくことができる社会が普通であるとする考え方。

は

バリアフリー 10 51 72 97 187
高齢者や障害者が生活する上で、行動の妨げになる障壁を取り除こうという考え方。具体的には、階段のスロープ化や段差のない床、車いすでも移動しやすい道路などが該当する。

パーク・アンド・ライド 18
通勤マイカーなどを郊外の駅周辺の駐車場に駐車（パーク）し、そこから電車（ライド）を利用する方法。公共交通機関の利用を促進し、都心部の渋滞緩和と排気ガスによる大気汚染の防止などに役立てようとするもの。 164 166

ひ

ビオトープ 8
ドイツ語で生物を意味する「ビオ」と場所を示す「トープ」の合成語で、安定した生活環境を持った動植物の生息空間。 29 76

ふ

風致地区 29
都市内にある樹林地などの自然的景観を維持し、人と自然との調和のとれた環境をつくるため、都市計画法に基づき定められた地区。 42 44

フレックスタイム 18
勤務時間を自主的に決定できる制度。種々の形態があるが、一定時間帯を核時間（コアタイム）として含む条件付きで、出退勤を自由とするのが一般的。 164 165

ほ

ホームビジット 16
外国人の短時間の家庭訪問を受け、日常の家庭生活を見せたり、家族ぐるみで交歓する制度。 179

法定受託事務 193
国が本来果たすべき役割に関する事務で、国において適正な処理を確保する必要があるが、自治体が実施することが住民の利便や行政効率の面から望ましいため、自治体において処理することになった事務。国から一定の範囲で統制を受けるが、自治体の事務として、条例を制定することもできる。

保健大学 11
保健センターで実施している市民を対象とした事業の一つ。健康づくりについて正しい知識を深め、日常生活習慣の改善を図るための講演や体験学習を内容とするもの。 81

ま

マルチメディア技術 151
文字や画像、動画、音などの様々な素材をコンピュータなどの電子機器を使い、統一的に扱う技術。

も

モーダルシフト施策 164
複数の交通機関の連携による交通施策を推進し、利便性を向上することにより、都市全体の交通を円滑にする手法。

や

夜間景観 14
夜間のまちの「にぎわい」や「華やかさ」を演出する照明なども含めた都市景観。 47

ゆ

優良田園住宅 52
農山村地域、都市の近郊その他の良好な自然的環境を形成している地域に所在する一戸建ての住宅で、敷地面積300㎡以上、建ぺい率30%以下、容積率50%以下、３階建て以下の基準を満たすもの。 174 175

ユニバーサルデザイン 72
すべての人のためのデザイン（計画・構想・設計）という意味で、ものづくりやまちづくりを行っていく上で、初めから「年齢、性別、障害の有無等にかかわらず、すべての人に配慮されたデザイン」を基本として取り組む考え方。 97

よ

容器包装リサイクル法 24
「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成７(1995)年６月公布）の略称。一般廃棄物のうち缶、びん、ペットボトルなど、容器包装廃棄物について、消費者、市町村、事業者のそれぞれの役割分担を明確にし、リサイクルを促進することを基本としている。 36 38 39

用途別容積型地区計画 15
住居地域、商業地域等で、住宅供給を促進するため、地区計画に敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限等が定められた地区に対し、住宅に係る容積率を、基本となる用途地域の容積率の１．５倍以内まで割り増しできる制度。 171

ら

ライフステージ 11
人間の一生を段階区分したもの。通常、幼年期・少年期・青年期・壮年期・老年期などに分けた各段階をいう。 80

り

療養型病床群 90
病院・診療所の病床（精神・伝染・結核病床以外の病床）のうち一群のものであって、主として長期にわたり療養を必要とする患者が入院するための病床。

緑地協定 43
市街地の緑豊かで良好な環境を保全するため、都市緑地保全法に基づき、一定の区域の住民が、宅地内の緑化や生け垣づくりを自主的に進めることを約束する協定。 52 174

緑地保全地区 42
防災・緩衝的機能や伝統・文化的意義を有する緑地、または住民の健全な生活環境を確保するための風致景観に優れた地区で、都市緑地保全法に基づき指定された地区。 44

わ

ワークショップ 19
課題について、様々な共同作業を通じて計画づくりを進める研修、研究形態の一つ。 48 189 192

笑顔あふれる　人にやさしいまち・高松

を目指して

たかまつ・21世紀プラン

新・高松市総合計画

平成１２(2000)年２月発行

発行／高松市
編集／高松市企画財政部企画課
〒760-8571 高松市番町一丁目８番１５号
Tel (087)839-2135

ホームページアドレス
http://www.city.takamatsu.kagawa.jp